

366
49
S45

第45集

日本労働年鑑

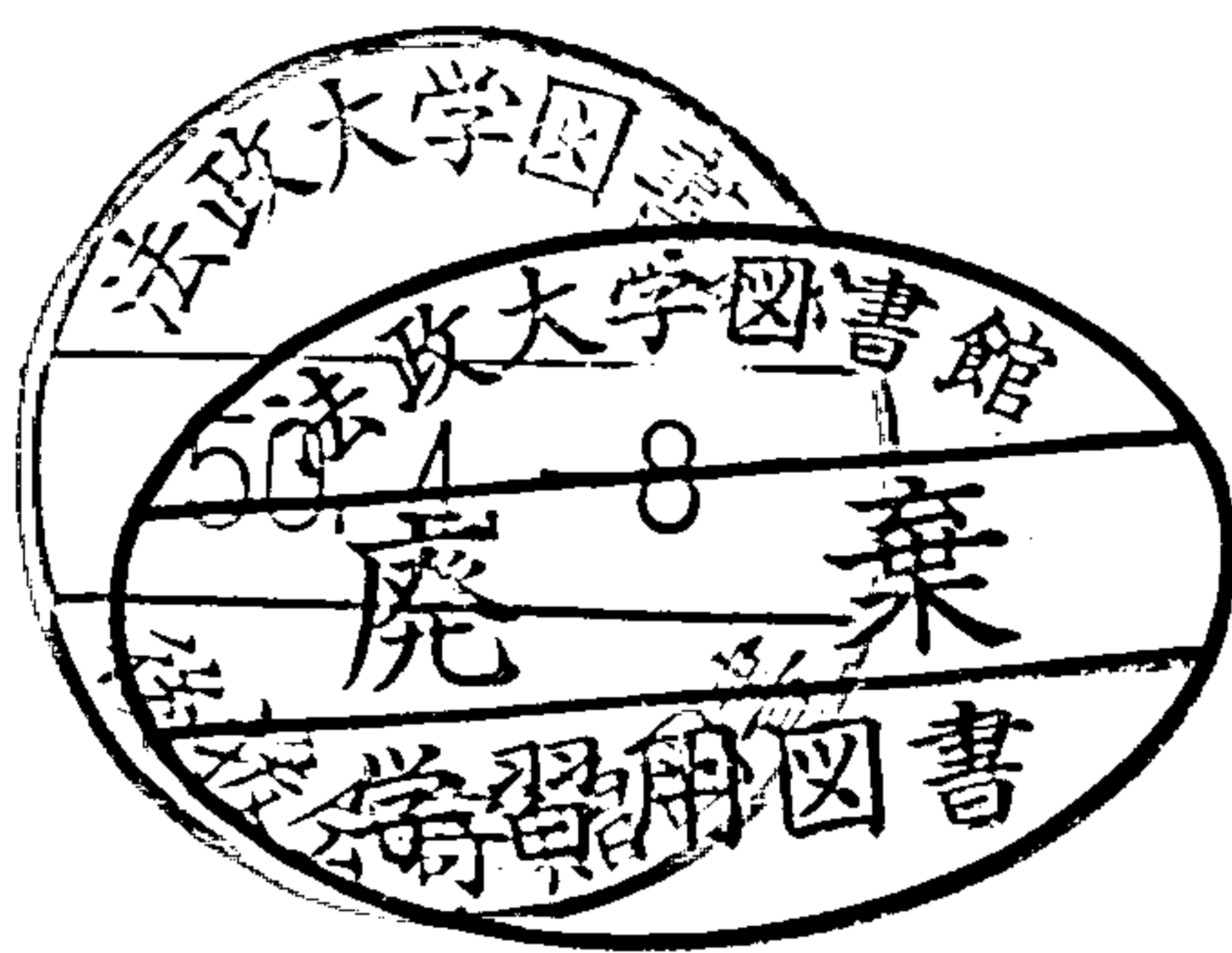
1975年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1975
VOL. XXXXV

法政大学 大原社会問題研究所

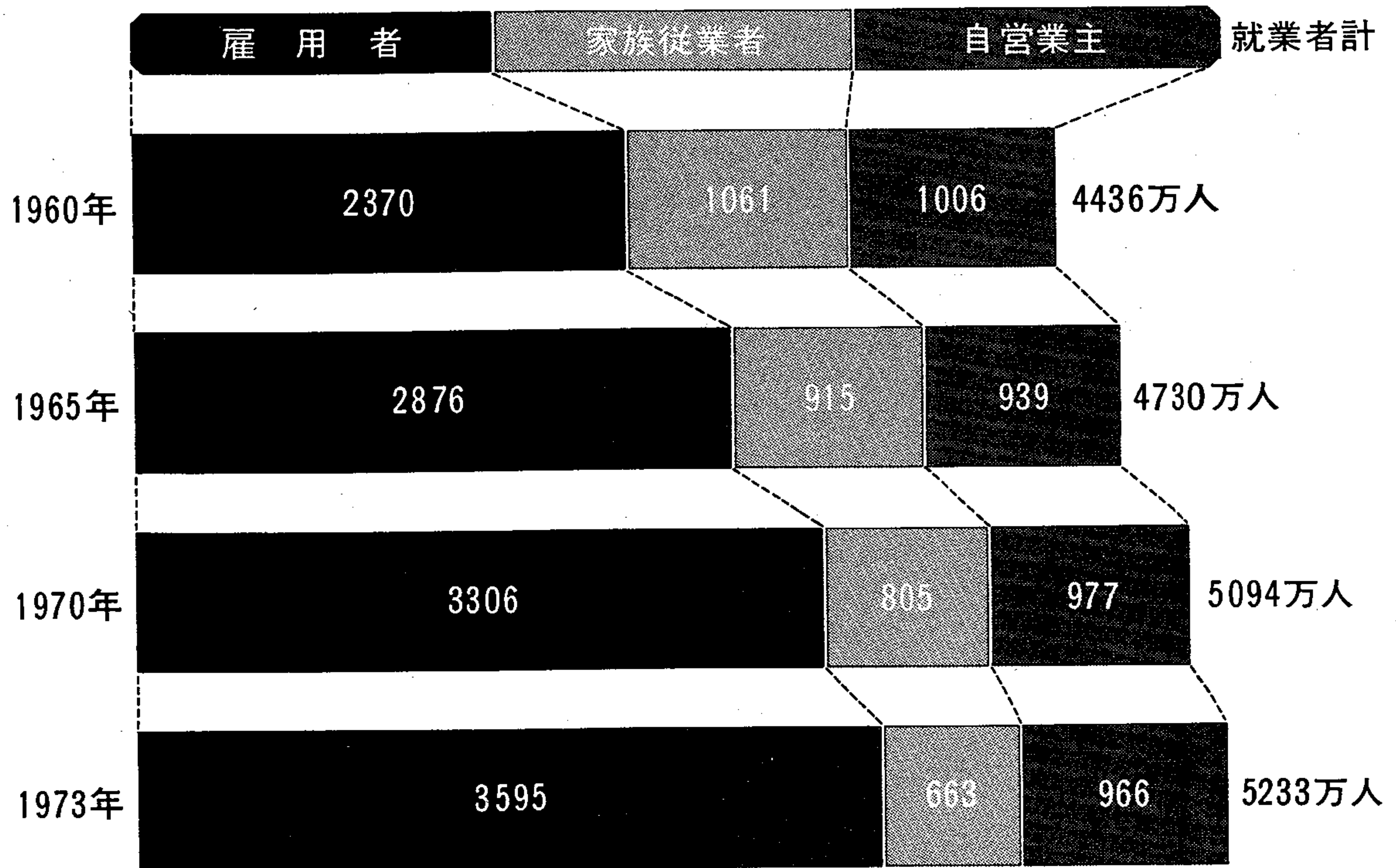
COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

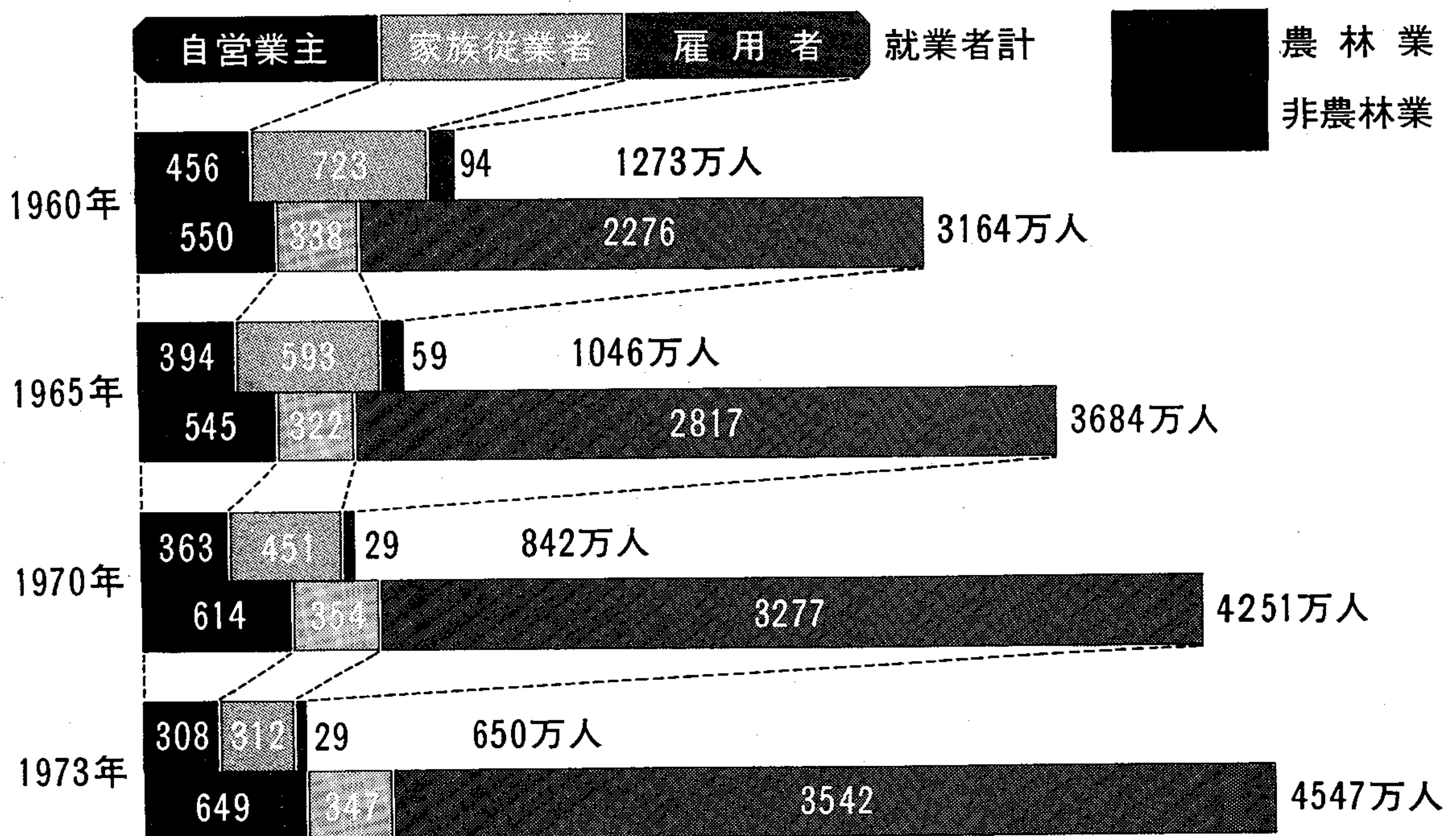


❁ 増大する賃金労働者

〔A〕 就業者構成



〔B〕 農林業・非農林業別就業者構成

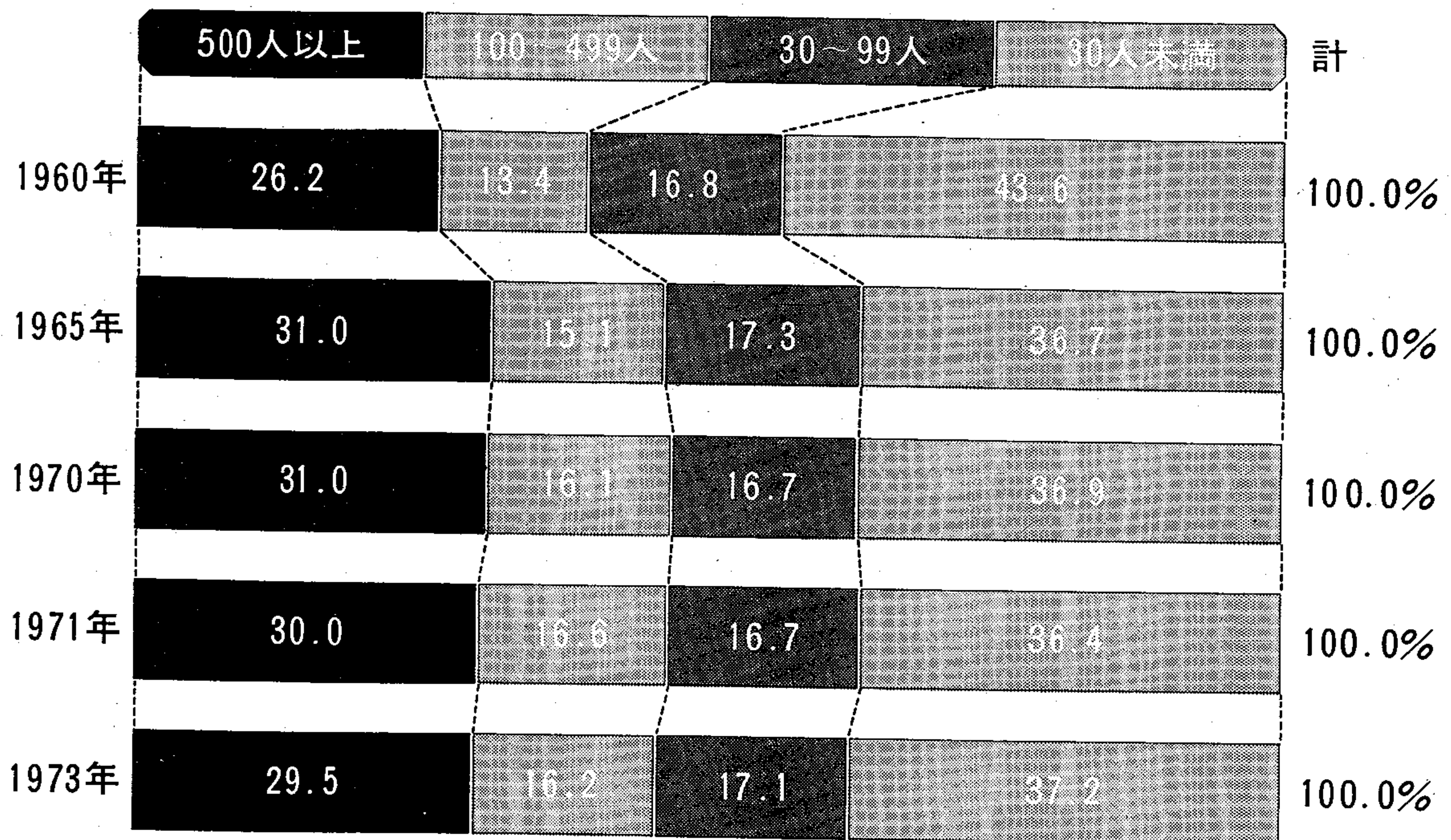


〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による。

- 雇 用 者 数 の 増 大 は 1960 年 の 2370 万 人 か ら 、 73 年 に は 約 3600 万 人 へ と 増 加 し た 。 農 林 業 就 業 者 は 一 貫 し て 減 少 し て お り 、 73 年 に は 650 万 人 に な っ た 。

❁ 労働者の大多数は中小企業で働いている

従業者階級別非農林業雇用比率

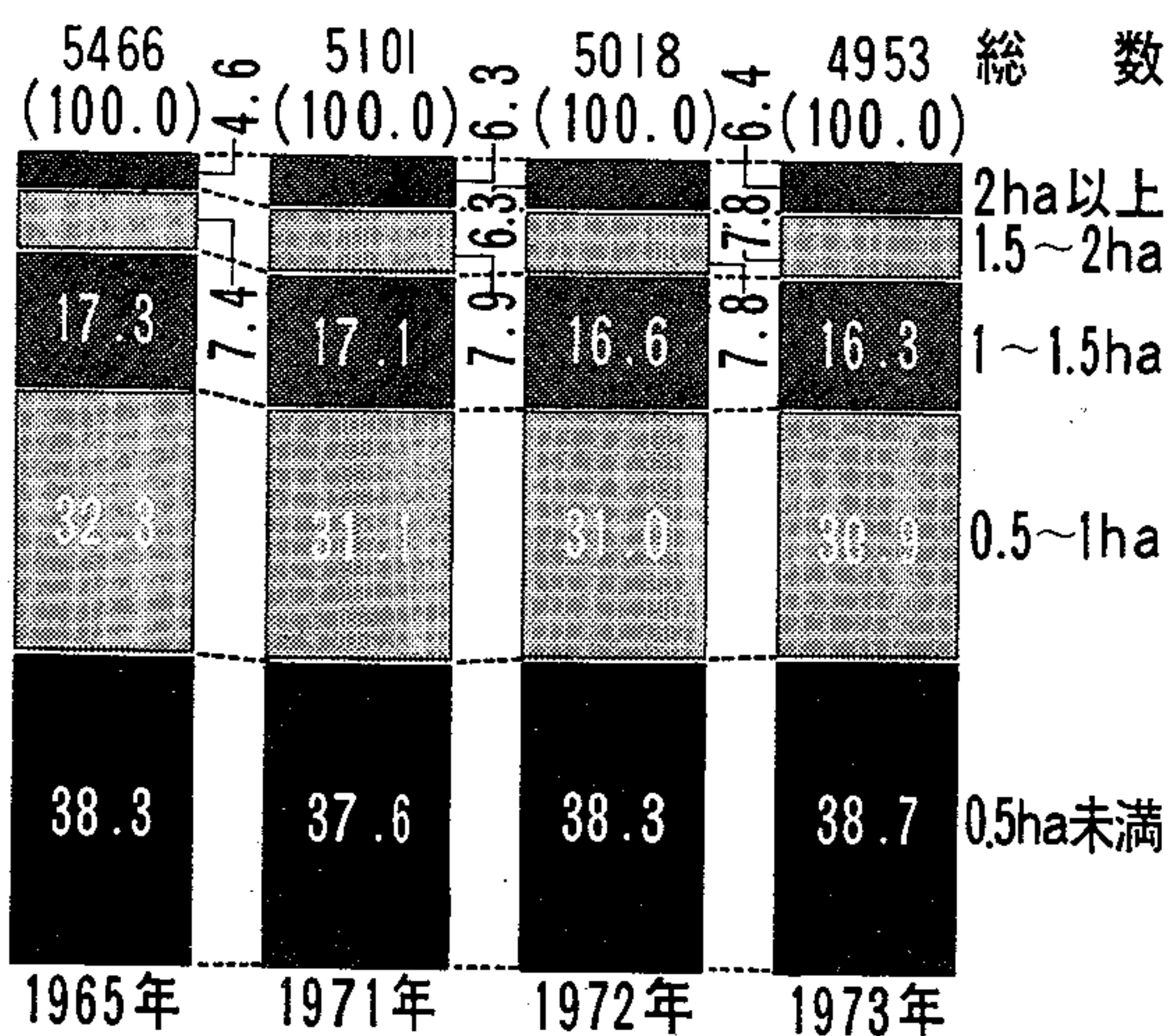


〔備考〕1) 官公部門の雇用者を除く。
2) 総理府統計局「労働力調査」による。

❁ 減少する農家

経営耕地規模別農家数の推移
(都府県)

(単位 千戸：%)



〔備考〕1) 1965年は2月1日、他は1月1日現在。

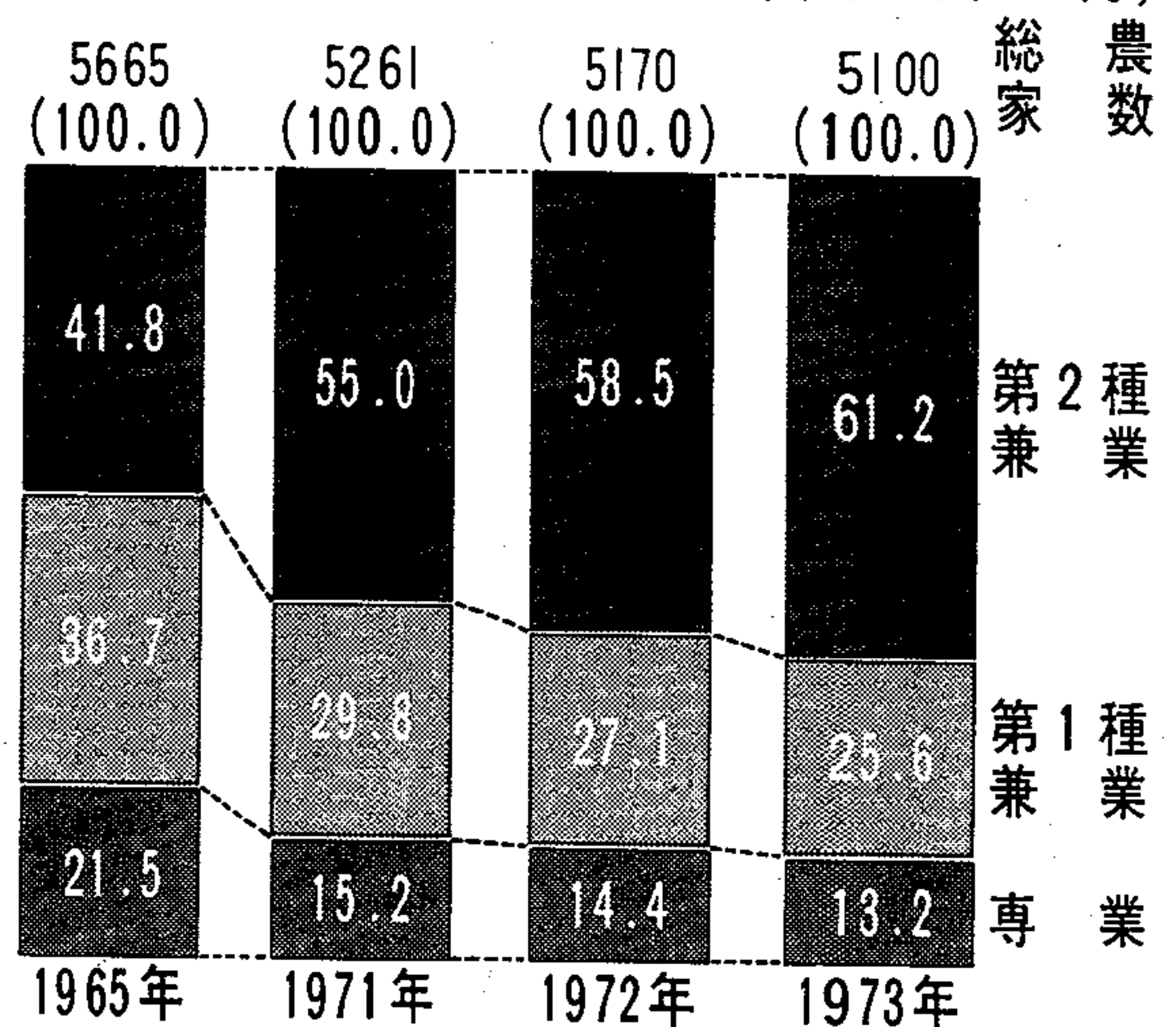
2) 農林省統計情報部「農業調査結果報告書」「ポケット農林水産統計」による。

● 農家数・農家人口は全体として減少をつづけている。1973年には農家数が500万の大台を割り、495万戸となった。経営耕地規模別にみると、1973年には、0.5ha未満～2ha以上のいずれにおいても、農家数は絶対数で減少している。

❁ 兼業化する農家

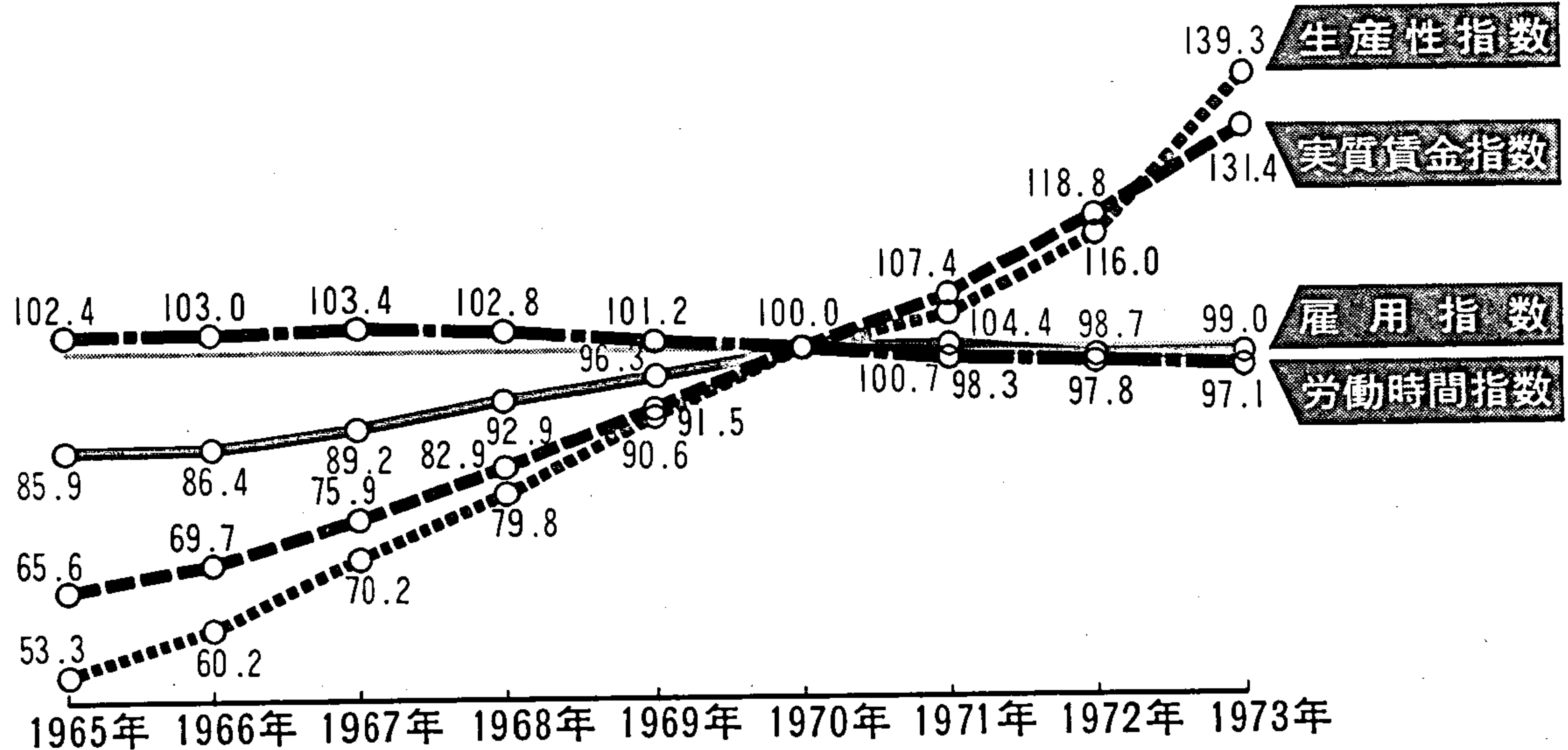
専兼業別農家数の推移
(全国)

(単位 千戸：%)



● 農家のうち、もっぱら農業に従事するのは、1973年には13.2%に減少した。他方、農業外収入を主とする第2種兼業は、1973年には61.2%に達している。

❁ 製造業における雇用・生産性・賃金・労働時間

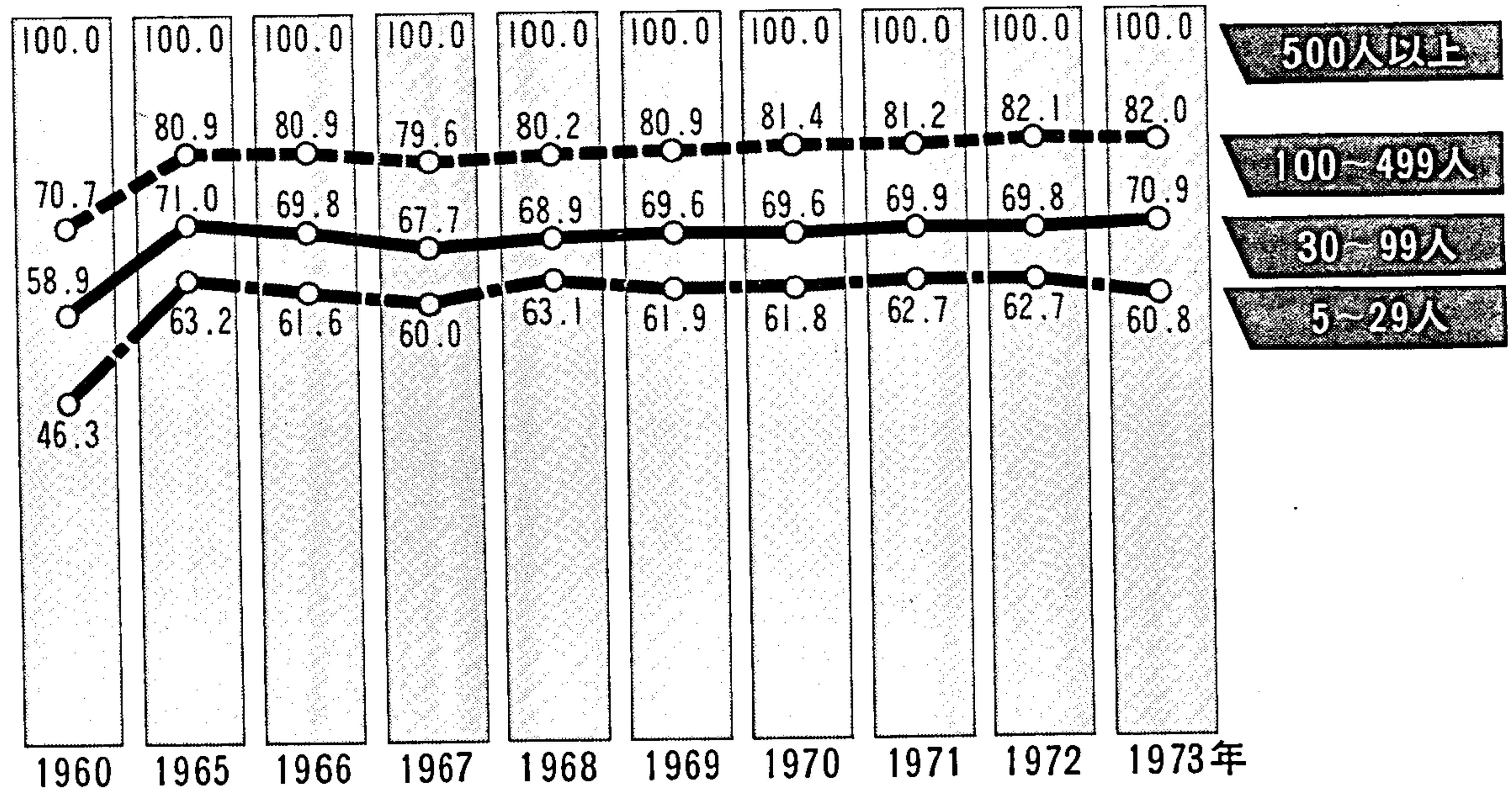


〔備考〕1) 雇用指数は常用労働者30人以上を雇用する「毎月勤労統計」対象事業所の常用労働者の指数。
 2) 生産性指数は各業種別労働生産性指数を付加価値ウェイトで総合したもの。
 3) 実質賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化し、それを消費者物価指数で除したもの。
 4) 労働時間指数は「毎月勤労統計」の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの。
 5) 労働省「昭和48年労働経済の分析」による。

●製造業における生産性は、1973年には65年の2.6倍に達した。この間、雇用は1.15倍、実質賃金は2倍、労働時間は0.95倍となっている。なお73年には、とくに生産性、実質賃金の伸びが目立った。

❁ 製造業における企業規模別賃金格差の推移

(現金給与総額)

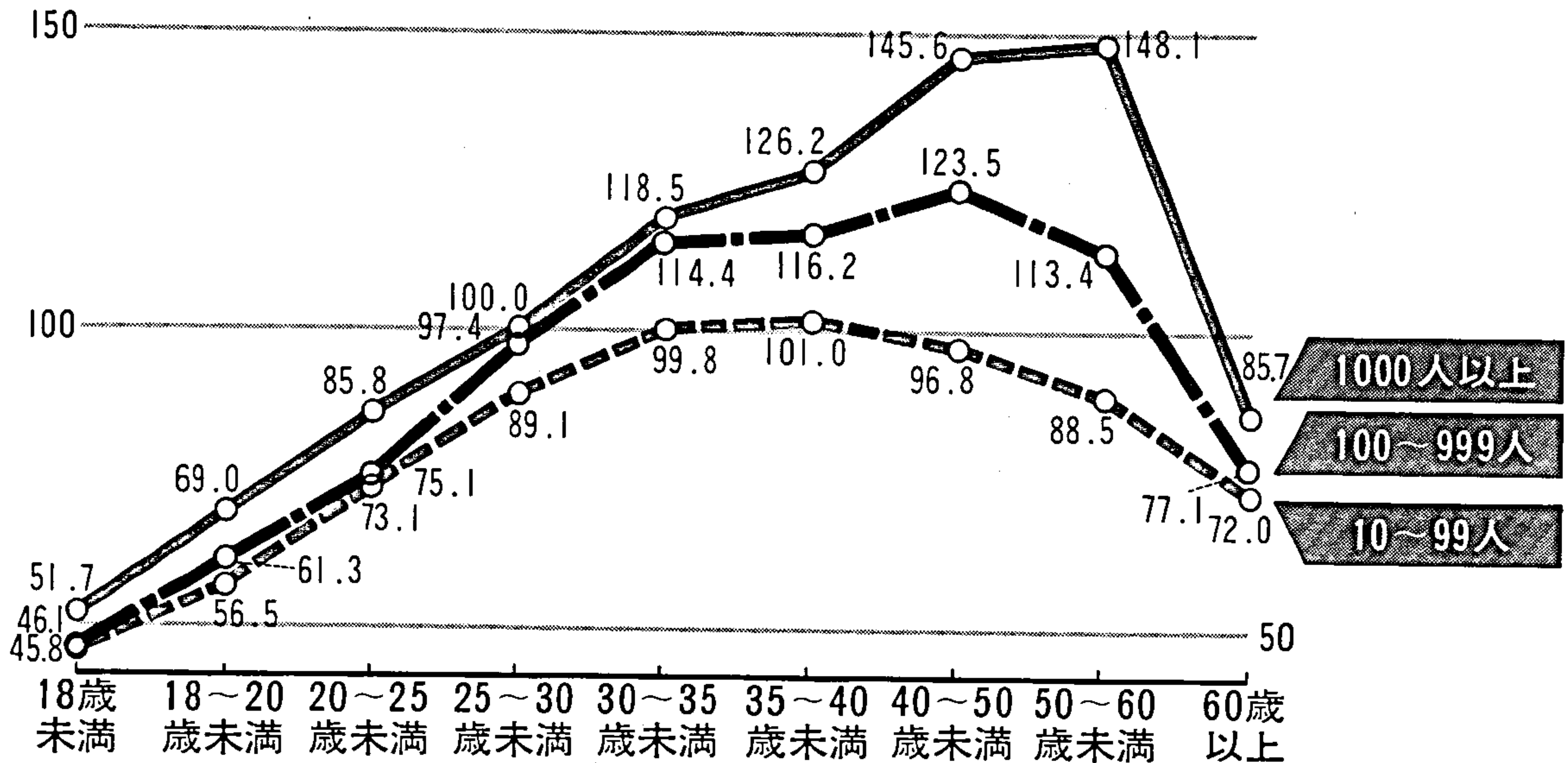


〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

●企業規模別賃金格差は、1965年頃までは縮小傾向を示していた。だが、それ以後はやや頭打ちの傾向にある。いずれにしても、賃金格差はいぜんとして大きい。

✿ 企業規模別にみた年齢別賃金格差の動向

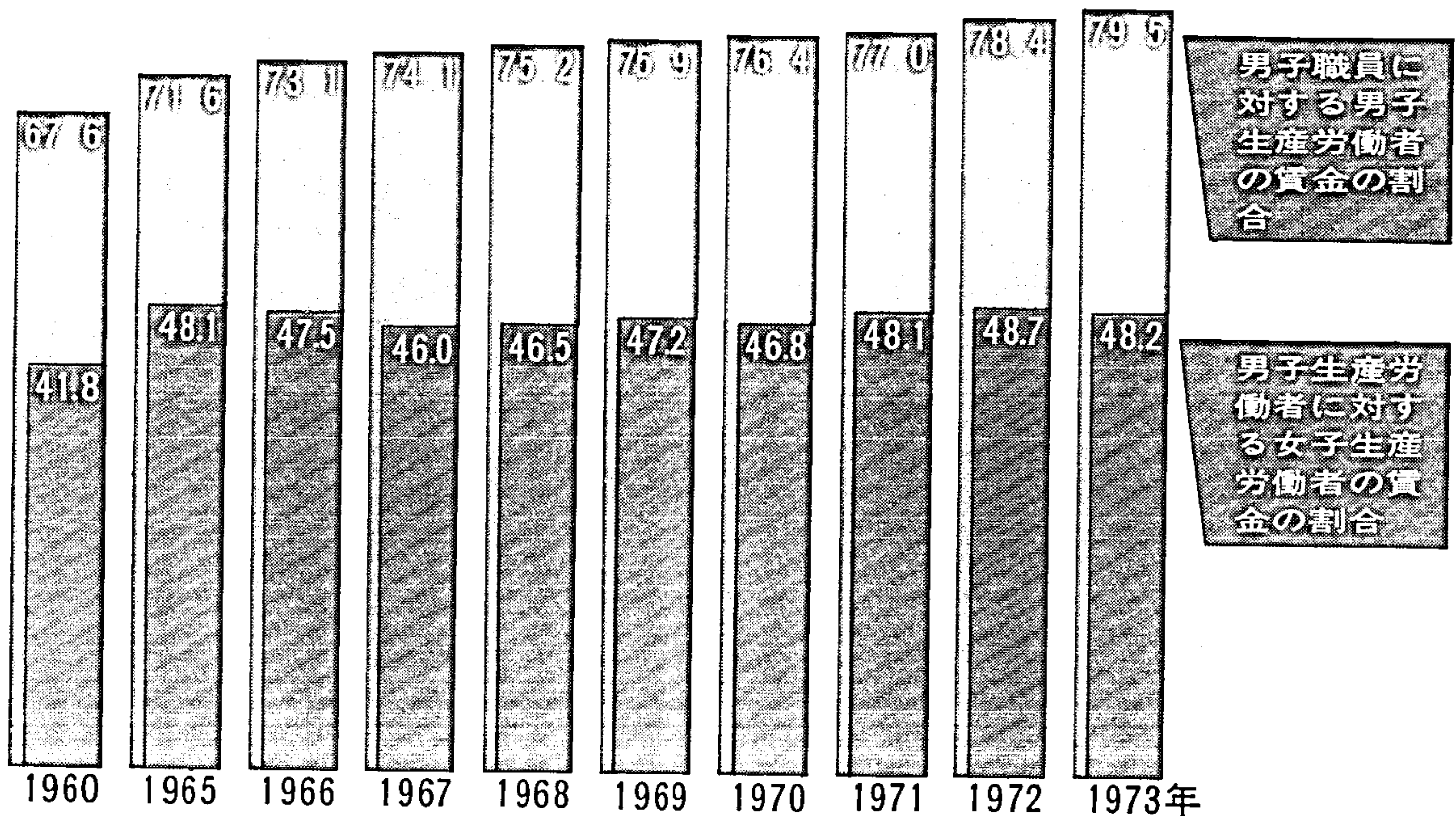
(製造業・男子・定期給与額・1973年)



〔備考〕1) 労働省「賃金構造基本統計調査」による。
2) 賃金格差は20～25歳を100.0とした値。

- 若年労働力不足と初任給水準の上昇により、若年層の賃金格差は企業規模別にみて、大きな開きはない。だがその後の賃金上昇カーブには、企業規模別にみて大きな開きが出ている。とくに企業規模が小さいほど、賃金上昇の頭打ち傾向が早くなっている。

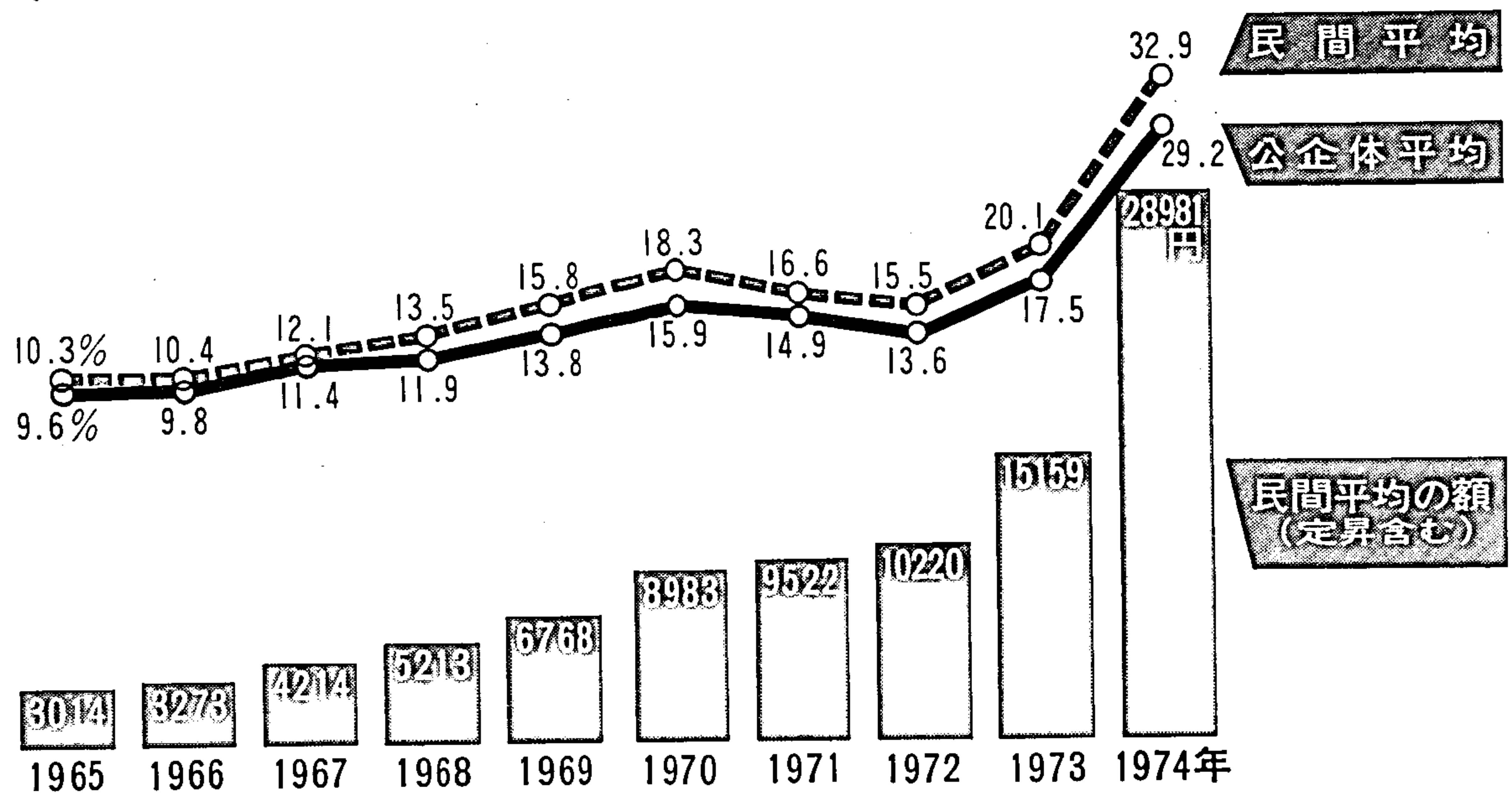
✿ 製造業における労職・男女別賃金格差の推移



〔備考〕1) 労働省「毎月勤労統計」による。
2) 職員とは、管理・事務・技術労働者の全体をいう。

- 労職別賃金格差は一貫して縮小傾向を示している。だが男女別賃金格差は、きわめて大きいだけでなく、格差縮小傾向にあるというよりも、むしろ停滞状況に近い。

✿ 春闘賃上げ額・率の推移



〔備考〕 1) 労働省政局調べ。

2) 集計対象は、主要産業に属する大手企業の労働組合である。

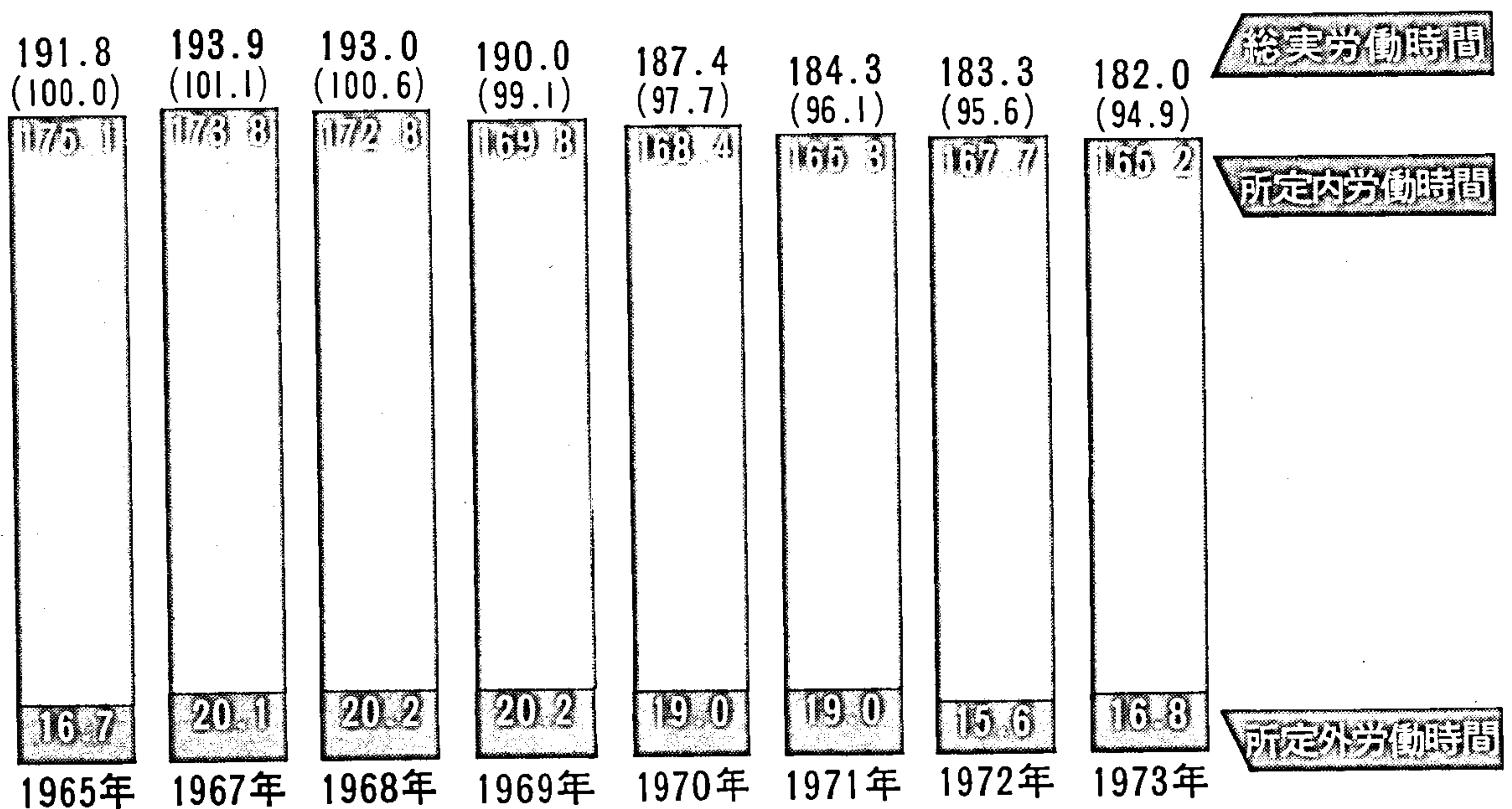
3) 賃上げ率は、基準内賃金に対する賃上げ額の比率を示す。

4) なお1971年までの引上げ額・率は、旧系列の調査。1972年以降は新系列（業種・調査企業数とも増加）の調査によって示した。

- インフレ、物価急騰のもとでの74年春闘の妥結結果は、額・率とも前年を上回り、春闘史上空前のものとなった。

✿ 製造業における労働時間の推移

常用労働者一人平均月間労働時間数

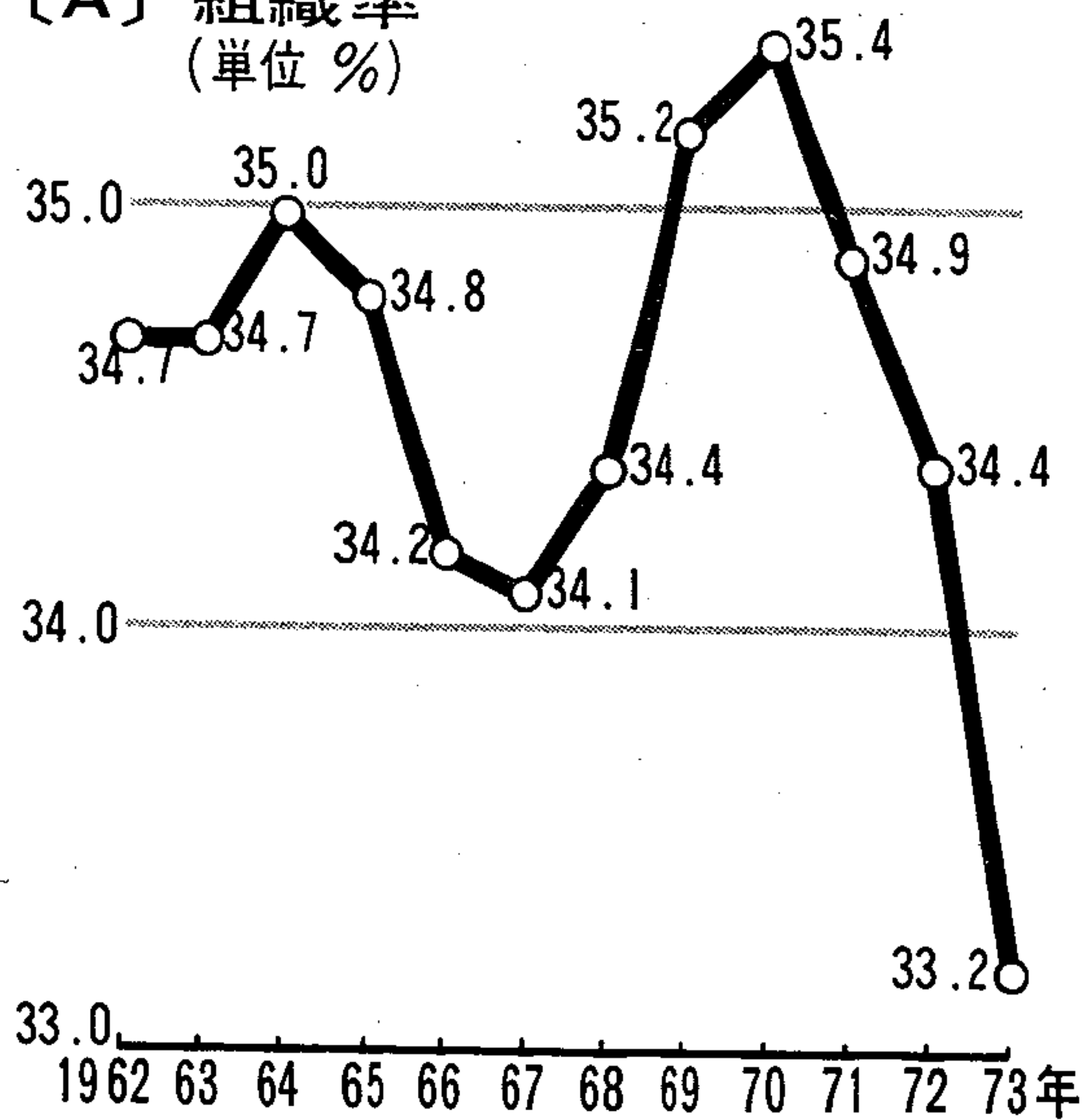


〔備考〕 労働省「毎月勤労統計」による。

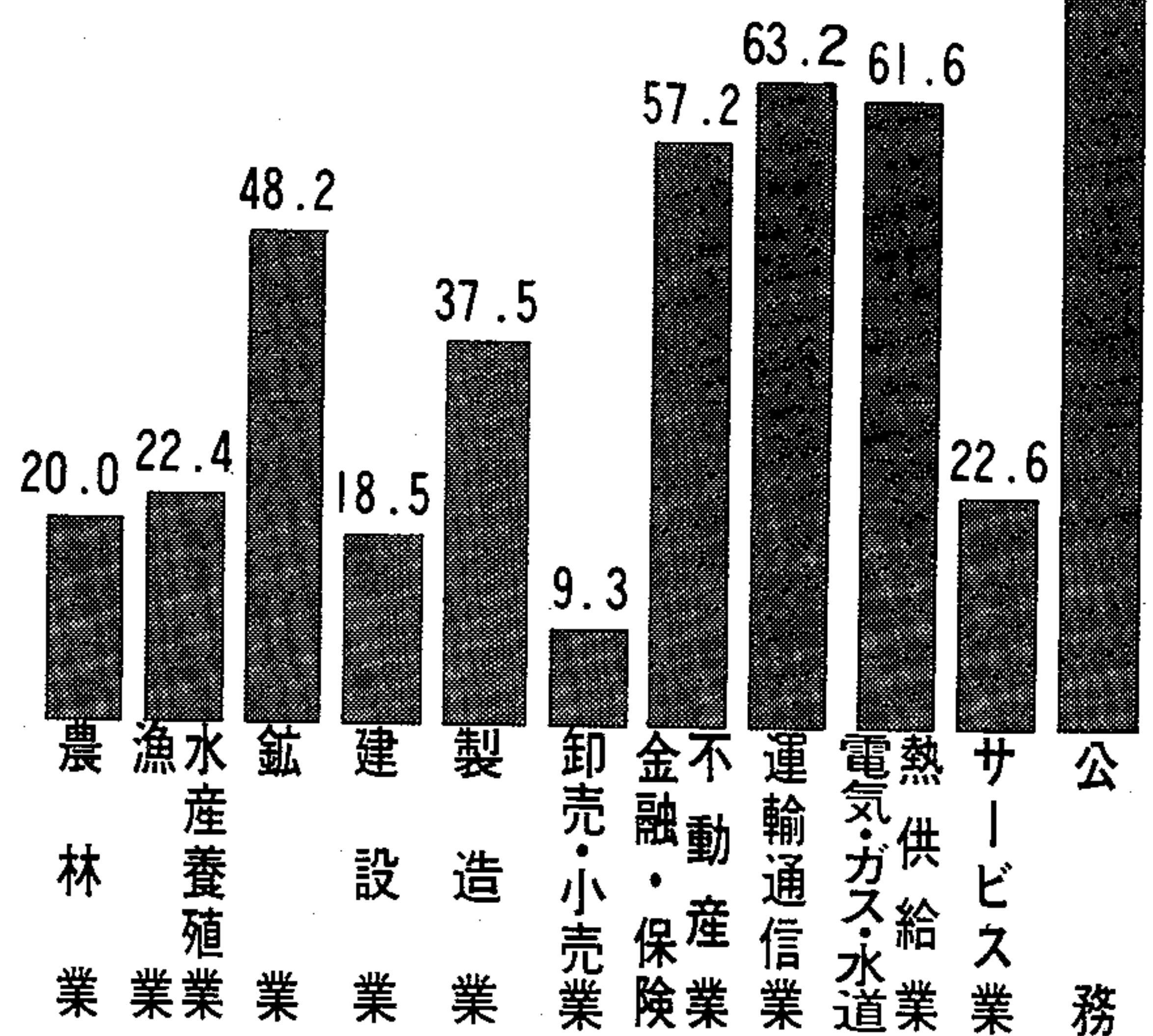
- 労働時間は長期的にはおおむね減少傾向にある。1973年には、所定内労働時間では前年より、2.5時間減少した。だが好況下で所定外労働時間は前年より上回った。

❁ 労働組合の組織率の推移と1973年における産業別組織率

〔A〕 組織率
(単位 %)



〔B〕 産業別組織率(1973年)
(単位 %)



〔備考〕労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

- わが国の労働組合組織率は、このところ33～35%のあたりを上下している。これはイギリスにはおよばないが、ほぼ西ドイツなみで、アメリカをはるかにしのぐ水準である。産業別にみると、公務が75.9%でいまや最高位にたち、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険・不動産業がこれにつづき、製造業は37.5%である。

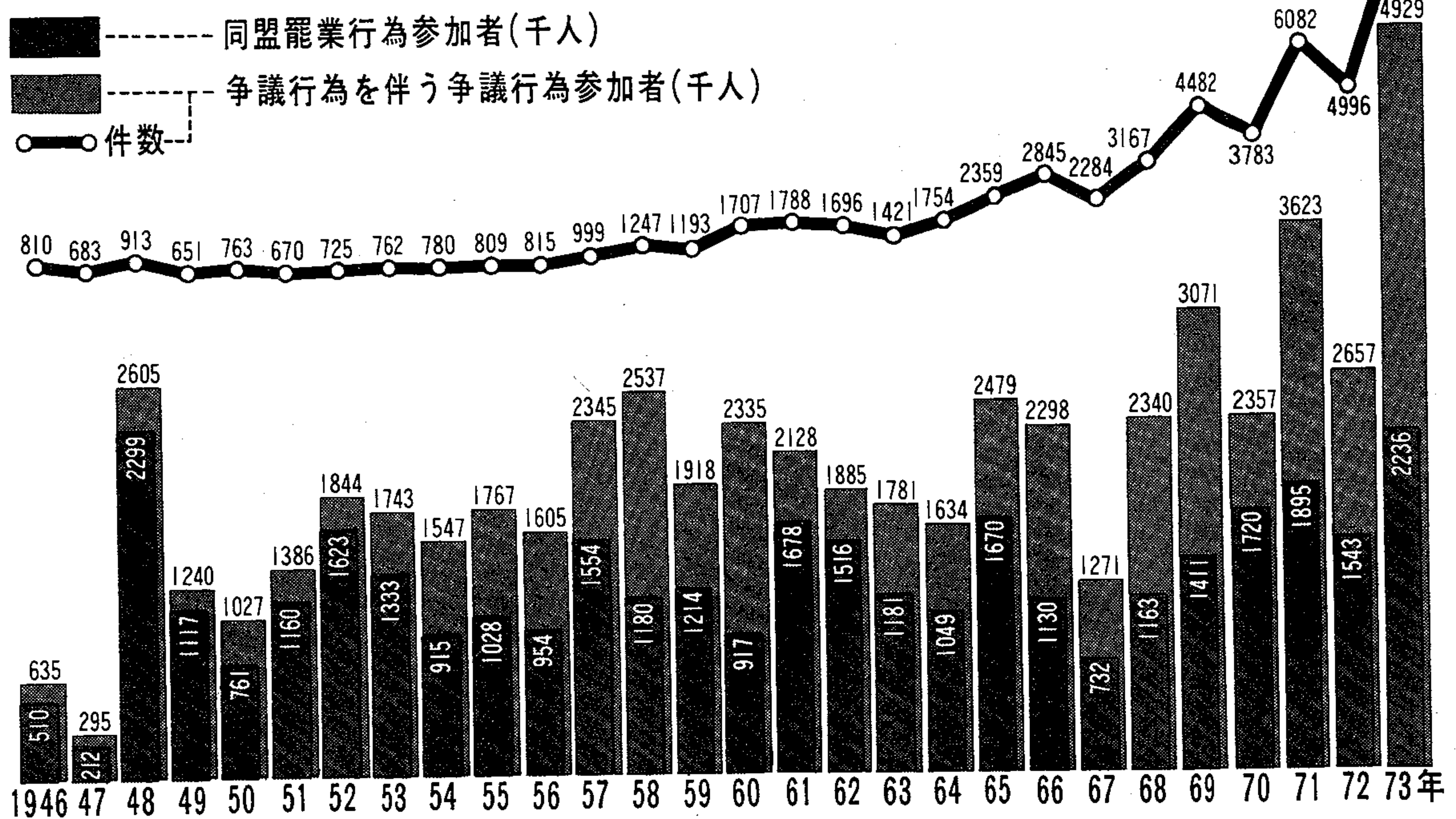
❁ 労働組合員数と労働組合中央組織の組織率



〔備考〕労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

- わが国の労働組合員数は、1973年6月末現在で約1210万人に達した。これは資本主義国ではアメリカ合衆国につぐ数である。そのうち66.7%が総評、同盟、新産別、中立労連のいずれかに加盟している。最大の中央組織は総評であるが、民間企業労働者の組織化の点では、1967年いらい同盟が総評をしのいでいる。

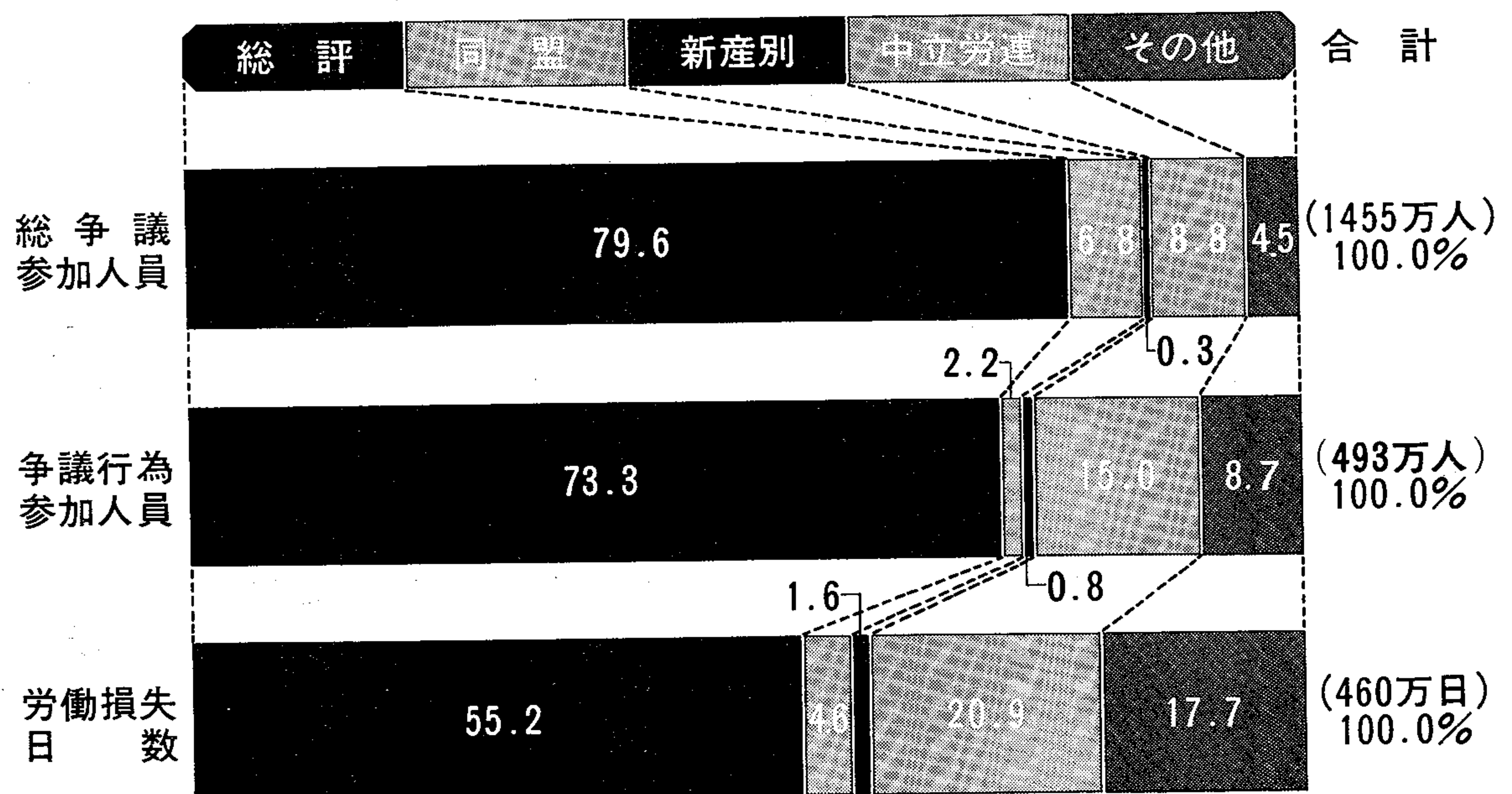
✿ ストライキ闘争の高揚



〔備考〕労働省「昭和48年労働争議統計調査報告」による。

- 労働者のストライキ闘争は60年代末から高揚期にはいっている。1973年には、争議行為を伴う争議の件数・行為参加人員とも史上最高を記録した。

✿ 労働争議参加人員と労働損失日数に占める 各労働組合中央組織の割合(1973年)

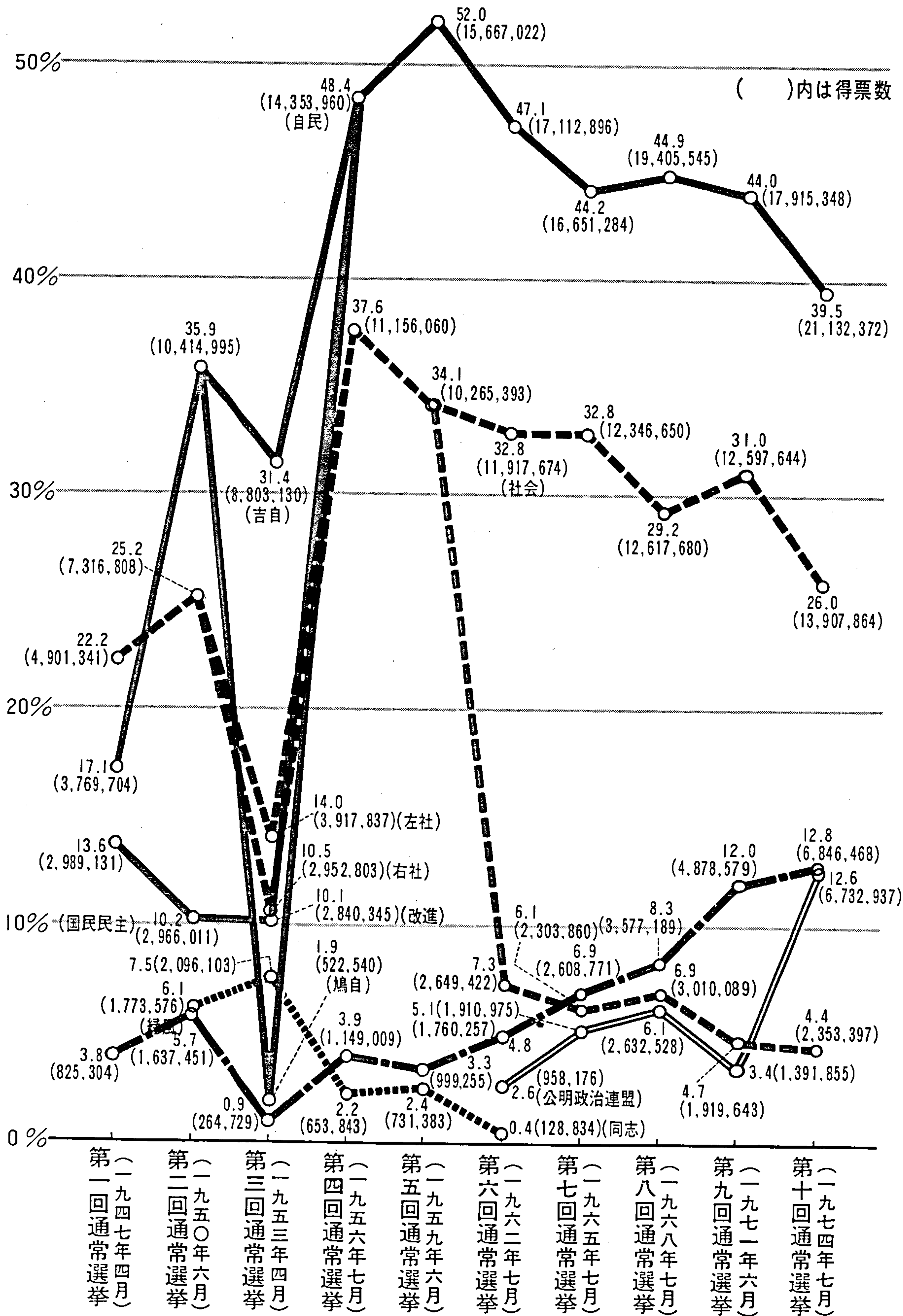


〔備考〕労働省「昭和48年労働争議統計調査報告」による。

- わが国における総争議参加人員、争議行為参加人員、労働損失日数の大部分は、総評と中立労連の傘下組合によって占められている。1973年には、総争議参加人員で88.4%，争議行為参加人員で88.3%，労働損失日数で76.1%を占めていた。

✳ 戦後の参院選挙各党派別得票率の推移(地方区)

○—○ 自民
○- - - 社会
○- - - 共産
○=○ 公明
○- - - 民社



は し が き

本書の取りあつかった時期は、一九七三年から七四年の前半にかけてであるが、この間の国際情勢は、七三年六月における米ソの首脳会談において平和共存を確認し、東西両ドイツが同年九月に国連加盟を承認されるなど、全体として平和共存・緊張緩和の基調が強まった。しかし一方では、七三年一〇月に勃発した第四次中東戦争、カンボジアでの紛争の継続、チリの軍事クーデターによる社会主義政権の崩壊などの局地的緊張がつづいた。

七三年二月のマルク投機に端を発した国際通貨危機は、各国がいっせいに変動相場制をとり、さらに米国の国際収支が改善されることによって小康状態を保ったが、しかし世界各国は天候不順による農作物の不作にもとづく価格の大幅な上昇をきっかけにインフレーションの波をかぶることになった。とくに一〇月の中東紛争の再燃を契機にアラブ石油産油国が石油供給制限と、石油公示価格の大幅引上げ措置をとったことは、各国の経済に深刻な影響を与え、最大の輸入インフレ要因となった。

各国のなかで日本のインフレーションはとくに深刻であった。すなわち卸売価格指数（総合）の対前年同期上昇率は、七三年三月に一〇％をこえ、一〇月には二〇％に達し、七四年三月三五・一％、四月三五・七％という大幅な上昇を示し、また消費者物価指数も七三年五月には一〇％をこえ、同十一月には二〇％をこえ、七四年三月二四・九％の上昇となった。このような「狂乱物価」と呼ばれたインフレーションの原因は、国際収支の黒字に起因する過剰流動性と、円切上げ不況対策としてとられた金融緩和、大型財政における公共投資の大幅増額などのいわゆる政策ミス、および石油をはじめとした国際商品の価格上昇にもとづく輸入インフレ、さらにはカルテル、売り惜しみ、投機などによる価格の引上げや便乗

値上げなどである。とくに石油危機に便乗した先取り値上げは、企業に莫大な利益をもたらすことになった。

七四年春闘は、以上のようなはげしいインフレーションを背景に展開された。春闘共闘委は三万円・三〇%、同盟は二万五〇〇〇円・三〇%とそれぞれ大幅な賃上げ要求の基準を設定したが、各単産でおこなわれた要求決定の討議においては下部のつき上げがあり、要求はさらに上積みされた。春闘はまず二月段階において労働四団体の対政府・経営者団体との交渉、三月にはいつてからは春闘第一波として一日に国労など公労協組合の二四時間ストがおこなわれ、二六日には国民諸要求、労働条件をめぐる要求などをかかげた二波にわたる統一ストが展開された。四月にはいつてから闘争はいよいよ本格化し、八日から国労・動労の順法闘争にはじまり、一〇日から日本列島を完全にまひさせた交通ゼネスト（国労、動労、私鉄など）が一三日午後までつづけられた。このように交通ゼネストが長期にわたっておこなわれたことは、わが国労働運動史上はじめてのことといつてよい。

七四年春闘における賃上げの成果は、労働省調べで二万八九八一円、三二・九%と、戦後最高の引上げ率となった。このような大幅な賃上げをもたらした理由は、第一に消費者物価が大幅に上昇したこと、第二に七三年における景気の回復にともなつて労働力の需給逼迫が強まり、七三年一月には一般求人倍率が二・三〇と戦後最高を記録し、石油危機以後もその影響が残ったこと、第三に価格の引上げによる企業の利益の増加がいちじるしく、支払い能力が十分であったことをあげることができる。

七四年春闘の特徴の一つは、インフレの被害をもっとも大きく受ける低所得者層の要求を積極的にとりあげたことであつた。すなわち春闘共闘委は、年金・生活費などの社会的給付を三、四カ月に一度、物価スライドとして引き上げ、一年に一回賃金スライドさせることを求め、さらに生活保護世帯に一時金（インフレ手当）の支給を要求し、若干の成果をかちとることができた。労働組合の賃金闘争がこのような国民的要求と結合したことは、春闘の質的発展を示すものといつてよいであらう。

しかし春闘におけるインフレ対策は、必ずしも十分なものではなかった。とくに春闘の過程において労働四団体の共闘が崩壊したことは、対政府要求における迫力を減殺する結果をもたらし、抜本的なインフレ対策は今後の課題として残されることになった。

本書は、一九七三年七月から七四年六月までの一年間を対象とし、これを労働者の状態(第一部)、労働運動その他の社会運動(第二部)、政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策(第三部)に大別し、それぞれの各項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場にたって忠実に記録するという従来からの一貫した方針によって編集された。労働運動あるいは労働経済に関する年鑑的な書物は、官庁その他の団体からも刊行されているが、本書のように三部構成をとっているものはほかに見当たらない。労働者状態、労働運動、労働政策はもともと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは不可欠である。その意味において本書が大方の役にたちうることを期待して、あわせて今後多大のご援助をたまわることをお願いするものである。

一九七四年一〇月

法政大学 大原社会問題研究所

目次

労働日誌……………(一)

序章 この時期の概観……………(二九)

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成……………(四)

II 雇用構造と労働市場……………(五)

III 賃金と労働時間……………(七)

IV 合理化の現状と労働災害・職業病……………(九)

V 労働者の生活……………(二八)

VI 農家の状態と農民の生活……………(四一)

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……………(二〇)

II 総評・同盟・新産別の大会……………(二六)

III 労働争議……………(二六)

IV 賃金闘争……………(三三)

V 合理化反対闘争……………(三四)

VI 権利闘争……………(三五)

VII 公害反対闘争……………(三二)

VIII 社会保障闘争……………(三八)

IX	労働者福祉運動	(三四)
X	沖縄の労働運動	(三六〇)
XI	国際労働組合運動と日本	(三九二)
XII	農民運動	(三九四)
XIII	人権擁護運動	(四二二)
XIV	政治的大衆行動と平和運動	(四三九)
XV	政 党	(四四五)

第三部 労働政策

I	政府の労働政策	(五〇〇)
II	雇用政策	(五一七)
III	賃金政策	(五三三)
IV	社会保障	(五四四)
V	経営者団体の労働政策	(五五六)
VI	労働判例の動向	(五七六)
VII	I L O	(五九四)

付 録

付1	主要な労働組合の現状	(六二四)
付2	労働組合名簿	(六三三)
	統計表索引	(六三六)
	事項索引	(六四五)

労働日誌

一九七三年七月—一九七四年六月

2. 総評企画委員会、新聞代値上げ
反対闘争方針などを決定
 - 。郵政省、札幌・豊平局における
不当労働行為に關し、關係管理
者六人の処分を發令
3. 合化労連第五〇回定期大会（
6日）、運動方針を決定。太田委
員長は戦線統一問題について民
間単産統一準備会構想を提唱
 - 。総評・社会党、減税闘争連絡会
議、国民税制調査会の発足、国
民生活を守るための緊急減税実
施方針をまとめる
 - 。労働省、昭和47年労働経済の分
析（「労働白書」）を發表
 - 。衆院本会議で自社公民四党、中
国核実験抗議・仏核実験反対決
議を可決
4. 自治労第五回拡大闘争委、賃金
闘争の当面のたたかいの進め方
を決定
 - 。資源労連、昭和49年度資源産業
政策要請事項を決定、翌5日に
産業政策要請中央集会
5. 総評、社共公三党など一八団
体、経団連会長らと第二回会談
 - 。宮本共産党委員長、核問題につ
いて、日本共産党の態度を明ら
かにする
6. 公労委、全通など五現業六労組
の住宅手当について仲裁裁定を
提示
 - 7. 全専売第二九回定期大会（
10日）、運動方針を決定
 - 8. 東京都議選投票、自民・公明・共
産各党議席を維持または伸ばす
。参院本会議、全会一致で「核決
議」を採択
 - 9. 総評第七回評議員会、重要法案
粉碎へ第二春闘方針を決定
 - 10. 総評幹事会・国際連帯委員会、
アジア労働組合情報センターの
来年3月発足を決定
 - 。日教組第四三回定期大会（
13日）、運動方針を決定
 - 。電信共闘第一三回定期評議員会
（
11日）、運動方針を決定
 - 。全日自労第三次中央行動（
12日）
 - 11. 紙パ労連第五二回定期大会（
13日）、運動方針を決定
 - 。低所得者の生活危機突破・豊か
な老後保障をめざす国民大行進
 - 12. 総評戦線統一対策委、二二単産
会議存続の方針を確認
 - 。炭労第七二回定期大会（
14日）、運動方針を決定
 - 。同盟第一〇回執行評議会、イン
フレ対策活動の特別企画につい
て協議
 - 13. 第一三回労働戦線統一民間単産
連絡会議二二単産会議での戦線
統一は不可能との確認、事実上
解散
 - 。全建総連、国保組合四割五分法
制化・社会保障拡充7・13中央
決起大会
 - 14. 全駐労第二三回定期大会（
15日）、運動方針を決定
 - 15. 全通第二六回定期大会（
18日）、運動方針を決定
 - 。運輸労連第六回定期大会（
17日）、運動方針を決定
 - 。化学同盟第三二回定期大会（
17日）、運動方針を決定
 - 16. 新産別中央執行委、統一連絡会
議の蹉跌に対する見解を表明
 - 。多国籍企業問題対策労組連絡会
議結成大会、当面の活動目標を
決定
 - 。国際電電第三〇回定期大会（
18日）、運動方針を決定
 - 17. 私鉄総連第三七回定期大会（
19日）、運動方針を決定
 - 。全農林第一六回定期大会（
20日）、運動方針を決定
 - 。全医労第二七回定期大会（
20日）、運動方針を決定
 - 。同盟・全日航労組第五回定期大
会（
19日）、航空同盟結成の



第13回戦線統一民間単産連絡会議，事実上解散

方向打ち出す

。参院各委員会、自民党、国鉄・健保・防衛二法・筑波大学などの法案を一斉に強行採決

18。国労、国鉄運賃値上げに反対して四八時間の順法闘争にはいる（19日）

。都市交通第三五回定期大会（19日）、運動方針を決定

。全自交第二回交研集会（20日）
。東京地裁民事六部、報知三労組解雇者一三人の賃金合計二九七六万円の支払いを会社 に命じた仮処分を決定

19。国労・動労・日教組・自治労・全通など、反動諸法案の粉碎をめざし、ストライキを含む実力行使

。一八団体主催、国鉄運賃・健保・防衛・筑波大学諸法案阻止・小選挙区制粉碎・田中内閣打倒7・19全国統一行動中央集会

。同盟紙パ協議会第二回総会、運動方針を決定

。全日自労、第四次中央行動（21日）

。全電線第二七回定期大会（21日）、運動方針を決定

。社会党中央執行委「原水爆禁止運動の統一についての見解」を

まとめ、共産党に回答

20。紙パ総連合第二回定期大会（22日）、運動方針を決定

21。動力車労組第二七回定期大会（25日）、運動方針を決定

。国民救援会第二八回全国大会（22日）、運動方針決定

。基地対策全国連絡会議結成

22。全印総連第二二回定期大会（24日）、運動方針を決定

。全林野第二五回定期大会（26日）、運動方針を決定

23。一八団体主催、自民党暴挙糾弾、会期再延長反対、国鉄運賃・健保・防衛・筑波大学諸法案阻止、小選挙区制粉碎、田中内閣打倒7・23全国統一行動中央集会

。大木総評事務局長は、「春闘共闘委を常設機関に切替え、戦線統一の母体とする」との構想を示す

。国鉄労組第三四回定期大会（27日）、運動方針を決定

。全機金第二四回定期大会（25日）、運動方針を決定

24。全電通第二六回定期大会（28日）、運動方針を決定

。全印刷第三九回定期大会（27日）、運動方針を決定

。全日通第二八回定期大会（27日）、運動方針を決定

。衆院本会議で、自民党、六五日間の会期再延長を単独議決

25。全国金属第三回中央委（26日）、秋闘方針を決定

。日本医労協第二二回定期大会（27日）、運動方針を決定

。全司法第二九回定期大会（28日）、運動方針を決定

。化学労協結成準備会、水銀・PCB公害問題に関する集会

。民社党緊急中央執行委、独自の改革革新路線を推進するとの態度を決定

26。全国民労協常任幹事会、新段階を迎えた戦線統一に取り組む全国民労協の構想をまとめ、共闘委の設置を要望

。全鉱の退職金闘争、坑外勤続三〇年で三五万円増、協定期間一年で解決

。全石油第三二回定期大会（28日）、運動方針を決定

。日放労第五八回定期中央大会（28日）、運動方針を決定

。新聞労連第四一回定期大会（28日）、運動方針を決定

。全農協労連第二五回定期大会（28日）、運動方針を決定



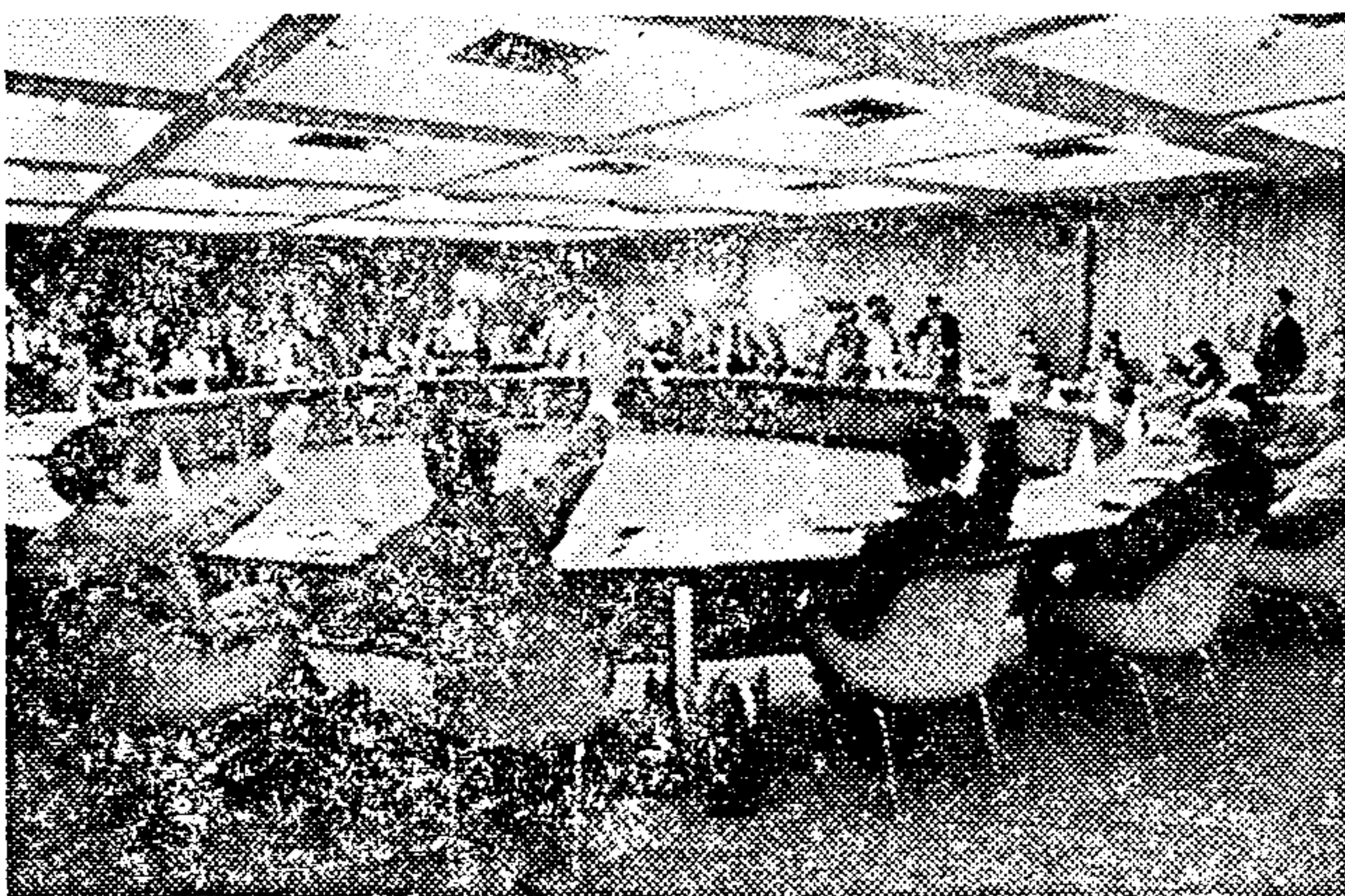
総評第46回定期大会

- 27。全建労第二八回定期大会（29日）、運動方針を決定
- 29。新化学第二三回定期大会（31日）、運動方針を決定
- 30。総評第四六回定期大会（3日）、73年度運動方針、秋期年末闘争方針、来年の参院選挙闘争方針などを決定
- 。同盟・全官公代表、人事院に早期勧告を申入れ
- 。人事院、諸外国公務員の勤務時間・週休制度について調査結果をまとめ、発表
- 。ベトナム総工会代表团と総評、共同声明に調印、発表
- 。共産党第一回中央委総会（31日）、中間選挙総括などの報告を承認、声明「暗黒政治再現への道を許さないために」を採決
- 8月
- 1。全国セメント第二八回定期大会（2日）、運動方針を決定
- 。全施労第四回定期大会（3日）、運動方針を決定
- 。新教組第六回定期大会（2日）、運動方針を決定
- 。全日農など農民七団体主催、食糧危機突破・食管法完全実施・要求米価貫徹全国農民総決起大会（3日）
- 。米価審議会（3日）「適正限度での引上げを認める」との答申
- 。被爆二八周年原水爆禁止世界大会はじまる
- 3。全日農・全農総連・食管連主催、食糧危機突破・食管法完全実施・米価要求貫徹第二次全国農民総決起大会
- 4。政労協第三一回定期大会（6日）、春闘総括、運動方針を決定
- 。国鉄当局、昨年9月から今春闘にかけて一連の闘争に対する第一次処分として、九州・四国ブロックの解雇五人を含む一万三〇一三人の処分を発表、7日、広島ブロックの一八二七人の処分を通告
- 。第一九回原水爆禁止世界大会はじまる
- 。核禁会議全国集会
- 7。総評全国一般第二一回定期大会（9日）、運動方針を決定
- 8。全財務第二二回定期大会（11日）、運動方針を決定
- 。政府、首相裁断で生産者米価を一六・一％引き上げること閣議決定
- 。韓国野党指導者・金大中氏の誘拐事件
- 9。全倉連第二六回定期大会（11日）、運動方針を決定
- 。人事院、一般職国家公務員給与を4月1日にさかのぼって平均一五・三九％引き上げるよう勧告
- 。同盟・多国籍企業対策委員会発足
- 15。最高裁判所、全司法の4・27リボン行動に対して、本部役員ら一三四名に「注意」処分を通告
- 16。同盟第一二回執評、北方領土返還要求運動、高齢者福祉対策運動月間などについて協議
- 。多国籍企業問題対策労組連絡会議、政府が同会議の活動に協力するよう、労相に要請
- 17。全国税第三〇回定期大会（19日）、運動方針を決定
- 18。郵政省、全逓労組員三七八人の処分を発令、20日にも二郵政局管内の三八六人の処分を発令
- 。第一九回日本母親大会（19日）
- 19。民放労連第三六回定期大会（22日）、運動方針、秋季年末闘争方針を決定
- 20。春闘共闘第三回共闘委、73春闘の中間総括を討議、9月段階の運動方針を決定
- 。新産別、公害・環境問題全国集会（21日）



化学労協結成

- 21。政府は、公務員給与の引上げを人事院勧告どおり実施することを閣議決定
- 。生保労連第五回定期大会（22日）、運動方針を決定
- 22。全金同盟第二三回全国大会（24日）、運動方針を決定
- 。全商工第三七期定期大会（25日）、運動方針を決定
- 。大蔵省、各政府関係特殊法人（政労協関係）に対し、一五・五五％プラス六〇〇円の給与改定を内示
- 23。総評第一回物価学校（25日）
- 。全国ガス第二九回定期大会（24日）、運動方針を決定
- 。全日自労第三三回定期大会（26日）、建設・資材一般労働組合協議会の結成を決める
- 。労働省、勤労者財産形成政策大綱をまとめ発表
- 24。IMF・JC常任幹事会、組織機構の抜本的検討についての中間報告を了承
- 。日教組全国委員長・書記長会議（25日）、秋季年末闘争の構想をまとめる
- 27。造船重機労連第三六回定期大会（30日）、運動方針を決定
- 。日建協第三六回定期大会（28日）、運動方針を決定
- 28。春闘共闘委主催、スト権奪還、処分阻止・撤回、国鉄・健保・筑波・防衛二法粉碎、年金大幅改善中央決起集会
- 。全交連第三〇回定期大会（29日）、運動方針を決定
- 。全鉱第六五回定期大会（31日）、運動方針を決定
- 。鉄鋼労連第四九回定期大会（30日）、運動方針、協約闘争方針などを決定
- 。労働省、昭和49年度の新労働政策と予算の概算要求をまとめる
- 29。電労連第二〇回定期大会（30日）、73年度活動方針を決定
- 。自治労第二四回定期大会（1日）、運動方針を決定
- 30。化学産業労働組合連絡協議会（化学労協）結成総会
- 。政労協確定闘争第一波統一行動
- 31。全専売、裁定配分と合理化問題などで五拠点における第一波時限スト
- 9月
- 1。全通、郵便運送と地方保険局の合理化に反対して全国一斉時間外拒否闘争
- 2。全駐労第一回中央委、秋季闘争方針を決定
- 3。全金同盟東京地方金属、三八会社と統一労働協約を更新締結
- 。第三次公務員制度審議会、官公労働者の労働基本権問題について、全員一致で答申をまとめ、4日首相に提出
- 4。海員中央執行委、来年度活動方針案の骨子を決定、組合員の政党支持の自由を確認するとの方向を打ち出す
- 。全水道第一五回定期大会（7日）、運動方針を決定
- 。公明党第一一回定期大会（6日）、活動方針を決定
- 5。全日自労、第五次中央行動（7日）
- 。全財務第一回中執委（6日）、秋季年末闘争方針を決定
- 6。同盟、明年度賃闘方針検討集会（7日）
- 。自動車総連第二回定期大会（8日）、運動方針を決定
- 。ゴム労連第二回定期大会（7日）、運動方針を決定
- 。都市交通第一回中央委（7日）、秋季闘争方針を決定
- 。日本生産性本部提唱、社会経済国民会議第一回世話人会
- 7。総評幹事会、公制審の答申に対して、全体として不満との態度



公務員制度審議会，労働基本権問題につき答申

を声明

。札幌地裁福島裁判長、北海道長沼町の自衛隊ナイキ基地建設訴訟判決において、自衛隊は憲法違反であるとし、原告側の主張を全面的に認める

8。日朝国交正常化国民集会、日朝国交正常化国民会議結成宣言を採択

9。新教組第二六回中央委、組織対策などについて決定

10。全造船機械第三七回定期大会（12日）、総評への加盟を決定
。繊維労連第二七回定期大会（11日）、運動方針を決定

。日教組代表、奥野文相と会見
。自動車労連第四回中央委、組織強化活動の推進など当面の方針を決定

11。総評第一回拡大評議員会、秋から年末にかけての闘争方針を決定

。IMF・JC第一二回総会（12日）、「金属総連合」への移行問題は継続審議

。動力車労組緊急全国交渉部長会議、9月闘争の目標と取組みについて意思統一

。全化同盟第二二回定期大会（13日）運動方針を決定

。安保破棄中央実行委常任幹事会、金大中事件やミッドウェー母港化問題などで当面の活動方針を決定

。チリで軍事クーデター、アジェンデ大統領戦死

12。動力車労組第七九回臨時中央委、「当面する闘いの取組みについて」を決定

。全自交第二九回定期大会（14日）、運動方針を決定

。全港湾第二八回定期大会（14日）、運動方針を決定

。全相銀連第二四回定期大会（14日）、運動方針を決定

。公労協・公務員共闘、共済年金共闘委員会を結成

。和歌山地裁、和歌山高教組の58年6月勤評闘争に対する懲戒処分取消し請求の行政訴訟について、原告側の勝訴判決

。総評、長沼違憲訴訟勝利・反基地・反自衛隊闘争全国代表者会議

13。同盟執行評議会、海員組合の活動方針に対する見解を発表
。同盟、北方領土返還要求全国集会

。国鉄労組第一〇五回中央委、当面の闘争方針を決定

。動労全国戦術委員長会議、9月26日から27日にかけて四八時間ストを実施することを決定

15。第三回高齢者全国大集会
。第七回職業病全国交流集会（17日）

17。同盟全国書記局会議（18日）、当面する情勢報告を中心に討議
。鉄鋼労連の労働協約改定産業別共同闘争に対し、大手四社が各組合に、年間休日九一日、予備直廃止などの回答を提示

。電労連第一回評議員会、年間賞与要求額六五万四〇〇〇円とその他のたかい方を決定

。食品労連第九回定期大会（19日）、運動方針、秋季年末闘争方針、国際組織加盟問題を決定

18。総評、秋季闘争第二次統一行動
。全国セメント第九五回中央委（19日）、秋闘方針を決定

。全印総連第五九回中央委、秋季年末闘争方針を決定

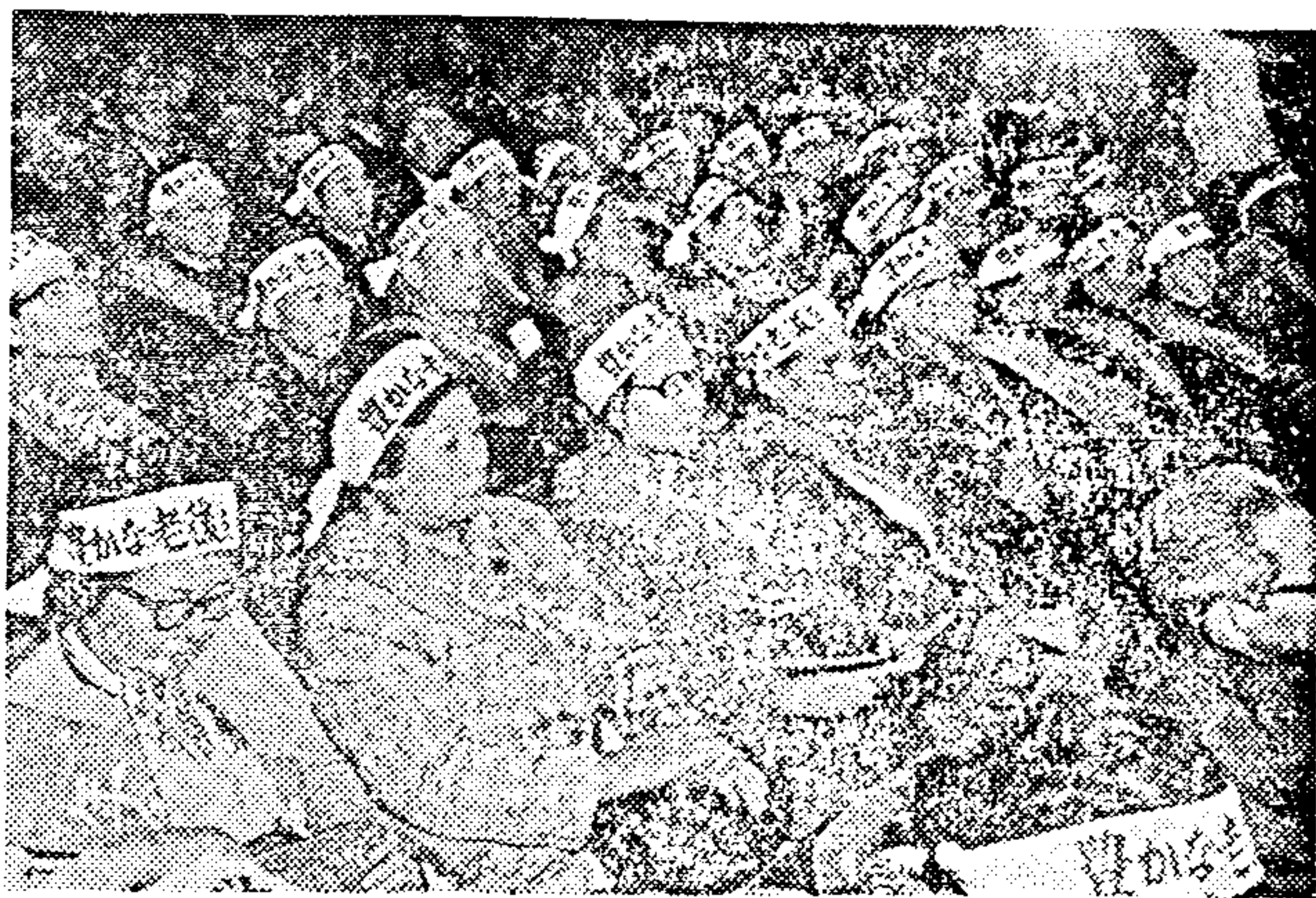
。衆院本会議で、年金・健保の政府修正案可決成立

19。国鉄当局、第二次処分として、解雇四五人を含む一二万三〇〇〇人の大量処分を通告、国労は三日間の強力順法闘争に突入
。全損保第三〇回定期大会（20



札幌地裁長沼判決——自衛隊は違憲

- 日)、運動方針を決定
- 。損保労連第八回全国大会、運動方針を決定
- 。日電工第七回定期大会(120日)、活動方針を決定
- 。東京高裁、全通東京本所局プラカード事件について、現業公務員に対する政治活動を理由とする懲戒処分は違憲と判決
- 。全国生活と健康を守る会連合会第一九回全国大会(121日)
- 20。秋季年末闘争第二次統一行動
- 。春闘共闘委主催、生活防衛、インフレ政策・反動諸法案粉碎、スト権奪還中央集会
- 。全金同盟第二回中央執行委(121日)、書記局専門部体制刷新など中央委議案を審議
- 。海員第一二九回全国評議会、諸活動報告を承認
- 。全自連第三六回定期大会(122日)、運動方針を決定
- 。出版労協第二七回定期大会(122日)、規約を改正、労連化を達成
- 。国民の交通を確立する全国大行動9・20中央集会
- 21。総評第一六回全国婦人代表者会議(122日)
- 。全国化労協第一二回全体会議、
- 新年度活動方針を決定
- 。公労協・公務員共闘年金共闘委員会、政府に統一要求書を提出
- 。国民の足を守る中央会議第二回総会
- 22。国税労組第一七回定期大会(123日)、運動方針を決定
- 。全専売の仲裁裁定配分交渉、給与制度改正問題を切離して妥結、協定化
- 23。全信労第一八回定期大会(126日)、運動方針を決定
- 。憲法改悪阻止各界連絡会議第一〇回全国総会
- 。防衛二法案、参院で成立
- 24。第二回環境問題産業会議(127日)
- 。私鉄総連第一回中央委、秋闘方針などを決定
- 25。第一回IMFアジア自動車セミナー(126日)
- 。筑波大学法案、参院で可決、成立
- 26。動力車労組は、全国一七〇拠点で、大量処分抗議と運転保安確立などを要求してストに突入
- 。全電線第一回中央委、秋年闘争方針を決定
- 。通信士組合第七回中央委、協約闘争方針などを決定
- 。人事院勧告に基づく国家公務員の給与法改正案、参院で可決・成立
- 27。同盟第一四回執行評議会、インフレをなくし福祉を高める国民運動を展開する方針を決定
- 。合化労連第七八回中央委(128日)、秋季年末闘争方針を決定
- 。電電新労第八回定期大会(128日)、運動方針を決定
- 。国際金属労連(IMF)トヨタ・日産世界自動車協議会結成総会(128日)
- 。第七一特別国会閉会、二八〇日の史上最長会期終わる
- 28。総評・中立労連は、連名で九項目の減税措置を税制調査会に申入れ
- 。全鉦・三金連は、反合理化闘争で全山四八時間ストに突入
- 29。国公共闘初の定期大会(11日)、運動方針を決定
- 。全海連第三六回定期大会(130日)、運動方針を決定
- 。司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議、裁判と人権を語る国民の集い
- 30。全国金属第三二回定期大会(13日)、運動方針・秋季年末闘争方針を決定



10
月

- 10月

1. 中立労連第一六八回拡大全体会議(2日)、運動方針を決定

。同盟、国際自由労連アジア地域組織との協力で、多国籍企業に關するアジアセミナー(2日)

。全官公第一五回定期大会、運動方針を決定

。日経連、総評・中立労連・新産別の各代表と個別に会談

。山陽新聞社争議、一一年ぶりに解決、協定書に調印

。炭労の退職手当・時短闘争解決

。第四回アジア労相会議(3日)

2. 全港灣中央執行委(3日)、時短統一要求を決定

3. 国労、北海道・東北・関東一〇地本の組織部長・青年部長合同会議、組織の強化拡大の重点活動計画を決定

。食品労連中闘委、秋闘方針の具体化について決定

。国際自由労連・国際産業別書記局(ITS)主催多国籍企業に關する作業部会(5日)

4. 熊本地裁、国労熊本地本の順法闘争に対する懲戒処分無効請求事件について、処分無効の判決

5. 総評と朝鮮職業総同盟代表団、安保・日韓条約廃棄をもちこんだ共同声明を發表

。全造船機械全国代表者會議、年末闘争方針を決定

。全織同盟第七〇回中央委、退職金改定統一闘争の推進などについて決定

。全倉運第九七回中央委(6日)、越年闘争方針を決定

6. 共産党第一二回中央委總會(8日)、第二二回大会の諸議案を採択

7. 一八団体・米空母の母港化に反對する横須賀市民の会共催、核空母ミッドウェーの母港化に反對する横須賀集會

。化学同盟第六八回中央委(8日)、ゴム戦線統一準備會に参加と正式決定

8. 全金同盟第一回中央委(9日)、年末一時金闘争、労働協約闘争について決定

。紙パ労連第四六中央委(9日)、秋季年末闘争方針を決定

。地銀連第二二回定期大会(9日)、運動方針、秋季年末闘争方針を決定

9. 千葉民労連発足

。宮本共産党委員長、民主連合政府綱領の提案などについて説明

10. 全織同盟の退職金闘争、綿紡大手九組合が妥結、11日化織も妥結

。全鉦三金連の反合理化闘争妥結

。日ソ首脳會談、共同声明發表(モスクワ)

11. 同盟第一五回執行評議會、參院選組織内候補四氏を決め、海外移住労の同盟脱退を承認

。全官公幹事會、インフレによる生活危機突破資金として、年末に一・五カ月分の一時金を要求することを決定

12. 春闘共闘委第一回共闘委、春闘方針を決定、春闘宣言を發表

。全炭鉦第一回中央委(13日)、石炭産業安定化闘争の推進などについて決定

。全食品同盟第二七回定期大会(13日)、運動方針を決定

。民社党第一回中央委、參院選対策を決定

13. 政府・各省、国公共闘七單組に對し、4・27春闘統一スト参加者三七〇余人の処分を通告

。全国建設第一一回定期大会(14日)、全日自労との組織統一をめざす建設・資材・一般労働組合協議會結成の方針を確認

14. 全電力第九回評議員會、運動報告を承認



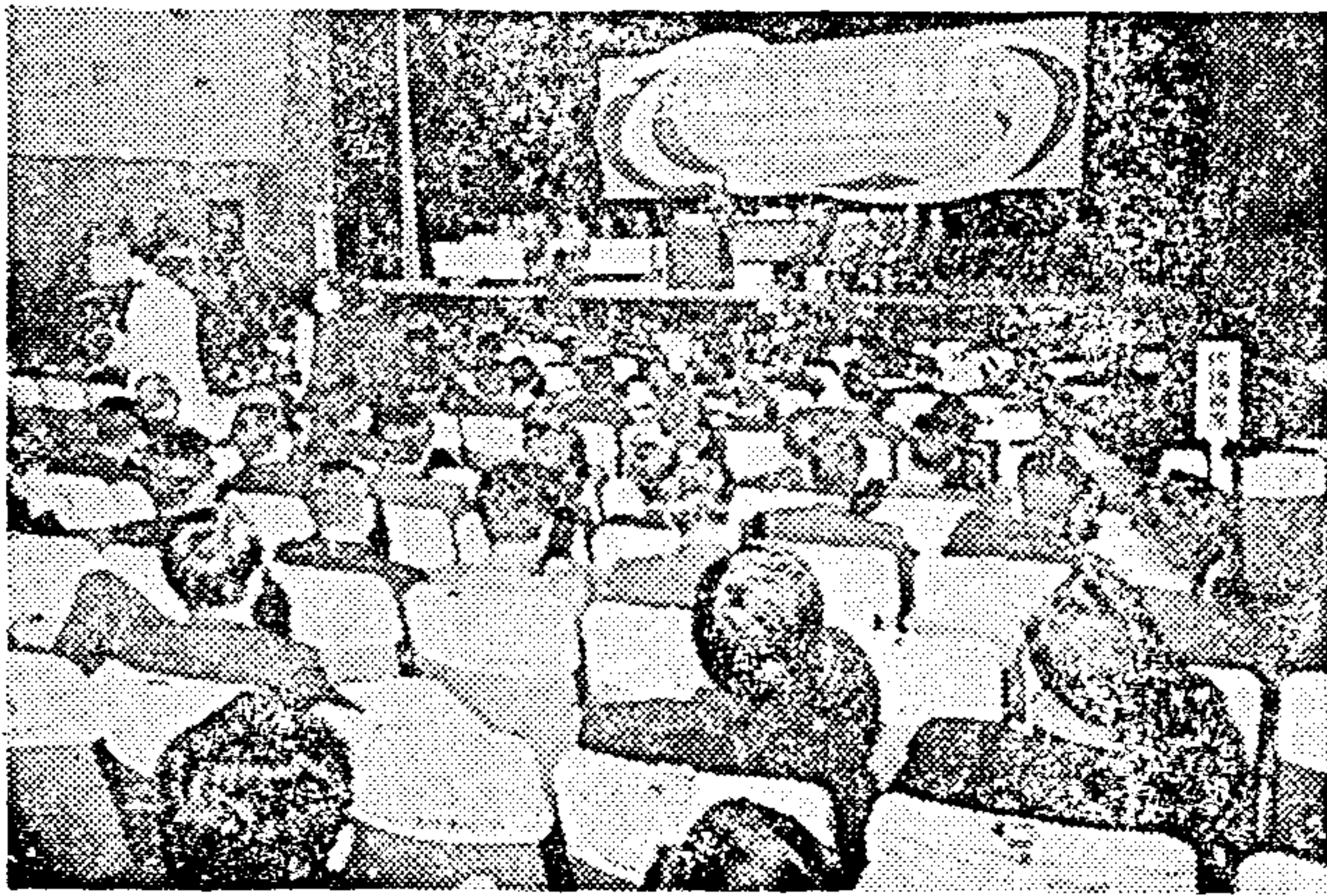
10.21横田大集会

- 。国際化学労連（ICF）と国際石油化学一般労連（IFPCW）の合同会議で、両組織の統合について合意
- 15。公労協拡大共闘委、73年度運動方針を決定
 - 。全建総連第一四回定期大会（17日）、運動方針を決定
 - 。出版労連第一回中央委、年末闘争と春闘準備について方針を決定
 - 。全日農、緊急第二次米価闘争行動集会
- 。世界労連第八回世界労働組合大会（122日、ブルガリア・バルナ）、一二〇カ国から代表が参加
- 16。全織同盟退職金統一闘争、羊毛部会が妥結、17日には麻・資材部会も解決
 - 。全化同盟第一回中央委、年末一時金、組織拡大などについて決定
 - 。全通第五六回中央委（17日）、秋季年末闘争方針を決定
 - 。全電通第六三回中央委（17日）、秋季年末闘争方針を決定
 - 。日高教第九五回中央委（17日）、秋季年末闘争方針を決定
 - 。新聞労連第五二回中央委（17日）、年末一時金闘争について決定
- 。日経連政策委員会、退職金問題に対する考え方をまとめ、正式決定
- 17。日教組第八八回中央委（18日）秋季年末闘争の進め方を協議
 - 。鉄労第六回定期大会（20日）、運動方針を決定
 - 18。全石油第五二回中央委、秋季統一行動方針を決定
 - 。船労協第二回総会、活動方針を決定
 - 19。総評幹事会、秋期年末闘争共闘会議を設置
 - 。公務員共闘幹事会、秋季年末闘争方針を決定
 - 。民放労連第二九回中央委（20日）、秋季年末闘争後段の取組みについて決定
 - 。運輸労連第一一回中央委、秋季年末闘争方針を決定
 - 21。10・21国際反戦デー、全国三九都道府県二一四会場で集会デモ。総評・社共公三党など一八団体主催で、安保廃棄・基地撤去・自衛隊反対・インドシナ人民支援・生活擁護10・21全国統一行動横田大集会
 - 22。新産別第二五回定期大会（24日）、運動方針を決定
 - 。映演総連第二三回定期大会（23日）、運動方針を決定
 - 。アルコール専売第二三回定期大会（24日）、運動方針を決定
 - 23。同盟、日経連、インフレ問題をめぐる第一回懇談会
 - 。中央金属・総評共催、第六回機械金属セミナー（24日）
 - 。全専売第五八回中央委（24日）、秋季年末闘争方針を決定
 - 。全林野第五六回中央委（24日）、秋季年末闘争方針を決定
 - 。資源労連第二回中央委、期末一時金闘争方針を決定
 - 。IMF・JC常任幹事会、74年闘争推進の骨子を確認
 - 。社会党第五一回中央委、参院選挙政策要綱、国民統一綱領第二次草案などを確認
 - 24。日林労第一五回定期大会（26日）、運動方針を決定
 - 。日本医労協全国幹事会（25日）、秋季年末闘争方針などを決定
 - 25。同盟第一六回執行評議会、当面のインフレ抑制や福祉についての具体的政策を決定
 - 。交通労連第一〇回定期大会（27日）、運動方針を決定



物価メーデー

- 。政労協第二回評議員会、秋季年末闘争方針を決定
 - 。全農林第五二回中央委（12月26日）、秋季年末闘争方針を決定
 - 26。全郵政第一四回中央委（12月27日）、当面の活動方針を決定
 - 。マスコミ共闘第一一回定期総会、運動方針を決定
 - 。七十七銀行争議、一二年ぶりに解雇撤回和解協定に調印
 - 27。建設・資材・一般労働組合協議会（建設一般）結成総会（12月28日）
 - 29。総評企画委、インフレ阻止・物価値上げ反対中央連絡会議の設置について決定
 - 。国公共闘は、人事院に第二次給与勧告について申入れ
 - 。自治労主催、第一五回地方自治研究全国集会（12月1日）
 - 30。全国港湾第二回定期大会、運動方針を決定
 - 。全日自労第六三回中央委（12月1日）、賃闘・組織拡大などの方針を決定
 - 。農村労連第一〇回中央委（12月31日）、運動の諸方針を決定
 - 。市銀連第五四回中央委、下期臨給要求などを決定
 - 。全金同盟神奈川金属統一労働協約締結、四五労使が参加して調印
 - 。沖縄人民党第一八回臨時大会、共産党への合流を決定
- 11月
- 1。民間労組共同行動会議中央集会、共同行動会議の発足
 - 。全金同盟千葉金属統一労働協約の調印、三五労使が参加
 - 2。公労協・公務員共闘・民間単産会議・全交運四者共闘組織事務局、インフレ・年金・一時金闘争の進め方について協議
 - 。全織同盟中央執行委、公共料金の三年間凍結や勤労者預貯金の減価補償など八項目要求を決定
 - 。勤労者財産形成審議会、「勤労者財産形成政策において当面講ずべき措置について」中間答申
 - 5。私鉄総連第四回反合理化・政策研究集会および第一次交通政策要求中央決起集会（12月7日）
 - 。社会党・総評・沖縄県労協・沖縄連主催・沖縄問題全国討論集会（12月6日）
 - 。造船重機労連第一三回代表者会議、秋闘と当面する諸問題について協議
 - 。ゴム労連第二五回中央委（12月7日）、一時金統一行動方針を決定
 - 。鉄労全国戦術委員長会議、年末要求、組織拡大など当面のたたかいの進め方について決定
 - 。私鉄総連大手代表者会議、労働協約改定闘争方針を決定
 - 7。合化労連代表者会議、一時金闘争の具体的な進め方について申合わせ
 - 。公務員共闘地方代表者会議、戦術委、インフレ下の賃金五%再引上げ要求で、12月4日に統一ストの方針を決定
 - 。全官公、生活防衛一時金に関する要求書を政府に提出
 - 。全労働第四二回中央委（12月8日）、11月・12月段階のたたかいの取組みについて決定
 - 8。全国港湾六大港第二次統一闘争同盟執行評議会（12月9日）、運動方針を討議
 - 。全電線第二回中央委、秋季年末闘争対策を決定
 - 。消団連など三五団体主催、第一二回全国消費者大会（12月9日）
 - 9。春闘共闘委、制度要求・予算要求中央行動（12月10日）
 - 。動労第八〇回中央委（12月10日）当面の闘争方針を決定
 - 。日本平和委員会第二三回定期大会（12月11日）、運動方針を決定



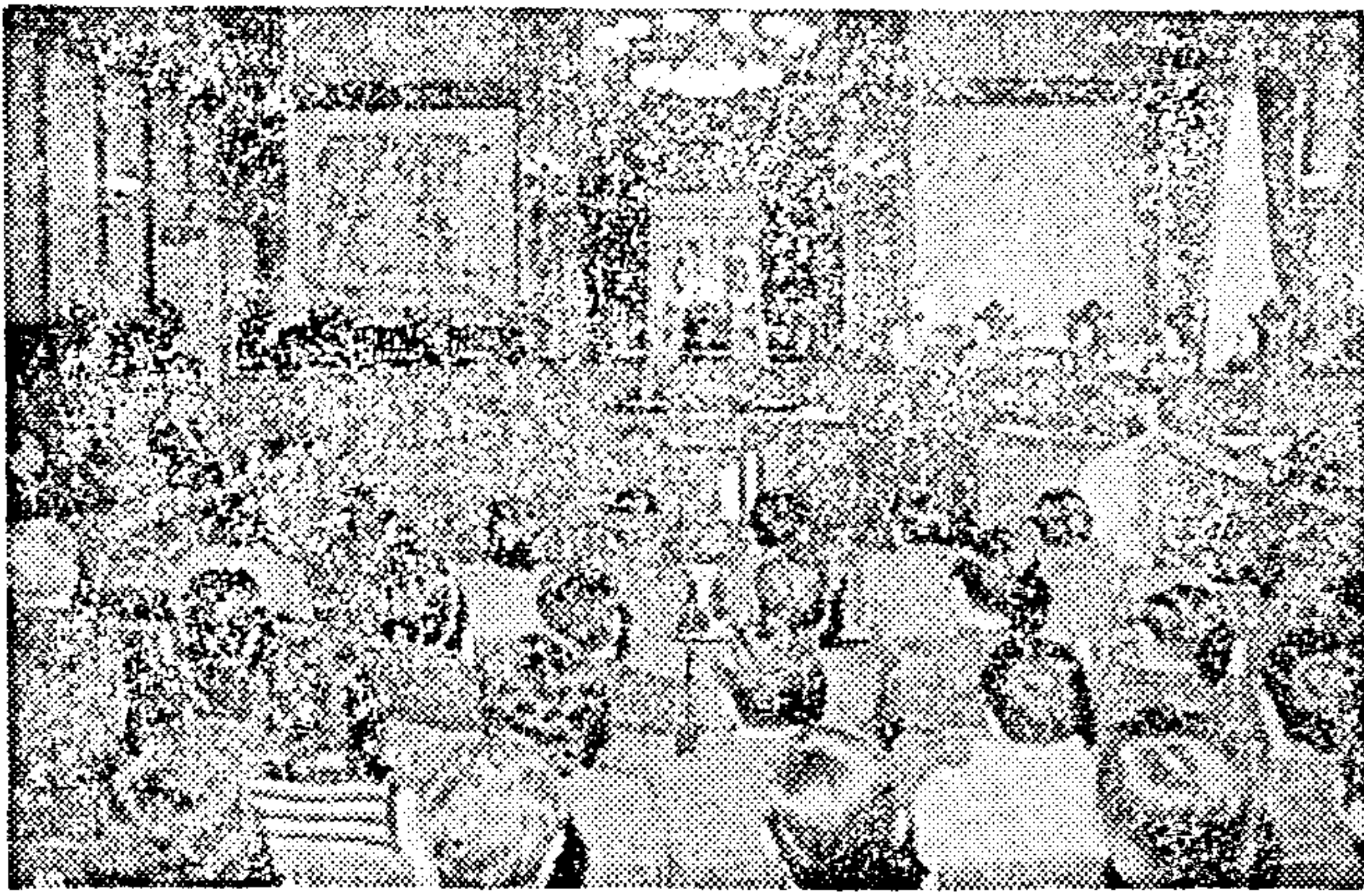
海員組合第33回定期大会，運動路線を転換

- 。米価審議会、消費者米価と政府売渡し麦価について、複数併記答申
- 11。インフレ阻止・物価値上げ反対・生活防衛国民総決起大会「物価メーデー」
- 12。社会経済国民会議設立総会
- 13。海員第三三回定期大会（17日）、政党支持自由化、雇用を守るため必要なら政治ストも打つなどの活動方針を決定
- 。全官公、人事院に生活防衛一時金の支給と第二次人事院勧告の早期実施を申入れ
- 。鉄鋼大手が年間一時金五二万円を回答、鉄鋼労連、14日の共闘委で収拾の方向を確認
- 。原材料買占め反対・金融難打開・印紙税改悪（付加価値税新設）阻止全国中小業者総決起大会
- 。全国労働委員会連絡協議会第二八回総会（15日）
- 14。春闘共闘委第一回戦術委、74春闘の賃上げ統一要求額を三万円以上、三〇%以上とすることを決定
- 。郵政民主化共闘会議発足
- 。全施労第四回中央委（15日）、国鉄労使関係近代化方針などを決定
- 。多国籍企業問題対策労組連絡会議と政府との初会合
- 。政府は持回り物価対策閣議で、消費者米価と政府売渡し麦価について、それぞれ九・八%、三五%の大幅値上げを決定
- 。共産党第一二回大会（21日）、中央委員会報告、民主連合政府綱領についての日本共産党の提案、綱領および規約の一部改正、諸決議を採択
- 15。総評第二回拡大評議員会、インフレ反対を中心とする当面の年末闘争の設定などについて決定
- 。同盟、インフレをなくし福祉をたかめる中央集会
- 。商業労連第七回全国評議員会（16日）、春闘方針などを決定
- 。民主教育をすすめる国民連合第三回国民大集会（17日）
- 。全国退職者の会連絡会議第二回総会、活動方針を決定
- 16。総評・中立労連・新産別の労働三団体、インフレ抑制と制度要求の二本柱の基本要求を政府に提出
- 。同盟、政府に対し、インフレ克服の諸施策を早急に実施するよう要請
- 。総評民間単産会議定期総会（17日）、活動方針を決定
- 。ILO第一九一回理事会、全通事件および日教組など一括八案件についての結社の自由委員会第一三九次報告を採択、政府が公制審の答申に従って適当な措置を採用するよう勧告
- 19。日放労第五九回臨時中央大会、ベ・ア三万五〇〇円、インフレ緊急手当一カ月分などの要求と闘争方針を決定
- 。生保労連、雇用制度改善闘争中央総決起集会
- 。地公労、第一四回定期総会、活動方針を決定
- 。鉄労、生活防衛一時金・年末手当・繁忙手当獲得中央総決起集会
- 20。秋闘第五次統一行動日
- 。公務員共闘、賃金再引上げ要求などで中央行動（22日）
- 。全官公四労組は、生活防衛一時金要求で公労委に調停を申請
- 。全国電労協第五回定時大会、活動方針を決定
- 。郵政省、全通の昨年末以来の闘争に対する一四〇九人の処分を発表。全通、無期限の時間外拒否と業務規制闘争に突入
- 。地銀連第六二回中央委、来年1



“狂乱物価”に対してインフレ手当を要求

- 月から毎月インフレ手当を要求する方向で大衆討議を開始する方針を確認
- ・国民生活と文化を守る用紙対策共闘会議、政府・業界などに対し、用紙供給施策の確立について申入れ
- ・社会保障制度審議会、インフレ激化による社会保障制度の危機について、政府に対する建議をまとめ提出
- 21。公労協各組合、生活危機突破臨時賃金要求につき合同で公労委に調停を申請
- ・IMF・JC第四回常任幹事会、74年闘争の推進について協議
- ・郵政民主化共闘会議、郵政省・労働省などに、当面の郵政事業に対する改善の申入れ（22日）
- ・日教組私学部、大幅公費助成などを要求して半日スト
- 22。春闘共闘委とIMF・JC、それぞれ一九七四年賃金白書を発表
- ・同盟第一八回執行評議会、来年度賃闘の要求基準を定昇込み三〇%とすることを決定
- 23。公明党、「働く人びとの生活と権利を守るために」との労働政策を発表
- 24。新運転第一七回定期大会、運動方針を決定
- 26。秋闘第六次統一行動。11・26中央総決起大会
- 27。日教組、賃金・定員を中心に各省への要請行動（28日）
- ・全郵政、年末諸要求貫徹中央総決起集会
- 28。同盟第二九回中央評議会、運動方針案を討議
- ・農林省、全農林の春闘に対する、停職一四名を含む一七九九名の懲戒処分と矯正措置三〇二八名、計四八二七名の処分を発表
- ・全国港湾二四時間統一スト
- ・全建総連、インフレ阻止・社会保障拡充・建設資材確保中央決起集会
- ・社会・共産・公明・民社書記長・書記局長会談、反インフレ・生活防衛の活動についての共同課題五項目を確認、国対・政策・政審各委員長会談の開催につき合意
- 29。全印刷第五五回中央委（30日）、当面の闘争方針を決定
- 30。労働四団体代表、労相ら四大臣と会談、インフレ対策について
- の統一申入れ書
- ・公労委合同調停委、インフレ手当問題について個別事情聴取後はすべて合同調停委でおこなうことを決定
- ・私鉄総連73労協統一闘争第一波二四時間スト
- ・東京春闘共闘委、秋季年末闘争第二波東京総行動
- ・動労札幌地本臨時大会、政党支持の自由の方針を確認、政治活動についての中央本部指令第五七号に反対を決定
- 12月
- 1。国労、動労、インフレ手当要求で、貨物列車を中心とした順法闘争に突入
- ・全駐労第二回中央委、年末闘争の具体的方針を決定
- ・民社党、「国民から信頼される革新連合国民政権についての民社党の提案」を発表
- 2。同盟、74・75年度運動方針案を発表
- 3。春闘共闘民間共闘委、全国一律最賃制の要求額を六万円とすることを確認
- ・総評第一六回企画委、国民生活優先の政策に切りかえるべきであるとの見解を発表



三菱樹脂・高野事件最高裁判決

- 。新産別中央執行委、74年春闘方針原案を決定
- 。国労、動労、全線の二割減速強力順法闘争に突入
- 。郵政省、全通の春闘に対し、解雇一八人、懲戒免職八人を含む一万二五四三人の処分を発令
- 4。秋季年末闘争第六次統一行動。公労協・公務員共闘第二波統一スト
- 。私鉄総連中小四組合、労働協約闘争でスト
- 5。民間労組共同行動会議の代表世話人三氏、来春闘への構想と戦線統一問題に対する見解を表明
- 。動労中執委、札幌地本臨時大会を無効とし、これに伴う措置について指令
- 。全国港湾第三次統一行動
- 6。全官公、生活危機突破中央集会
- 。人事院、内閣と国会に対し、国家公務員の年度末手当のうち〇・三カ月分を年内に繰上げ支給するよう勧告
- 。社会経済国民会議、「資源節約への国民運動の展開」についての声明を発表
- 。フランスで四〇〇万人の労働者、物価の値上げに反対して二四時間ゼネスト
- 7。政労協第三回評議員会、政労協春闘の歴史と74春闘構想について討議
- 。全通東京地本、人事差別の排除など独自要求で一二拠点の二四時間スト
- 。郵政民主化共闘会議、全通組合員に対する弾圧の実態を調査し、管理者の不法行為を追及
- 。石炭鉱業審議会、第五次石炭政策の生産規模引上げの中間報告を採択
- 8。春闘共闘委・中央社保協主催、国民医療を確立する中央総決起集会
- 。全海連第二八回中央委、全国港湾への正式加盟を決定
- 9。炭労第七三回緊急臨時大会、当面する石炭政策闘争を中心とするたたかひの方針を決定
- 。雇用政策調査研究会、「今後の高齢者雇用対策について」を発表
- 10。総評第一七回企画委、公案条例反対連絡共闘会議の発足などについて決定
- 。IMF・JC第一六回協議委員会、74年度賃闘方針を決定
- 。化学労協第一回幹事会、労働安全・衛生協定要綱を承認
- 。化労協幹事会、化学共闘74春闘方針を決定
- 11。全通は、全国一五九拠点を結ぶ七二時間スト、夕刻スト中止を指令、年末闘争を收拾
- 。鉄労非現業連絡協議会結成総会（12日）
- 。失業保険制度研究会、雇用保険制度の創設を提言し研究報告をまとめ、労相に提出
- 12。総評・社・共・公など二六団体主催、インフレ阻止・物価値上げ反対・品物不足に抗議し国民生活を守る緊急集会
- 。春闘共闘委、第八回春闘権利確立討論集会（13日）
- 。全国金属第一回中央委（13日）、74春闘方針大綱、秋季年末闘争総括などを討議、決定
- 。全労働第四三回中央委（14日）、春闘構想を確認
- 。全通東京地本執行部、12・10年末独自闘争の收拾をめぐって辞任
- 。最高裁、三菱樹脂・高野事件に会社側の上告を認め、原判決破棄差戻しの判決
- 13。同盟第一九回執行評議会、74年度中央闘争委員会の設置を決定
- 。動労、札幌地本委員長を執行権



動労第28回臨時大会，政党支持問題で札幌地本の執行権を停止

- 停止の統制処分に付す
- 14。新産別第五九回拡大中央委（15日）、74年春闘方針、インフレ政策とのたたかいの推進などについて決定
 - 。食品労連第一八回中央委（15日）、74春闘方針を決定
 - 。電電公社、全電通の春闘ストに對する一七三九人の処分を發令
 - 16。全金同盟、組織・生活防衛研究討論集会（17日）
 - 17。民間労組共同行動會議、インフレ反対国民會議（仮称）の設置を労働四団体に申入れることを決定
 - 。電力中央労使会、当面する電力危機について緊急措置と課題について申入れ
 - 。中央社保協第一七回総会（19日）
 - 18。春闘共闘委第二回戰術委、74春闘をインフレ反対国民春闘として盛上げて行く戰術の指導方向を討議
 - 。全電通は、職業病・頸肩腕症候群対策などの企業内四大要求で、全国一一三拠点の二四時間スト
 - 。電労連第二回評議員会、賃上げ要求平均三〇%を決定
 - 。全国セメント第九六回中央委（19日）、秋闘を総括、春闘基本方針を決定
 - 19。鉄鋼労連第一回中央委（20日）、三五歳標準労働者二万五〇〇〇円以上賃上げ要求など春闘組織化方針を決定
 - 。全機金第二回中央委（21日）、秋季年末闘争の中間総括および春闘方針の骨格を決定
 - 。新化学第一回中央委（20日）、春闘方針案を討議
 - 。全造船機械全国代表者會議（20日）、春闘方針案などについて討議
 - 20。総評第三回拡大評議員会、74年春闘方針案の骨子を討議
 - 。公務員共闘第八回戰術委、74春闘方針第一次草案を決定
 - 。化労協評議員会（21日）、化学共闘春闘方針を確認
 - 。全鉦、鉦業政策確立について各省に要請行動
 - 。最高裁、調査官研修生三八名の試験留保行動に対し五名戒告などの処分
 - 21。春闘共闘委各単産代表、石油危機に伴う合理化の影響について報告を交流し対策を協議
 - 。同盟、経団連主脳會談、公共料金の凍結などについて申入れ
 - 。海員、労働協約改定要求書を提出
 - 。動労第二八回臨時大会、組織強化および運営の整備を中心とする当面の方針を決定、札幌地本の執行権を停止し、組合員の再登録をおこなうこととなる
 - 。地銀連第六三回中央委、インフレ手当統一要求基準として単身者一万円、二人世帯二万円、三人世帯以上三万円を決定
 - 22。全織同盟、生活福祉要求中央総決起集会
 - 24。印刷局、全印刷の春闘ストなどに対する五八三名の処分を發令
 - 。労働省、昭和48年6月末現在労働組合基本調査結果を發表
 - 。日経連、「インフレ問題についての見解」を労働四団体に手交
 - 25。交通労連、交通危機突破集會
 - 。西日本新聞争議、処分撤回・原職復帰を内容とする中労委の勧告による和解
 - 。大阪地労委、報知争議の大阪関係について、解雇を無効とし、会社側の陳謝を命じた救済命令
 - 26。専売公社、全専売の春闘ストをはじめとするこの一年間のストに対し、解雇一を含む三七〇七

1974年

人の処分を発表

27。日放労、一七波一三〇時間にわたるストを経て、二一・二%のべ・ア回答で闘争を収拾

28。東京都、都労連の今年一年間の一六回のストに対し、停職一三四人を含む五六九人の処分を発表

29。動労札幌地本「全道・全国動力車組合員へのアピール」を発表

1月

7。春闘共闘委全単産委員長会議、「年頭宣言」を発表、74春闘を「インフレによる国民生活破壊」とたたかう国民春闘」と位置づける

8。総評・同盟・中立労連・新産別の労働四団体・事務局長・書記長会談、インフレから国民生活を守るため各団体の独自行動と合わせて対政府交渉などの統一行動を強めることを申し合わせる

。全機金中央執行委（79日）、春闘方針案を決定

。中央最低賃金審議会、最近の異常な物価上昇を考え、最低賃金の年度内改定のため緊急特別措置を講ぜよとの建議

9。自動車総連中央執行委、賃金闘争方針案を決定

。市銀連、完全週休二日制の早期

実現について中央交渉

。全倉連中央執行委（10日）、單身者で三万円以上、三五歳四人世帯で五万六〇〇〇円以上の要求を中心とする春闘方針案を決定

10。日商・経団連・経済同友会・日経連の経済四団体、「当面の経済緊急事態への自粛決意」を発表

。中央職業訓練審議会、今後の職業訓練基準のあり方について労相に答申

11。総評第一二回幹事会、インフレ阻止国民連絡会の発足などについて決定

。全交運全国拡大代表者会議（12日）、春闘方針を決定

。動労の札幌地本に関する第一回組合員資格審査委員会、再登録申請者全員について適格と確認し、中央執行委員長に対し報告

。生保労連第六回中央委、春闘統

一要求基準と統一闘争方針を決定

12。春闘共闘委最賃拡大共闘委、最賃制確立などについて討議

。民放労連拡大中央執行委（13日）、春闘方針案をまとめ、春闘アピールを発表

。四国銀行従組の不当弾圧・差別撤回闘争、八年ぶりに解決

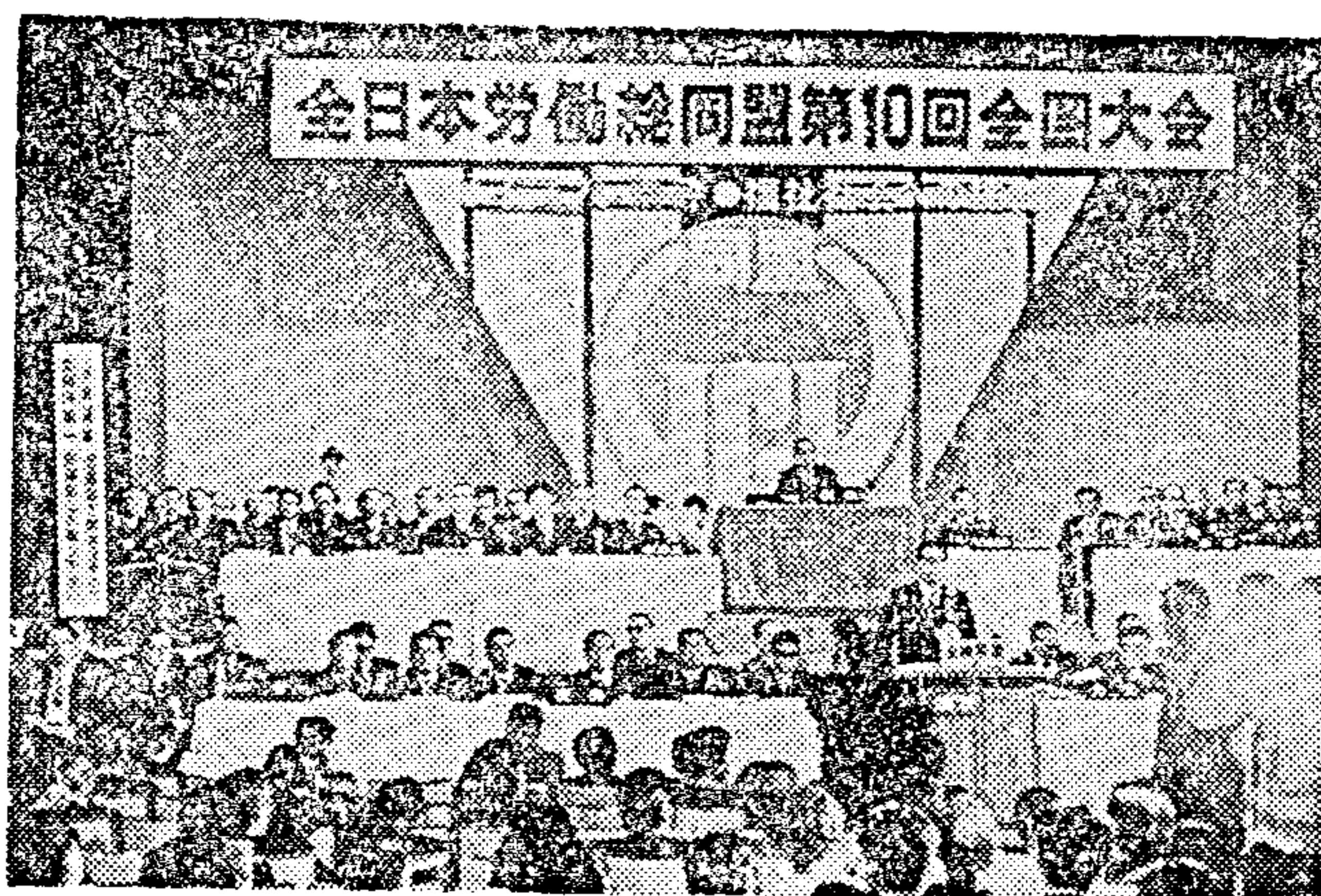
14。公労協共闘委、春闘基本構想を決定

。同盟第一回資源エネルギー委員会、インフレ・石油危機に対する緊急対策などについて見解をまとめる

。全織同盟中央執行委、賃上げ要求三五%プラスアルファ、産業別最賃五万五〇〇〇円の中執案を決定

。全官公賃闘委発足

15。長崎県の三菱石炭端島礦（通称軍艦島）閉山



同盟第10回全国大会

- 。イギリスの労働者、操短による週三日制に抗議してロンドンなどでデモ
- 16。労働四団体事務局長・書記長会議、インフレ反対国民集会の開催を確認
- 。同盟と日経連の代表が会談、同盟、労組の経営参加問題について労使で研究することを提案
- 。鉄鋼労連代表者会議、総評との組織関係について、当面は関係を継続するが春闘分担金の軽減などの態度を明らかにする
- 。鉄鋼労連政策委員会、「石油危機の雇用・要員面への犠牲転嫁に反対する当面の基本的な対策」をまとめる
- 。全自交中央執行委、タクシー暫定運賃二九%値上げに伴う賃金問題について、新料金・旧歩合で対決する方針
- 。民社党、物価安定国民会議設置法案要綱を発表
- 17。動労札幌はげます会「全国アピール」を発表
- 。鉄労長期賃金計画委、新賃金要求方針を決定
- 。全相銀連第六四回中央委（19日）、春闘要求を決定
- 。日建協賃上げ共闘会議発足
- 。通信士組合第八回中央委、協約改定闘争方針を決定
- 。社会党中央執行委、74年春闘方針を決定
- 。労働省、外資系企業の労資関係等実態調査結果をまとめ、発表
- 18。同盟執行評議会、労働金庫の全国統合に対する態度を決定
- 。同盟中央賃金闘争委、「当面する賃闘の展開について」を確認
- 。出版労連第二回中央委、春闘方針を決定
- 。日教組第二三次・日高教第二〇次教育研究全国集会（21日）
- 。全国金属日本ロール闘争勝利報告集会、21日に一年ぶりに職場復帰
- 。スト規制法調査会、第一回会合、調査会設置要綱を確認
- 19。全電通中央執行委は、春闘方針案を決定
- 。自民党第二九回定期大会
- 20。全信労第二三回中央委（22日）春闘方針を決定
- 21。造船重機労連全国書記長会議（22日）、春闘方針案を決定
- 。全国金属拡大中執委（22日）、インフレ反対の統一行動方針を決定
- 。第七二通常国会再会
- 22。合化労連第五一回臨時大会（23日）、春闘方針を決定
- 。全金同盟中央執行委、賃闘体制確立について決定
- 。全国ガス第一回中央委、春闘方針を決定
- 。全国金属プリンス自工支部と日産自動車、賃金差別事件の和解協定書に調印
- 。海員外航労働協約改定交渉
- 。日経連常任理事会、「今次春闘にあたっての心構え」を決定
- 23。同盟第一〇回全国大会（25日）、74・75年度運動方針を決定
- 。田中首相、衆院本会議において「春闘問題について直接労使首脳と会い、平和的合理的に解決するよう呼びかけたい」との意向を表明
- 24。全日自労第六四回中央委（26日）、春闘方針を決定
- 。労働省、全国労働基準局長・労働主管部長合同会議、昭和49年度の労働行政の運営方針について意思統一
- 25。インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民連絡会結成大会、一〇項目の共同要求を採択して、政府と経団連に申入れ
- 。社会経済国民会議、「インフレ



生活防衛・社会福祉予算獲得中央集会

克服の緊急対策に関する提言をまとめ発表

。全日農中央常任委、農業用石油と生産資材の確保ならびに価格対策についてのたたかひの方針、全農総連との共闘での2月下旬の中央集結闘争(農民春闘)方針を決定

26。春闘共闘第一次全国統一行動、全国各地で一二〇万人が参加、東京では春闘共闘委・東京春闘共闘委共催でインフレ反対・74春闘勝利中央総決起集会

。林野庁、全林野の73春闘に対する三万九一〇二人の処分を発表
。新産別と日経連が会談

27。動労札幌地本、春闘方針を発表
28。郵政省、全通の昨年末闘争に対し八九八五人を処分
。動労中央本部、札幌地本再建大会

。春闘共闘委減税闘争全国代表者会議(29日)
。全金同盟第二回全国書記長会議(29日)、賃闘推進組織強化などについて協議

29。自動車総連第四回中央委(30日)、三〇%基準の要求など賃闘方針を決定
。全機金第三回拡大中央委(1

31日)、春闘方針を決定

。運輸労連第二回中央委、春闘方針を決定

。鉄鋼労連春闘中央討論集会(31日)

。社会党第三七回定期大会(31日)、運動方針、参議院選闘争方針、国民統一の基本綱領を採択

30。全日本ゴム産業労働組合総連合(全日本ゴム労連)結成大会、ゴム労働者一〇万のち八万一〇〇〇人を結集

。動労第八一回臨時中央委、第三闘争資金について本部の方針に従わない一二七人の除名処分を決定

。国公共闘第三回評議員会、京都嵯峨川府政支持のアピールを発表

31。全石油第三三回臨時大会(1日)、春闘方針を決定

。鉄労全国戦術委員長会議、三〇%賃上げ要求など賃闘方針を決定

。全交運主催、第一〇回交通問題研究全国集会(2日)

2月

1。総評第一三回幹事会、3・1春闘第二次統一行動など春闘対策について決定

。新聞労連第四二回臨時大会(2日)、春闘方針、東京争議全面解決方針などを決定

。動労門司地本臨時大会、政党支持問題で若松支部の執行権停止の統制処分を決定

。金融共闘第一回幹事会、春闘への当面の取組みについて決定

。全国労組生産性会議、「激動期における労使の社会的責任」をテーマに中央討論集会(2日)

2。民間労組共同行動会議全国委員長・書記長会議、対政府要求で独自の行動を展開すること致以致

。同盟、インフレ抑制問題などについての要望書を労相に提出

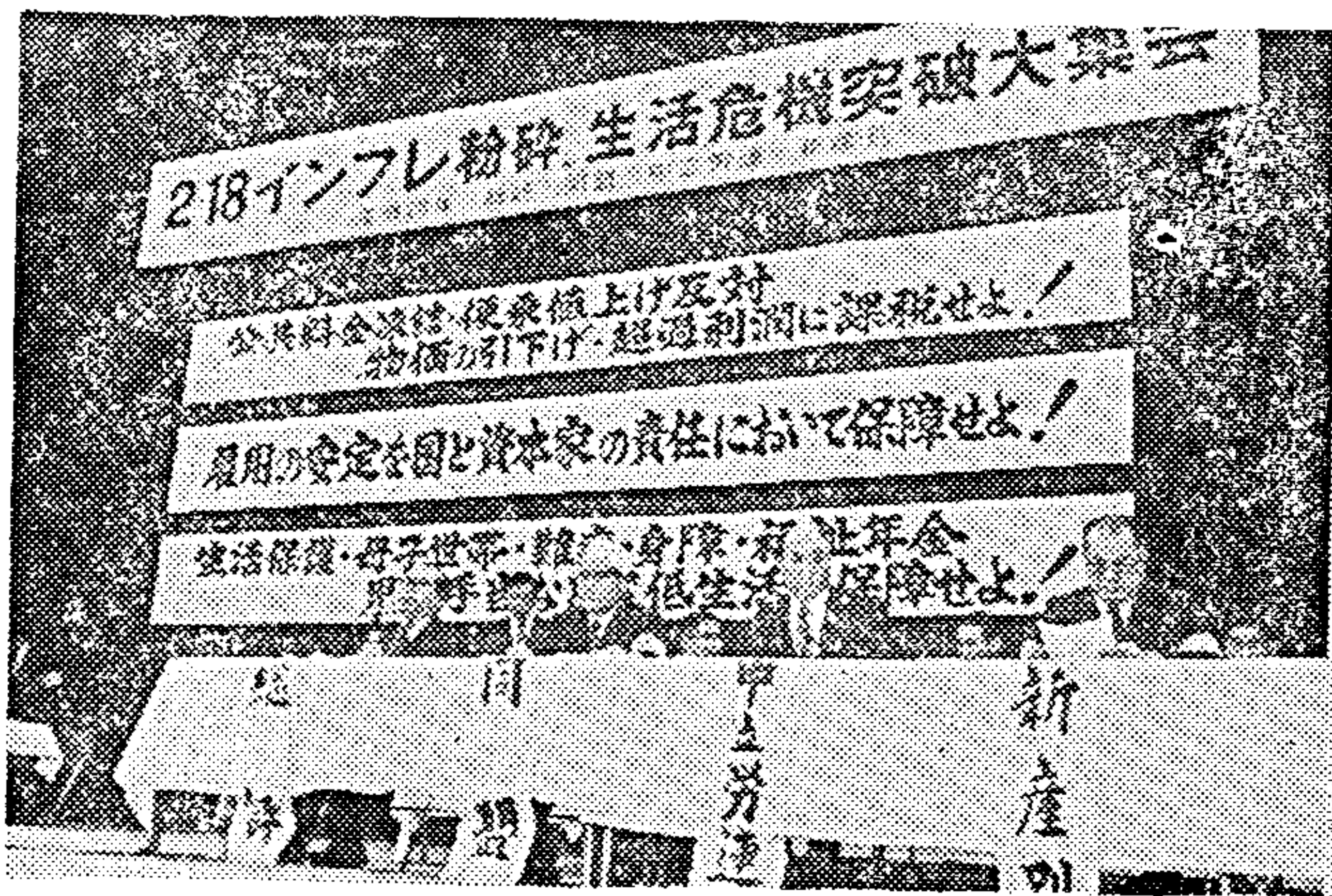
。全化同盟第二回中央委、賃金闘争方針を決定

3。全郵政第一五回中央委(4日)、当面の活動方針を決定

。沖縄全軍労臨時大会、一三三七人の大量解雇に反対してスト権を確立

。第九回出かせぎ者が力をあわせて要求を獲得する大集会、六〇〇人

4。インフレ阻止国民共闘、値上げ各社と一回目の集団交渉
。春闘共闘委、生活困窮者・年金



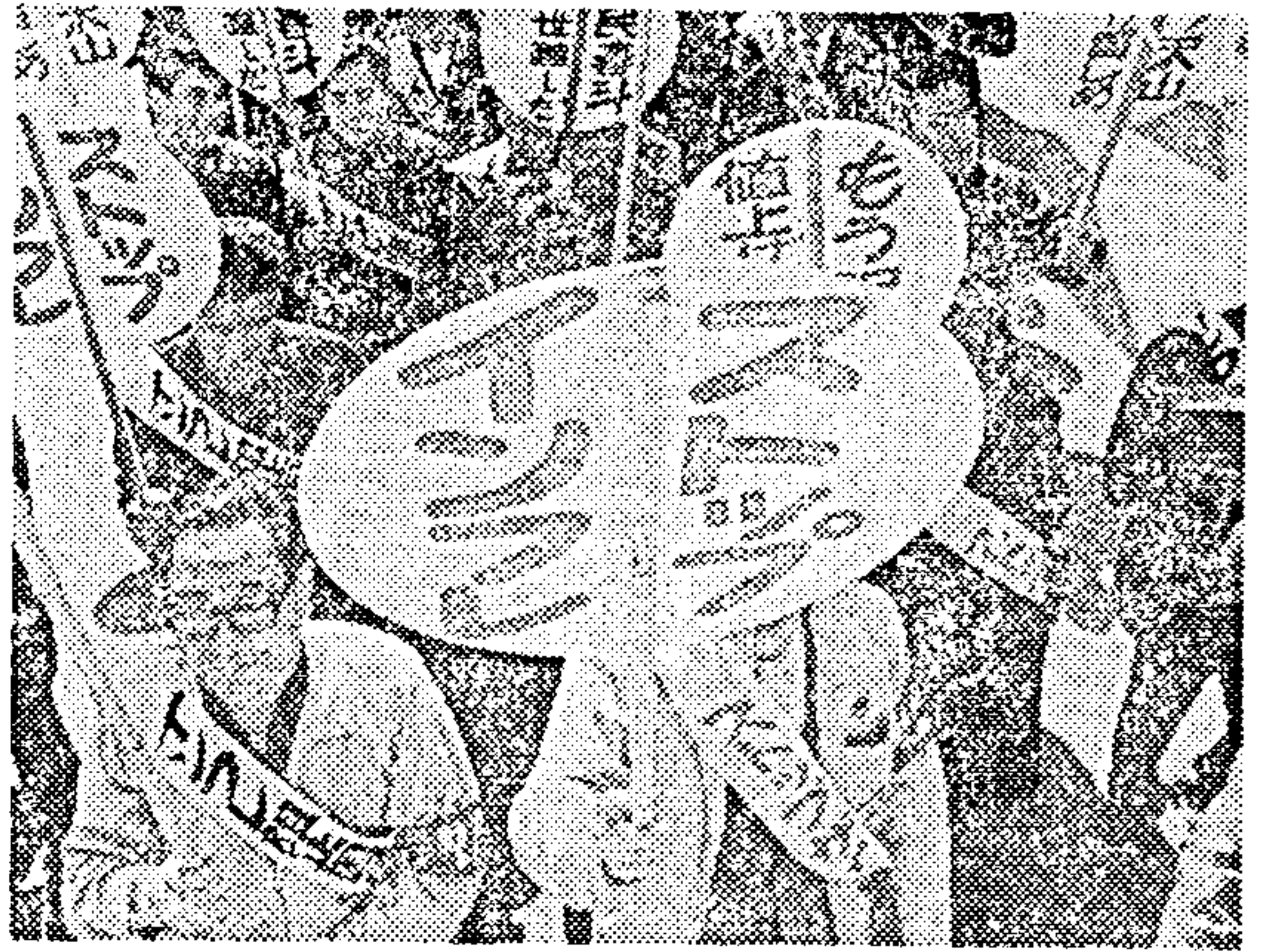
労働4団体主催・インフレ粉砕・生活危機突破大集会

- 生活者・障害者・難病患者などの生活防衛・社会福祉予算獲得中央集会
- 。全倉連第一〇〇回中央委（〓5日）、春闘方針を決定
- 5。総評第四七回臨時大会（〓6日）、74年春闘方針決定
- 。全織同盟第二九回定期大会（〓7日）、運動方針を決定
- 。電機労連第五五回中央委（〓7日）、春闘方針を決定
- 。地銀連第六四回中央委（〓6日）、春闘要求を決定
- 。新化学第二回中央委、春闘方針を決定
- 。政府と経済界の代表が懇談会、物価抑制策について申し合わせ
- 6。新産別第六〇回拡大中央委、春闘方針を決定
- 7。総評春闘権利対策委、刑法改正反対運動などについて協議
- 。私鉄総連第三回中央委、春闘要求および闘争方針を決定
- 。全金同盟第二回中央委（〓8日）、三〇・五%以上要求など賃上げ闘争の推進について決定
- 。同盟・全官公、人事院に賃金要求書を提出
- 。全農林第五三回中央委（〓8日）、春闘方針を決定
- 8。全印総連第六一回拡大中央委（〓9日）、春闘方針を修正、補強
- 。政府、雇用保険法の政府案を決定、国会へ提出
- 9。全造船機械第三八回臨時大会（〓10日）春闘方針を決定
- 。化学同盟第三三回臨時大会（〓10日）、春闘方針を決定、初の産別スト権を確立
- 。全駐労第三回中央委（〓10日）、春闘方針を決定
- 10。人権と民主主義を守る動労全国代表者会議、人権と民主主義を守る動労全国連絡協議会を結成、当面の活動方針を確認
- 。日本平和委員会第二四回臨時大会、当面の行動方針を確認
- 。英国炭鉱労組、全面ストに突入
- 11。国民の思想・信条の自由を守る集会
- 12。紙パ労連第五三回臨時大会（〓13日）、春闘統一要求を決定
- 13。春闘共闘委・東京春闘共闘、2。13東京総行動
- 。一般同盟第九回定期大会（〓14日）、運動方針を決定
- 14。春闘共闘委、野党四党に低所得者に対する緊急対策の推進について申入れ
- 。同盟第一回中央闘争委、賃闘行動計画を決定
- 。公務員共闘、春闘勝利中央総決起集会
- 。炭労第七四回臨時大会（〓15日）、春闘方針を決定
- 。全国金属第三三回臨時大会（〓15日）、春闘方針を決定、統一スト権を確立
- 。国労第一〇六回中央委（〓15日）、春闘方針を決定
- 。動労全国交渉部長会議（〓15日）、反合・運転保安・賃金を中心とする諸要求について意思統一
- 。鉄労全国業務担当者会議（〓15日）、新賃金要求確認
- 。全通第五八回中央委（〓15日）、春闘方針を決定
- 。紙パ総連合第二回中央委（〓15日）、賃闘方針を決定
- 。全自交第四七回中央委（〓15日）、春闘方針を決定
- 15。全専売第五九回中央委（〓16日）、春闘方針を決定
- 。民放労連第三七回臨時大会（〓17日）、春闘方針を決定
- 18。総評・同盟・中立労連・新産別の労働四団体主催の統一集会・2・18インフレ粉砕・生活危機突破大集会、二万五〇〇〇人



春闘第1波3・1スト

- 。全建総連2・18中央総決起集会
- 。全商工第七回中央委（19日）、春闘方針を決定
- 。全財務第三六回中央委（19日）、春闘方針を決定
- 19。公労協全国代表者会議、3・1春闘第二次統一行動日に全1日スト決行を確認
- 。新産別第四回中執委、春闘統一行動日設定
- 。政労協第三二回臨時大会、春闘方針を決定
- 。民社党・同盟・関係諸団体主催、生活防衛国民会議総会
- 。造船重機労連第四回中央委（20日）、春闘方針を決定
- 。全国港湾第三回臨時大会、春闘方針を決定
- 20。総評・中立労連・日経連第二回会談、インフレについての企業責任追及、福祉改善などをめぐって意見交換
- 。国公共闘臨時大会（21日）、春闘方針を決定
- 。都市交通第三回中央委（21日）、春闘方針を決定
- 21。労働四団体代表首相ら関係閣僚とのトップ会談
- 。全国セメント第九七回中央委（22日）、春闘方針を決定
- 。全林野第五八回中央委（22日）、春闘方針を決定
- 。全港湾74春闘全国討論集会（22日）、春闘方針を決定
- 。民社党第一八回定期大会（22日）、運動方針などを決定
- 。日経連政策委、「今次春闘にあたっての心構え」第二集をまとめ発表
- 22。全交運、運輸省に交通運輸政策に関する申入れ
- 。自治労第八回拡大闘争委、賃金要求を決定
- 。全司法第三二回中央委（23日）、春闘戦術を決定
- 25。労働四団体、インフレ抑制、雇用安定、生活防衛、労働基本権などの要求で、労働・厚生・大蔵などの関係各大臣と交渉
- 。春闘共闘委は、延べ一〇〇万人動員のインフレ反対・国民生活擁護・福祉予算獲得・74春闘勝利第一次中央行動に突入（3月5日）
- 。日教組第四四回臨時大会（26日）、春闘方針を決定
- 。日高教第四〇回特別大会（26日）、春闘方針を決定
- 。日建協第三七回定期大会、春闘方針を決定
- 。全官公賃闘総決起集会、一〇〇〇人
- 。資源労連第一〇回定期大会（26日）、運動方針を決定
- 。生産性本部、昭和49年度版賃金白書を発表
- 26。総評・大木事務局長、反インフレの国民戦線結集の構想を発表
- 。全電通第六四回中央委（27日）、春闘方針を決定
- 。全水道第一六回臨時大会、春闘方針を決定
- 。全日通第二八回中央委（27日）、春闘方針を決定
- 。全日農など七団体主催、国民食糧確保・農業復興2・26総決起大会
- 27。春闘共闘委と労相ら政府代表との交渉、政府側から福祉緊急措置などについて回答
- 。自治労第二五回臨時大会（28日）、春闘方針を決定
- 。社会党、反インフレ・生活危機突破国民中央総行動
- 。ILO理事会、都市交通など三組合の提訴事案に関する報告を採択、一六組合一四件の提訴事案の審議をすべて終了
- 28。春闘共闘委、インフレ反対・国民生活擁護・福祉予算獲得・74



インフレ阻止共闘主催国民大集会 (3・3)

- 春闘勝利一〇万人集会
- 。民間労組共同行動会議・代表幹事、インフレ抑制に関する六項目の要請書を政府に提出
 - 。同盟第三回中闘委、3・1ストに対する同盟の見解を発表
 - 。市銀連第五回中央委、定例給与改善共闘基準を決定
 - 。全労働第四回中央委(12日)、春闘方針を決定
- 3月
- 1。春闘共闘委第一波統一スト、一八単産五三万六〇〇〇人が参加
 - 。食品労連第一九回中央委(12日)、春闘戦術を決定
 - 3。インフレ阻止国民共闘主催、インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民大集会、二三十万人。同様の集会が四三県二五二会場で開かれ一四〇万が参加
 - 。部落解放同盟第二九回全国大会(14日)、運動方針を決定
 - 4。部落解放同盟正常化全国連絡会議全国代表者会議
 - 。公務員共闘中央大行動、各省、経団連などに対し抗議と要求行動(15日)
 - 。電機産業労使会議、電機労連、春闘統一要求書を提出
 - 5。春闘共闘委、インフレ反対・国民生活擁護・福祉予算獲得・74春闘勝利3・5総決起集会
 - 。鉄鋼労連第五〇回臨時大会(16日)、春闘方針を決定
 - 。全鉱第六六回臨時大会(16日)、春闘方針を決定
 - 。全金同盟第一回中央闘争委、賃闘推進方針を確認
 - 。地銀連第二二回臨時大会、春闘統一要求決定、単産スト権を確立
 - 。日本医労協第二二回臨時大会、春闘準備の点検と意思統一
 - 。社会党三役会議、京都府知事選の蜷川現知事七選支持を決定
 - 6。出版労連第二八回臨時大会、闘争方針を決定
 - 。総評主婦の会主催、第一〇回内職者大会(17日)
 - 7。全損保第五一回中央委、春闘宣言を採択
 - 。公務員共闘、政府に統一要求書を提出
 - 。総評・中央社保協・全国退職者の会代表合同会議、社会保障3月行動計画を確認
 - 8。全交運四単産統一ストライキ決行「関東―関西」春闘総決起集会
 - 。全日本ゴム労連第一回中央委、74春闘のたたかい方を決定
 - 。春闘共闘委、フランスとオーストラリアの金属労組代表を招き「インフレ・高物価に対する労働組合のたたかい」をテーマに国際シンポジウム
 - 。一九七四年国際婦人デー中央集会、一万人
 - 9。全国民労協・愛知民労協主催、「インフレ抑制と74年春闘を民間労組はいかにたたかうか」をテーマに賃上げシンポジウム
 - 。国労、「安全白書」発表
 - 11。春闘共闘委主催、インフレ予算粉碎緊急総決起集会
 - 。天池同盟会長、労働四団体との共闘からの離脱を表明
 - 。海員外航の労働協約改定交渉で、49年度から週休二日制への移行を開始するとの回答
 - 12。同盟、インフレ抑制のための緊急対策について労相に申入れ
 - 13。春闘共闘委、官公労働者のスト権問題で対政府交渉。14日、年金・福祉手当などについて厚生省と交渉
 - 。日経連、春闘共闘委の統一要求に対する見解を文書回答
 - 14。同盟第四回中闘委、闘争状況を確認、今後の方針を協議



全動労結成大会

15. 同盟全国最賃対策会議、74年度の地域別、産業・職業別最賃の目安額と家内労働対策を決定。
新産別第二回中央闘争委、独自のインフレに関する重点要求、政治ストに関する統一見解などを決定。
全交通貨物共闘第二回全単産代表者戦術会議、安全輸送闘争の実施を決定。
16. 春闘共闘第四回最高指導委、第二回共闘委、困窮世帯への三万円支給、年金スライド制、公共料金凍結、制度要求などを重点要求により交渉をつめ、4月決戦段階を迎えるとの方針を決定。
全職同盟の大阪在住組合員一七名と一般市民一一名、庶民貯金減価損害賠償請求訴訟の訴状を大阪地裁に提出。
18. 人事院、教員給与改善を勧告。
政労協「天下り白書」発表。
19. インフレ反対、国民生活擁護・福祉予算獲得・74春闘勝利第二次統一行動（4月4日）
日教組全国戦術会議、4月中旬全日ストで意思統一。
20. 全国金属・民放労連など民間八単産、30分から41時間半スト。
春闘共闘委、74春闘勝利中央総決起集会。
春闘共闘委全国青年労働者総決起集会。
全国電労協第六回臨時大会、賃闘の展開について確認。
日本商工会議所第三九回総会、春闘問題に関する決議を採択。
21. 労働四団体首脳、首相と会見。
全印刷第五六回中央委（22日）、春闘の具体的な方針を決定。
23. 全職同盟中央闘争委、4月5日の六時間スト、9日から大手の無期限ストの方針を決定。
福祉の改革と拡充を要求する障害者統一集会。
全日農第一七回中央常任、乳・米価闘争への具体的な取組みについて決定。
共産党、労働組合をはじめ民主諸団体六四団体に参院選共闘申入れ。
24. 動労、三・二六前段闘争の一割減速順法闘争にはいる。
25. 春闘共闘と政府との三・二六ストを前にしての交渉は平行線のまま決裂。
民間労組共同行動会議、インフレ粉砕・大幅賃上げ総決起集会。
日教組、教職員の生活・権利・労働条件等と教育に関する要求書を文部省に提出。
26. 春闘共闘委第二波統一スト、六八単産二四五万人が参加。
人事院、看護婦給与の平均八・九%引上げを勧告。
27. 化学労協、資源・エネルギー総合政策について政府に申入れ。
全炭鉱、炭鉱労働条件の改善を通産大臣に要望。
28. 金融共闘春闘中央決起集会。
同盟第五回執行評議会、メーデー近代化をめざす基本方針を決定。
全交通貨物共闘第一次道路順法闘争（30日）、トラック一〇万台参加。
29. 新産別、74春闘勝利・インフレ阻止総決起集会。
IMF・JC、74賃金・MWS中央決起大会。
30. 全職同盟第四回中央闘争委、無期限スト実施にあたっての確認事項を決定。
海員外航部門の団交決裂、31日内航も決裂。
31. インフレ阻止国民共闘・春闘共闘委主催、インフレ阻止集会、全国二七〇カ所で開かれ一三〇万人が参加、3・31国民大集会には二五万人が参加。



京都府知事選、蜷川候補当選

。全国鉄動力車労組連合会（全動労）結成大会

。京都府知事選で、社・共両党共同声明発表

4月

1。同盟代表、総務長官に、官公労働者のスト権で、審議会設置を申入れ

。新産別代表、労働大臣に最低賃金制の確立などについて申入れ
2。全国一般、全造船機械など賃上げを要求して全日ストを実施
。農林省、「昭和48年度農業白書」発表

。参院予算委、物価集中審議（3日）

3。74年国民春闘勝利・ゼネスト宣言中央総決起集会

。政労協、5日まで第四波スト
。国際産業別組織代表、労働大臣に官公労働者のスト権付与について要請

。人事院、「期末手当の特例について」勧告

4。総評幹部と加盟全国単産六三労組委員長八七氏、京都府知事選挙でアピールを発表

。全国金属、紙パ労連、医労協など民間二〇単産集中スト

。全動労、賃上げ・団結権を要求

して国鉄本社と交渉

。日経連・地方団体長会議、春闘賃上げの吸収策を決定

5。給与関係閣僚協議会、公労協の賃上げ要求に対し、「速かに有額回答を出す」方針および公務員の期末手当、当月内支給を決定

。私鉄総連・民鉄協第八回中央集団交渉

。全織同盟、賃上げ要求で、13年ぶりに第一波統一スト

。全自連、過労・過積み追放などを要求して、二四時間スト

。公明党、政府に、国民春闘の早期解決を申入れ

6。インフレ阻止国民共闘主催、中小企業労使との交流の集い

。民航労連、日本航空労組など一六組合、11日に一二〜二四時間スト突入を発表

。三公社五現業当局、各労組に平均一七七七〇〇円（一八・七%、定昇込み）の回答を提示

。国鉄当局、国労・動労の昨年9月下旬の処分反対・反合理化闘争にたいし、解雇二人をふくむ六〇〇一人の処分を通告

7。京都府知事選挙投票、蜷川候補が当選

8。春闘共闘委、第四次統一行動にはいる

。鉄鋼大手五社、二万五五〇〇円（定昇込み二六・四%）の賃上げを回答

。電機大手各社、一万七九三一〜二万〇三九二円（二三〜二六・七%）の賃上げを提示、電機労連、これを拒否

。一公社五現業当局（電々・専売を除く）翌9日には電々・専売両当局も公労委に調停申請

。国労・動労、国電と新幹線を中心に強力順法闘争に突入

9。公労協、13日までの第三波統一ストに、波状的に突入

10。政府、三公社五現業の労働基本権問題について、官房長官を長とする関係閣僚協議会の設置を決定

。鉄鋼労連第四回中闘委、団体交渉の継続を確認

。海員組合の内航部門労働協約改定交渉妥結

。49年度予算成立

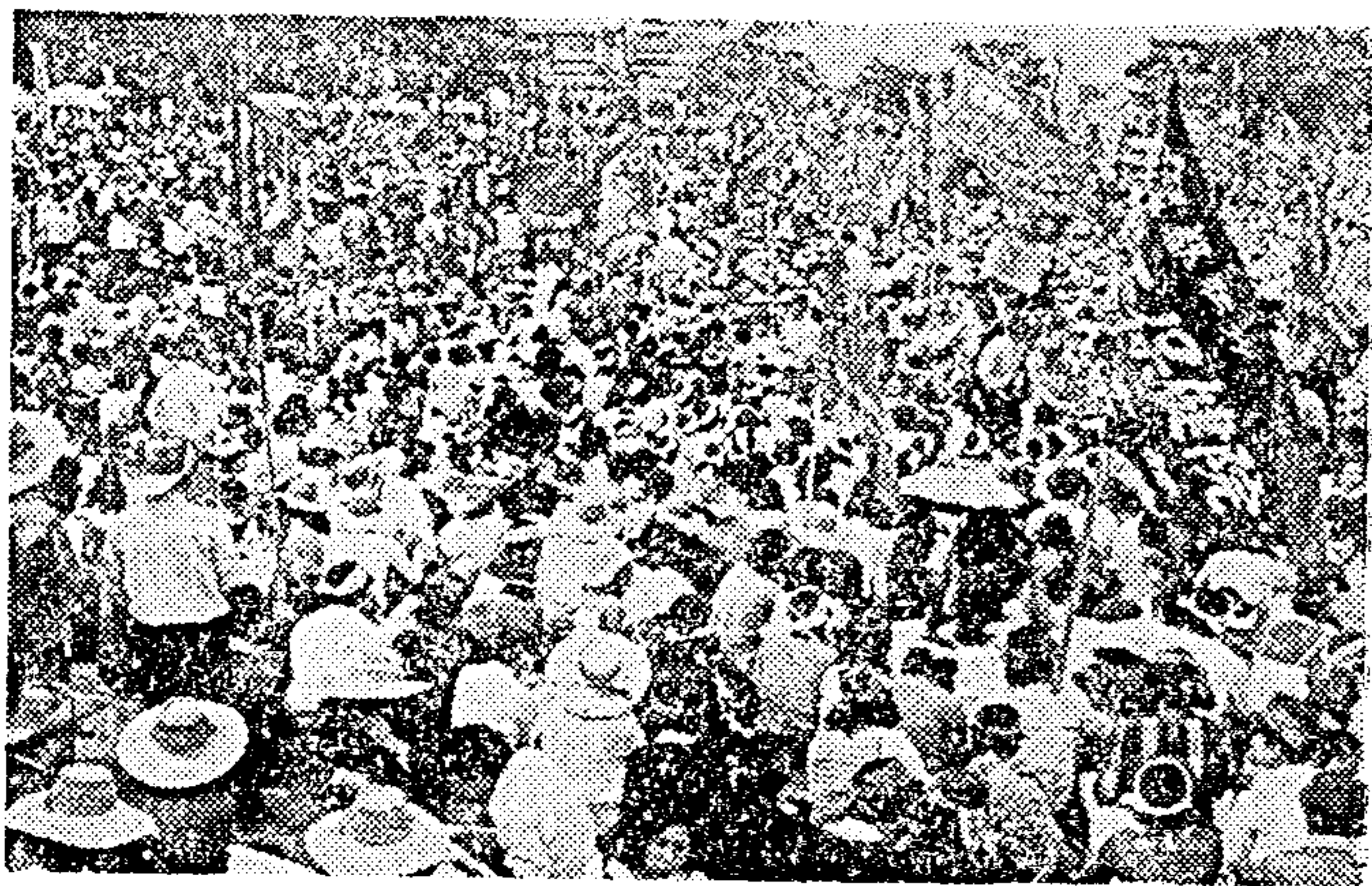
11。春闘共闘委、第三波ストに突入、13日まで八二単産、約六五〇万人参加

。警察庁、日教組結成以来初の全一日ストにたいし、地公法違反



春闘第3波統一スト (4.10~13)

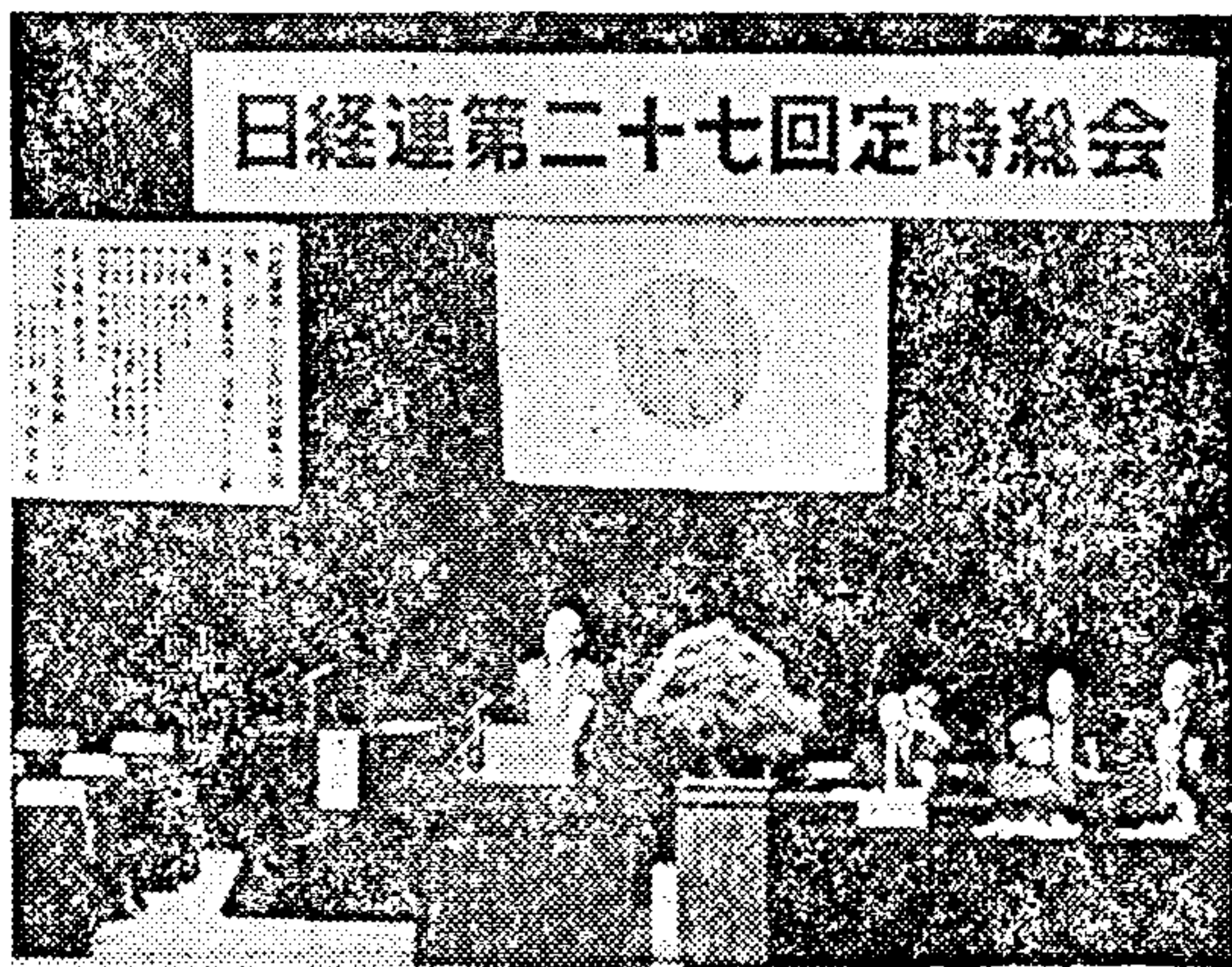
- 容疑で組合本部をはじめ全国都道府県で約八〇〇カ所を強制捜査、21日現在までの捜査八二カ所、任意出頭八〇〇〇名におよぶ
- 12。私鉄経営側、第二基本給の導入を、本年度に限り撤回の意向を表明
- 。春闘共闘委代表、政府代表とスト権問題で協議
- 。自民党、衆院内閣委で靖国神社法案を強行採択
- 13。春闘共闘委代表、官房長官ら政府代表と会談、①低所得者対策、②最賃制・雇用保障・労働時間短縮、③労働基本権問題で合意
- 。公労委、三公社五現業労組の賃上げにたいし調停委員長見解を提示、調停不調。同臨時総会で仲裁移行を決定、平均二万七六九一元(二九・二%)の賃上げで、事実上決着。公労協拡大共闘委、一二時以後のスト中止指令
- 。中労委、私鉄大手一三社にたいし、賃上げ二万八五〇〇円等のあっせん案提示。私鉄総連中闘委および民鉄協加盟大手一一社(西鉄を除く)社長会、それぞれ同あっせん案を受諾決定
- 。全日通、賃上げ二万八五〇〇円(三一・九%)で妥結
- 15。海員組合外航部門労・使第一〇回労働協約改定交渉妥結
- 。人口問題審議会、「日本人口の動向」(人口白書)を発表
- 16。炭労・全炭鉱、賃上げを要求して二四時間スト
- 。私鉄総連第三波四八時間スト
- 。海員組合全内航労協改定交渉妥結
- 。電労連、賃上げ等で中労委にあっせん申請
- 18。日教組弾圧対策単産代表者・関係県評代表者合同会議、日教組不当弾圧反対、反動文教政策粉碎闘争方針決定
- 。電機労連第二波四八時間スト
- 。私鉄総連第九回中闘・大手代表者会議、大手組合の中労委あっせん案受諾を正式決定
- 19。炭労四八時間スト
- 。全交運、労相と会見、交通労働者の労働条件改善等で要望
- 20。合化労連第四回中闘、4月23~25日からの重点部分無期限スト等の方針を決定
- 22。雇用保険法案反対・国会成立阻止緊急中央行動(24日)
- 。海員組合漁船部門妥結、海員組合の今次労働協約闘争終結
- 。西鉄経営側、中労委に対しあっせん案受諾を回答
- 24。動力車第八三回臨時中央委、春闘総括の視点と参院選挙の取組み、第三次査問委(九八人の統制処分)などを決定
- 。『国労尼崎駅事件』の控訴審で、大阪高裁、神戸地裁の無罪判決を破棄し、有罪判決
- 。老齢福祉年金の併給制限は違憲と訴えた高齢者(八〇歳)の行政訴訟で、東京地裁、違憲とはいえないとの判決
- 25。日教組弾圧反対・教育反動化粉碎国民共闘会議発足
- 。全日農第一四回全国大会(26日)
- 26。電労連、中労委あっせん二万九〇〇〇円で、今次賃金闘争を集約
- 。春闘共闘委、春闘中間総括を発表
- 。環境庁、通産省、「48年度環境白書」、「48年度中小企業白書」を発表
- 28。農村労連第一〇定期大会(29日)、農村に強大な労組をとの運動方針を決定



第5回メーデー

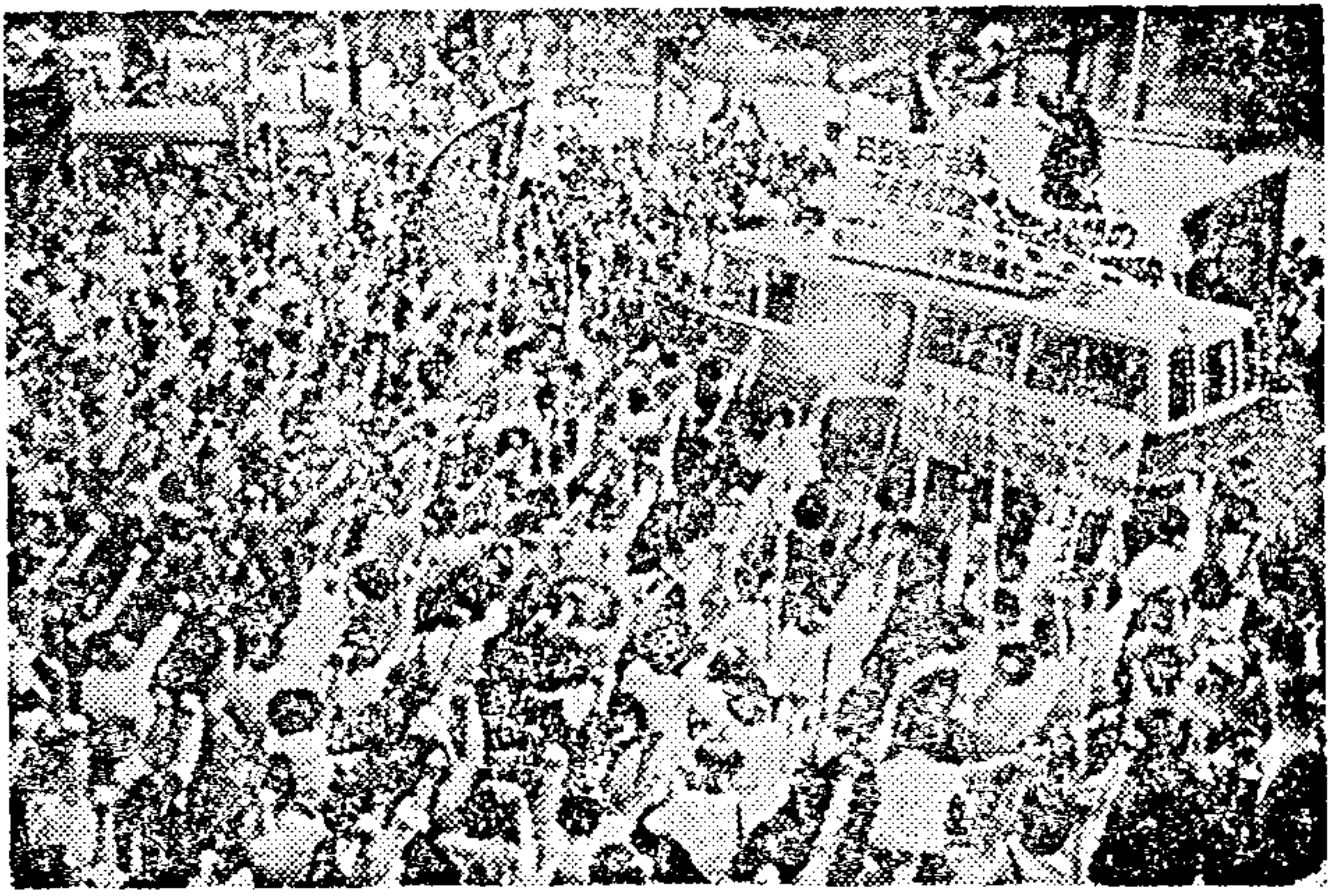
5月

1. 第四五回メーデー、全国四七都道府県七六三カ所で七〇〇万人が参加
 - 。労働省、「労働経済動向調査(2月1日)」発表
 - 。ポルトガルで四八年ぶりのメーデー
2. 通産省、「企業の社会的責任」調査結果発表
3. 憲法施行二七周年を迎え、社会、共産、公明、民社各党は各地で街頭宣伝、集会
 - 。第六回自主憲法制定国民大会で、小島自民党憲法調査会長、改憲草案の検討に着手するとの意志を表明
 - 。インド各地で、鉄道・運輸部門を中心に労働者がゼネスト
6. 全商工連第二八回定期総会(78日)
 - 。ブランド西独首相辞任
7. 英、合同機械労組、労使関係裁判所の同労組資産差押えに抗議して全国スト(78日)
 - 。ASEAN外相会議(79日)、域内経済協力推進を決める
 - 。総評弁護団、自由法曹団など刑法改悪反対法律家四団体連絡会議代表、運動強化を民主団体に
8. 日教組第八九回臨時中央委、教頭法制化法案反対、刑事弾圧反対の方針を決定
 - 。日本共産党三中総(710日)、「参議院選挙での争点と日本共産党の四大基本政策」、決議「参議院選挙戦での勝利と躍進をめざして」などを採択
9. 全織同盟第七一回中央委、労働協約闘争、夏季一時金闘争、母性保護闘争等の方針を決定
 - 。国労第一〇回中央委、「当面の闘争計画」を決定
 - 。公労委、三公社五現業の賃上げにつき仲裁裁定(一七・九%プラス八三〇〇円)提示
 - 。日経連第二七回定時総会、桜田会長「こんど賃上げ結果については、企業努力で消化するのが企業の責任である」旨強調
 - 。社会党全国書記長会議(710日)、参議院選挙対策を決定
 - 10. 総評第二一回幹事会、雇用保険法案について協議
 - 。海員組合全国評議員会、汽船部委員会年間臨時給新賃金の六カ月分を要求することを決定
 - 。同盟第一五回全国婦人の集い中央集会(711日)
11. 足尾銅山の鉍毒公害補償協定調印。古河鉍業、一五億五〇〇〇万円支払うことになる。「公害八〇年」に区切り
 - 。総評、公労協および同盟代表、公共企業体等関係閣僚協議会の運営等につき政府に要望。新産別、全施労も申入れ
 - 。全動労全国活動者会議(712日)春闘総括等を確認
 - 。総評、第一九回はたらく婦人の中央集会(712日)
 - 12. 自民党早川国民運動部長、税法上の措置を考慮した所得政策導入私案を発表
 - 13. 全鉍企業委員長会議、退職金闘争、特別一時金闘争方針決定
 - 。総評、民社を除く各野党に参院選挙共闘を申入れ
 - 。田中首相、「新しいふるさとの建設」「五つの大切」「十の反省」など政治目標を示す
 - 14. 総評単産委員長会議、日教組不当弾圧反対、反動文教政策粉碎、民主主義擁護を中心とする当面の具体的行動を決定
 - 。東京地裁、「サンケイ」の自民党



日経連第27回定時総会

- 意見広告にたいする共産党の仮処分申請を却下
- 。日弁連、刑法全面「改正」に反対し、阻止実行委を設置
- 15。鉄鋼労連、春闘を省みての中央討論集会（17日）、第一期長期政策を総括
- 。全機金第四回中央委（17日）春闘総括と夏期一時金闘争方針を決定
- 。市銀連第一九回大会（16日）、第一九期運動方針を決定
- 。総評など、減税闘争総括会議（16日）
- 。沖縄協定二周年、復帰協主催、自衛隊反対、基地撤去、安保廃棄、田中内閣打倒県民総決起集会
- 。全国農協中央主催、要求米価実現全国農協代表者大会
- 17。全石油第五三回中央委、一時金闘争方針、74年春闘総括骨子を決定
- 。通産省、東邦ガスの四〇％値上げを認可。中曽根通産大臣、八電力の値上げにつき、6月1日より実施するとの政府基本方針を明らかにする
- 。衆院地方行政委、東京の区長公選制の実施などを含めた地方自治法改正案を可決
- 18。社会党中執委、共産党の参院選共闘申入れに拒否回答、共産党、「社会党からの回答について」の見解発表
- 。第一九回はたらく婦人の中央集会
- 。インド初の地下核実験
- 19。炭労臨時大会、上半期期末手当闘争方針を決定
- 。靖国神社法反対で、宗教者があいついで抗議集会を開く
- 。仏大統領選第二回投票、革新統一候補ミッテラン氏、一％余の差で惜敗
- 。自民党、「参議院選挙公約」を発表
- 20。同盟、第八回執行評議会、当面する参院選対策強化を確認
- 。民社党、参院選挙政策発表
- 。東京地裁、竹内景助被告の病死に關し「拘置所の治療に過誤」と国に慰謝料を払うよう判決
- 21。新化学第三回中央委、春闘中間総括、夏季一時金闘争方針を決定
- 。全金同盟第三回中央委（22日）夏季一時金闘争方針決定
- 。全国セメント第九八回中央委、春闘中間総括
- 。全水道中央委（22日）、春闘総括と当面の取組みを決定
- 。社会党、参院選重点五大政策を発表
- 。日教組・教育制度検討委員会、「日本の教育改革を求めて」を発表
- 22。春闘共闘委第三回共闘委、国民春闘を総括
- 。第一回IMFアジア電機労組セミナー（23日）、IMF本部に対する提言を採択
- 。経企庁、「春季賃上げの影響と今後の経済運営」と題する検討資料を発表
- 23。電労連第五回評議員会、74春闘、労協闘争について総括
- 。全自交、交通政策要求実現全国中央行動
- 。造船重機第五回中央委（24日）、年間一時金闘争方針を決定
- 。日教組、弾圧反対共闘会議が全国で抗議行動
- 24。総評第二三回幹事会、運動方針メモ、青年協議会結成について協議
- 。合化労連第七九回中央委、春闘総括を承認
- 。全交運第五回ゼネスト本部総会（25日）、春闘総括
- 。全炭鉱第二三回定期大会（25



春闘ストで日教組弾圧、6.11横枝委員長逮捕

- 日)、74年度重点活動方針決定
- 25。自民党、衆院本会議で靖国神社法案を単独採決、靖国問題七者懇談会が抗議声明、学会・研究団体も声明を発表
- 26。田中首相、参院選後に小選挙区制法案を提出する旨表明
- 27。総評、小選挙区制粉碎中央連絡会議、各民主団体、田中首相の発言に抗議声明を発表
- 。紙パ労連単組代表者会議(28日)、春闘総括を確認
- 。公労協共闘委、74年春闘総括を討議
- 。参院本会議、国土利用計画法案、教頭職法案を可決、成立
- 。「韓国」非常軍法会議検察部、民青学連事件の「容疑者」五四人を起訴、日本人学生二人も起訴さる
- 28。電機労連第二二回定期大会(31日)、75年運動方針を決定
- 。全化同盟第三回中央委、夏季一時金闘争方針を決定
- 29。全化同盟政治連盟結成
- 。法制審議会、刑法「全面」改正の要綱を答申
- 。総評、日弁連など各界、各団体、刑法「全面」改正答申に阻止声明発表
- 。イタリア三大労組、右翼の爆弾テロ事件に抗議してゼネスト
- 30。総評、一九七五年度運動方針案骨子を発表
- 。小選挙区制粉碎中央連絡会議、国民へのアピールを発表
- 。人事院、「49年度に限り、一般国家公務員の給与を4月1日より一〇%引き上げる」よう勧告
- 。サラリーマンの税金訴訟に京都地裁は「著しい不公平はない」と原告の請求を棄却
- 31。同盟第三一回中央評議会、当面の活動目標と計画を決定
- 。都教組、埼教組、北海道教組、警察の任意出頭要請を拒否
- 。民間労組共同行動会議、単産代表者会議、賃金、インフレ問題で運動をすすめることを確認
- 。イスラエル、シリア両軍代表、ジュネーブで兵力引き離し協定に調印
- 。日生協第二四回通常総会(6月2日)、74年度運動方針を決定
- 6月
- 1。都教組・埼教組・北海道教組・岩教組幹部二〇人を地公法違反を理由に逮捕
- 。鉄労第一七回中央委、当面の運動方針を決定
- 。公害対策全国連絡会議第六回総会
- 2。全郵政第一〇回大会、一九七四年度運動方針を決定
- 3。都教組弾圧反対・教育反動化粉碎・不当逮捕抗議・即時釈放要求中央総決起集会
- 。労働省、産業労働懇話会に「大幅賃上げの性格と今後の課題」についての見解を提出
- 。第七二通常国会閉会、労働省提出の全法案は廃案となる
- 。朝鮮総連、朴一味の野蛮な暴圧を糾弾する大会
- 4。「公共企業体等関係閣僚協議会」の初会合、三公社五現業の当事者能力、経営形態、労働基本権問題につき、来年秋をメドに検討することを申合せ
- 。日高教第四一回定期大会、教職員の間争形態を全組織で討論しようとの運動方針を決定
- 。社公両党書記長、参院選社公選挙協力協定と政策協定を決定(6日、合意書調印)
- 。労働省、「49年度の雇用見通しと職業安定行政の重点施策」を公表
- 5。IMF・JC労働調査部会、



参院選での“企業ぐるみ選挙”告発運動ひろがる

- 「生涯生活ビジョン」構想について協議
- 。全日本ゴム労連第二回中央委、春闘につき総括
- 。社会党、野党四党の書記長・書記局長会談開催を申入れる
- 6。総評・日教組、世界教職員団体連盟、国際自由教職員組合四団体、日教組弾圧でILO本部に提訴
- 。ILO第五九回総会（26日）、開かる。
- 。盛岡地裁、公企体職員の争議行為禁止につき違憲判決。
- 7。化学同盟中央委、夏季一時金闘争方針を決定
- 。神奈川県評、横須賀地区労主催、原子力艦船寄港抗議横須賀集会
- 。住友海上労組、金融機関関係ではじめて週休二日制を実現（10日、基本的に合意）
- 8。私鉄総連第五回中央委、春闘総括、運動方針案骨子を確認
- 。国鉄当局、国労、動労に九月闘争を理由に、停職五名を含む五二名に処分通告
- 。政府、日教組のILO提案について、「根拠なし」との反論表明
- 9。総評、住宅要求闘争を柱に、七年春闘方針を発表
- 10。総評単産委員長会議、日教組弾圧反対闘争について協議、決議を採択
- 。イタリア・ルモール内閣、経済政策をめぐる閣内の意見対立で総辞職
- 11。榎枝日教組委員長、地公法違反容疑で逮捕。日教組弾圧反対国民共闘会議、即時釈放を要求して抗議行動
- 12。選挙の自由を守る緊急集会
- 。IMF二〇カ国蔵相会議「国際通貨改革の概要」を決定
- 13。榎枝日教組委員長ら四氏、地公法違反で起訴
- 。マスコミ共闘、自民党の金権選挙許せぬと、新聞協会などに報道・広告の公正を要請
- 。全印総連など一三労組、企業ぐるみ選挙に抗議声明を発表
- 14。第一〇回参院通常選挙公示
- 。全自連、企業選挙でトラック協会に抗議
- 15。サリドマイド裁判原告団、5月31日に提示した同地裁の和解案を条件つきで受諾
- 。民青学連事件をめぐる「韓国」非常普通軍法会議の初公判
- 。日朝協会、「韓国」の軍事裁判にかけられている二人の日本人の釈放を要求して街頭宣伝
- 16。自民党橋本幹事長、高負担を前提とした「福祉社会憲章」（私案）を発表
- 17。新産別第六一回拡大中央委、74春闘総括と当面の方針を討議
- 。立川市議選、共産党第一党
- 。フランス、中国、核実験
- 18。同盟第九回執評、参議院選挙闘争方針を確認
- 。商業労連第五回定期大会七四年度運動方針を決定、
- 。私鉄総連加盟上信電鉄労組、賃上げ二万六二〇〇円で解決、5月31からの無期限スト解除
- 。米軍、府中空軍施設など八施設の労働者九〇〇人を9月30日付で解雇する旨通告
- 。公明党、共産党に憲法問題で公開質問状
- 。NATO関係理事会（19日）、「大西洋宣言」を採択
- 。ハガチー事件の最高裁判決、大柴氏らの上告を棄却
- 20。共産党中央委員会、小選挙区制粉砕中央連絡会議と生活危機突破国民連絡会の活動を選挙中にも前進させるよう、社、公両党、総評など全参加団体に申入れ
- 23。「韓国」捜査官が日本国内で捜査

活動をおこなうという重大な主権侵害行為が明るみにでる。24

日、外務事務次官、新たな外交措置をとる考えのないことを明らかにする

24。行管庁、海外協力で、「効果的対策を勧告

25。食品労連第二〇回中央委、春闘総括を確認

。全官公、公務員賃上げ要求総決起集会

。学者ら三六氏、中央選管に「企業ぐるみ選挙」の中止を申入れ
。通産省「通産白書」を発表

26。アル専中央委、新賃金の配分について協議

。労組、民主団体などの代表四三氏、「企業ぐるみ選挙」の中止を中央選管に申入れ

27。天池同盟会長、総評の第二春闘方針を「インフレに対する敗北主義」と批判

。日教組、「中学校教科書白書」を発表

。農林省、「四八年度の農家経済」を発表

28。全鉱大手企業連退職金闘争、大手五社坑外成年男子勤続三〇年

で四四〇万円の回答を提示

。労働省、「四八年度賃金制度調査結果」(速報)を発表

29。「企業ぐるみ選挙を告発し、投票の自由を守る連絡会」結成

。在沖縄米陸軍基地司令部司令官、日本人従業員来年六月まで二千人解雇する旨明らかにする

30。「金権選挙・企業選挙監視摘発委員会」結成

。総評新聞号外「死票をなくそう・あなたの一票社会党へ」(6月30日付)労働組合内で論議

序章 この時期の概観

1 国際国内情勢の特徴

一九七三年から七四年にかけての国際情勢の特徴は、米ソ首脳会談（七三年六月）において平和共存を確認し、東西両ドイツが第二八回国連総会において国連加盟を承認され（七三年九月）、日本と北ベトナムの国交が樹立されるなど、全体として平和共存、緊張緩和の基調が強まったことにある。しかし一方では、七三年一〇月に勃発した第四次中東戦争は、一八日間の戦闘の後停戦にもちこまれ、またアメリカのインドシナに対する直接的な軍事介入中止後も南ベトナム政府と臨時革命政府との間の交渉が難航をつづけ、さらにカンボジアにおいてロン・ノル政権と解放勢力との間の軍事的対決が深刻化し、チリにおいては社会主義政権が軍部のクーデターによって圧殺されるなど局地的緊張は依然として消滅しなかった。

国内政治において注目される問題は、物価・公害等の緊急課題について有効な対策をとらなかった田中内閣に対する批判が強まったことであり、七四年七月における参議院選挙では、自民党が後退（改選七〇に対して六二議席）、社会、公明、共産の前進という結果となってあらわれた。

国際経済の動向においても重要な問題である国際通貨危機は、各国がいっせいに変動相場制をとることによっていちおうの安定性を回復し、国際貿易も相当急速に拡大した。しかし世界各国は、同時にインフレーションの波をかぶることになった。世界的なインフレの口火をきったのは、天候不順による農作物の不作にもとづく価格の大幅な上昇であり、さらに一〇月の第四次中東戦争にともなう石油輸出制限は、各国の原材料価格の高騰をもたらした。ところで世界中に大きなショックを与えたいわゆる石油危機は、次のようなものであった。すなわち第四次中東戦争は、七三年一〇月六日に始まり二二日に終結したが、一六日にペルシャ湾岸六カ国は、石油価格を一方的に大幅に引き上げ、一七日O A P E C

（アラブ石油輸出機構）は、原油生産を九月を基準に一〇月以降毎月五％ずつ減産すると決定した。二〇日以降にはサウジアラビアをはじめとするアラブ産油国が対米全面禁輸、中東戦争に対する各国の姿勢によって供給削減措置に差別をつける作戦を展開し、これによって世界各国は、石油供給不足に悩むことになった。

七三年から七四年のわが国経済は、その存立の基礎を石油危機によって大きくゆさぶられた。すなわち前に述べたようなアラブの石油戦略は、日本国内にパニック的な状況をもたらし、主婦の買いだめや物価統制令の復活などの異常事態となった。政府は危機打開のため、三木武夫副総理を特使として中東八カ国に派遣したが、その結果、O A P E C（アラブ石油輸出国機構）は、日本を友好国扱いするとともに、七四年一月から英仏なみに必要量に応じて原油を日本に供給することを認めた。しかし原油の公示価格はいっきよに二倍以上に引き上げられることになり、日本経済に対する影響はきわめて深刻なものであった。

ところで卸売物価は、七三年一〇月には対前年同月比二〇％を上回る上昇となり、七四年にはいると三月三五・一％、四月三五・七％という急騰を示した。また消費者物価も春闘のおこなわれた七四年三月には対前年同月比二四・九％の上昇となっている。このような物価上昇に石油価格の引上げが一役買ったことは否定できないが、経済企画庁の試算によるとそれは七三年九月から七四年四月の間に卸売物価を七・八％、消費者物価を四・六％引き上げる役割を果たすと試算された。ところが実際には、この間に卸売物価は二五・三％、消費者物価は一七・五％上昇しており、その差は卸売物価で一七・五％、消費者物価で一二・九％になっている。このことは石油危機を口実にして企業が先取り値上げ、便乗値上げをおこなったことを物語っているといえよう。

狂乱物価に対して政府がとった政策は、いわゆる総需要抑制政策であった。すなわち日銀は七三年四月から一二月までの間、五回にわたって公定歩合の引上げをおこない、九％という戦後最高の水準となった。また預金準備率の引上げ、窓口規制の強化などを通じて、過剰流動性の吸収を図るにいたった。さらに財政面では公共事業の繰り延べなどが実施され、

そのため日本経済はしだいに不況の基調を強めることになった。たとえば鋼材、繊維、木材など主要原材料の市中相場が急落し、また石油危機をきっかけに消費者の買いびかえが広まって自動車、家電製品など耐久消費財の売れ行きが鈍るなど景気のおちこみが顕著になっている。

2 インフレ下の雇用情勢と労働政策

総理府統計局の労働力調査によると、一九七三年のわが国労働力人口の伸び率は、七二年の水準を大きく上回って一・五%、八〇万人増大し、五二九九万人となった。この増大は主として女子の労働力人口の増大によるものである。労働力人口中の就業者は五二二三万人でこれも前年を一・七%（八八万人）上回った。

就業者の産業別構成をみると、農林就業者は六五六万人で前年より七・八%（五五万人）減少し、非農林就業者は四七七万人で前年より三・二%（一四三万人）増加した。就業者を第一次、第二次、第三次産業に分けてみると、第一次産業は七一二万人（二・三・四%）、第二次産業は一九一三万人（三・六・五%）、第三次産業は二六〇六万人（四・九・八%）であった。また就業者を従業上の地位別に分けると、自営業主は九六六万人（一・八・五%）、家族従業者は六六三万人（一・二・七%）、雇用者は三五九五万人（六・八・七%）であり、雇用者比率はひきつづき増大した。

農家人口は、前年より二・四%減って二四三八万人となり、総人口に対する割合は二三%を割った。農家数も前年に比べて一・四%減り、五一〇万戸となった。農家の階層分化をみると、二・五ヘクタール以上層のみ増加し、それ以下の階層は全般的に減少した。また第二種兼業農家はいぜん増加し、七三年には総農家に対する割合は六一%になり、第一種兼業農家を含めた全兼業農家の割合は八七%になった。同時に恒常的な半プロレタリア化を示す恒常的勤務に従事する農家も増加し、とくに第二種兼業農家ではその六六%を占めるにいたっている。

労働市場の動向をみると、七三年における日本経済の急速な拡大と景気の過熱化にともなって労働力の需給関係は逼迫の度を加え、一般求人倍率は七三年一〇月には二・三一と戦後最高の水準に達した。しかし同年一〇月に勃発した石油危機と、「狂乱物価」とよばれる大幅な物価上昇に対処するための総需要抑制政策の浸透によって、景気が鎮静するにともない、一九七四年前半には労働力需給の緩和が進んだ。七四年六月に一般求人倍率は一・三九と低下している。しかしこのような需給関係の変化にもかかわらず、雇用・失業面への衝撃は少なく、一時帰休体制の採用、新規採用の停止などの形で現われている。また季節出稼労働者、臨時・日雇、パート・タイマーの雇用は縮小する傾向が目立っている。

政府の労働政策として目立っているのは、春闘における大幅賃上げに対処して所得政策の導入に関する瀬ぶみが以前にもましておこなわれるようになったことである。自民党労働問題調査会（原健三郎会長）における検討、福田大蔵大臣の長期経済計画の検討、経済企画庁による春闘影響調査、「所得分配に関する研究会」（馬場啓之助委員長）等々の動きがそれである。また福祉優先の労働政策という基本姿勢は、前年からひきつづき継続しており、とくに勤労者の財産形成制度の拡充に重点がおかれた。しかし種々の経緯を経て七四年度に実現をみた内容としては、税制面での優遇にとどまっている。福祉優先の政策としては、右のほか勤労婦人福祉法の行政指導の基準が明確化されてきたことが注目されるほか、定年延長問題についても若干の進展がみられた。また雇用保険法案は、積極的労働政策の柱となるとともにこれにより福祉事業をおこなうことになっていたが、不成立に終わった。

雇用政策としては、七三年が新雇用対策基本計画を実施する初年度にあたるため、その基本目標に即して定年制延長を中心とする中高年齢層の雇用対策、工業再配置にともなう地域雇用対策、産業構造変化にともなう雇用対策、とりわけ輸送革新下の港湾労働対策、心身障害者の雇用対策等を重点として展開された。さらに職業訓練行政については、七三年度において公共職業訓練施設の規模の拡大および事業主のおこなう職業訓練に対する援助助成措置の強化について若干の前進がみられた。

賃金政策の分野では、七三年において地域的最低賃金の設定がいちじるしく進展した。とくにそれが東京、大阪等の大都市において設定をみたことによって、地域的最低賃金は、わが国最低賃金制において基本的な役割を果たすものとなった。大阪の地域的最低賃金は一四四〇円、東京は一四五〇円、愛知一三五〇円であり、三大工業地帯における最低賃金がトップ・レベルを占めている。

社会保障の分野では、厚生年金、国民年金などの改正が焦点となったが、長期の臨時国会における審議の後、七三年九月に若干の改善修正をいれて成立をみた。また公的年金改正と同じように、健康保険の赤字対策案が九月の臨時国会で改善事項をいれて成立している。

3 賃金の動向と合理化

一九七三年の名目賃金は、前年に対する現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で二一・七％となっている。一九六〇年代にはいって加速的に上昇してきた賃金水準も、七一年、七二年には不況の影響により若干鈍化した。七二年のなかばから回復した景気は七三年も好調に推移し、そのため賃金は七三年、七四年とふたたび大幅に上昇した。とくに七四年には、春闘のおこなわれた時点の三月に消費者物価は対前年同月比二四・九％に達したため、賃金の上昇もいちじるしかった。

七三年における労働組合の春季闘争における賃上げ率は二〇・一％、七四年は三二・九％であり、七四年は五五年以降最高の賃上げ率となった。このような大幅賃上げをもたらした理由は、七三年の場合は労働力需給の逼迫と、企業利益の増大、七四年は同様の理由にさらに狂乱物価の影響が加わったのである。

企業間賃金構造をみると、産業別賃金格差はよりいっそう縮小する傾向を示している。しかし規模別賃金格差は、三〇

く九九人の規模の企業を例外にしてやや拡大した。また地域別賃金格差にも拡大の傾向がみられる。企業内賃金構造をみると、まずホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は、製造業において前年にひきつづき縮小しており、男女間格差にはとくに変化がみられない。年齢別賃金格差は、七三年には若干拡大の傾向を示しているが、中高年齢層の賃金中だるみは正の動きとみることができる。

基本給体系の採用比率をみると、仕事給体系は七二年に三七・八%となっており、賃金体系近代化の進展を物語っている。またインフレの影響で生活手当を増額する企業が増加をみている。また臨時給与の動向をみると、景気回復を反映して夏季・年末手当ともに大幅な増加となった。

調査産業計の平均総実労働時間は一八三・一時間で、前年より〇・九%の減少となった。規模別の労働時間を製造業についてみると、企業の規模が小さくなるにつれて、総労働時間が長くなる傾向は前年とかわりがないが、規模別の格差は前年より縮小している。また所定外労働時間は、規模が大きいほど長く、したがって中小企業の場合、所定内労働時間が大企業に比べて長いことになる。なんらかの形で週休二日制を採用する企業は七二年の一三・二%から七三年三〇%に大幅に増加した。ただし月一回が圧倒的に多く、完全週休二日制は、一・五%にとどまっている。

七三年から七四年にかけて、高進したインフレのもとで合理化はいっそう推進をみている。とくに七三年十一月における石油危機は、合理化を促進する契機ともなった。たとえば鉄鋼においては、配置転換を軸とした人員削減がひきつづいており、同時に経費節減運動も強化されている。電機、化学、食品などにおいては、工場移転がひきつづき、また海運では、中小型船のスクラップ・アウト、大型船の国際競争力低下のもとで、いわゆる脱日本人船員化¹¹人べらしが急速に進んだ。また船員の多能船員化の方策もとられている。

石炭鉱業で、石油危機のなかで改めて石炭見直しの気運が増大しているとはいえ、抜本的な石炭振興政策は打ち出されず、あいつぐ閉山が従来のように進行している。残った炭鉱は、要員、保安上の措置が不十分なまま増産がおこなわれ、

その結果労働強化がもたらされている。公務員は、第一次、第二次の定員削減の最終年度が七四年度であり、ひきつづき第三次削減計画の策定が進みつつある。また地方自治体では、コンピューター導入が本格化している。

国鉄では、営業、運転、保守いずれにおいても、従来以上に大規模な合理化計画が提起されている。また郵政では機械化を中心とした要員削減がひきつづき進行し、電信電話は、新たな拡充計画による情報通信公社への脱皮が意図され、そのなかに大量要員削減、労働内容の質的变化がおりこまれている。

4 労働争議の年間動向と賃金闘争

七三年におけるわが国の労働争議は、かつてない規模で多発し、争議行為をともなう争議の件数、参加人員とも労働運動史上最高の八七二〇件、約四九二万九〇〇〇人を記録した。とりわけ、「半日未満の同盟罷業」いわゆる時限ストの行為参加人員は、前年比約二倍をこえる著増を示したが、このことは要求事項の多様化とあわせて注目されるところである。このような争議の増加をみたのは、まず第一に二・一〇スト権奪還スト、四・一七年金スト等の統一行動への参加を含めて、七三年春闘の規模が大きかったこと、また第二に「狂乱物価」といわれる異常事態のもとで、民間労組および公労協の年末一時金要求ないし物価手当要求をかけた一一・二〇統一ストに一四〇万を上回る参加人員の結集をみたことによるところが大きい。

主要要求事項についてみると、賃金増額と臨時給与などの賃金関係要求がもっとも多く、これをあわせて争議行為参加人員の構成比で六八・九％を占めたが、ついで政治スト・支援ストの「その他」要求が同じく三〇・九％、前年比参加人員で約八倍増という大きさであった。このことは、この年のたたかいで年金、最低賃金制、時間短縮、社会保障などの制度要求への取り組みが重視されるようになり、また公務員のスト権奪還を頂点とする権利闘争の強まり、さらに小選挙区

制反対闘争にみられるような新たな経験を生み出したことの反映である。

産業別には、件数、行為参加人員ともほとんどの産業で増加しているが、とくに公務で三三七〇件、一三五万人とそれぞれ前年に比べて三・七倍、三・二倍と大きく増加したことが目立っている。全産業に対する行為参加人員の構成比のうえでも、公務は前年の一三・七％から二七・四％へとその比重を高めており、製造業に次ぐものとなっている。製造業と運輸通信業では、行為参加人員そのものの増加にもかかわらず、同じ構成比では低下している。民間企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は六四六〇企業、これを前年に比べると一一・六％（六七四企業）増であった。企業規模別行為参加人員でみても、ほぼ平均した増加であったが、とくに半日以上同盟罷業について労働組合員一〇〇〇人当りで見ると、その行為参加人員は、一〇〇〇人以上規模が二六六人、五〇〇～九九九人規模二二四人、一〇〇～四九九人規模一五四人といったように規模が小さくなるほど行為参加人員も少なかった。

主要団体別にみると、例年どおり件数、参加人員ともに総評の占める割合が高く、行為参加人員の構成比で七三・三％を占めている。以下、同じく中立労連一五・〇％、同盟二・二％、新産別〇・八％の割合で、前年に比べて行為参加人員は一様に増加したが、同盟のみその構成比を低めている。

つぎに七三年半ばから七四年半ばにかけての労働運動を概観すると、まず七三年末一時金闘争は、おりからの石油危機、インフレ高進、物価急騰のもとでかつてない高揚を示した。この闘争は反インフレ闘争と結合して展開され、九月二〇日の「生活防衛・インフレ政策・反動諸法案粉碎・スト権奪還集会」を皮切りに、九月一八日以降の国会陳情の第二次統一行動、一〇月二一日の国際反戦統一行動、十一月一日には第四次統一行動として物価メーデー、十二月四日には公労協の「インフレ手当」要求を目標とした二四時間ストを中心とする第六次統一行動が実施された。一二月四日のストは、年度末手当〇・三カ月分の繰り上げ支給を内容とする公労委の調停案で解決し、ストは正午頃までに解除された。なお年末一時金闘争の妥結結果は、労働省調べによると対前年比四二・四％と大幅な伸びを示した。

七四年春闘は、戦争直後に匹敵する悪性インフレのもとで展開された。労働組合の賃金要求は、春闘共闘委が三万円・三〇%の引上げ、同盟が二万五〇〇〇円・三〇%の引上げと、ともに大型要求をかかげたが、各単産の大会や中央委員会では、一般組合員の突き上げが強く、そのため予定した賃上げ要求を引き上げる単産が続出した。

春闘は、まず二月段階において労働四団体の対政府・経営者団体との交渉、三月にはいつてからは春闘第一波として一日に国労など公労協組合の二四時間ストがおこなわれ、三日には「インフレ阻止中央大集会」、二六日には国民諸要求、労働条件をめぐる要求などをかかげた第二波統一ストなど例年になく多彩な闘争が展開された。四月にはいつてからは、八日に鉄鋼が定昇別で二万三〇〇〇円のベース・アップを回答し、造船も定昇分を含めて二万七五〇〇円で妥結をみた。春闘共闘委の統一ストは、八日からの国労・動労の「順法闘争」に始まり、九日には全通など公労協のストが加わり、一〇日から日本列島を完全にまひさせた交通ゼネストが、一三日午後までつづけられた。このゼネストにおいて焦点になったのは私鉄の賃金紛争と官公労のスト権回復の問題であったが、前者は中労委の調停により三一・四%の賃上げで妥結し、後者は二階堂官房長官と大木総評事務局長との間で五項目の了解事項が合意された。

七四年春闘は、労働組合側によって国民春闘と名づけられ、低所得者対策要求（いわゆる弱者対策）が大きくとりあげられた。その結果政府は低所得者に対して約三〇〇億円を臨時支出して特別一時金を支給し、また年金スライド実施時期の繰り上げなどの成果を獲得することになった。またスト権問題については、関係閣僚協議会を設置し、「可及的すみやかに」結論を出すことになり、最終的決着に今後の問題として残された。

5 公害反対闘争と生活闘争

七二年から七三年にかけての公害反対闘争は、しだいに住労連携運動としての性格を強め、総評は住民運動との連携組

組織である全国公害連をとおして、公害反対運動の一オルガナイザーとしての比重を高めつつあった。しかし七三年秋からの急激なインフレの進行、および七四年春闘とそれにつづく参議院選挙を背景とし、さし迫った賃金闘争と選挙闘争とは、全国公害連をとおしての総評の反公害闘争を一步後退させた感があった。

全国公害連および総評が、七四年のそれぞれの大会において自己批判したように、新全総反対の一環としての苦小牧開発反対の取り組みは「不十分」であり、また、サリドマイド、スモン症などの食品・薬品公害についても「有効なとりくみが未だなされていない」状況で推移した。とはいえ環境汚染の多様化と広域化、国民の公害意識の高揚とひきつづく被害者の増大を背景とし、住民運動はその層の厚みを増すとともに、闘争組織を拡大し、横断的な連携体制の確立をめざす傾向にあり、住労連携の全国公害連の活動に対する地域住民の期待はしだいにたかまってきたようにみえる。

公害連は、七三年にはサリドマイド原告団など多様な住民組織からの協力要請を受け、七四年六月の総会でこうした期待にそうために、中央・地方の組織体制の強化を決議した。同盟もまた、対政府・対地方自治体の社会的要求の組織化を強調する方向にあり、七二年には、大幅な公害投資などの対政府要求を含む「環境保全政策」を改めて決定した。

単産レベルの労働組合には、七二年度以降「職場におけるとりくみ」を強化するための統一要綱や基準案の作成をおこなうものが増加したが、七三年には程度の差はあれ、住民との連帯性を意識した単組の反公害闘争の活発化と制度的定着の例が目立った。たとえば総評系の動労、国労、全水道、合化、紙パ、同盟系の全金同盟、全繊同盟、中立労連系の食品労連などがそれである。

七三年における多くの組合大会では、同年の秋闘から七四年春闘にかけて、公害防止が企業レベルの確認事項や協定事項の重要な要件として提起されたが、その後におけるインフレ闘争の重要化や選挙運動によって活動が停滞したところが少なくない。しかし四大裁判を通じての公害規範の変化、広域化、住民意識の高揚を背景とし、単組段階での取り組みが活発化する事例もみられた。

労働組合の生活闘争は、なにより「インフレ抑制・生活防衛」の闘争として展開され、七三年の秋闘は、九月一五日の高齢者集会を出発点に五次にわたる統一行動が実施された。また社会保障闘争としては、七三年の九月の国会において厚生年金、国民年金などの公的年金が当初の政府案を若干修正改善して成立したが、七四年春闘においては、インフレ・高物価のなかで、年金・生活保護費などすべての社会的給付を三、四カ月に一度、物価スライドして引き上げ、一年に一回賃金スライドさせる、年金・失対賃金・全国最賃などについて月六万円のミニマムな福祉水準を設定せよという要求が提出され、結果的には年金の物価スライドの繰り上げを勝ちとることになった。

労働組合とは別に消費者も狂乱状態といわれるほどの異常な物価高のなかで、かつてない規模で生活防衛に立ち上がった。消費者が全国的に隠匿物資や便乗値上げを監視し、摘発する動きも高まり、そうした消費者団体や地域住民組織と労働組合との連帯も強められてきている。全国の消費者団体が一堂に集まった七三年十一月の全国消費者大会（五〇団体、約一五〇〇人参加）も「今年ほど憤りをもって集まった大会はかつてない」といわれたほどに、主婦たちの真剣な表情でみなぎった。七四年一月以降においてもインフレへの怒りと抗議の意思表示をこめた集会やデモが、労働者や消費者、婦人、農漁民、商工業者の参加によって相次いでおこなわれた。

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成

概要□社会階級構成表の意義と編成方法――
構成表編成の意義／構成表編成の方法／労働
者階級の構成と最近の動向――職業別構成／
産業別構成／規模別構成／内部構成の動向

概

要

一、わが国最近の社会階級構成表によると、いわば生産の社会化のかつてない進行が反映されており、労働者階級の内部構成における次のような特徴を指摘することができる。

一、労働力人口中に占める労働者階級人口の比重は、一九五〇年の三八・二％から、六〇年には五〇・五％へ、さらに七〇年では六〇・一％へと高まった。労働者階級の内部構成における生産労働者は、一九六〇年の一二六七万人（労働者階級中の五七・四％）から七〇年の一六四七万人（五二・七％）へ、事務・流通・金融等労働者は同じく六一三万人（二七・八％）から一〇一五万人（三二・五％）に増加したが、後者における比重の増大は、大企業管理部門の拡大、企業間における販売競争の激化に対応しており、製造・組立・修理労働者の増加に比べて、事務労働者、商品販売労働者の増加がさらに大きい。

一、産業部門別には、生産的産業部門で、全労働者の過半数を占め、絶対数では増大してきているとはいえ、全労働者中の割合は低下している。一方、不生産的産業部門労働者は、実数・割合ともに増加してきていて、公務労働者をのぞく他の不生産的全産業部門労働者の増大、とくに商業労働者の増加が目立っている。また、

一、労働者の規模別構成における大企業労働者の増大傾向も顕著

である。たとえば、製造業においては、従業者三〇〇人以上の大企業労働者の比重は四三・八％に達しており、とりわけ従業者一〇〇〇人以上の巨大企業労働者が全体の三〇％を越えるにいたっていることに注目する必要がある。

1 社会階級構成表の意義と

編成方法

構成表編成の意義

現状分析の方法としての社会階級構成表の意義について強調され、その編成を精力的に試みられたのは大橋隆憲氏（同「社会階級構成表の意義と限界―統計にあらわれた資本家階級について―」、『京都大学経済学部創立四〇周年記念・経済論集』、一九五九年七月刊所収等）であった。この問題に関するわが国の文献と研究動向については、田沼肇氏の「社会階級構成研究の動向と課題」（『季刊』経済、一九六四年一二号）および伊藤陽一氏の「社会階級構成についてのノート」（『北海学園大学経済論集』第一七巻、一九七〇年三月刊）でとりあげられている。田沼氏は、前記論文のなかで、「社会階級の分析とは、第一に、日本の人口がいかなる階級、階層から構成されているか、第二に、それらの諸階級、諸階層は、どのような運動法則に支配されているかを全面的に明らかにすることである」と、階級分析の現代的課題について指摘してお

り、のちに、堀江正規氏は、その指摘をいっそう展開して、「労働者階級の社会的および内部構成の変化には、その国の資本主義生産の発達程度、規模、特殊性、さらにはまたその内包する諸矛盾までが、いわば対象的に表現されている」（同氏はか「戦後における労働者階級の構成変化」、『経済』一九六九年一・二月号）と社会階級構成研究の意義を明示された。第1表のうち、大橋隆憲氏および江口英一氏によって編成された社会階級構成表についていうと、そのいずれもが、国勢調査の結果に依拠しつつ、その「従業上の地位」と「職業分類」別人口を一定の手続きによって、わが国の社会階級構成を示しうるごとく組みかえたものであったが、両者の間には、その編成上また階層区分のうえでも若干の異同がある。

すなわち、この場合、大橋氏表では、わが国社会階級の全体像を把握し、その変容を明らかにすることのために、国勢調査の結果を機械的に組みかえるという手続きがとられており、したがって、同じ方法によって、各府県、市部・郡部ごとの社会階級構成表を比較的簡単に編成することができる。一方、江口氏表では、事業所統計調査の結果をあわせて利用し、そこにおける各企業ごとの従業者による規模別区分（たとえば、五〜二十九人、三〇〜四九九人、五〇〇人以上）を、国勢調査の結果に導入することによって、労働者階級中の「上層」、「中層」、「下層」を分かち、とくに窮乏層の検出に役立てようとしたものであった。つまり、江口氏表は、企業規模間における労働者の地位、状態の差異に注目したもので、その限りでは、大橋氏表のいっそうの具体化を試みたものであるといえることができる。また、階級・階層区分上の若干の論点についてつけ加えれば、堀江氏は、こうして作成された既存の社会階級構成表につい

第1表 主要文献における階級階層区分

文献名簿	文献1 1965年2月	文献2 1965年11月	文献3 1967年12月	文献4 1971年6月
区分	前衛誌	江口英一	伊藤陽一	大橋隆憲
資本家階級	資本家階級（地主） A 最高支配層 独占資本家 高級官僚 B その他の資本家地主階級 大資本家 中小資本家 大中山林地主 資本家に準ずる階級 上級職制 支配階級の武装勢力 自衛隊員 警官・公安関係職員	資本家階級 1 会社経営者 2 部門担当経営者 3 小経営者 1) 鉱業，建設，手工制工業，機械制工業 陸上海上運輸 2) 商業，サービス業主	A 資本家階級 (1) 独占資本家層 独占資本家 高級官僚 (2) 非独占資本家層 大資本家 中小資本家 (3) 山林地主 (4) 警官・軍人	資本家階級 (1) 個人企業主 (2) 会社役員と管理職 (3) 管理的公務員 (4) 軍人・警官・保安サービス員
	農民・漁民層 A 農民（林業就業者を含む） 富農 中農 貧農・農村労働者（農林業労働者をこの中に重複計上） B 漁民（資本家・労働者をのぞく） 勤労市民（小ブルジョア商工業者等） 上層（労働者をやと） 一般（労働者をやとわない） 内職者	自営業者層 1 自営業者 1) 建設職人 2) 手工業者（建設以外の職人） 3) 小商業，飲食，サービス業者 4) 運送業者 5) 医療保健業者 6) 自由業 2 名目的自営業者 1) 行商，露店商，類似の浮動的職業の従事者 2) 小商人 3) 仲買人 4) 資本制家内労働者 3 使用人層 1) 商業使用人 2) サービス使用人 3) 職人および手工業者の使用人	B 小ブルジョア層 (1) 農民層 富農 中農 貧農 (2) 漁民層 上下層 (3) 勤労市民層	自営業者層 (5) 自営業者と家族従事者 a 農林漁業従事者 b 鉱工運通従事者 c 販売従事者 d サービス職業従事者 (6) 専門的技術的職業従事者 (7) 上記のうち家族従業者
労働者階級	労働者階級（下級職制を含む） 生産的労働者（内再掲，農林業労働者） 専門的技術的労働者 事務労働者 販売労働者 サービス労働者 「完全失業者」	労働者階級 1 単純労働者 1) 単純労働者 2) 官公単純労働者 3) 販売労働者 2 生産労働者 1) 下層 2) 中層 3) 上層 4) 官公 3 俸給生活者 1) 下層 2) 一般層 3) 上層 4) 官公 5) 技術者 6) 公安俸給生活者	C 労働者階級 (1) 管理職員 (2) 一般常雇 生産的産業部門 農林漁通 鉱，建，製，運，通 商 金融・サービス 公務 (3) 臨時雇 生産的産業部門 農林漁通 鉱，建，製，運，通 商 金融・サービス 公務 (4) 日雇 生産的産業部門 農林漁通 鉱，建，製，運，通 商 金融・サービス 公務 (5) 失業者 (f) 半失業（B及びCの一部と重複） (g) 失業（無業者中）	労働者階級 いわゆるサラリーマン層 (8) 専門的技術的職業従事者 (9) 事務従事者 生産的労働者層 (10) 農林漁業従事者 (11) 鉱工運通従事者 不生産的労働者層 (12) 販売従事者 (13) サービス職業従事者 (14) 完全失業者
利用資料	国勢調査，その他資料	国勢調査，事業所統計	就業構造基本調査，その他	国勢調査，昭和25年，30年
計算地域	昭和35年 全国	昭和25年，30年，35年 全国	資料 1965年 北海道	35年，40年 全国

〔備考〕 1) 水野一字「階級階層研究の課題と方法」，「北海道労働研究」第113号，1973年3月刊による。
2) 文献1 経済調査部「日本の階級構成の現状」（「前衛」1965年2月）。
文献2 江口英一「都市下層の労働者の状態」（「経済」1965年11月）。
文献3 伊藤陽一「北海道の社会階級構成表（試算）」（北海学園大学開発研究所「開発論集」第5号，1967年12月）。
文献4 大橋隆憲「日本の階級構成」1971年6月刊，岩波書店。

第2表 戦後日本の階級構成

a. 階級別労働力人口構成 ¹⁾	b. 国調1955年 分類記号	c. 国調1970年 分類記号	d. 列番号	e. 実数 (単位1,000人)					f. 構成比率 (%)				
				1950 ²⁾	1955	1960	1965	1970 ³⁾	1950	1955	1960	1965	1970
労働年齢人口 (15歳以上人口) ²⁾			1	53,772 (55,558)	59,282	65,324	73,136	78,605	148.1	148.5	148.4	151.4	148.8
労働力人口 (完全失業者を含む)			2	36,309	39,908	44,009	48,294	52,827	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就業人口 (休業中を含む)			3	35,575	39,154	43,691	47,629	52,110	98.0	98.1	99.3	98.6	98.6
A 資本金階級 = (1)+(2)+(3) (1) 個人企業主 (2) 会社役員と管理職員 (3) 管理的公務員	II(a) II(d) II(e)	B(b) B-(bc)-(12) B(12)	4	681	807	1,183	1,756	2,052	1.9	2.0	2.7	3.6	3.9
			5	144	73	97	15	48	0.4	0.2	0.2	0.03	0.09
			6	420	630	991	1,629	1,894	1.2	1.6	2.3	3.5	3.6
			7	117	104	95	112	110	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2
B (4)軍人・警官・保安サービス員	IX(d.e)(中分類)	J(a)	8	337	430	489	575	646	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2
C 自営業者層 = (5)+(6) (5) 自営業者と家族従業者 {(a) 農林漁業従事者 {(b) 鉱工運通従事者 {(c) 販売従事者 {(d) サービス職業従事者 (6) 専門的, 技術的職業従事者 (7) 上記のうち家族従業者	VI. VII. VIII(a.b.c) V(a.b.c) IV(a.b.c) IX(a.b.c) I. III(a.b.c) II(b.c) I-X(c)	EF(bc) GHI(bc) CD(bc) KL(bc) A(bc) A-L(c)	9	21,403	21,251	20,100	18,501	18,383	58.9	53.2	45.7	38.3	34.8
			10	21,041	20,894	19,675	17,909	17,843	57.9	52.4	44.7	37.1	33.8
			11	16,189	15,046	13,486	11,097	9,570	44.6	37.7	30.6	23.0	18.1
			12	2,268	2,463	2,749	3,017	3,880	6.2	6.2	6.2	6.2	7.3
			13	2,253	2,776	2,739	2,859	3,195	6.2	7.0	6.2	5.9	6.0
			14	331	608	701	936	1,198	0.9	1.5	1.6	1.9	2.3
			15	362	357	425	592	540	1.0	0.9	1.0	1.2	1.0
			16	12,248	11,975	10,509	9,222	8,438	33.7	30.0	23.9	19.1	16.0
D 労働者階級 = (8)から(14)まで いわゆるサラリーマン層 = (8)+(9) (8) 専門的技術的職業従事者 (9) 事務従事者 生産的労働者層 = (10)+(11) {(10) 農林漁業従事者 {(11) 鉱工運通従事者 不生産的労働者層 = (12)+(13) {(12) 販売従事者 {(13) サービス職業従事者 {(14) 完全失業者	I(d.e) III(d.e) V(d.e) VI. VII. VIII(d.e) IV(d.e) IX(d.e)-(中分類)	A(a) C(a) EF(a) GHI(a) D(a) KL(a)	17	13,888	17,419	22,237	27,463	31,744	38.2	43.6	50.5	56.9	60.1
			18	4,335	4,977	6,237	8,225	9,864	11.9	12.5	14.2	17.0	18.7
			19	1,337	1,634	1,779	2,240	2,887	3.7	4.1	4.0	4.6	5.5
			20	2,998	3,343	4,458	5,985	6,977	8.3	8.4	10.1	12.4	13.2
			21	7,267	8,956	12,253	14,089	15,615	20.0	22.4	27.8	29.2	29.6
			22	852	798	765	576	439	2.3	2.0	1.7	1.2	0.8
			23	6,415	8,158	11,488	13,513	15,176	17.7	20.4	26.1	28.0	28.7
			24	1,552	2,733	3,429	4,484	5,548	4.3	6.8	7.8	9.3	10.5
			25	728	1,409	1,790	2,558	3,361	2.0	3.5	4.1	5.3	6.4
			26	824	1,324	1,639	1,926	2,187	2.3	3.3	3.7	4.0	4.1
非労働力人口			27	734	754	318	665	717	2.0	1.9	0.7	1.4	1.4
14歳以下人口			28	19,229	19,373	21,288	24,841	25,844	53.0	48.5	48.4	51.4	48.9
			29	29,428 (27,662)	29,992	28,050	25,140	24,751	81.0	75.2	63.8	52.1	46.9
総人口 実数 = 国調公表数字 = 列番号(2)+(8)+(14) に近似			30	83,200	89,276	93,419	98,275	103,356	234.0	223.7	212.3	203.5	195.7

労働人口の構成 I - I

【備考】 1) 本表は当該年の「国勢調査報告」の「職業、従業上の地位別、就業者数」を機械的に組みかえたもの。
2) 1950年だけの労働年齢人口は14歳以上, カッコ内の補正数字の差20は, 原表の「不詳」分にあたる。
3) 1970年は20%抽出集計結果による暫定数値, 総人口の数値等は1%抽出速報によった。
4) 大橋隆憲ほか『経済統計』, 有斐閣双書第15章, 1973年7月刊による。

階級構成の推移 (1960, 1970年)

名古屋市				京都市				大阪市				神戸市			
1960		1970		1960		1970		1960		1970		1960		1970	
実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
1,189	153.2	1,569	152.6	978	167.5	1,132	161.0	2,262	155.4	2,334	151.6	830	167.7	1,003	161.3
776	100.0	1,028	100.0	584	100.0	703	100.0	1,456	100.0	1,540	100.0	495	100.0	620	100.0
771	99.4	1,017	98.9	578	99.0	692	98.4	1,439	98.8	1,511	98.1	488	98.6	608	98.1
28	3.6	61	5.9	21	3.6	39	5.4	52	3.6	77	5.0	18	3.6	33	5.3
2	0.3	1	0.1	2	0.3	1	0.2	7	0.5	3	0.2	2	0.4	1	0.2
25	3.2	59	5.7	18	3.1	37	5.1	44	3.0	73	4.7	15	3.0	31	5.0
1	0.1	1	0.1	0.8	0.1	1	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
6	0.8	10	1.0	7	1.2	8	1.1	12	0.8	12	0.8	6	1.2	7	1.1
163	21.0	216	21.0	161	27.6	189	26.9	303	20.8	361	23.4	102	20.6	120	19.4
153	19.7	194	18.9	152	26.0	169	24.0	284	19.5	326	21.2	95	19.2	108	17.4
19	2.4	10	1.0	19	3.3	11	1.6	7	0.5	2	0.1	20	4.0	13	2.1
61	7.9	87	8.5	63	10.8	80	11.4	126	8.7	153	9.9	26	5.3	38	6.1
57	7.3	68	6.6	53	9.1	57	8.2	116	8.0	122	7.9	37	7.5	39	6.3
16	2.1	29	2.8	17	2.9	21	3.0	35	2.4	49	3.2	12	2.4	18	2.9
10	1.3	22	2.1	9	1.5	20	2.8	19	1.3	35	2.3	7	1.4	12	2.0
60	7.7	79	7.7	58	9.9	70	10.0	101	6.9	124	8.1	37	7.5	41	6.6
585	75.4	737	71.7	401	68.7	467	66.4	1,082	74.3	1,088	70.6	373	75.4	458	73.9
150	19.3	233	22.7	116	19.9	155	22.0	248	17.0	296	19.2	112	22.6	154	24.8
35	4.5	58	5.6	35	6.0	46	6.5	59	3.4	60	3.9	27	5.5	38	6.1
115	14.8	175	17.0	81	13.9	109	15.5	198	13.6	236	15.3	85	17.2	116	18.7
315	40.6	339	33.0	196	33.6	200	28.4	597	41.0	526	34.2	190	38.4	208	33.5
1	0.1	1	0.1	2	0.3	2	0.3	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
314	40.5	338	32.9	194	33.2	198	28.2	596	40.9	525	34.1	189	38.2	207	33.4
115	14.8	155	15.1	83	14.2	100	14.2	220	15.1	237	15.4	64	12.9	84	13.5
68	8.8	95	9.2	47	8.0	60	8.5	125	8.6	132	8.6	31	6.3	47	7.6
47	6.1	60	5.8	36	6.2	40	5.7	95	6.5	106	6.9	33	6.7	37	6.0
5	0.6	10	1.0	6	1.0	11	1.6	17	1.2	29	1.9	7	1.4	12	1.9
413	53.2	541	52.6	394	67.5	429	61.0	805	55.3	794	51.6	334	67.5	383	61.8
403	51.9	467	45.4	307	52.6	287	40.8	751	51.6	646	41.9	284	57.4	286	46.1
1,592	205.2	2,036	198.1	1,285	220.0	1,419	201.8	3,012	206.9	2,980	193.5	1,114	225.1	1,289	207.9

働力人口, 就業人口, 非労働力人口, 14歳以下人口, 総人口, 完全失業者は全数である。

第3表 全国ならびに7大都市の

階級別	行政區別	全 国				東 京 都 区 部				横 浜 市			
		1960年		1970年		1960		1970		1960		1970	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
労働年齢人口（15歳以上）		65,324	148.4	78,897	149.0	6,442	160.5	7,078	155.1	1,011	165.2	1,707	159.1
労働力人口（完全失業者含む）		44,009	100.0	52,948	100.0	4,013	100.0	4,563	100.0	612	100.0	1,073	100.0
就業人口（休業中を含む）		43,691	99.3	52,235	98.6	3,974	99.1	4,495	98.5	605	98.9	1,059	98.7
A. 資本家階級〔(1)+(2)+(3)〕		1,183	2.7	2,052	3.9	196	4.9	324	7.1	22	3.6	69	6.4
(1)個人企業主		97	0.2	48	0.1	12	0.3	6	0.1	0.6	0.1	0.6	0.06
(2)会社役員と管理職員		991	2.3	1,894	3.6	179	4.5	312	6.8	20	3.3	67	6.2
(3)管理的公務員		95	0.2	110	0.2	5	0.1	6	0.1	0.9	0.1	1	0.1
B. (4)軍人，警察，保安サービス		489	1.1	646	1.2	49	1.2	55	1.2	9	1.5	14	1.3
C. 自営業者層〔(5)+(6)〕		20,097	45.7	18,381	34.7	674	16.8	896	19.6	103	16.8	146	13.6
(5)自営業者と家族従業者		19,672	44.7	17,538	33.1	614	15.3	779	17.1	97	15.8	129	12.0
{(a)農林漁業		13,486	30.6	9,570	18.1	32	0.8	13	0.3	30	4.9	16	1.5
{(b)鉱工運通		2,749	6.2	3,880	7.3	283	7.1	374	8.2	26	4.2	47	4.4
{(c)販 売		2,739	6.2	2,892	5.5	221	5.5	267	5.9	31	5.1	46	4.3
{(d)サービス		698	1.6	1,196	2.3	78	1.9	125	3.7	10	1.6	20	1.9
(6)専門的技術的職業および事務従事者		425	1.0	843	1.6	60	1.5	117	2.6	6	1.0	17	1.6
(7)上記のうち家族従業者		10,509	23.9	8,438	15.9	215	5.4	301	6.6	39	6.4	49	4.6
D. 労働者階級〔(8)+…+(14)〕		22,229	50.5	31,740	59.9	3,092	77.0	3,268	71.6	481	78.6	840	78.3
いわゆるサラリーマン層		6,237	14.2	9,864	18.6	942	23.5	1,191	26.1	145	23.7	302	28.1
{(8)専門的技術的職業		1,779	4.0	2,887	5.5	225	5.6	309	6.8	34	5.6	86	8.0
{(9)事務従事者		4,458	10.1	6,977	13.2	717	17.9	882	19.3	111	18.1	216	20.1
生産的労働者層		12,253	27.8	15,615	29.5	1,424	35.5	1,230	27.0	254	41.5	393	36.6
{(10)農林漁業従事者		765	1.7	439	0.8	5	0.1	3	0.1	1	0.2	2	0.2
{(11)鉱工運通従事者		11,488	26.1	15,176	28.7	1,419	35.4	1,227	26.9	253	41.3	391	36.4
不生産的労働者層		3,420	7.8	5,532	10.4	686	17.1	769	16.9	75	12.3	132	12.3
{(12)販売従事者		1,790	4.1	3,361	6.3	370	9.2	453	9.9	40	6.5	80	7.5
{(13)サービス従事者		1,631	3.7	2,171	4.1	316	7.9	316	6.9	35	5.7	52	4.8
{(14)完全失業者		319	0.9	713	1.3	39	1.0	68	1.5	7	1.1	14	1.3
非労働力人口		21,288	48.4	25,944	49.0	2,428	60.5	2,514	55.1	399	65.2	634	59.1
14歳以下人口		28,023	63.7	24,823	46.9	1,868	46.5	1,763	38.6	36.5	59.6	531	49.5
総 人 口		93,347	212.1	103,720	20.2	8,310	207.1	8,841	193.8	1,376	221.8	2,238	208.6

〔備考〕 1) 1960年は「国調」10%抽出，1970年は「国調」20%抽出の統計表より作成。ただし，労働年齢人口，労働力人口は「国調」10%抽出の統計表より作成。
2) 「日本経済の統計指標 9，統計でみる「高度蓄積と貧困」(『経済』，1974年2月号)参照。

て、次のように提言し指摘されている。すなわち、「彼ら（警察官、自衛官そして保安サービス従事者の一部）を労働者階級の構成部分とみなすことはできない」、「労働者階級のなかには、ここに掲げられた雇用労働者のほかに、なお完全失業者および「事実上の賃労働者」である個人業主とその家族従業者を加えることができる」、「また、「さいきん数年間に資本主義生産過程におきている技術的変化の影響を考慮に入れて、技術者のかなりの部分と医療保健技術者、事務従事者の一部をも、生産労働者のなかに入れることができる」とおもう」（堀江正規『日本の労働者階級』、岩波新書、一九六二年九月刊）と。

ところで、社会階級構成表の意義と限界については、これまでの研究成果をふまえて、次のようにいうことができるであろう。まず第一に、社会階級構成表の編成は、わが国の社会諸階級のかかわりあい、同時に、労働者階級の配置と構成およびその変容の諸相を具体的に把握し、その全体像の再構成を意図するものであって、現状分析のうえで欠かすことのできない方法である。したがって、第二に、そこには、今日までの社会科学的な研究なканずく労働問題研究の成果が反映されているというばかりでなく、対象ごとに専門化された研究領域を、社会階級構成表のなかで位置づけることによって、今後の研究の出発点ともなりうる試みである。第三に、社会階級構成表が、既存の政府統計に依拠して作成されるかぎりでは、複雑な現実の社会階級を、ともすれば極端に平面的な次元で再構成するというおそれをまぬがれないが、利用可能な諸統計の制限を検出し、あわせて実情に対する認識によって補完されることによつて、現状分析とりわけ構造的な諸変化のおおまかな把握のうえで有効である。

構成表編成の方法

社会階級構成表を編成するための基本的な資料としては、総理府統計局の国勢調査の結果

のほか、事業所統計調査と就業構造基本調査の結果をあげることができる。一九七〇年に実施された最近の国勢調査は、就業者をその従業上の地位によって、「雇用者」「役員」「雇人のある個人業主」「雇人のない個人業主」そして「家族従業者」に分けて調査している。そのうち、「雇用者」というのは、「会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の使用人、家事使用人、臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人」をいう。そこで、この雇用者のうちから、会社・団体の高級社員および高級官公吏（通常課長以上）など資本家的機能のない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、だいたいにおいて無産者であつて、その生活を自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によって維持するものを区分しうるわけであつて、それによつて、労働者階級人口のわが国人口中における地位について知ることができよう。わが国で現在おこなわれている社会階級構成表編成のための基本的な方法は、すでに述べたように国勢調査結果による「従業上の地位」と「職業分類」もしくは「産業分類」別人口の組みかえによるものである。より具体的には、前記諸調査結果および各部門別の特殊統計を加えて推算することになる。たとえば、大橋氏によつて定式化された方法は、次のごとくであつた。総理府統計局編「昭和四五年国勢調査報告、第二巻全国編（基本集計結果）」（一九七二年九月刊）における職業別人口と組みあわされた従業上の地位は、(a)雇用者、(b)自営業主、(c)家族従業者に三区別されており、調査にあたって区分された「役員」は、ここでは雇

用者」のうちに含めて集計がおこなわれている。一方、職業分類を、その大分類についてみれば、A 専門的・技術的職業従事者、B 管理的職業従事者、C 事務従事者、D 販売従事者、E・F 農林漁業従事者、G 採鉱・採石従事者、H 運輸・通信従事者、I 技能工・生産工程作業員および単純労働者、J 保安職業従事者、K サービス職業従事者、L 分類不能の職業と一区分され、中分類五二、小分類二八六（一九六五年国勢調査では、大分類一一、中分類四二、小分類二六八）項目におよんでいる。組みかえとは、この両者の分類組み合わせ表のうえで、資本家階級としては、B (b)、B ー (bc) を含めたものとして考え、それ以外の (b) と (c) とに対応する各職業従事者を自営業者層に、また、B 管理的職業従事者を除きほぼ (a) と対応する各職業従事者を労働者階級として編成するという手続きをへることをいう（第2・3表）。この場合、従業上の地位区分そのものが形式的であり、職業分類も社会階級の実情を十分に反映したものでないために、階級と階層とではしばしば混交した数量配分を生じかねないが、人口の社会的構成のおよそのところをこの方式によって把握しうる。

2 労働者階級の構成と最近の動向

第2表は、国勢調査結果における「従業上の地位」と「職業大分類」別人口との組みかえによって編成されたものであった。しか

し、社会階級構成をさらに詳細に観察するためには、「職業小分類」別人口による組みかえが必要とされる。第4表はそうした試みの一つである。この場合の分類基準は、国勢調査上の分類記号によって、表中に示されている。たとえば、運輸労働者のうち「I (47) 二五四―二五九」は、大分類Iのなかの中分類(47)のうち、小分類で二五四から二五九までがとりあげられていることを意味する。一九五五年以前では、「従業上の地位」と「職業小分類」別人口の組み合わせ表が存在しないため、この作業は不可能である。また、六五年に対し、七〇年では分類表示が必ずしも同一でなく、小分類も部分的に異なっているほか、結果報告の集計において、「役員」が「雇用者」人口に含まれていることに留意する必要がある（統計指標研究会「高度蓄積下の労働者階級の状態(II)―労働者階級の内部構成とたたかい」『経済』、一九七三年一〇月号所収参照）。

以下、同表および就業構造基本調査結果によって、わが国最近の労働者階級構成についてみれば、次のごとくである。

職業別構成

生産的労働者は、一九六〇年の一二六七万人（労働者階級中の五七・四％）から七〇年の一六四七万人（五二・七％）、事務・流通・金融等労働者は同じく六一三万人（三七・八％）から一〇一五万人（三二・五％）に増加した。後者の比重の増大は、高度成長下における大企業の実業・事務部門の拡大、企業間の販売競争の激化に対応しており、製造・組立・修理労働者の増加に比べて、事務労働者、商品販売労働者の増加はさらに大きい。六五年から七〇年への変化をみると、製造・組立・修理労働者の比重が高まっているのに対し、運輸労働者のそれは低下した。サービス労働者の比重も低下する傾向を示している。

第4表 労働者階級の職業別構成

労働者(雇用者)の職業別構成	分類基準(国調分類記号)		実数(千人)			構成比(%)		
	1960, 65年	70	1960年	65	70	1960年	65	70
A 生産労働者計			12,671	14,667	16,472	57.4	54.4	52.7
1. 農林・漁業労働者			765	576	439	3.5	2.1	1.4
農林業労働者	V(11)	E, F(20)	518	336	256			
漁業労働者	V(12)	E, F(21)	248	241	183			
2. 採鉱・採石労働者	VI(13)	G(22)	351	215	131	1.6	0.8	0.4
3. 製造・組立・修理労働者	VIII(18)~(32), (33)	I(27)~(42), (46)	6,423	7,534	8,859	29.1	27.9	28.3
4. 建設労働者	VIII(33), (34) (37)~243	I(43), (44) (控除)(43)~227	1,526	1,847	2,140	6.9	6.8	6.7
5. 電気労働者	VIII(35)	I(45)	254	400	463	1.2	1.5	1.5
6. 運輸労働者	VII(14)~(16) III(8)~47 VIII(37)~238~ 242, 244, 245	H(23)~(25) C(17)~58 I(47)~254~259 I(43)~227	2,065	2,664	2,782	9.4	9.9	8.8
7. 通信労働者	VII(17) III(8)~46	H(26) C(15)~55	287	363	367	1.3	1.3	1.2
8. 技術労働者	I(1)	A(2)	297	430	671	1.3	1.6	2.1
9. その他の生産労働者	VIII(37)~246	I(47)~260	703	638	620	3.2	2.4	2.0
B 事務・流通・金融等労働者計			6,132	8,396	10,152	27.8	31.1	32.5
10. 事務労働者	III(7) III(8)~48	C(15)~53, 54 C(17)~59~61	4,256	5,728	6,691	19.3	21.2	21.4
11. 販売労働者 (外交員, 集金人ふくむ)	IV(9), (10) III(8)~49	D(18), (19) C(16)	1,876	2,668	3,461	8.5	9.9	11.1
C 教育・医療等専門的職業労働者計			1,485	1,815	2,217	6.7	6.7	7.1
12. 教育労働者	I(2) I(5)~34, 35	A(6) A(11)~42, 43, 44	844	984	1,135	3.8	3.6	3.6
13. 医療・保健労働者	I(3)	A(3) A(11)~41	383	482	645	1.7	1.8	2.1
14. 芸術・芸能・文芸従事者	I(4) I(5)~28, 29, 36 X(40)~261	A(1), (8)~(10)	134	200	291	0.6	0.7	0.9
15. その他の専門的職業従事者	I(5)~30, 31, 32, 33, 37	A(4), (5), (7) A(11)~45	124	149	146	0.6	0.6	0.4
D サービス労働者計			1,627	1,904	2,171	7.4	7.1	6.9
16. サービス労働者	X(39), (40) (控除)X(40)~261	K(49), (50), (51)	1,627	1,904	2,171	7.4	7.1	6.9
E 保安サービス労働者計			161	181	225	0.7	0.7	0.7
17. 保安サービス労働者	IX(33)~249, 250, 251	J(43)~263 264, 265	161	181	225	0.7	0.7	0.7
分類不能	XI(41)	L(52)	4	5	16	0.0	0.0	0.1
総計			22,080	26,968	31,253	100.0	100.0	100.0
(参考) 自衛官, 警官等	IX(33)~247, 248	J(43)~261, 262	329	394	421			

〔備考〕 1) 作成方法、『国勢調査』の「職業(小分類)」と「従業上の地位」分類の組みあわせ表にもとづき、
 (イ) 職業小分類を、労働者階級の職業別構成をよりよくあらわすグループに組み替え、
 (ロ) 従事上の地位において、1960, 65年は雇用者(会社などの役員をのぞく)、70年は雇用者(役員を含む)をとった(70年が資料上の制約のため、役員を含むことに注意)。
 2) 統計指標研究会「高度蓄積下の労働者状態(Ⅱ)―労働者階級の内部構成とたたかい―」(『経済』, 1973年10月号参照)。

第5表 労働者階級の産業別構成

(単位：千人)

区 分	1956年		1959年		1962年		1965年		1968年		1971年	
	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比
労働者階級<雇用者総数> (年次指数)	17,703	100.0 (91.5)	19,357	100.0 (100.0)	23,023	100.0 (118.9)	25,637	100.0 (132.4)	29,305	100.0 (151.4)	31,914	100.0 (164.9)
(1) 生産的部門	10,727	60.6	11,709	60.5	14,147	61.4	15,304	59.7	17,024	58.1	18,076	56.6
(イ) 農 林 漁 業	981	5.5	771	4.0	648	2.8	622	2.4	557	1.9	469	1.5
農 業	489	2.8	280	1.4	188	0.8	179	0.7	143	0.5	118	0.4
林 業	237	1.3	228	1.2	213	0.9	205	0.8	177	0.6	162	0.5
漁 業	255	1.4	263	1.4	247	1.1	238	0.9	237	0.8	189	0.6
(ロ) 鉱 工 業	9,746	55.1	10,938	56.5	13,502	58.6	14,682	57.3	16,467	56.2	17,607	55.2
鉱 業	580	3.3	591	3.1	455	2.0	344	1.3	240	0.8	192	0.6
建設業	1,349	7.6	1,507	7.8	1,851	8.0	2,058	8.1	2,650	9.0	2,930	9.2
製造業	5,783	32.7	6,592	34.1	8,661	37.6	9,419	36.7	10,345	35.3	11,174	35.0
運輸、通信	2,034	11.5	1,996	10.3	2,284	9.9	2,596	10.1	2,899	9.9	3,017	9.5
電気、ガス、水道	}		252	1.3	251	1.1	265	1.0	333	1.1	294	0.9
(2) 不生産的部門	6,941	39.2	7,647	39.5	8,807	38.3	10,319	40.3	12,138	41.4	13,837	43.4
商業(卸売, 小売)	2,399	13.6	2,620	13.5	3,260	14.2	3,904	15.2	4,836	16.5	5,504	17.2
金融, 保険, 不動産	604	3.4	643	3.3	887	3.9	1,049	4.1	1,165	4.0	1,259	3.9
サービス業	2,869	16.2	3,163	16.3	3,381	14.7	3,875	15.1	4,652	15.9	5,397	16.9
公務	1,069	6.0	1,221	6.3	1,279	5.6	1,491	5.8	1,485	5.1	1,677	5.3

労働人口の構成 111

〔備考〕 1) 雇用者総数は1959年以降は、会社団体役員を引いた数である。
2) 総理府統計局「就業構造基本調査報告」による。

						1962年									
卸売・業 小売		サービス業		その他の 非農林		非農林 (全)		製造業		卸売・業 小売		サービス業		その他の 非農林	
実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比
—		3,296	100.0	—		23,740	100.0	9,041	100.0	3,636	100.0	3,541	100.0	7,522	100.0
—		544	16.5	—		1,592	6.7	259	2.9	609	16.8	516	14.6	208	2.8
—		360	10.9	—		2,035	8.6	602	6.7	762	21.0	359	10.2	312	4.2
—		434	13.2	—		3,336	14.1	1,363	15.1	842	23.2	483	13.7	648	8.7
—		268	8.1	—		3,413	14.4	1,654	18.3	584	16.1	352	10.0	823	11.0
—		128	3.9	—		2,245	9.5	1,242	13.8	295	8.2	176	5.0	531	7.1
—		35	1.1	—		871	3.7	541	6.0	91	2.5	55	1.6	184	2.5
—		131	4.0	—		974	4.1	584	6.5	91	2.5	48	1.4	250	3.4
—				—		5,660	23.9	2,754	30.5	248	9.6	210	6.0	2,348	31.3
—		1,384	42.1	—		3,504	14.8	29	0.4	4	0.2	1,333	37.7	2,138	28.5
—		—	—	—		111	0.5	14	0.2	10	0.3	10	0.3	78	1.1

						1971年									
卸売・業 小売		サービス業		その他の 非農林		非農林 (全)		製造業		卸売・業 小売		サービス業		その他の 非農林	
実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比
5,271	100.0	4,907	100.0	9,269	100.0	33,360	100.0	11,743	100.0	6,068	100.0	5,637	100.0	9,912	100.0
762	14.5	585	12.0	387	4.2	2,301	6.9	417	3.6	831	13.7	531	9.5	521	5.3
954	18.1	508	10.4	568	6.2	3,082	9.3	827	7.1	981	16.2	557	9.9	717	7.3
1,073	20.4	633	12.9	985	10.7	4,721	14.2	1,666	14.2	1,163	19.2	718	12.8	1,174	11.9
862	16.4	637	13.0	1,055	11.4	4,937	14.8	1,991	17.1	978	16.2	781	13.9	1,188	12.0
506	9.6	405	8.3	657	7.1	3,475	10.5	1,580	13.5	653	10.8	491	8.8	751	7.6
228	4.4	117	2.4	273	3.0	1,427	4.3	685	5.9	274	4.6	160	2.9	308	3.1
207	4.0	116	2.4	300	3.3	1,576	4.8	810	6.9	295	4.9	143	2.6	328	3.3
668	12.7	329	6.7	2,791	30.3	7,715	23.3	3,748	32.0	872	14.4	382	6.8	2,713	27.4
5	0.1	1,564	31.9	2,240	24.2	4,092	12.3	11	0.1	17	0.3	1,864	33.1	2,200	22.2
7	0.2	13	0.3	12	0.2	34	0.1	9	0.1	5	0.1	10	0.2	11	0.2

産業別構成 第5表

による推移では、

第一に、生産的産業部門の労働者が全労働者の過半数を占め、絶対数では増大してきているとはいえ、全労働者中の割合は低下している。一方、不生産的産業部門労働者では、実数、割合ともに増加してきている。第二に、生産的産業部門の内部構成においては、農林漁業労働者とくに農業労働者でいちじるしい減少をみているのに対して、鉱工業労働者の相対的増大が進行していること

第6表 労働者階級の

区 分	1956年										1959年			
	非 農 林 (全)		製 造 業		卸売・ 小売業		サービス業		その他の 非農林		非 農 林 (全)		製 造 業	
	実 数	比	実 数	比	実数	比	実 数	比	実数	比	実 数	比	実 数	比
総 数	16,941	100.0	5,783	100.0	—	—	2,869	100.0	—	—	19,654	100.0	6,855	100.0
1～ 4人	3,552	21.0	922	15.9	—	—	865	30.3	—	—	1,665	8.5	275	4.0
5～ 9人											1,952	9.9	591	8.6
10～ 29人											2,969	15.1	1,233	18.0
30～ 99人	1,973	11.6	1,037	17.9	—	—	171	6.0	—	—	2,596	13.2	1,303	19.0
100～299人	1,120	6.6	652	11.3	—	—	81	2.8	—	—	1,551	7.9	894	13.0
300～499人	397	2.3	237	4.1	—	—	23	0.8	—	—	584	3.0	348	5.0
500～999人	3,417	20.2	1,749	30.2	—	—	106	3.7	—	—	4,115	20.9	2,151	31.4
1000人以上														
官 公	3,953	23.3	56	1.0	—	—	1,338	46.6	—	—	4,205	21.4	56	8.2
従業員階級不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	1965年										1968年			
	非 農 林 (全)		製 造 業		卸 売 ・ 小 売 業		サービス業		その他の 非農林		非 農 林 (全)		製 造 業	
	実 数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実 数	比	実 数	比
総 数	26,484	100.0	9,837	100.0	4,324	100.0	4,052	100.0	—	—	30,197	100.0	10,750	100.0
1～ 4人	1,542	5.9	258	2.7	602	14.0	460	10.7	—	—	2,107	7.0	375	3.5
5～ 9人	2,103	8.0	585	6.0	756	17.5	416	9.7	—	—	2,797	9.3	768	7.2
10～ 29人	4,046	15.3	1,543	15.7	1,046	24.2	581	13.5	—	—	4,242	14.1	1,551	14.5
30～ 99人	3,929	14.9	1,748	17.8	721	16.7	502	11.6	—	—	4,438	14.7	1,884	17.6
100～299人	2,626	10.0	1,370	14.0	416	9.7	246	5.7	—	—	3,020	10.0	1,451	13.5
300～499人	1,059	4.0	590	6.0	147	3.4	75	1.8	—	—	1,291	4.3	673	6.3
500～999人	1,158	4.4	675	6.9	132	3.1	63	1.5	—	—	1,321	4.4	699	6.5
1000人以上	6,124	23.2	3,008	30.6	474	11.0	248	5.8	—	—	7,104	23.6	3,317	30.9
官 公	3,757	14.2	24	0.3	6	0.2	1,432	33.2	—	—	3,831	12.7	22	0.2
従業員階級不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42	0.2	9	0.1

〔備考〕 1) 1956年、59年は、卸売・小売業は、金融・不動産業と合算されているので、算定できない。
2) 総理府統計局「就業構造基本調査報告」による。

がわかる。とくに、製造業労働者、建設業労働者の比重増加が特徴的である。不生産的産業部門をみると、公務労働者のほき他の全産業部門労働者の増大が顕著であり、とくに商業労働者の比重の高まりが目立っている。

規模別構成 全産
業に
わたって、労働者の規模別構成における中小企業労働者の比重の低下と大企業労働者の増大傾向が顕著である(第6表)。製造業においては、従業員三〇〇人未満の中小企業労働者

は低下傾向にあるとはいえ、なお依然として過半数をこえる比重を占めている。また、従業者一〇人未満の零細企業労働者も一〇%前後の地位にある。これに対し、従業者三〇〇人以上の大企業労働者の比重増大はいちじるしく、七一年には四四・八%に達している。しかも、従業員一〇〇人以上の巨大企業労働者で、全体の三〇%をこえる割合を占めていることに注目する必要がある。商業労働者を見ると、三〇人未満労働者では、七一年にはついに五〇%を割るにいたっており、三〇人以上規模で急速に増大して五〇・九%に達している。サービス業労働者でも同じ傾向がみられ、五人未満の零細企業労働者はここでも相対的に減少している。また、商業、サービス業労働者ともに、従業者一〇〇人以上の巨大企業労働者の比重が増大していることが示されている。

内部構成の動向

右にみるような労働者階級の内部構成における変化は、いうまでもなく、高度成長下における

資本主義的合理化と技術革新によってもたらされたものである。

社会的および工場内分業の進展はますます急速であり、したがって各個別労働はいつそう強く社会的総労働の一環としての役割をになうものとなってきていて、その相互の結合が強められつつあるといえる。社会階級構成表のうえでも、そうしたいわば生産の社会化のかつてない進行が反映されており、とくに、生産的労働者層の最近の動向については、次のように指摘されている（前掲論文、二二九ページ）。

工場内分業の進展は、まず、製造業内部の職業構成の変化においてとらえられる。「すなわち、」生産工程従事者は、高度蓄積期の初期にもっとも拡大しているが、六〇年代をつうじて「合理化」と技術革新の影響をうけ

て構成比を低めている。管理および事務労働者は、生産の拡大にともなう事務量の拡大や、社会的および工場内分業の進展にともなう管理的作業、事務的作業の増大の結果、じゅうらい生産工程に付随していた労働の自立化もふくめ、もっとも増大した労働者群となっている。しかしながらこのうち事務労働者については、六〇年代後半以降のコンピュータ導入を中心とする事務部門の技術革新、「合理化」によってウェイトの減少傾向を示している。

工場内分業の進展による各職種労働者の結合は、労働内容・条件においても各職種間の格差を縮小している。かつての労務者と職員のあいだの制度的差別を解消し、事務労働の機械化によって事務労働者の労働の形態は生産工程従事者に近づいている。技術者層の増大は、技術的労働を資本に指揮された集団的労働にかえている。職種間格差をもっとも端的にあらわすものは賃金格差である。格差は一貫して縮小し、若年層男子では逆転すら生じている。ここでは若年層に管理者が少ないことも一つの要因となっており、管理者をのぞけば全体の格差はいつそう縮小する。こうした諸労働の結合、労働内容、条件の接近は、労働運動における各職種の団結、産業別統一闘争の強化の客観的基盤を形成しつつある。

工場内分業の進展、技術革新、「合理化」は、職業構成にとどまらず、その職種内部とりわけ生産工程従事者内部の構成をも変化させている。新技術の導入は、旧来の年功に裏づけられた熟練を無用にし、熟練にもとづく労働編成を破壊した。その結果、中高年層の反発、青年労働者層の基幹部分への進出が生じている。今日、生産工程の中心的担い手は、一、二年の訓練をへた「半熟練」労働者であるといわれ、……半熟練労働者の増大は、一方では複雑な手労働を追放し、多数の労働者に質的同一性をあたえることによって労働をととしての労働者の発達をうばう一方、団結の客観的基盤をあたえている。

生産的部門のなかで製造業とともに重要な位置をしめるのが運輸通信部門である。生産の社会化の進展につれて、生産・労働を相互に結合する運輸通信労働の役割は増大し、量的にも増大している。独占資本の国土開発政策が交通・通信のネットワーク配置を重要な環としている今日、その現

実的担い手となる運輸通信労働者の役割はさらに重要化しているといえる。しかも、運輸通信部門労働者の労働条件は劣悪であり、これらの条件によって、運輸通信労働者は労働運動の重要な部分になっている。

【参考資料】 (1)水野一字「階級階層研究の課題と方法」(北海道立総合経済研究所『北海道労働研究』、第二一三号、一九七三年三月刊)、(2)大橋隆憲『日本の階級構成』(一九七一年六月刊、岩波書店) (3)「日本における労働階級の構成」ハシンプジュームⅤ(『季刊経済』、一九六二年九月号)、(4)「労働貴族と労働官僚」ハシンプジュームⅤ(同上、一九六三年三月号および六月号)、(5)佐藤耕一「階級構成表について―官庁統計の批判と従来の階級構成表の紹介吟味―」(札幌唯物論研究会『唯物論』、一九六四年四月号)、(6)江口英一「都市下層の労働者の状態」(『経済』、一九六五年一月号)、(7)伊藤陽一「国際労働統計年鑑における就業統計について」(北海学園大学経済学会『経済論集』、一九七二年九月刊)、(8)柴田政義「階級構成の変化と勤労人民の状態」(『労働・農民運動』第九一号、一九七三年九月)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用の動向——労働力人口・就業人口の増大／就業構造の変化／非農林部門の産業別就業構造／雇用者の職業別構成／雇用者の企業規模別構成／景気変動と雇用状況の推移——労働力需給の逼迫と緩和／求人倍率の推移／新規学卒者の就職動向／失業情勢の緩和／産業別雇用の動き／企業規模別雇用の動き／技能労働者の需給状況

概

要

一、総理府統計局の「労働力調査」によると、一九七三年のわが国の労働力人口の伸び率は七二年の水準を大きく上回って一・五％、八〇万人増大し、五二九九万人となった。この増大は主として女子の労働力人口の増大によるものであった。労働力率も前年より高い六四・六％となった。労働力人口中の就業者は五二三三万人でこれも前年を一・七％（八八万人）上回った。完全失業者は六七万人で前年より八万人（一一・〇％）減少し、完全失業率は一・三％で前年より〇・一ポイント低下した。

一、就業者の産業別構成をみると、農林就業者は六五六万人で前年より七・八％（五五万人）減少し、非農林業就業者は四五七七万人で前年より三・二％（一四三万人）増加した。就業者を第一次、第二次、第三次産業に分けてみると、第一次産業は七一二万人（一三・四％）、第二次産業は一九一三万人（三六・五％）、第三次産業は二六〇六万人（四九・八％）であった。就業者を従業上の地位別に分けると、自営業主は九六六万人（一八・五％）、家族従業者は六六三万人（一二・七％）、雇用者は三五九五万人（六八・七％）であり雇用者比率はひきつづき増大した。非農林部門の産業別就業構造をみると製造業、建設業、運輸・通信・ガス・電気等の諸産業の増加が顕

著であったが、就業者の産業別構成比に大きな変化はなかった。雇
用者数も全般的に増大するなかでその産業別構成や企業規模別構成
に大きな変化はなく、ただ小零細企業雇用者の漸増が注目された。

一、以上は一九七三年の年平均の数値であるが、この年における
日本経済の急速な拡大と景気の過熱化にともなう労働力の需給関
係はひっ迫の度を加え、たとえば新規求人倍率は二倍をこえる状態
がつづいた。けれども同年一〇月に勃発した石油危機と「狂乱物
価」とよばれる大幅な物価上昇に対処するための総需要抑制政策の
浸透によって、景気が鎮静するにともない、一九七四年の前半には
労働力需給の緩和がすすみ、経済活動の停滞と先行きの見通しの困
難による産業界の求人手控えを反映して雇用諸指標は急速に悪化す
るにいたった。一九七三年における雇用の拡大が主として女子労働
力を中心に臨時・日雇等の労働者によって実現したとみられるの
で、日本経済の成長がひきつづき停滞に向かうならば、その影響は
季節出稼労働者、臨時・日雇・パートタイマー等にまず強く現わ
れ、やがて常用労働者の雇用にも及ぶことが懸念される。

1 雇用の動向

労働力人口、就 業人口の増大

わが国の労働力人口（就業人口と完全失業者の合
計）は長期的にみて増勢がしだいに鈍化する傾
向にある。とくに近年では、総理府統計局の

「労働力調査」によって対前年増加率をみると、一九七〇年の一・
一％増、七一年の〇・五％増、七二年の〇・一％増と低い伸び率と
なっていたが、一九七三年平均の労働力人口は前年の水準を大きく
上回って一・五％（八〇万人）増大し、五二九九万人となった。こ
れを男女別にみると、男子は三二五四万人で前年より〇・九％（二
九万人）増となり、これは一九七二年の対前年増加率とほぼ同程度
であるが、女子は二〇四五万人で、前年より二・六％（五一万人）
増となった。女子の労働力人口は、七一年に一・〇％、二〇万人
減、七二年に一・一％、二三万人減と二年連続して前年の水準を下
回ってきたが、七三年にはこの傾向を逆転させてかなり高い増加率
を示したのである。

この結果、一五歳以上人口中に占める労働力人口の割合、すなわ
ち労働力人口比率ないし労働力率は六四・六％で前年より〇・二ポ
イントの増加となった。わが国の労働力率は長期的に逐年低下の傾
向を示してきたが、一九七三年には、きわめてわずかながら前年を
上回ったのである。男女別にみると、男子は八二・〇％、女子は四
八・三％で、男子は前年の水準と変わらないが、女子は前年より
〇・五ポイント上昇であった。

男女別、年代別の労働力率をみると、二五～五四歳の男子の労働
力率は九七・五％と前年の九七・三％を上回り、一九六七年に九
七・〇％となっていたら、ほぼ同程度の高水準を維持している。一
方、同じく二五～五四歳の女子の労働力率は一九五九年の五七・三
％から年々ゆるやかな下降を示し七二年には五三・五％となってい
たが、七三年には前年より〇・八ポイント上昇して五四・三％とな
った。

これに対し、一五～二四歳の若年層の労働力率は、男女とも高校または大学への進学率が急上昇しはじめた一九六一～六二年頃から急速に低下し、一九六六年以降男子は五七・二～五九・一％のあいだで推移してきたが、七三年にはこの低下傾向がいっそう進み、前年の五七・七％からさらに二・四ポイント低下して五五・三％となった。また女子は一九六五年から七一年までは五一・八％～五三・四％のあいだで推移してきたが、七二年には五〇・七％となり、七三年にはさらに〇・七ポイント低下して五〇・〇％となった。

五五歳以上の高年層の労働力率は、男子については一九六七年以降低下をつづけており、七三年においても前年より〇・一ポイント下がって六七・八％となった。一方、女子は前年より一・〇ポイント増の三〇・九％を示し、一九六七年以降の低下傾向から上昇に転じた。

このように一五～二四歳の若年層の労働力率の一貫した低下と五五歳以上の高年層の労働力率の停滞的傾向にもかかわらず、二五～五四歳層の労働力率が若干増大したために、一九七三年の非労働力人口は二八八七万人となり、前年より〇・二％（七万人）増と例年になく低い増加率を示した。これをおもな活動状態別にみると、「家事」は一五〇〇万人で前年よりも〇・四％（六万人）増加しているものの、例年の増加率と比べていちじるしく低い率となった。また、「通学」は七三〇万人で前年より〇・七％（五万人）増となっている。

労働力人口中の就業者は、一九七三年には五二三三万人で前年より一・七％（八八万人）増加した。わが国の就業人口は、労働力人口と同じく、長期的にみて増勢が鈍化する傾向を示してきたが、前

年の七二年にはこの傾向はいっそう顕著となり、ついに就業者数の絶対的減少を示した。だが、七三年にはこの傾向が逆転され、その一・七％という対前年増加率は、一九六九～七一年の〇・四～一・一％増を上回る大幅なものとなった。

男女別にみると、男子は三二二一万人で前年より一・一％（三六万人）の増加、女子は二〇二二万人で二・七％（五二万人）の増加であった。七二年の男子就業人口は対前年〇・六％（二九万人）増、女子のそれは一・三％（二五万人）の減少であったから、七三年の増加率はかなり高く、とりわけ女子の増加への逆転が目立つことになった。

このような就業人口の増大はとうぜんながら完全失業者（調査週間に少しも就業しなかったもののうち、就業が可能でこれを希望し、かつ求職活動をしたもの）の減少をもたらした。すなわち、一九七三年の完全失業者は平均六七万人で前年より六万人（二一・〇％）の減少を示し、完全失業率は一・三％で前年より〇・一ポイント低下した。

以上記述してきた労働力状態の推移は第7表に示すごとくである。上述してきた一九七三年の諸数値は「労働力調査」の年間平均のそれであり、同年中の、とりわけ一月以降の雇用動向における大きな変化を含む事態の推移を示すものではない。その点は一九七四年の前半の雇用動向とあわせて本章後段で分析することとする（六ページ以下参照）。

就業構造の変化

一九七三年の農林業就業者は六五六万人で、前年よりも七・八％（五五万人）減少した。この対前年減少率は七一年の八・八％（七四万人）、七二年の八・二％（六

第7表 労働力状態

年	月	満 15 歳 以上人口 (A)	勞 働 力 人 口					非労働 力人口	労働力率 (B) (A)	失業率 (C) (B)
			総 数 (B)	就 業 者			完 全 失業者 (C)			
				総 数	農林業	非農林業				
1960年	平均	万人 6,520	万人 4,510	万人 4,436	万人 1,273	万人 3,164	万人 75	万人 1,998	% 69.2	% 1.4
1965年	平均	7,287	4,787	4,730	1,046	3,684	57	2,497	65.7	1.2
1970年	平均	7,885	5,153	5,094	842	4,251	59	2,723	65.4	1.2
1971年	平均	7,970	5,178	5,114	768	4,347	64	2,779	65.0	1.2
1972年	平均	8,051	5,182	5,109	705	4,404	73	2,851	64.4	1.4
1973年	平均	8,208	5,299	5,233	656	4,577	67	2,887	64.6	1.3
1973年	1月	8,167	5,141	5,061	509	4,552	80	3,006	62.9	1.6
	2月	8,175	5,160	5,082	525	4,556	78	2,995	63.1	1.5
	3月	8,183	5,240	5,158	595	4,563	82	2,924	64.0	1.6
	4月	8,190	5,302	5,228	715	4,513	75	2,865	64.7	1.3
	5月	8,199	5,343	5,275	755	4,520	68	2,834	65.2	1.3
	6月	8,205	5,395	5,328	748	4,580	67	2,791	65.7	1.2
	7月	8,210	5,388	5,326	702	4,623	62	2,799	65.6	1.2
	8月	8,219	5,324	5,264	703	4,561	60	2,874	64.8	1.1
	9月	8,227	5,348	5,285	713	4,571	63	2,858	65.0	1.2
	10月	8,235	5,433	5,380	741	4,639	53	2,777	66.0	1.0
	11月	8,243	5,345	5,290	628	4,662	55	2,872	64.8	1.0
	12月	8,247	5,171	5,117	531	4,586	54	3,048	62.7	1.1
1974年	1月	8,261	5,103	5,030	484	4,546	73	3,132	61.8	1.4
	2月	8,268	5,137	5,054	475	4,579	83	3,112	62.1	1.6
	3月	8,275	5,244	5,154	555	4,599	90	3,008	63.4	1.7
	4月	8,284	5,329	5,259	684	4,576	69	2,929	64.3	1.4
	5月	8,293	5,374	5,311	720	4,591	63	2,895	64.8	1.2
	6月	8,298	5,393	5,393	703	4,608	62	2,905	64.8	1.1

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査」

2) 「労働力調査」は1967年9月から調査方法が一部改正された。このため年平均については改正前数字と比較できるよう補正したものを用了。

3) 1973年1月から実数には沖縄を含む。

三万人)に比べやや低くなっているものの、それ以前数年の減少率(一九六五～六九年の各年の三%台、および七〇年の六・三%)に比べると、依然大幅な減少といってよい。男女別にみると、男子は三十一万人、女子は三四五万人で、前年よりそれぞれ八・九%(三〇万人)、六・八%(二五万人)の減少であった。また、全就業者中に占める農林業就業者の割合は前年より、一・三ポイント低下して一二・五%となった。

農林業就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は三一二万人、家族従業者は三二四万人で前年よりそれぞれ四・九%(二六万人)、一二・一%(四三万人)と減少しており、家族従業者は前年にひきつづき大幅な減少であった。これで家族従業者はここ三年間連続して一〇%をこえる大幅な減少を示し、その結果、農林業就業者中に占める自営業主と家族従業者の比率はそれぞれ四七・六%と四七・九%となり、ほぼ同率となった。雇用者は二九万人と前年に比し一・一%(三万人)の増大となり、その農林就業者中の構成比は四・四%と前年に比し〇・七ポイントの増大となった(第8表参照)。

これに対し、非農林就業者は四五七七万人で前年より三・二%(二四三万人)増加した。非農林就業者の伸び率はここ数年鈍化する傾向であったが(七〇年の二・七%一〇万人、七一年の二・三%九六万人、七二年の一・三%五七万人)、七三年の増加率はこれらを大幅に上回るものとなった。男女別にみると、男子は二九〇〇万人となつて前年より二・三%(六六万人)増とほぼ例年なみの増加率を示しているが、女子は一六七七万人で前年よりも四・八%(七七万人)とかなり高い増加率であった。一九七二年の非農林女子就業者の対前年増加率が〇・六%(一〇万人)ときわめて小幅であったのに対

比するとこの増加率は顕著であるといつてよい。

従業上の地位別にみると、自営業主は六五五万人で前年より四・三%(二七万人)増と大幅な伸びを示したが、家族従業者は三四九万人で前年より一・一%(四万人)減少した。これに対し雇用者は三五六五万人で前年より三・四%(一二七万人)増と高い増加率を示した。この高い伸び率は前年の七二年のそれが一・三%(四四万人)と小幅であったのに比べて対照的であり、近年で高かった一九七〇年の三・四%(一〇八万人)に匹敵するものであった。これらの構成比をみると、自営業主は一四・三%で前年より〇・二ポイント上昇、家族従業者は七・六%で前年より〇・四ポイント低下、雇用者は七七・九%で前年より〇・一ポイントの上昇となっている(第8表参照)。

次に非農林業雇用者を雇用形態別にみると、常雇は三二五〇万人で前年より三・一%(九六万人)増と七二年の一・〇%(三二万人)増を大きく上回り、七〇年の三・五%増、七一年の三・二%増と同程度の伸び率であった。臨時雇は一八九万人で前年より七・四%(二三万人)増と高い伸び率を示し、日雇は一二六万人で前年より六・八%(八万人)増となった。非農林業雇用者を一〇〇%としてこれらの構成比をみると、常雇は九一・二%で前年に比し〇・三ポイントの低下、臨時雇は五・三%で〇・二ポイントの上昇、日雇は三・五%で〇・一ポイントの上昇となっている。

以上によって就業者総数を第一次産業(農業、林業狩猟業、漁業水産養殖業)、第二次産業(鉱業、建設業、製造業)、第三次産業(第一次、第二次以外の産業)に分けてみると、第一次産業は七一二万人、第二次産業は一九一三万人、第三次産業は二六〇六万人であり、前年に比

第8表 就業者の従業上の地位別構成

(単位：万人)

従業上の地位別	就 業 者 総 数	農 林 業				非 農 業				林 業			
		総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者	総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
									総 数	常 雇	雇 用 時 間	日 雇	
総 数	1960年 1965 1970 1971 1972 1973	4,436 4,730 5,094 5,114 5,109 5,233	1,273 1,046 842 768 705 656	456 394 363 345 324 312	723 593 451 398 355 314	94 59 29 25 23 29	3,164 3,684 4,251 4,347 4,404 4,577	550 545 614 611 622 655	338 322 354 348 351 349	2,276 2,817 3,277 3,381 3,425 3,565	2,058 2,567 3,005 3,102 3,133 3,250	124 145 162 170 175 189	93 108 109 109 117 126
うち 1973年男子	3,211	311	230	59	22	2,900	427	81	2,387	2,251	66	70	
女子	2,021	345	81	255	8	1,677	228	268	1,179	1,000	123	56	
対前年増減(△)	1965年	75	△42	△11	△30	118	5	△1	114	99	9	7	
	1970	54	△57	△17	△38	110	1	△1	108	103	1	3	
	1973	88	△55	△16	△43	143	27	△4	117	96	13	8	
	うち男子	36	△30	△20	△12	66	10	△4	58	54	2	3	
うち女子	52	△125	5	△30	1	77	17	0	58	42	10	6	
構成比(%)	1960年	100.0	28.7	10.3	16.3	2.1	12.4	7.6	51.3	46.4	2.8	2.1	
	1965	100.0	22.1	8.3	12.5	1.2	11.5	6.8	59.6	54.3	3.1	2.3	
	1970	100.0	16.5	7.1	8.9	0.6	12.1	6.9	64.3	59.0	3.2	2.1	
	1973	100.0	12.5	6.0	6.0	0.5	12.5	6.7	68.1	62.1	3.6	2.4	
		(100.0)	(47.6)	(47.9)	(4.4)	(100.0)	(14.3)	(7.6)	(77.9)	(71.0)	(4.1)	(2.8)	

〔備考〕 1) 従業上の地位の区分は、次のようになっている。

「自営業主」—個人経営の事業を営んでいる者。

「家族従業者」—自営業主の家族で、その自営主の営む事業に従事している者。

「雇用者」—会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料、賃金を得ている者、および会社団体の役員。

「常雇」—雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。

「臨時」—1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。

「日雇」—日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。

2) 総理府統計局「労働力調査」による。

第9表 第1次, 第2次, 第3次産業別就業者数

(年平均) (単位: 万人)

第 1 次 産 業 ²⁾			第 2 次 産 業 ³⁾			第 3 次 産 業 ⁴⁾			構 成 比 (%)					
			対 前 年		実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		総 数	第 1 次産業 ²⁾	第 2 次産業 ³⁾	第 3 次産業 ⁴⁾
実 数	増 減	増 減 率	増 減	増 減 率		増 減	増 減 率							
男	1965年	1,113	36	3.1	1,507	40	2.7	2,109	71	3.5	100.0	23.5	31.9	44.6
	1966	1,072	41	3.7	1,554	47	3.1	2,201	92	4.4	100.0	22.2	32.2	45.6
	1967	1,036	36	3.4	1,637	83	5.3	2,247	46	2.1	100.0	21.1	33.3	45.7
	1968	988	48	4.6	1,702	65	4.0	2,307	60	2.7	100.0	19.8	34.0	46.1
	1969	946	42	4.3	1,740	38	2.2	2,349	42	1.8	100.0	18.8	34.5	46.6
女	1970	886	60	6.3	1,791	51	2.9	2,409	60	2.6	100.0	17.4	35.2	47.3
	1971	814	72	8.1	1,813	22	1.2	2,480	71	2.9	100.0	15.9	35.5	48.5
	1972	754	60	7.4	1,825	12	0.7	2,523	43	1.7	100.0	14.8	35.7	49.4
	1973	712	42	5.6	1,913	88	4.8	2,606	73	2.9	100.0	13.4	36.5	49.8
計	1965年	540	16	2.9	1,039	27	2.7	1,272	40	3.2	100.0	18.9	36.4	44.6
	1966	523	17	3.1	1,066	27	2.6	1,317	45	3.5	100.0	18.0	36.7	45.3
	1967	503	20	3.8	1,115	49	4.6	1,339	22	1.7	100.0	17.0	37.7	45.3
	1968	479	24	4.8	1,172	57	5.1	1,366	27	2.0	100.0	15.9	38.8	45.2
	1969	465	14	2.9	1,183	11	0.9	1,403	37	2.7	100.0	15.2	38.7	45.9
男	1970	436	29	6.2	1,217	34	2.9	1,433	30	2.1	100.0	14.1	29.4	46.4
	1971	402	34	7.8	1,243	26	2.1	1,485	52	3.6	100.0	12.8	39.7	47.4
	1972	377	25	6.2	1,263	20	1.6	1,508	23	1.5	100.0	12.0	40.1	47.8
	1973	348	29	7.7	1,308	45	3.6	1,555	47	3.1	100.0	10.8	40.7	48.4
女	1965年	573	20	3.4	468	13	2.9	837	31	3.8	100.0	30.5	24.9	44.6
	1966	549	24	4.2	488	20	4.3	884	47	5.6	100.0	28.6	25.4	46.0
	1967	533	16	2.9	522	34	7.0	908	24	2.7	100.0	27.0	26.6	46.3
	1968	509	24	4.5	530	8	1.5	941	33	3.6	100.0	25.7	26.8	47.5
	1969	482	27	5.3	556	26	4.9	946	5	0.5	100.0	24.3	28.0	47.6
女	1970	451	31	6.4	574	18	3.3	975	29	3.1	100.0	22.5	28.7	48.7
	1971	412	39	8.6	572	2	0.3	995	20	2.1	100.0	20.8	28.9	50.2
	1972	377	35	8.5	562	10	1.7	1,015	20	2.0	100.0	19.3	28.7	51.9
	1973	355	22	5.8	606	44	7.8	1,057	42	4.7	100.0	16.1	30.0	52.3

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査」
2) 第1次産業……農業, 林業, 狩猟業, 漁業水産養殖業 3) 第2次産業……鉱業, 建設業, 製造業 4) 第3次産業……左記以外の産業

第10表 産業別非農林業就業者数

(年平均) (単位: 万人)

		漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業		
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
			増減	増減率(%)		増減	増減率(%)		増減	増減率(%)		増減	増減率(%)
男	1965年	67	+ 6	+ 9.8	29	- 1	- 3.3	328	+20	+ 6.5	1,150	+21	+ 1.9
	1966	66	- 1	- 1.5	26	- 3	-10.3	350	+22	+ 6.7	1,178	+28	+ 2.4
	1967	66	0	0.0	26	0	0.0	359	+ 9	+ 2.6	1,252	+74	+ 6.3
	1968	54	- 12	-16.7	27	+ 1	+ 3.8	370	+11	+ 3.1	1,305	+53	+ 4.2
女	1969	47	- 7	-13.0	24	- 3	-11.1	371	+ 1	+ 0.3	1,345	+40	+ 3.1
	1970	44	- 3	- 6.4	20	- 4	-16.7	394	+23	+ 6.2	1,377	+32	+ 2.4
	1971	46	+ 2	+ 4.5	19	- 1	- 5.0	413	+19	+ 4.8	1,381	+ 4	+ 0.3
	1972	49	+ 3	+ 6.5	16	- 3	-15.8	431	+18	+ 4.4	1,378	- 3	- 0.2
計	1973	47	- 2	- 4.1	13	- 3	-18.8	464	+29	+ 6.7	1,436	+55	+ 4.0

		卸小売・金融保険 不動産業			運輸・通信・電気・ ガス・水道業			サービス業			公務		
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
			増減	増減率(%)		増減	増減率(%)		増減	増減率(%)		増減	増減率(%)
男	1965年	1,008	+ 28	+ 3.0	294	+ 8	+ 2.8	649	+ 37	+ 6.0	158	- 3	- 1.9
	1966	1,053	+ 45	+ 4.5	311	+ 17	+ 5.8	682	+ 33	+ 5.1	155	- 3	- 1.9
	1967	1,085	+ 32	+ 3.0	316	+ 5	+ 1.6	689	+ 7	+ 1.0	157	+ 2	+ 1.3
	1968	1,111	+ 26	+ 2.4	329	+ 13	+ 4.1	713	+ 24	+ 3.5	154	- 3	- 1.9
女	1969	1,133	+ 22	+ 2.0	338	+ 9	+ 2.7	722	+ 9	+ 1.3	156	+ 2	+ 1.3
	1970	1,144	+ 11	+ 1.0	353	+ 15	+ 4.4	751	+ 29	+ 4.0	161	+ 5	+ 3.2
	1971	1,178	+ 34	+ 3.0	361	+ 8	+ 2.3	774	+ 23	+ 3.1	167	+ 6	+ 3.7
	1972	1,197	+ 19	+ 1.6	354	- 7	- 1.9	797	+ 23	+ 3.0	175	+ 8	+ 4.8
計	1973	1,236	+ 30	+ 2.5	369	+ 15	+ 4.2	822	+ 16	+ 2.0	179	+ 2	+ 1.1

・〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」

べて第一次産業は四二万人（五・六％）の減少、第二次産業は八八万人（四・八％）の増加、第三次産業は七三万人（二・九％）の増加であり、例年に比べ第一次産業の減少はやや小幅、第二次産業の増加は大幅、第三次産業の増加もかなり大幅であった。これら三部門の構成比は、第一次産業が二三・四％、第二次産業が三六・五％、第三次産業が四九・八％で、前年に比べ第一次産業は一・四ポイントの減少、第二次産業が〇・八ポイントの増加、第三次産業が〇・四ポイントの増加であった。それぞれの部門の男女別の数値は第9表に示すごとくである。

また、全産業の就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は九六六万人で全体の一八・五％、家族従業者は六六三万人で全体の一二・七％、雇用者は三五九五万人で全体の六八・七％であった。自営業主は前年より一一万人（二・二％）の増加、家族従業者は前年より四六万人（六・五％）の減少、雇用者は前年より一一九万人（三・四％）の増大であった。これらの男女別数値については第8表を参照されたい。

非農林部門の 産業別就業構造

非農林部門のうちおもな産業別の就業者数を前年と比較してみると、製造業は一四三六万人で前年に比し五五万人（四・〇％）、建設業が四六

四万人で対前年比二九万人（六・七％）、運輸通信ガス電気水道業が三六九万人で前年比一五万人（四・二％）とそれぞれかなり顕著な増大を示した。とりわけ建設業は一九七〇年以降他産業に比較して継続的に大幅な就業者数の増大を記録したことが注目される。卸小売金融保険不動産業およびサービス業、公務もそれぞれ就業者数を増大させたが、鉱業はここ数年にひきつづき就業者数を減少（実数三

第 11 表 産 業 別 就 業 者 数 構 成 比

年次	全産業	農林業	非農林業	漁業水産 養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸金融 不動産業	小売 保険業	運輸 電気水 道業	通信 ガス 業	一 ビ 業	公 務
年													
1965	100.0	22.1	77.9	1.4	0.6	6.9	24.3	21.3	6.2	13.7	3.3		
1966	100.0	20.8	79.2	1.4	0.5	7.3	24.4	21.8	6.4	14.1	3.2		
1967	100.0	19.7	80.3	1.3	0.5	7.3	25.4	22.1	6.4	14.0	3.2		
1968	100.0	18.7	81.3	1.1	0.5	7.4	26.4	22.2	6.6	14.3	3.1		
1969	100.0	17.8	82.2	0.9	0.5	7.4	26.7	22.5	6.7	14.3	3.1		
1970	100.0	16.5	83.5	0.9	0.4	7.7	27.0	22.5	6.9	14.7	3.2		
1971	100.0	15.0	85.0	0.9	0.4	8.1	27.0	23.0	7.1	15.1	3.3		
1972	100.0	13.8	86.2	1.0	0.3	8.4	27.0	23.4	6.9	15.6	3.4		
1973	100.0	12.5	87.5	0.9	0.2	8.9	27.4	23.6	7.1	15.7	3.4		

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」

第12表 おもな産業の雇用者数

(年平均) (単位:万人)

	非 農 林 業				建 設 業				製 造 業				卸小売金融保険業				運輸通信電気ガス水道熱供給業				サ ー ビ ス 業				
	実数	対 前 年		この産業に就業者に対する割合	実数	対前年		この産業に就業者に対する割合	実数	対前年		この産業に就業者に対する割合	実数	対前年		この産業に就業者に対する割合	実数	対前年		この産業に就業者に対する割合					
		増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率						
男	1965	2,817	+114	+4.2	76.5	268	+17	+6.8	81.7	993	+20	+2.1	86.3	593	+36	+6.5	58.8	287	+11	+4.0	97.6	465	+31	+7.1	71.6
	1966	2,939	+122	+4.3	76.9	286	+18	+6.7	81.7	1,013	+20	+2.0	86.0	640	+47	+7.9	60.8	303	+16	+5.6	97.4	495	+30	+6.5	72.6
	1967	3,025	+86	+2.9	76.6	294	+8	+2.8	81.9	1,057	+44	+4.3	84.4	667	+27	+4.2	61.5	309	+6	+2.0	97.8	495	0	0.0	71.8
	1968	3,114	+89	+2.9	76.5	295	+1	+0.3	79.7	1,090	+33	+3.1	83.5	691	+24	+3.6	62.2	319	+10	+3.2	97.0	519	+24	+4.8	72.8
女	1969	3,169	+55	+1.8	76.5	289	-6	-2.0	77.9	1,116	+26	+2.4	83.0	712	+21	+3.0	62.8	326	+7	+2.2	96.4	528	+9	+1.7	73.1
	1970	3,277	+108	+3.4	77.1	305	+16	+5.5	77.4	1,144	+28	+2.5	83.1	731	+19	+2.7	63.9	340	+14	+4.3	96.3	558	+30	+5.7	74.3
	1971	3,381	+104	+3.2	77.8	323	+18	+5.9	78.2	1,154	+10	+0.9	83.6	765	+34	+4.7	64.9	348	+8	+2.4	96.4	585	+27	+4.8	75.6
計	1972	3,425	+44	+1.3	77.8	341	+18	+5.6	79.1	1,151	-3	-0.3	83.5	779	+14	+1.8	65.1	339	-9	-2.6	95.8	604	+19	+3.2	75.8
	1973	3,565	+117	+3.4	77.9	364	+19	+5.6	78.4	1,197	+43	+3.7	83.4	817	+33	+4.2	66.1	352	+11	+3.2	95.4	622	+11	+1.8	75.7

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」

万人、一八・八％）させた（第10表参照）。産業別の就業者の構成比は第11表に示されている。

次におもな産業の雇用者数をみると、同じように前年に比べ、建設業の一九万（五・六％）、製造業の四三万（三・七％）、卸小売・金融保険不動産業の三三万（四・二％）、運輸通信・電気ガス水道の一万（三・二％）等、全般的な増大が示されている（第12表）。その結果、雇用者の産業別構成比は第13表のごとくになったが、建設業が〇・二ポイントの増、サービス業が〇・二ポイント減を示したほ

か、基本的にはここ数年の構成比に変化はみられなかった。

雇用者の職業別構成を男子についてみると、技能工、生産工程従事者が全体の三八・

九％を占めてその比重がもっとも高く、事務従事者の一六・九％、販売従事者の一〇・九％がこれにつぐ比重をもっている。長期的な趨勢としては管理職、販売職、サービス職業の漸増の傾向、これと対照的な事務や単純労働の漸減の傾向がみられるが、一九七三年にはこの傾向はほぼもち合いであったといえる（第14表）。女子につい

第 13 表 雇 用 者 の 産 業 別 構 成 比

		構 成 比 (%)						
		全 産 業	非農林業	建 設 業	製 造 業	卸 小 売 金融保険 不動産業	運輸通信・ 電気ガス水 道熱供給業	サ ー ビ ス 業
男 女 計	1965年	100.0	97.9	9.3	34.5	20.6	10.0	16.2
	1966	100.0	98.2	9.6	33.8	21.4	10.1	16.5
	1967	100.0	98.5	9.6	34.4	21.7	10.1	16.1
	1968	100.0	98.9	9.4	34.6	22.0	10.1	16.5
	1969	100.0	99.1	9.0	34.9	22.3	10.2	16.5
	1970	100.0	99.1	9.2	34.6	22.1	10.3	16.9
	1971	100.0	99.3	9.5	33.9	22.5	10.2	17.2
	1972	100.0	99.2	9.9	33.3	22.6	9.8	17.5
	1973	100.0	99.2	10.1	33.3	22.7	9.8	17.3
男	1965年	100.0	98.0	11.6	33.6	18.0	13.0	12.5
	1966	100.0	98.2	12.0	33.1	18.7	13.3	12.7
	1967	100.0	98.5	12.1	33.6	18.8	13.2	12.4
	1968	100.0	99.0	11.8	34.5	18.8	13.0	12.8
	1969	100.0	99.1	11.4	34.4	19.1	13.3	13.1
	1970	100.0	99.1	11.8	34.1	18.9	13.4	13.3
	1971	100.0	99.3	12.1	33.4	19.6	13.3	13.4
	1972	100.0	99.2	12.6	33.2	19.3	12.7	13.8
	1973	100.0	99.1	13.0	32.9	19.4	12.8	13.6
女	1965年	100.0	97.8	4.4	36.5	26.2	3.4	24.0
	1966	100.0	98.0	4.5	35.4	26.9	3.5	24.6
	1967	100.0	98.5	4.4	36.1	27.7	3.7	23.8
	1968	100.0	98.7	4.4	34.8	28.5	4.2	24.0
	1969	100.0	99.0	4.1	36.0	28.8	3.8	23.6
	1970	100.0	99.1	4.1	35.6	28.6	3.9	24.2
	1971	100.0	99.4	4.1	34.8	28.4	3.9	25.0
	1972	100.0	99.4	4.2	33.7	29.4	3.8	25.3
	1973	100.0	99.4	4.4	34.1	29.5	3.6	24.9

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」

第 14 表 雇用者の職業別構成

(%)

職 業 別	1968年		1969年		1970年		1971年		1972年		1973年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的 職業	6.5	9.0	6.5	8.9	6.6	9.1	6.6	9.8	6.9	10.3	6.5	9.9
管 理 的 職 業	5.8	0.4	5.6	0.5	5.7	0.5	6.1	0.5	7.1	0.8	7.2	0.9
事 務	17.4	29.7	17.6	30.2	17.4	30.9	17.3	31.2	16.9	31.1	16.9	30.8
販 売	10.0	10.6	10.4	10.5	10.5	10.2	10.9	10.3	10.7	10.4	10.9	10.9
農 林, 漁 業	1.7	1.3	1.5	1.0	1.4	0.9	1.3	0.7	1.4	0.7	1.3	0.8
採 鉱, 採 石	0.7	0.1	0.5	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.3	0.1	0.2	0.0
運 輸, 通 信	8.8	2.5	8.9	2.2	8.9	2.0	9.0	1.9	8.7	1.7	8.4	1.4
技能工, 生産工 程従事	36.2	24.4	36.4	25.4	37.6	26.6	38.6	27.9	38.2	27.3	38.9	28.0
単 純 労 働	7.2	7.6	7.2	7.3	6.0	6.0	4.2	3.9	4.0	3.9	3.9	3.9
サービス職業	5.8	14.3	5.3	13.8	5.3	13.7	5.5	13.8	5.7	13.6	5.6	13.6

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」、73年は沖縄県を含む

第 15 表 雇用者の企業規模別構成（非農林業・官公を除く）

(%)

企 業 規 模 別		計	500 人以上	100～499人	30～99人	30人未満
総 数	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1969	100.0	30.2	15.7	16.8	37.3
	1970	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
	1971	100.0	30.0	16.6	16.7	36.4
	1972	100.0	30.0	16.0	16.8	37.0
	1973	100.0	29.3	16.2	17.2	37.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」

てみると、最大の比率をしめるのは事務従事者の三〇・八%であり、これに次いで技能工・生産工程従事の二八・〇%の比重が高い。これにつづいてサービス職の一三・六%、販売職の一〇・九%の比率が高いが、長期的にみたこれらの職業の比重にはほとんど変化はない。全体のなかでの比率は低いが管理的職業が漸増しつつあること、および運輸通信と単純労働が男子と同じく漸減しつつあることが指摘されるであろう。

雇用者の企業規模別構成

非農林業雇用者のうち従業員三〇人未満の企業に働く者は全体の三七・三%を占めてその割合は依然としてもっとも高く、従業員九人未満の小企業雇用者を加えた小零細企業の雇用者は五四・五%で全体の過半数を占める。これらの雇用者は前年に比べ増大した。これに対して従業員五〇人以上の大規模企業に働く雇用者の割合は二九・三%であって前年に比べその比率は低下した。したがって、雇用者の企業規模構成比のパターンには基本的には変化がないが、小零細企業の雇用者のここ数年における漸増が注目されてよい(第15表参照)。

2 景気変動と雇用状況の推移

労働力需給のひっ迫と緩和

以上に示してきた雇用動向の諸指標は、総理府統計局の「労働力調査」

の昭和四十八年の年間平均結果による数値であるから、したがって

この年間の現実の雇用情勢の推移や、さらに本年鑑が分析の対象とする一九七三年後半から七十四年前半にいたる期間の動きを示すものではない。

この期間における雇用情勢の推移をきわめて要約的に特徴づけるならば、一九七三年における日本経済の急速な拡大と景気の過熱化にともなって労働力の需給関係はひっ迫の度を加えたが、同年一〇月に突発した中東原油の供給削減と石油価格の大幅な引上げ、すなわち石油危機による経済の先行見通しの困難と、さらに「狂乱物価」という言葉に代表される大幅な物価上昇に対処するための総需抑制政策の実施にともなって、景気が鎮静化へと向かい、これを反映して労働力需給の緩和の傾向が一九七四年前半には急速に進んだことを指摘できるであろう。この景気の鎮静化と総需抑制政策の浸透によって、雇用および失業面にはかなりの影響が懸念され、事実、一九七三年末から七四年の年央にかけては求人の手控え、求職者の増大、および時間外労働の削減が目立ってきた。この労働力需給関係の緩和傾向は次に述べる求人倍率の動きにもっともよく反映されるように緩和の方向は加速化し、一九七四年年央には繊維・電機等の一部の産業では雇用情勢の悪化が現実化するにいった。けれども後掲第18表の産業別常用雇用指数の動きに示されるように、少なくとも常用雇用については顕著な衝撃はなおみられない。七三年一月をピークとする深刻な求人難は解消に向かいつつあるものの、若年労働者に対する需要は依然として根強く、中高年層との「求人格差」の拡大とか、季節出稼労働者、臨時・日雇労働者、パート・タイマー等の景気変動の影響をうけやすい労働者に対する影響が七四年後半にどのように深刻化するかが問題といえよう。

求人倍率の推移

一九七二年中央以降本格化した景気の回復と上昇によって、求人が急速に増加したことは本年鑑前年版でみたごとくであるが、一九七三年に入って新規求人倍率は高値を更新しつづけ、景気の過熱状況をまさしく雇用面に反映させることとなった。すなわち第16表にみるように、七三年に入って季節調整済みの新規求人倍率は二・〇〇倍となり、それ以後九月の二・三〇倍にいたるまで過去最高記録の更新をつづけた。一〇月、十一月もやや落ちたとはいえ依然として二倍をこえる堅調であった。有効求人倍率もほぼ同様の高い倍率を示しつづけた。

このような一九七三年全般をとおしての新規求人倍率の高さに表現される労働力需給関係のひっ迫は、同じく第16表にみるごとき求人との継続的な増大によるものであった。新規求人の絶対数は一月にいたるまではだいたい七〇万台の高水準を記録した。このような求人の大幅な増加の理由について労働省の「昭和四八年労働経済の分析」は、「①景気が急速に上昇したため労働力需要が急増したと、②新規学卒就職者の減少に伴い、新規学卒からそれ以外の層への求人切替がすすんだことに加えて、③求人方法の多様化にみられるように求人競争が激化しており、一度の求人では十分な充足ができないのでさらに求人するという行動がみられること、などがあげられ、そのほか④週休二日制の普及、労働時間の短縮という傾向のなかで残業の増加が困難であること、交替要員を必要とするところも一部にみられることなどの事情も考えられる」と指摘している（労働省、上掲書、四ページ）。

だが、石油危機の勃発によって、企業の採用手控え等により、新規求人の増勢も鈍りはじめ、同じく第16表にみるように一九七三年

一二月に新規求人数の対前年同月比は一五・九%減に転じている、一九七四年一月、三月に求人倍率は一・八倍前後に回復したものの、四月以降は総需要抑制政策の漸次的浸透による産業界の求人削減により、新規求人数はしだいに低下し、六月には前年同月比三七・〇%減とこの統計作成開始（一九五五年）いらい最大の落込みを示し、新規求人倍率も一・三四倍に低下し、一九七三年の「新規求人率二倍時代」と比べて大きな変化を示した。有効求人倍率も前年平均一・七六倍から一・二六倍となり、同じく前年十一月をピークにしてそれ以後継続的に低落した。

一方、新規求職数は、すでに一九七二年七月以降継続的に減少に転じていたが、七三年に入って減勢が一段と強まった。石油危機以降、減勢は若干鈍化したものの、七四年に入っても対前年同月比は減少をつづけ四月および六月に若干の上昇を示した。このように一九七三年には全体として求人と求職のあいだにかなりのアンバランスがあったため、総需要抑制政策のもとでの経済活動の鎮静にもかかわらず、労働力需給のひっ迫の基調にはさしたる変化がみられなかった。だが一九七四年後半にはかなりのかげりが予想される。

新規学卒者の就職動向

本年鑑の一九七四年版で述べたごとく、中学および高校の新規学卒者に対する求人倍率は、一九七二、七三の二年にわたり求人数が減少したため、求職者の減少にもかかわらず、七一年のそれを下回っていた。とくに七三年の求人倍率が景気上昇局面であるにもかかわらず、前年につづいて減少したことが注目された。しかし七四年三月卒業見込みの中学卒者、高校卒者に対する求人倍率は再び上昇し、「職業安定業務統計」による七三年一〇月一日現在の見込みでは、中学卒に対

第 16 表 一 般 職 業 紹 介 状 況 ^{1), 2)}

年 月	新 規 求人数 (A)	新 規 求職件数 (B)	新 規 求人倍率 (A/B)	有 効 求 人 数 (C)	有 効 求職者数 (D)	有 効 求人倍率 (C/D)	就職件数 (E)	充 足 率 (E)/(C)	季 調 済 ³⁾	
									新 規 求人倍率	有 効 求人倍率
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千件	%	倍	倍
1960年平均	308	372	0.83	649	1,109	0.59	187	28.9	—	—
1965年平均	309	352	0.88	794	1,249	0.64	148	18.6	—	—
1970年平均	521	325	1.62	1,507	1,070	1.41	158	10.5	—	—
1972年平均	517	345	1.50	1,404	1,221	1.15	157	11.2	—	—
1973年平均	687	320	2.14	1,963	1,113	1.76	157	8.0	—	—
73年 1 月	800	446	1.80	1,688	1,307	1.29	123	7.3	2.00	1.60
2 月	774	305	2.54	1,955	1,336	1.46	130	6.6	2.01	1.61
3 月	778	320	2.43	2,191	1,382	1.59	196	8.9	0.02	1.62
4 月	691	333	2.07	2,112	1,328	1.59	298	14.1	2.10	1.66
5 月	691	366	1.89	2,031	1,153	1.76	206	10.2	2.13	1.75
6 月	638	293	2.18	1,910	1,049	1.82	146	7.6	2.28	1.82
7 月	636	274	2.32	1,825	1,004	1.82	135	7.4	2.29	1.89
8 月	807	277	2.91	1,976	1,001	1.97	128	6.5	2.25	1.89
9 月	799	268	2.98	2,103	982	2.14	139	6.6	2.30	1.88
10月	752	275	2.74	2,182	944	2.31	153	7.0	2.28	1.89
11月	530	233	2.28	1,967	854	2.30	145	7.4	2.26	1.92
12月	343	455	0.76	1,615	1,017	1.59	84	5.2	1.86	1.84
74年 1 月	628	420	1.50	1,591	1,234	1.29	106	6.6	1.61	1.54
2 月	639	280	2.29	1,708	1,279	1.34	112	6.5	1.81	1.47
3 月	641	286	2.24	1,908	1,330	1.43	172	9.0	1.86	1.46
4 月	560	347	1.61	1,776	1,337	1.33	292	16.5	1.64	1.39
5 月	489	364	1.34	1,613	1,175	1.37	209	12.9	1.52	1.36
6 月	401	300	1.34	1,357	1,078	1.26	136	10.0	1.39	1.25
	前年同月比		前 年 同月差	前年同月比		前 年 同月差	前 年 同月比	前 年 同月差	前 月 差	
1970年平均	5.8	1.8	+0.07	7.4	△ 1.3	+0.11	1.5	- 0.6	—	—
1972年平均	13.9	△ 2.7	+0.22	6.6	2.7	+0.04	0.0	- 0.7	—	—
1973年平均	32.7	△ 7.4	+0.65	39.7	△ 9.3	+0.62	△ 0.3	- 3.2	—	—
73年 1 月	55.0	△ 2.0	+0.66	50.4	△ 6.2	+0.49	8.4	- 2.8	0.00	+0.19
2 月	48.5	△ 4.4	+0.91	52.9	△ 6.6	+0.58	7.3	- 2.8	+0.06	+0.07
3 月	37.0	△ 9.8	+0.84	44.5	△ 7.6	+0.58	△ 0.1	- 4.0	+0.01	+0.01
4 月	41.5	△10.7	+0.76	44.5	△ 8.0	+0.58	6.0	- 5.2	+0.09	+0.04
5 月	46.3	△ 5.7	+0.67	46.9	△10.7	+0.69	△ 2.6	- 5.1	+0.03	+0.03
6 月	42.1	△12.4	+0.84	48.5	△11.7	+0.74	△ 5.5	- 4.4	+0.14	+0.07
7 月	43.4	△ 7.4	+0.82	48.9	△11.7	+0.74	1.0	- 3.5	+0.02	+0.07
8 月	29.2	△ 7.3	+0.82	42.5	△10.4	+0.73	△ 1.4	- 2.8	-0.04	+0.01
9 月	25.0	△13.5	+0.92	33.6	△10.6	+0.71	△ 5.3	- 2.7	+0.04	-0.02
10月	23.9	△ 4.8	+0.64	31.0	△ 9.1	+0.71	2.1	- 2.0	-0.02	+0.01
11月	12.4	△11.7	+0.49	27.1	△10.5	+0.68	△ 6.8	- 2.6	-0.02	+0.03
12月	△15.9	△ 3.0	-0.11	14.2	△ 7.4	+0.30	△11.5	- 1.5	-0.40	+0.08
74年 1 月	△21.5	△ 5.7	-0.30	△ 5.8	△ 5.6	0.00	△14.2	- 0.7	-0.25	-0.30
2 月	△17.4	△ 8.5	-0.25	△12.6	△ 4.3	-0.12	△14.1	- 0.1	+0.20	-0.07
3 月	△17.6	△10.5	-0.19	△12.9	△ 3.7	-0.16	△12.1	+ 0.1	+0.05	-0.01
4 月	△19.0	4.2	-0.46	△15.9	0.7	-0.26	△ 2.1	+ 2.4	-0.22	-0.07
5 月	△29.2	△ 0.5	-0.55	△20.6	1.9	-0.39	1.2	+ 2.7	-0.12	-0.03
6 月	△37.0	2.3	-0.84	△28.9	2.8	-0.56	△ 6.4	+ 2.4	-0.13	-0.11

〔備考〕 1) 学卒を除きパートを含む一般労働者。

2) 労働市場の実数は72年4月から、失業保険の実数は72年5月から沖縄分を含み（年平均も同様）、前年同月比については前者は73年4月から、後者は73年5月から沖縄を含む数値間で計算した。（72年、73年平均の前年比は沖縄を含まない数値間で計算した。）

3) 季調済前月差は72年5月から沖縄分を含む。

4) 労働省「職業安定業務統計」による。

第 17 表 失業保険業務状況

年 月	一 般			日雇受給者実人員
	離職票提出件数	受給者実人員	受給率 ¹⁾	
	千人	千人	%	千人
1960年平均	83	365	2.9	171
1965年平均	158	592	3.2	211
1970年平均	150	491	2.3	182
1972年平均	177	585	2.6	140
1973年平均	175	527	2.3	138
73年 1 月	287	678	3.0	163
2 月	160	717	3.1	126
3 月	155	773	3.4	139
4 月	187	705	3.1	123
5 月	222	494	2.1	186
6 月	154	474	2.1	138
7 月	112	484	2.1	130
8 月	127	477	2.0	145
9 月	126	438	1.9	135
10 月	127	402	1.7	151
11 月	98	351	1.5	141
12 月	351	333	1.4	84
1974年 1 月	281	644	2.7	175
2 月	150	698	3.0	134
3 月	141	754	3.2	133
4 月	196	724	3.0	133
5 月	214	504	2.1	149
6 月	156	484	2.0	130
	前 年 同 月 比	前年同月差	前年同月比	
1970年平均	5.8	△ 4.1	- 0.1	△ 4.1
1972年平均	0.4	6.3	+ 0.1	△15.9
1973年平均	△ 1.0	△10.3		
73年 1 月	2.6	△ 7.9	- 0.3	△ 2.1
2 月	1.8	△ 9.4	- 0.4	△12.0
3 月	△ 2.3	△ 8.0	- 0.4	△ 1.9
4 月	△ 4.9	△ 6.3	- 0.3	△ 5.2
5 月	3.8	△10.4	- 0.3	24.1
6 月	△ 6.0	△12.9	- 0.3	0.7
7 月	△ 1.7	△10.9	- 0.3	△ 0.7
8 月	△ 3.3	△11.9	- 0.4	4.6
9 月	△ 3.5	△12.8	- 0.3	△ 5.6
10 月	2.6	△10.7	- 0.3	5.8
11 月	△ 7.8	△13.5	- 0.3	△ 2.6
12 月	0.3	△13.7	- 0.3	△ 3.4
1974年 1 月	△ 2.1	△ 4.9	- 0.3	7.3
2 月	△ 5.8	△ 2.6	0.1	6.5
3 月	△ 9.3	△ 2.5	- 0.2	△ 4.6
4 月	△ 4.9	2.7	- 0.1	7.8
5 月	△ 3.3	2.2	- 0.0	△19.7
6 月	1.5	2.1	- 0.0	△ 5.8

〔備考〕 1) 受給率 = $\frac{\text{受給者実人員}}{\text{被保険者数} - \text{受給者実人員}}$
 2) 労働省「失業保険事業月報」による。

して七・九九倍、高校卒に対して四・〇一倍と七一年の水準を上回っていた。これは、中学卒の求職者が一八・〇%減、高校卒の求職者が三・八%減となったのに対し、求人は前者で三・二%増、後者で二四・〇%増となったためである。一九七二年三月の卒業生に対して、ドル・ショック、円切上げによる不況感の浸透のもとで、新規採用抑制や求人取消し等の予想が起こったが、七三年一〇月の石油危機にさいしては、ショックの時点が高校卒については選考がほぼ終了していたという事情はあるにせよ、求人取消しや採用内定の取消しは、ごく一部に例外的にしかみられなかったといわれる。

なお、一九七四年七月二六日に労働省が発表した「昭和四十九年三月新規学卒者の職業紹介状況調査」によってこれら中学卒・高校卒の就職状況の実績をみると、七三年四月から七四年四月までの期間に全国の公共職業安定所および学校が取り扱った中学卒の求職者数は前年比一〇・六%減の九万七〇〇〇人ではじめて一〇万人の大台を割った。これに対し求人数は六四万六〇〇〇人、前年比二・六%増となり、このため求人倍率は前年の五・七九倍から六・六五倍にはね上がり、この結果求人充足率は前年を二二・三%下回る一五%となった。

一方、高校卒求職者数も前年比二四％減の五二万四〇〇〇人となり、求人数は前年比二三％増の二〇六万四〇〇〇人と大幅に増大したため、求人倍率は前年の三・一三倍から三・九四倍へと上昇する一方、求人充足率は前年の三二％を大きく下回って二五・四％となった。

失業情勢の緩和

前述したように一九七三年の年間平均の完全失業率は一・三％で前年を〇・一ポイント下回り、完全失業者数も平均で六七万人と前年の七三万人を一一・〇％下回った。完全失業者は一九七〇年から三年間連続してわずかながら増大していたのが、七三年にいたって減少に転じたわけである。しかも七三年中の三月以降、前掲第7表にみるように完全失業者数はほぼ一貫して低下をつづけ、一〇月には五三万となり、完全失業率も一・〇％までに低下した。

また、失業保険関係の指標を第17表によってみると、離職票提出件数が一九七三年の平均で一・〇％減、失業保険受給者実人員が同じく年平均で一〇・三％減となった。失業保険受給者実人員数および受給率は一九七三年中毎月とも対前年同期に比べ減少しており、実人員数の減少幅は月を追うごとに大きくなっていることが注目される。したがって一九七三年には失業状況は大きく改善されたといえることができる。

けれども一九七四年に入って石油危機および総需要抑制政策による景気の鎮静の結果、完全失業者数は再び増勢に転じ、完全失業率も高まるにいった。失業保険関係の指標は一九七四年三月にいたってもなお前年より低下がつづいているが、四月以降その低下幅は縮小し六月以降は前年比が増勢に転ずるなど七四年後半の状況が警

戒されるところである。

産業別雇用の動き

労働省の「毎月勤労統計調査報告」（全国調査）によって産業別の常用雇用の状況をみる

と、一九七二年に比して雇用量が増大したのは、不動産業を筆頭に建設、電気・ガス・水道、サービス、金融・保険、製造の各産業であった。雇用の伸び率の顕著なのは不動産業と建設業であり、製造業は前の二年間ひきつづいて雇用量が減少していたのが、七三年にはわずかながら増勢に転じた。雇用量の減少したのは前年にひきつづき大幅な減少をみせた鉱業、ついで運輸通信業、ならびにわずかながら卸売・小売業であった（第18表参照）。本年鑑には統計を引用していないが、製造業中分類による常用雇用指数の動きをみると、雇用量の三ポイント内外増大したのは、衣服、家具、輸送機械、電気機械等であり、一般機械、金属製品、食糧品・たばこ等〇・一ポイント台の微増を示した。これに対して雇用量の減少が四ポイント以上であったのは繊維および紙・パルプであった。

けれども、この常用雇用指数の動きのみでは産業別雇用の実態をとらえたことにはならない。なぜなら、労働省の「昭和四八年労働経済の分析」が指摘するように、一九七三年の雇用の動きにとって大きな意味をもったのは、男子労働者よりも女子労働者であり、また、雇用形態別には、どの産業も常用より臨時・日雇の増加が大きく、とくに製造業では常用労働者よりも、臨時・日雇が女子労働者を中心にして増加率が高かったからである。また、逆に、石油危機や総需要抑制政策の結果が常用雇用指数における目立つ変化として現われていないのは、労働力不足の基調のなかで求人削減や雇用調整の対象になるのは季節出稼労働者や臨時・日雇労働者と考えら

第18表 産業別常用雇用指数¹⁾²⁾

(1970年=100)

年 月	調 査 産業計	調 査 ²⁾ 産業計	鉱 業	建設業	製造業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運輸・ 通信業	電気・ガス・ 水道・熱供給 業	サ ー ビ ス 業
1960年平均	—	59.7	265.1	38.0	63.8	41.3	53.0	—	66.2	76.4	—
1965年平均	—	84.0	146.9	77.3	85.9	76.7	75.3	—	87.8	89.0	—
1970年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1971年平均	102.4	101.9	87.6	103.7	100.7	106.3	104.1	109.7	101.0	101.7	103.9
1972年平均	103.2	102.3	74.1	109.9	98.7	109.7	108.4	134.5	100.4	104.3	107.9
1973年平均	104.3	103.1	62.5	119.3	99.0	109.6	109.3	146.3	98.2	106.3	110.0
1973年 2 月	102.2	101.1	67.4	110.5	97.8	106.7	107.1	140.8	98.6	104.1	108.0
3 月	102.3	101.3	64.4	110.6	98.1	108.2	106.8	142.4	98.1	104.4	107.5
4 月	105.1	103.9	64.1	117.0	100.0	111.7	112.3	149.6	98.5	106.9	111.0
5 月	105.2	104.0	63.6	120.4	99.7	111.3	111.7	150.6	98.0	107.0	111.1
6 月	105.2	104.1	63.2	122.4	99.7	111.1	111.0	151.5	97.8	107.0	110.9
7 月	105.3	104.0	62.6	123.9	99.6	111.0	110.3	150.3	97.9	107.2	110.0
8 月	104.7	103.6	61.6	123.5	99.0	110.1	109.6	148.4	97.8	107.1	110.6
9 月	104.4	103.2	60.1	122.1	98.8	109.4	109.3	147.3	98.1	106.9	110.7
10月	104.4	103.1	59.1	121.9	98.9	109.3	109.1	146.2	98.1	106.8	110.5
11月	105.0	103.8	58.2	124.6	99.5	109.6	108.9	145.9	98.3	106.7	110.5
12月	104.7	103.6	57.3	123.5	99.4	109.5	108.1	142.7	98.4	106.5	110.3
1974年 1 月	103.7	102.5	57.1	120.2	98.6	108.1	106.8	140.5	97.9	106.4	109.9
2 月	103.3	102.1	56.9	119.6	98.3	107.6	106.4	139.3	97.8	106.3	109.7
3 月	103.7	102.5	56.9	120.6	98.5	108.9	106.6	138.3	97.7	106.6	109.6
4 月	106.4	105.2	57.1	124.2	100.6	113.2	113.0	142.2	98.7	109.7	112.6
5 月	106.5	105.3	56.9	128.5	100.1	112.8	112.7	141.9	98.7	109.9	112.9
6 月	106.4	105.1	57.1	129.3	99.9	112.5	112.1	141.6	98.7	109.7	113.0
前 年 同 月 比											
1970年平均	—	3.8	△10.2	4.0	3.8	7.2	4.8	9.1	1.8	1.5	—
1971年平均	2.4	1.9	△12.4	3.7	0.7	6.3	4.1	9.7	1.0	1.7	3.9
1972年平均	0.8	0.4	△15.4	6.0	△2.0	3.2	4.1	22.6	△0.6	2.6	3.8
1973年平均	1.1	0.8	△15.7	8.6	0.3	△0.1	0.8	8.8	△2.2	1.9	1.9
1973年 2 月	0.7	0.2	△13.5	3.5	△0.3	0.9	3.8	16.0	△2.1	1.5	2.6
3 月	0.6	0.4	△15.6	4.3	0.1	0.7	2.7	10.8	△2.3	2.0	2.1
4 月	0.9	0.5	△15.7	7.5	△0.1	△0.2	1.5	10.6	△2.5	1.5	2.7
5 月	1.2	0.9	△15.2	10.0	0.1	△0.3	1.3	10.2	△2.6	1.8	2.5
6 月	1.2	1.0	△15.3	11.1	0.3	△0.4	0.2	9.7	△2.8	1.8	2.2
7 月	1.3	1.0	△15.3	11.9	0.4	△0.4	0.1	8.5	△2.5	2.0	2.1
8 月	1.1	1.1	△16.0	11.7	0.5	△0.8	△0.1	7.4	△2.5	2.1	1.7
9 月	1.0	1.0	△17.1	10.3	0.7	△0.7	△0.5	6.6	△1.9	2.0	1.6
10月	1.1	1.0	△17.0	9.2	0.8	△0.5	△0.7	4.8	△1.8	2.0	1.4
11月	1.3	1.2	△16.9	10.1	1.1	△0.4	△0.9	4.2	△1.7	2.0	1.3
12月	1.1	1.2	△17.2	9.3	0.9	△0.0	△0.9	2.9	△1.6	1.6	1.3
1974年 1 月	1.1	1.0	△16.8	8.2	0.6	0.3	△0.8	0.6	△1.1	1.9	1.6
2 月	1.1	1.0	△15.6	8.2	0.5	0.8	△0.7	△1.1	△0.8	2.1	1.6
3 月	1.4	1.2	△11.6	9.0	0.4	0.6	△0.2	△2.9	△0.4	2.1	2.0
4 月	1.2	1.3	△10.9	6.2	0.6	1.3	0.6	△4.9	0.2	2.6	1.4
5 月	1.2	1.3	△10.5	6.7	0.4	1.3	0.9	△5.8	0.7	2.7	1.6
6 月	1.1	1.0	△9.7	5.6	0.0	1.3	1.0	△6.5	0.9	2.5	1.9

〔備考〕 1) 常用雇用指数は6カ月ごとに中間補正がなされる。73年12月までは補正済の指数である。

2) サービス業を除く。

3) 72年7月以降は沖縄県を含む。ただし、指数については時系列として接続するように沖縄県を含めたことによるギャップを修正した。

4) 労働省「毎月勤統計調査」による。

第 19 表 規模別入・離職率の動き（製造業）

年 期	入 職 率（％）				離 職 率（％）			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1969年累計	24.5	32.0	32.1	30.2	22.0	28.9	31.3	28.2
1970	25.3	32.9	34.0	28.7	23.0	29.9	32.2	27.5
1971	19.3	26.5	28.6	27.3	21.7	28.2	30.0	26.9
1972	16.0	24.4	26.3	26.4	18.8	25.5	27.6	25.1
1973	19.9	25.6	27.9	25.2	18.6	24.6	28.6	25.0
1973上半期	12.1	14.7	15.7	13.3	10.3	13.6	15.1	13.6
1973下 “	7.8	10.9	12.2	11.9	8.3	11.0	13.5	11.1

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果概要」
2) 入・離職率は年間累計。
3) 入（離）職率は当月増加（減少）労働者数を前月末。労働者数で除した比率。

れるからである。

企業規模別雇用の動き

既述のように、総理府統計局の「労働力調査」によると、企業規模別の雇用者数は、非製造業全体および製造業の双方ともに小企業、中企業の雇用量の伸びが四〇六％増と大きく、五〇〇人以上の大企業では一％程度の小幅な増大にとどまった。これを男女別にみると、男子では、四九九人以下のいずれの規模も三〇四％台の増加であるのに、五〇〇人以上規模では〇・二％の減少となった。女子の場合も小、中企業の雇用量の伸びがいちじるしく、三〇〇九九九人で八・九％増、一〇〇〇四九九人では五・八％増であったのに対し、五〇〇人以上では四・五％の増であった。

次に製造業における企業規模別の入職率と離職率をみると、一九七二年には五〇二九人の規模をのぞき、いずれの規模でも一・一〇二・八ポイントの離職超過を示したのに対して、一九七三年の平均では、規模五〇〇人以上が一・三ポイント、一〇〇〇四九九人が一・〇ポイント、五〇二九人が〇・二ポイントのそれぞれ入職超過となったが、三〇〇九九九人では〇・七ポイントの離職超過であった（第19表参照）。

技能労働者の需給状況

労働省職業訓練局による「昭和四八年度技能労働者需給状況調査」（調査時点は一九七三年六月一日）によると、調査時現在における調査産業（鉱業、建設業、製造業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業——事業所規模五人以上約一事業所）総数の技能労働者の不足数は一八四万九〇〇〇人で、技能労働者総数九〇三万四〇〇〇人に対する不足率は二〇・五％で前年（二二四万六〇〇〇人、一三・四％）を不足

第20表 技能労働者の不足数

(単位：千人)

規模・産業		1965年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
合 計		1,797 (21.7)	1,838 (19.5)	1,821 (19.3)	1,837 (19.8)	1,359 (14.9)	1,246 (13.4)	1,849 (20.5)
規 模	従業員500人以上	280 (10.8)	120 (5.5)	126 (5.6)	149 (6.0)	95 (3.7)	63 (2.6)	128 (5.3)
	100人—499人	413 (17.9)	356 (13.8)	379 (13.6)	371 (5.2)	254 (11.2)	208 (8.5)	299 (13.2)
	30人—99人	515 (25.9)	524 (23.3)	523 (25.3)	473 (22.7)	360 (18.1)	321 (16.1)	478 (24.4)
	5人—29人	662 (33.6)	838 (33.9)	793 (33.8)	844 (37.0)	650 (28.0)	654 (26.8)	944 (39.3)
産 業	鉱 業	24 (11.3)	12 (8.0)	15 (9.0)	14 (8.7)	8 (5.9)	6 (4.9)	11 (9.0)
	建設業	226 (30.6)	332 (29.9)	240 (23.7)	329 (31.7)	242 (22.8)	243 (22.8)	362 (34.2)
	製造業	1,379 (22.0)	1,320 (19.2)	1,380 (20.1)	1,294 (19.0)	935 (14.1)	835 (12.5)	1,236 (19.0)
	運輸通信業	120 (14.3)	127 (11.8)	129 (11.7)	124 (12.1)	108 (10.4)	90 (8.6)	140 (14.0)
	電気・ガス・水道	2 (3.7)	1 (1.4)	1 (1.1)	2 (3.0)	1 (1.9)	2 (1.9)	2 (2.3)
	修理業	46 (31.3)	47 (27.6)	56 (31.2)	75 (35.4)	66 (28.5)	71 (26.3)	99 (33.3)

〔備考〕 1) () 内は不足率を示す。

$$2) \text{ 不足率}(\%) = \frac{\text{不足技能工数}}{\text{調査時点の技能工数}} \times 100$$

3) 電気・ガス・水道業には73年分に熱供給業を含む。

4) 労働省「技能労働力需給状況調査」(各年6月、ただし65年については2月現在)

数・不足率とも大きく上回った。一九七一年および七二年と二年つづいて不足数・不足率ともそれぞれ前年を下回り、技能労働者の需給状況はやや緩和していたのが、七三年の経済活動の活発化によって、再び需給のひっ迫が顕著になったものである(第20表)。産業大分類別に不足状況を見ると、製造業が一二三万六〇〇〇人で不足数全体の六六・八%を占めてもっとも多く、ついで建設業が三六万二〇〇〇人(一九・六%)、運輸・通信業一四万人(七・六%)と、この三産業で不足数全体の九四・〇%を占めた。不足率では建設業(三四・二%)がもっとも高く、ついで修理業(自動車修理が三三・三%)、製造業(二九・〇%)、運輸・通信業(二四・〇%)等が高くなっている。

事業所規模別の不足状況をみると、五～二九人規模の事業所が九四万四〇〇〇人で全体の五一・〇%を占め、この割合は年々高くなる傾向にある。ついで三〇～九九人規模四七万八〇〇〇人、一〇〇～二九九人

規模二四万人となっている。不足率も五、二九人規模が三九・三％でもっとも高く、他方、一〇〇〇人以上規模の不足率は四・二％にとどまっている。

職種別の不足数を特掲六九職種についてみると、前年と同じく自動車運転手（一七万人）がもっとも多く、ついで機械工（一二万人）、ミシン縫製工（一〇万人）、熔接工（九万人）の順となっている。不足率の高い職種は左官（七六・〇％）、配管工・鉛工（四六・〇％）、配筋工（四五・九％）、構造物鉄工（四一・九％）、建築大工（四一・六％）等、いずれも建設業関係が高度な不足率を示した。

【参考資料】 (1)総理府統計局『労働力調査』、(2)同『事業所統計調査』、(3)労働省『毎月勤労統計調査』、(4)同『労働経済動向調査』、(5)同『雇用動向調査』、(6)同『技能労働力需給状況調査』、(7)同『昭和四九年三月新規学卒者の職業紹介状況調査』、(8)同『職業安定業務統計』、(9)同『昭和四八年労働経済の分析』（労働白書） (10)労務行政研究所『労働統計調査月報』

III 賃金と労働時間

概要□賃金——賃金水準と分配率・名目賃金
の上昇／春季賃上げ額と率／実質賃金／分配
率の動向／企業間賃金構造・産業別賃金格差
／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内
賃金構造・労働者種類別賃金格差／男女別賃
金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態・給
与構成比率／規模別の賃金体系／定期給与と
臨時給与および賃金不払の状況／労働時間
——労働時間の動向／週休二日制／夏季休暇

概

要

一、一九七三年の賃金は、前年に対する現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で二一・七％となっている。一九六〇年代にはいつて加速的に上昇してきた賃金水準も、七一年、七二年には不況の影響により若干鈍化した。七二年のなかばから回復した景気は七三年も好調に推移し、そのため賃金はふたたび大幅に上昇した。

一、七三年における労働組合の春季闘争における賃上げ率は二〇・一％であり、五五年以降最高の賃上げとなった。このような大幅賃上げをもたらした理由は、七二年なかばから景気が回復し、労働力の需給がひっ迫したこと、企業の利益の増大にあったといつてよい。名目賃金の上昇が大きかったにもかかわらず、実質賃金の上昇は前年とほとんど同率（調査産業計八・九％）であったが、それは七三年平均の消費者物価が大幅な上昇を示したからであった。

一、七三年上期における付加価値構成比をみると、人件費は七二年よりも低下し、純利益は上昇している。前述のように七三年には賃金が大幅に上昇したにもかかわらず、人件費率がかえって低下した理由は、七三年における生産性の上昇率がこれまでになく高かったためである。いいかえればインフレーション下においては、賃金の大幅な引上げがおこなわれたとしても、分配関係は労働者に相対

的に不利になるといってよい。

一、企業間賃金構造をみると、産業別賃金格差はよりいっそう縮小する傾向を示している。しかし規模別賃金格差は、三〇～九九人の規模の企業を例外にしてやや拡大した。地域別賃金格差にも拡大の傾向がみられる。

一、企業内賃金構造をみると、まずホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は、製造業において前年にひきつづき縮小しており、男女間格差にはとくに変化がみられない。年齢別賃金格差は、七三年には若干拡大の傾向を示しているが、中高年齢層の賃金中だるものは正の動きとみることができる。

一、基本給体系の採用比率をみると、仕事給体系は、七二年に三七・八%となっており、賃金体系近代化の進展を物語っている。また生活手当を増額する企業が増加をみている。

一、七三年における臨時給与の動向をみると、景気回復を反映して夏季・年末手当ともに大幅な増加となった。

一、七三年における調査産業計の平均総実労働時間は一八三・一時間で、前年より〇・九%の減少となった。規模別の労働時間を製造業についてみると、企業の規模が小さくなるにつれて、総労働時間が長くなる傾向は前年と変わりがなく、規模別の格差は前年より縮小している。また所定外労働時間は規模が大きいほど長く、したがって中小企業の場合、所定内労働時間が大企業に比べて長いことになる。

一、なんらかのかたちで週休二日制を採用する企業は七二年の一三・二%から七三年三〇%に大幅に増加した。ただし月一回が圧倒的に多く、完全週休二日制は、一・五%にとどまっている。

1 賃 金

1 賃金水準と分配率

名目賃金の上昇

一九七三年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額、調査産業計一萬四三〇円、製造業一萬六二七一円であり、前年に対する上昇率は、前者が二一・七%、後者が二四・二%となっている。一九六〇年代にはいって加速的に上昇してきた賃金水準も、七一年、七二年には不況の影響により若干鈍化した。七二年のなかばから回復した景気は七三年も好調に推移し、そのため賃金はふたたび大幅に上昇した。

景気の回復にともなって労働力に対する需要は激増し、一方、求職は七三年平均では前年よりも七・四%減を示したため、労働力の需給ひっ迫はいちじるしく強まった。すなわち新規学卒をのぞく一般の新規求人倍率は、七三年の一～三月期二・〇〇倍、四～六月期二・一七倍、七～九月期二・二八倍と高まり、年平均でも二・一四倍で、七二年の一・五一倍から急激に上昇を示した。このよう

第 21 表 初任給上昇率（製造業）

（％）

規 模	年	男 子		女 子	
		高 校 卒	中 学 卒	高 校 卒	中 学 卒
計	1969／1968	16.3	17.9	17.4	16.5
	1970／1969	18.5	19.3	18.5	16.6
	1971／1970	20.1	20.3	20.1	17.7
	1972／1971	14.7	14.5	16.4	15.8
	1973／1972	14.6	15.1	13.3	15.2
五〇〇人以上	1969／1968	16.3	18.7	17.3	16.7
	1970／1969	19.3	17.8	22.0	17.6
	1971／1970	19.9	24.8	19.1	17.1
	1972／1971	14.3	10.8	15.2	15.7
	1973／1972	14.8	18.8	12.6	14.8
一〇〇～四九九人	1969／1968	16.5	17.4	16.6	16.4
	1970／1969	17.8	21.0	19.5	17.2
	1971／1970	20.7	23.1	20.0	17.2
	1972／1971	15.1	12.8	17.6	16.5
	1973／1972	14.6	16.1	14.2	15.1
三〇～九九人	1969／1968	16.7	19.8	18.5	17.5
	1970／1969	15.4	24.0	13.5	18.6
	1971／1970	20.4	23.0	20.3	19.6
	1972／1971	14.9	11.0	16.2	12.0
	1973／1972	15.0	15.1	15.9	17.9

【備考】 労働省職業安定局「新規学卒者初任給調査」による。

な労働力需給のひっ迫は賃金水準を押し上げる大きな要因だったといつてよい。

初任給の上昇率を第21表によつてみると、規模計では男子中学卒一五・一％、高校卒一四・六％、女子中学卒一五・二％、高校卒一三・三％であり、前年と上昇率はほとんど変わりはないが、女子の高校卒だけが前年の一六・四％に対して一三・三％と低くなつてゐるのが目立っている。初任給上昇率を規模別にみると、男子中学卒は規模の大きな企業ほど上昇率が高く、高校卒は三〇～九九人の規模の企業の上昇率が若干高い。女子は、中学卒、高校卒とも規模の小さな企業の上昇率が高くなつてゐる。初任給の上昇率がもっとも低かつたのは、五〇〇人以上の規模の高校卒女子

であった。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃上げ額および賃上げ率を労働省労政局調べにしてみると、七三年の賃上げ額は、一万五一五九円、賃上げ率二〇・一％であり、前年より賃上げ額で四九三九円、賃上げ率で四・六ポイントの上昇となった。賃上げの状況を産業別にみると、賃上げ率の高かった産業は、商業二四・七％、ゴム二二・三％、繊維二二・一％、印刷二一・九％、機械・金属二一・七％、電気機器二一・一％などであり、賃上げ率の低かった組合は、石炭鉱業一五・六％、新聞放送一六・六％、電力一六・九％、公企体一七・五％、金属鉱業一七・八％などである。

七四年春闘における賃上げ額は、労働省労政局調べによると賃上げ額で二万八八八一円、賃上げ率で三二・九％であり、春闘始まって以来といわれた七三年の賃上げ率を大幅に上回った。このように賃上げが大幅になったのは、第一に七二年末から消費者物価が高騰し、春闘直前の七四年二月には対前年同月比で二六・三％高を記録したこと、第二に企業がいわゆる先どり値上げをおこなって企業の利潤が大幅に増加したこと、第三に労働力の需給ひっ迫基調がつづいていたことをあげることができる（第112表）。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第22表）、七三年には調査産業計で八・九％、製造業で一〇・六％の上昇となっている。前年にそれぞれ一〇・八％、一〇・六％であったから、調査産業計では若干上昇率が低下し、製造業ではまったく同率である。名目賃金が高かったにもかかわらず実質賃金の上昇率が前年なみであったのは、七三年平均の消費者物

価が前年に比べて一一・七％という大幅な上昇を示したからであった。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率をみると、調査産業計では、七月一二・六％と高いのが目立ち、製造業では六月一一・一％、七月一一・一％、十二月一三・〇％ととくに高くなっている。これは景気上昇下にあって夏季および年末一時金の増加率が高かったためである。

分配率の動向

以上にのべたような名目、実質賃金の上昇が企業経営に与えた影響を付加価値構成費の推移（日本銀行「主要企業経営分析」（第23表））によってみると、七三年上期においては、人件費が四三・九％であり、七二年上期四五・八％、下期四四・五％に比べると低下している。また金融費用は七二年上期一六・八％、下期一五・二％から、七三年上期一三・六％に低下し、減価償却費も七二年上期一七・一％、下期一六・一％から、七三年上期一四・三％に低下した。他方純利益は、七二年上期一四・四％、下期一八・六％から七三年上期二二・二％に上昇している。七三年には賃金大幅に上昇したにもかかわらず、人件費率がかえって低下した理由は、七三年における生産性の上昇率がこれまでになく高かったためである。企業は、賃金の大幅上昇を、生産性の向上によって吸収し、かえって利益を急増させる結果になった。いいかえればインフレーション下においては、賃金の大幅な引上げがおこなわれたとしても、分配関係は労働者に相対的に不利になる傾向を示しているといつてよい。

第 22 表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移
(現金給与総額, 1970年=100)

年 月	調 査 産 業 計				製 造 業			
	名 目 賃 金		実 質 賃 金		名 目 賃 金		実 質 賃 金	
	指 数	対前年同期 増減率	指 数	対前年同期 増減率	指 数	対前年同期 増減率	指 数	対前年同期 増減率
1960年平均	32.1		56.7		31.1		54.9	
1965年平均	52.5		68.4		50.3		65.6	
1970年平均	100.0	17.1	100.0	8.8	100.0	17.6	100.0	9.3
1972年平均	132.9	15.9	119.8	10.8	131.7	15.6	118.8	10.6
1973年平均	161.7	21.7	130.5	8.9	162.8	23.6	131.4	10.6
1973年 1 月	111.5	16.0	97.4	9.3	111.2	16.1	97.1	9.2
2 月	108.7	16.9	94.2	9.5	108.4	17.4	93.9	10.1
3 月	115.6	16.3	97.6	7.3	110.0	17.5	92.9	8.4
4 月	115.8	16.7	95.9	6.7	112.7	17.4	93.4	7.4
5 月	121.9	20.5	99.3	8.6	124.1	22.5	101.1	10.5
6 月	204.6	17.7	166.3	5.9	200.4	23.5	162.9	11.1
7 月	229.6	26.1	185.3	12.6	246.8	24.3	199.2	11.1
8 月	140.3	22.7	112.2	9.6	137.7	20.5	110.2	7.6
9 月	128.3	16.7	99.8	1.8	127.7	20.9	99.3	5.5
10月	130.3	21.0	100.9	5.9	128.6	21.8	99.6	6.5
11月	135.2	21.5	103.7	4.9	136.3	22.5	104.5	5.7
12月	398.7	30.1	295.1	9.2	409.1	34.7	302.8	13.0

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 賃金指数の基準年次 100 は賞与支給月を含めて平均したものであるから、賞与月でない月の指数は低目になる。
3) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる際（最近は1973年4月）、ギャップを生じるため前年同月比はギャップ修正済指数により算出している。
4) 調査産業計はサービス業をのぞいてある。

第 23 表 付加価値額構成費の推移（製造業）

	1969年		1970年		1971年		1972年		1973年
	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期
人 件 費	41.4	40.4	41.3	42.8	44.7	45.2	45.8	44.5	43.9
金 融 費 用	14.8	14.8	15.0	16.2	17.3	17.9	16.8	15.2	13.6
減 価 償 却 費	15.6	15.7	15.9	17.0	17.8	17.7	17.1	16.1	14.3
純 利 益	22.6	23.7	21.9	18.3	14.2	13.5	14.4	18.6	22.2

〔備考〕 日本銀行「主要企業経営分析」による。

第 24 表 産業別平均月間現金給与支給額

(規模30人以上)

年 別 産業別	1960年	1965年	1970年	1972年	1973年
調 査 産 業 計	24,375	39,360	74,436	98,528	120,430 (103.6)
鉱 業	26,250	41,650	79,209	103,679	123,249 (106.0)
建 設 業	21,213	39,439	71,727	95,552	111,691 (96.1)
製 造 業	22,630	36,106	71,447	93,627	116,271 (100.0)
食料品・たばこ	—	—	62,801	85,366	96,328 (82.8)
織 維	14,343	25,068	52,657	70,069	89,536 (77.0)
衣 服	11,775	22,003	40,041	53,416	69,948 (60.2)
木材・木製品	15,370	27,102	54,777	75,702	98,460 (84.7)
家 具	16,110	28,993	55,250	73,863	92,050 (79.2)
パルプ・紙・紙 加工品	25,196	37,795	73,159	97,084	118,919 (102.3)
出 版・印 刷	28,055	47,639	87,257	115,881	140,006 (120.4)
化 学	28,342	44,091	86,785	112,969	140,429 (120.8)
ゴ ム	16,256	32,085	64,740	89,652	113,173 (97.3)
窯業・土石製品	22,012	36,702	70,543	91,606	110,784 (95.3)
鉄 鋼	34,282	49,281	100,710	122,362	115,080 (133.4)
非 鉄 金 属	28,238	42,883	85,419	110,617	136,760 (117.6)
金 属 製 品	20,666	35,134	71,353	92,436	117,647 (101.2)
一 般 機 械 器 具	24,663	38,564	81,222	102,513	131,647 (113.2)
電 気 機 械 器 具	21,520	32,082	63,830	87,086	105,419 (90.7)
輸送用機械器具	30,219	43,781	82,769	106,169	132,231 (113.7)
精密機械器具	21,576	34,834	69,153	90,637	111,277 (95.7)
卸 売 業・小 売 業	23,139	36,464	68,647	92,286	116,545 (100.2)
金 融・保 険 業	32,191	50,486	85,260	114,834	135,044 (116.1)
不 動 産 業	29,270	46,480	98,173	129,267	146,747 (126.2)
運 輸 通 信 業	28,336	47,164	84,825	113,217	135,732 (116.7)
電気・ガス・水道業	36,178	59,627	106,648	139,624	163,334 (140.5)
サ ー ビ ス 業	—	—	82,856	112,214	134,070 (115.3)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる（最近は1973年4月）ため実額を直接比較することはできない。

3) 賃金実額は1972年7月以降沖縄県を含む。

4) 調査産業計はサービス業をのぞく。

2 企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると(第24表)、製造業を一〇〇として、鉱業一〇六・

〇(前年一一〇・七)、建設業九六・一(一二二・一)、卸売・小売業一〇〇・二(九八・六)、金融・保険業一一六・一(一二二・七)、運輸通信業一一六・七(一二〇・九)、電気・ガス・水道業一四〇・五(二四九・一)となっている。前年と同様に格差縮小の傾向はいつそう進展し、製造業、卸売・小売業の賃金の相対的な上昇がいちじるしい。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業一四〇・五であるが、前年は一四九・一であったから、製造業との格差はいつそう縮小した。またもっとも賃金が高いのは建設業九六・一であり、前年の卸売・小売業といれかわっている。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、前年に比べて指数の増加したものと低下したものの二つのグループに分かれている。まず指数の増加したグループは、繊維(七四・八から七七・〇)、衣服(五七・一から六〇・二)、木材・木製品(八〇・九から八四・七)、家具(七八・九から七九・二)、鉄鋼(二三〇・七から二三三・四)、金属製品(九八・七から一〇二・二)、一般機械器具(二〇九・五から一二三・二)などである。

指数の低下したグループは、食料品・たばこ(九一・二から八二・八)、パルプ・紙・紙加工品(一〇三・七から一〇二・三)、出版・印

刷(二三・八から二二〇・四)、非鉄金属(二一八・一から一二七・六)などである。

中分類別にみてもっとも賃金の高い産業は鉄鋼(二三三・四)、化学(二二〇・八)、出版・印刷(二二〇・四)であり、前年と比べると出版・印刷と化学の順位がいれかわっている。逆にもっとも低い産業は衣服(六〇・二)、繊維(七七・〇)、家具(七九・二)などであるが、たとえば衣服は前年の五七・一から六〇・二になっているのを見ても明らかのように、低賃金業種の賃金が増し、産業別賃金格差は縮小しているといつてよい。

規模別賃金格差

七三年における賃金の規模別格差をみると(第25表)、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇〇～四九九人の規模は八二・〇、三〇〇～九九九人の規模は七

第25表 製造業規模別賃金格差 (%)

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1960年	100.0	70.7	58.9	46.3
1965	100.0	80.9	71.0	63.2
1970	100.0	81.4	69.6	61.8
1972	100.0	82.3	69.7	62.8
1973	100.0	82.0	70.9	60.8

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

〇・九、五～二九人の規模は六〇・八となっている。前年に比べると、三〇〇～九九九人の規模と五〇〇人以上の規模の賃金の格差が若干縮小したのを例外にして、規模別賃金格差はやや拡大する傾向を示している。一九六〇年以降の規模別賃金格差の推移をみると、一九六〇年から六五年までの間に格差はいちじるしく縮小しているが、それ以後は停

第 26 表 鉱業における規模別 1 人平均月間現金給与額

年 月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1973年 1 月	110,406 (100.0)	99,584 (90.2)	86,977 (78.8)	75,020 (67.9)
2 月	88,331 (100.0)	97,063 (109.9)	87,728 (99.3)	74,554 (84.4)
3 月	97,621 (100.0)	102,742 (105.2)	91,578 (93.8)	80,382 (82.3)
4 月	91,701 (100.0)	106,130 (115.7)	87,443 (95.4)	80,762 (88.1)
5 月	93,967 (100.0)	119,893 (127.6)	93,123 (99.1)	85,094 (90.6)
6 月	112,596 (100.0)	205,996 (183.0)	147,371 (130.9)	112,599 (100.0)
7 月	133,340 (100.0)	165,936 (124.4)	146,085 (109.6)	136,337 (102.2)
8 月	237,468 (100.0)	170,421 (71.8)	126,841 (53.4)	104,550 (44.0)
9 月	121,529 (100.0)	123,718 (101.8)	114,118 (93.9)	87,785 (72.2)
10月	107,489 (100.0)	128,201 (119.3)	100,966 (93.9)	92,129 (85.7)
11月	105,887 (100.0)	137,756 (130.1)	101,872 (96.2)	94,825 (89.6)
12月	293,637 (100.0)	384,984 (131.1)	309,417 (105.4)	225,130 (76.7)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第 27 表 製造業における規模別 1 人平均月間現金給与額

年 月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1973年 1 月	98,297 (100.0)	83,474 (84.9)	73,652 (74.9)	65,202 (66.3)
2 月	90,025 (100.0)	80,971 (89.9)	72,999 (81.1)	67,703 (75.2)
3 月	89,847 (100.0)	83,291 (92.7)	75,460 (84.0)	68,025 (75.7)
4 月	91,965 (100.0)	81,738 (88.9)	77,069 (83.8)	73,231 (79.6)
5 月	107,202 (100.0)	91,873 (85.7)	85,076 (79.4)	74,186 (69.2)
6 月	204,135 (100.0)	169,200 (82.9)	128,660 (63.0)	92,761 (45.4)
7 月	200,318 (100.0)	187,627 (93.7)	175,105 (87.4)	148,700 (74.2)
8 月	111,951 (100.0)	100,543 (89.8)	93,809 (83.8)	89,561 (80.0)
9 月	107,719 (100.0)	94,879 (88.1)	86,846 (80.6)	78,740 (73.1)
10月	107,802 (100.0)	96,717 (89.7)	87,674 (81.3)	79,104 (73.4)
11月	120,827 (100.0)	100,968 (83.6)	90,918 (75.2)	80,849 (66.9)
12月	350,710 (100.0)	325,975 (92.9)	285,405 (81.4)	227,695 (64.9)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第 28 表 鉱業、製造業における府県別平均賃金指数
(1973年, 東京=100)

府県別	鉱業	製造業
北海道	69.9	67.1
青森	56.6	48.4
岩手	60.6	57.1
宮城	75.7	65.1
秋田	76.3	48.1
山形	44.7	50.2
福島	55.6	59.1
茨城	65.8	77.3
栃木	62.1	71.4
群馬	57.2	70.1
埼玉	76.0	76.7
千葉	67.3	87.0
東京	100.0	100.0
神奈川	75.2	92.0
新潟	57.4	63.0
富山	—	72.0
石川	—	72.8
福井	—	64.5
山梨	—	65.3
長野	—	66.6
岐阜	77.0	67.4
静岡	75.3	78.1
愛知	64.3	85.0
三重	74.4	72.6
滋賀	74.9	76.7
京都	61.2	86.1
大阪	—	93.4
兵庫	76.0	89.8
奈良	—	72.6
和歌山	—	79.3
鳥取	45.8	54.3
島根	—	59.8
岡山	70.3	77.3
広島	—	85.1
山口	63.8	84.6
徳島	—	59.6
香川	—	64.4
愛媛	—	72.1
高松	73.9	64.6
福岡	61.2	79.4
佐賀	—	56.8
長門	68.4	76.5
熊本	59.2	56.4
大宮	65.0	69.0
鹿兒島	—	65.1
沖縄	—	49.6
	—	74.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

滞している。しかし一〇〇〇～四九九人の規模の企業の賃金は、七〇年代においても格差縮小の傾向がみられる。

一九七三年の規模別現金給与の推移を第26表、第27表によってみると、鉱業では一〇〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇〇として五〇〇～九九九人の規模の賃金が、一月、八月をのぞいてすべての月において上回っており、とくに六月は一八三・〇と大幅に上回っている。一〇〇〇～四九九人の規模の賃金は、概して一〇〇〇人以上の規模の賃金を下回っているが、六月、七月、一二月の臨時給与支給の時期には上回っており、ボーナスが大企業よりも多く支給されていることを示している。三〇〇～九九九人の規模の賃金は、六月、七月をのぞいて各月とも一〇〇〇人以上の規模の賃金より低い。

次に製造業の場合は、一〇〇〇人以上の賃金を一〇〇〇として、五〇〇～九九九人の規模の企業の賃金は、いずれの月も大企業を下回っているが、もっとも格差がひらいている月は六月で八二・九となっている。このことは夏季の臨時給与の格差が大きいことを示している。一〇〇〇～四九九人の規模の企業で大企業よりもとくに

低い月は、六月（六三・〇）、一月（七四・九）、十一月（七五・二）である。三〇〇～九九九人の規模の企業の賃金は、大企業の賃金との格差がかなり大きく、とくに、六月（四五・四）、一月（六六・三）、十二月（六四・九）、十一月（六六・九）などの格差が大きく、年末、夏季の臨時給与の格差がいちじるしく大きいことを物語っている。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第28表にみられるように、鉱業の場合東京を一〇〇〇としても高いのは岐阜（七七・〇）であり、ついで秋田（七六・三）、埼玉（七六・〇）、兵庫（七六・〇）、宮城（七五・七）、静岡（七五・三）、高知（七三・九）の順となっている。前年に比べて東京とその他の地域の格差は拡大する傾向がみられる。もっとも低いのは山形（四四・七）であり、ついで鳥取（四五・八）、福島（五五・六）、青森（五六・六）、群馬（五七・二）、新潟（五七・四）、熊本（五九・二）の順となっている。製造業でもっとも高いのは大阪（九三・四）であり、ついで神奈川（九二・〇）、兵庫（八九・八）、千葉（八七・〇）、京都（八六・一）、広島（八五・一）、愛知（八五・〇）の順となって前年は神奈川が二位

第 29 表 常用労働者の種類別・給与内訳別 1 人平均 1 カ月現金給与額ならびに
臨時・日雇労働者 1 人 1 日平均現金給与額
(規模30人以上：1973年)

産業別	常 用 労 働 者									日雇労働者の1人1日平均現金給与額
	合 計			生 産 労 働 者			管理・事務・技術労働者			
	現金給与総額	きまってる支給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまってる支給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまってる支給与	特別に支払われた給与	
調査産業計	119,953	87,791	32,162	*	*	*	*	*	*	2,211
鉱 業	123,687	94,379	29,308	113,068	89,161	23,908	150,840	107,675	43,165	2,482
製 造 業	115,915	84,529	31,386	102,329	76,474	25,855	146,279	102,634	43,645	2,009

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2) * 印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第 30 表 常用労働者の性別 1 カ月平均現金給与額
(規模30人以上：1973年)

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
調 査 産 業 計	140,734	70,454	102,760	52,080	37,974	18,373
鉱 業	131,130	62,571	100,109	47,316	31,021	15,255
製 造 業	140,313	65,190	101,955	48,254	38,358	16,936

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

であったが、七三年は大阪といれかわった。もっとも低いのは、秋田(四八・一)であり、ついで青森(四八・四)、鹿児島(四九・六)、山形(五〇・二)、鳥取(五四・三)、熊本(五六・四)、佐賀(五六・八)、岩手(五七・一)の順となっている。東北、山陰、九州の各県の賃金が高いことが目立つ。前年においてももっとも低かったのは山形の五〇・九であったから、七三年においては地域別賃金格差はやや拡大しているといつてよい。

3 企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると(第29表)、まず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として生産労働者は鉱業七五・〇(前年七五・二)、製造業七〇・二(前年六九・五)であり、製造業におけるホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は、前年にひきつづいて縮小している。きまって支給する給与は鉱業八一・八(前年八三・三)、製造業七四・五(前年七三・九)であり、製造業の格差縮小が目立つ。特別に支払われた給与は鉱業五五・四(前年五三・九)、製造業五九・二(前年五七・八)で、どちらの格差も縮小しているが、ホワイト・カラーに比べてブルー・カラー

第 31 表 企業規模別にみた年齢別賃金格差（産業計，男子労働者）
(20～24歳=100)

年 齢 階 級	1,000人以上				100 ～ 999人				10 ～ 99人			
	1967年	1970年	1972年	1973年	1967年	1970年	1972年	1973年	1967年	1970年	1972年	1973年
～ 17 歳	66	72	71	75	63	68	69	70	57	65	64	65
18 ～ 19	80	85	84	83	76	80	80	83	74	79	77	77
20 ～ 24	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
25 ～ 29	131	131	125	124	132	132	127	127	127	129	124	124
30 ～ 34	164	160	154	150	159	158	153	155	145	147	142	143
35 ～ 39	193	183	175	171	174	173	168	171	151	154	150	152
40 ～ 49	227	207	196	196	183	182	178	180	153	155	148	148
50 ～ 59	241	220	205	208	174	173	168	161	140	143	134	135
60 ～	180	152	138	130	138	128	122	119	120	119	113	113

〔備考〕 労働省「昭和48年賃金構造基本統計調査報告」による。

に対する特別給与の支給が少ないという特質は根強いものがあるといつてよい。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第30表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の調査産業計は五〇・一（前年五〇・二）、鉱業四七・七（前年四五・五）、製造業四六・五（前年四六・九）である。鉱業では格差がやや縮小しているが、製造業はほとんど変わりが無い。次にきまって支給する給与は、調査産業計五〇・七（前年五〇・八）、鉱業四七・三（前年四五・三）、製造業四七・三（前年四七・六）であり、鉱業だけが若干縮小している。特別に支払われた給与は、調査産業計四八・四（前年四八・四）、鉱業四九・二（前年四六・三）、製造業四四・二（前年四五・〇）である。

わが国の男女別賃金格差は、しだいに縮小しつつあるとはいえ、国際的にみると格差はいちじるしく大きい。その原因の一つは、わが国の賃金がいわゆる年功賃金の形態をとっていることにある。すなわち女子は年齢が高くなっても賃金が上昇せず、したがって年齢が高くなればなるほど男女別賃金格差が拡大する結果になるのである。

年齢別賃金格差

七三年における年齢別賃金格差の動向を第31表によってみると、まず一〇〇人以上の規模の企業においては、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として最高は、五〇～五九歳の二〇八である。前年は二〇五であったから、年齢別の賃金格差は拡大したことになる。七二年まで一貫して年齢別賃金格差の縮小がつづいていたにもかかわらず、七三年において五〇～五九歳の賃金の相対的な上昇がみられたのは、いわゆる中高年齢層の賃

金の中たるみが是正されていることを示している。同様の傾向は、一〇〇～九九九人の規模の企業の賃金にもみることができる。すなわち、この規模の企業では最高が四〇～四九歳層であるが、七二年の一七八から七三年の一八〇に上昇している。一〇～九九九人の規模の企業の場合は、賃金の最高が三五～三九歳であり、これまた七二年の一五〇から七三年の一五二に上昇している。

次に二〇～二四歳の賃金を一〇〇として若年層の賃金をみると、一〇〇人以上の規模の企業では一七歳以下の賃金の上昇がいちじるしく七二年七一から七三年七五となっている。一〇〇～九九九人の規模の企業も同様に若年層の賃金上昇がいちじるしい。しかし一〇～九九九人の規模の企業では七〇年以降一七歳以下の賃金の上昇が停滞している。

次に企業規模別の年齢別賃金格差の特徴をみると、一〇〇〇人以上の規模の企業では、賃金の最高は五〇～五九歳であり、二〇～二四歳の賃金の二・〇八倍となっている。一〇〇～九九九人の規模の企業では、賃金の最高が四〇～四九歳となり、二〇～二四歳の賃金の一・八倍である。また一〇～九九九人の規模の賃金の最高は三五～三九歳であり、二〇～二四歳の賃金の一・五二倍となる。このように企業の規模が小さくなれば、賃金が最高となる年齢が低下し、しかも格差が縮小する傾向が顕著なのである。

4 賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」(一九七二年九月)によれば、産業別の給与構成比率(規模計)は、第32表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八四・八%で圧倒的な部分を占めており、七一年の八三・五%に比べて若干比率が増加している。六九年以降基本給の比率は徐々に増大しているといつてよい。基本給の内訳をみると、総合給(年齢、学歴、勤続年数、職務、職種、能力などの諸要素のうち、特定の要素を主とすることなく、各要素を総合的に評定し、あらかじめ規定された賃金表にもとづいて支給する総合給(1)と、賃金表の定めがなく、年齢、学歴、勤続年数、経験年数、職務、職種、能力などの諸要素を総合評価して支給する総合給(2)の二つに分かれる)の比率が三六・八%を占める。前年は四〇・九%であったから、その比率はやや減少したことになる。

総合給は、賃金支払のための客観的基準をもうけず、経営者が前述したようなさまざまな要因を総合的に判断して恣意的に賃金を決定するものであるが、その比率は七〇年までしだいに減少しつつあった。しかし七一年には比率が増加し、七二年にふたたび減少を示した。総合給の比率は、いわゆる賃金体系の近代化(客観的基準の確立)がどの程度すすんでいるかを示す指標と考えてよい。

基本給のうち属人給(年齢、勤務、経験年数、学歴などの属人的

第 32 表 産 業 別 の 給 与 構 成 比 率
(%)

産業および年月	合 計	所 定 内 賃 金										所 定 外 賃 金		
		小 計	基 本 給				業 績 給	勤 務 手 当	生 活 手 当	奨 励 手 当	そ の 他 の 手 当	超 過 勤 務 手 当	そ の 他	
			計	仕 事 給	属 人 給	総 合 給								
産 業 計	1969年 9 月	100.0	87.4	82.1	12.8	16.2	53.1	6.5	3.4	6.3	1.2	0.5	12.0	0.6
	1970年 9 月	100.0	88.6	83.3	23.2	23.2	36.9	5.4	3.5	6.2	1.2	0.4	11.0	0.4
	1971年 9 月	100.0	89.8	83.5	27.2	15.4	40.9	5.0	3.8	6.0	1.2	0.5	9.8	0.4
	1972年 9 月	100.0	89.4	84.8	30.6	17.4	36.8	3.3	3.8	6.3	1.1	0.6	10.1	0.5
	鉱 業													
製 造 業	1969年 9 月	100.0	82.8	63.6	11.0	9.8	42.8	24.9	2.1	5.6	2.3	0.5	14.5	2.7
	1970年 9 月	100.0	83.0	68.2	26.3	19.4	22.5	17.6	3.2	7.9	3.1	0.1	15.1	1.8
	1971年 9 月	100.0	83.4	73.5	28.0	8.6	36.9	14.0	3.5	7.8	1.2	0.1	14.8	1.8
	1972年 9 月	100.0	87.0	84.3	40.6	5.4	38.2	3.4	3.5	7.0	1.3	0.4	11.2	1.9
1972年 9 月	1969年 9 月	100.0	85.9	85.5	13.6	15.7	56.2	3.9	2.8	6.0	1.4	0.4	13.4	0.7
	1970年 9 月	100.0	87.2	84.8	22.7	25.9	36.3	4.0	3.2	6.2	1.4	0.3	12.4	0.5
	1971年 9 月	100.0	88.8	85.8	28.6	16.3	40.9	3.6	3.2	5.9	1.3	0.4	10.8	0.4
	1972年 9 月	100.0	88.3	86.5	30.2	19.0	37.3	2.5	3.3	6.2	1.2	0.4	11.2	0.5

〔備考〕 1) 労働省「昭和47年賃金労働時間制度総合調査報告」による。
2) 基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の手当の数値は小計を100とした場合の比率である。

第 33 表 基本給体系の採用比率 (各年 9 月)

(%)

96

年	合 計	仕 事 給 体 系									属 人 給 体 系			総 合 給 体 系			
		計	単一型仕事給体系			併存型仕事給体系			計	属人給		計	総合				
			計	単一型 仕事給 体系Ⅰ	単一型 仕事給 体系Ⅱ	単一型 仕事給 体系Ⅲ	計	併存型 仕事給 体系Ⅰ		併存型 仕事給 体系Ⅱ	併存型 仕事給 体系Ⅲ		属人給 体系Ⅰ	属人給 体系Ⅱ	総合 給体 系Ⅰ	総合 給体 系Ⅱ	総合 給体 系Ⅲ
1970年	(76,139) 100.0	27.9	19.3	4.4	5.3	9.5	8.6	3.0	4.0	1.1	17.8	6.7	11.1	52.7	15.7	30.9	6.2
1971	(80,193) 100.0	31.5	20.2	4.4	5.6	10.0	11.2	4.5	5.5	1.7	10.1	4.5	5.6	55.8	20.7	28.9	6.2
1972	(70,832) 100.0	37.8	26.5	11.6	4.8	10.1	11.3	4.1	5.2	2.0	11.4	6.2	5.2	50.8	19.9	26.7	4.2

〔備考〕 1) 1970, 71年の合計は、業績給体系を含み、体系数に占める比率、72年は企業の比率

2) 仕事給体系〈企業別調査であるため、事業所単位で調査した69年までの分と接続不能〉

基本給が仕事給のみで構成される基本給体系（単一型仕事給体系）および基本給が仕事給と他の種類の賃金により構成される基本給体系（併存型仕事給体系）をいう。

仕事給Ⅰは職務評価・職務等級別賃金表による職務給。

仕事給Ⅱは職務遂行に必要な能力を判定してきめた賃金表による職能給。

仕事給Ⅲは職務・職能・職種など仕事の要素で決めるが職務評価も賃金表もない仕事給。

属人給Ⅰは年齢・勤続・経験年数・学歴のいずれかによるもので賃金表があるもの。

属人給Ⅱは同じく賃金表のないもの。

総合給Ⅰは年齢・学歴・勤続・経験・職務・職種・能力などを特定要素でなく総合的に評価するもので、賃金表があるもの。

総合給Ⅱは同じく賃金表がないもの。

単一型は上記各給与のみによるもの。

併存型は上記の給与のいずれかを主体とし 他の給与を含むもの。ただし併存型仕事給Ⅲは基本給が仕事給を含む3種以上の給与によるもの。

要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によって定められる賃金であるが、あらかじめ具体的に規定された賃金表にもとづいて支給する属人給(1)と、年齢、勤続、経歴年数、学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によって定められる賃金のうち、賃金表の定めのない属人給(2)の二つに分かれる)は一七・四％であり、前年の一五・四％に比べると若干比率が高まっている。

仕事給(職務評価によって、各職務の重要度、困難度、責任度などにより、職務の価値を評価し、職務の等級を定め、職務等級に応じて支給する仕事給(1)Ⅱ職務給と、従事する職務の性質や種類、あるいは職務を遂行するに必要な能力(職能)を判定し、その結果にもとづきあらかじめ規定された賃金表によって支給する仕事給(2)Ⅱ職能給、職務・職種・職能など仕事の要素によって決定する賃金であるが、職務評価はおこなわず、また具体的に規定された賃金表のない仕事給(3)の三つのものに分かれる)は、三〇・六％であり、前年の二七・二％に比べてさらに増加した。

給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業の場合基本給比率が八四・三％で、七一年の七三・五％に比べて比率が大幅に増加した。製造業の基本給比率は八六・五％であるから、ほとんど変わりがなくなっただといつてよい。基本給が目立つことは、仕事給の比率が七一年の二八％から七二年の四〇・六％に増加していることであり、製造業の三〇・二％に比べて比率が高い。総合給の比率は三八・二％で、製造業の三七・三％よりやや比率が高いが、属人給は五・四％で、製造業の一九・〇％よりはるかに比率が低い。前年において比率が一四％であった業績給は三・四％に減少し、製造業の二・五％に近づいている。一般的にいつて鉱業の給与構成は、製造業と大

きな違いがなくなってきた。

次に基本給体系の採用比率を第33表によってみると、仕事給体系は、七一年の三一・五％から七二年の三七・八％に増加している。仕事給体系の中で併存型(本給と職務・職能給が併列するタイプ)は一一・三％、単一型(混合型ともいい、職級あるいは職能等級に年功的賃率をむすびつけたもの)は二六・五％である。総合給体系は、いぜんとして五〇・八％を占め、なかでも総合給体系Ⅱ(賃金表のないもの)が二六・七％となっているのは、賃金体系の近代化が遅れていることを物語るものである。

諸手当の採用比率を第34表によってみると、役付手当が七一年七八・九％から七二年八一・八％、家族手当が六四・三％から六八・三％、地域手当が一三・〇％から一五・七％、通勤手当が八〇・六％から八七・二％、住宅手当が三四・四％から三六・一％にそれぞれ比率が増加している。これらの手当は、いずれもいわゆる生活手当に属するものである。

第 34 表 諸 手 当 の 採 用 比 率

(%)

	役付 手 当	特殊作 業手当	特殊勤 務手当	技 能 手 当	家 族 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住宅 手 当	その他 生活手	勤 助 手 当	精 皆 手 当	その他 諸手 当
1970年	78.8	17.3	22.8	35.5	65.5	13.5	80.2	32.1	19.2	62.1		16.3
1971	78.9	17.6	29.8	35.9	64.3	13.0	86.6	34.4	20.8	62.9		18.4
1972	81.8	18.2	30.6	35.4	68.3	15.7	87.2	36.1	24.7	64.4		17.3

第 35 表 主な賃金体系の種類別企業数の割合（調査産業計）

(%)

賃金体系の種類	企 業 規 模 計		1000人以上	100～999人	30～99人
	1971年	1972年	1972年	1972年	1972年
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
仕 事 給 体 系	31.5	37.8	49.7	41.2	36.1
単一型仕事給体系	20.2	26.5	13.0	24.3	27.8
併存型仕事給体系	11.2	11.3	36.8	16.9	8.2
属 人 給 体 系	10.1	11.4	13.6	15.3	9.7
総 合 給 体 系	55.8	50.8	36.6	43.4	54.2
うち総合給体系Ⅱ	28.9	26.7	8.9	17.4	31.1

〔備考〕 労働省「昭和47年賃金労働時間制度総合調査報告」による。

る。賃金水準の上昇にもかかわらず中高年層の賃金の中たるみ、住宅獲得の困難など根本的な生活不安の根が深く、それを反映して生活関連の手当が増加しているといつてよいであろう。

規模別の賃金体系

企業規模別にもな賃金体系の種類別企業数の割合を第35表によってみると、まず仕事給体系は、一〇〇〇人以上の規模の企業では四九・七％、一〇〇〇～九九九人の規模の企業では四一・二％、三〇〇～九九九人の規模の企業では三六・一％であり、企業の規模が大きいほど採用比率が高い。次に総合給体系は、一〇〇〇人以上の規模の企業が三六・六％、一〇〇〇～九九九人の規模の企業が四三・四％、三〇〇～九九九人の規模の企業が五四・二％であり、仕事給とは逆に企業の規模が小さくなるほど採用比率が高くなっている。このことは、中小企業における賃金体系近代化のたち遅れを示すものといつてよい。

5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

定期給与と臨時給与

一九七三年における定期給与の推移をみると（第36表）、対前年同期増減率は、七三年の一月から四月までがほぼ一七％、五月以降一二月までが一九・二〇％となっている。とくに六月、七月が二〇％の増加となっている。

次に臨時給与の動向を労働省労政局調べによつてみると、大企業の場合夏季手当の対前年上昇率は、二三・九％（前年五・七％）、年末

第36表 常用労働者1人1カ月当り「きまって支給する給与」の推移
(調査産業計、規模30人以上)

年 月	きまって支給する給与	指数 1970年=100	対前年同期 増減率
1973年1月	78,385	140.8	17.0
2月	79,906	143.5	17.2
3月	79,676	143.1	16.3
4月	82,912	148.6	17.0
5月	85,599	153.4	19.1
6月	90,753	162.7	20.6
7月	91,121	163.3	20.0
8月	90,582	162.3	19.3
9月	92,166	165.2	19.1
10月	93,411	167.4	19.6
11月	94,106	168.7	19.7
12月	94,873	170.0	19.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

手当四二・四％(同一六・五％)であり、景気回復によって企業収益が大幅に増加したことを反映している。

一九七三年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると(第37表)、年平均では鉱業二三・七％(前年二二・四％)、製造業二七・一％(同二四・五％)であり、いずれも前年の比率を上回っている。臨時給与の比率の月別推移をみると、鉱業でもっとも高いのは一二月六三・六％(前年六〇・三％)であり、ついで八月四〇％(同三九・六％)、七月二九％(同三〇・一％)、六月二七・四％(同三四・一％)となっている。前年に比べると一二月、八月は前年の比率を上回り、七月、六月は下回っている。

製造業でもっとも高いのは、一二月六八・八％(前年六五％)、ついで七月四九・六％(同四八％)、六月三七・八％(同三七％)の順で

第37表 鉱業、製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額の中に占める割合(%)

年 月	鉱 業	製 造 業
1973年1月	8.5	6.2
2月	0.8	0.5
3月	2.3	2.7
4月	1.2	1.5
5月	4.3	6.1
6月	27.4	37.8
7月	29.0	49.6
8月	40.0	11.3
9月	9.7	1.7
10月	1.1	1.8
11月	3.1	6.7
12月	63.6	68.8
1973年平均	23.7	27.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

あり、いずれの月も前年を上回る比率となっている。

労働省「毎月勤労統計」によって臨時給与の規模別の支給状況を見ると、年計では規模五〇〇人以上の支給率が四・八二カ月、一〇〇～四九九人四・五四カ月、三〇～九九九人三・六七カ月で、規模が大きいほど支給率が高い。しかし対前年同期比でみると、規模五〇〇人以上が三五・一％増、一〇〇～四九九九人が三五・二％増、三〇～九九九人が四四・三％増であり、企業の規模が小さいほど対前年の増加率が高く、したがって企業規模別の臨時給与の格差は縮小しているといつてよい。

賃金不払の状態

一九七三年の賃金不払をみると(第38表)、当期把握した件数は、七三年四月～九月四九二六件であり、七二年四月～九月の六三七〇件に比べると大幅に減少している。また解決件数は、七三年四月～九月四九九〇件で、これまた前年同期の六二七八件に比べると減少している。このような不払件数の減少は、景気の回復を反映したものである。

賃金不払金額をみると(第39表)、当期新たに増加した不払金額は

第 38 表 賃 金 不 払 事 件 数

年	月	前期より未 解決の件数	当期把握し た件数	総取扱件数	解決件数	当期未解 決件数
1971年 4 月～	9 月	1,625	6,687	8,312	6,359	1,953
1971年10月～	12月	1,953	3,692	5,645	3,755	1,890
1972年 1 月～	3 月	1,890	2,896	4,786	2,945	1,841
1972年 4 月～	9 月	1,841	6,370	8,211	6,278	1,933
1972年10月～1973年 3 月		1,933	5,183	7,116	5,726	1,390
1973年 4 月～	9 月	1,390	4,926	6,316	4,990	1,326
1973年10月～1974年 3 月		1,326	4,456	5,782	4,603	1,179

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

第 39 表 賃 金 不 払 事 件 金 額

(単位：千円)

年	月	前期より未 解決の不払 金額	当期新たに 増加した不 払金額	総不払金額	解決金額	差引不払 金額
1971年 4 月～	9 月	5,790,974	2,084,375	7,875,349	4,387,349	3,488,000
1971年10月～	12月	3,488,000	4,819,025	8,309,025	5,446,767	2,860,258
1972年 1 月～	3 月	2,860,258	1,604,017	4,464,275	2,081,455	2,382,820
1972年 4 月～	9 月	2,382,820	2,990,430	5,373,250	2,302,400	3,070,850
1972年10月～1973年 3 月		3,070,850	1,350,613	4,421,463	2,016,521	2,404,942
1973年 4 月～	9 月	2,404,942	1,703,527	4,108,469	1,747,742	2,360,727
1973年10月～1974年 3 月		2,360,727	1,788,963	4,149,690	1,478,681	2,671,009

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

2 労働時間

労働時間の動向

労働省の「毎月
勤労統計調査報

告——全国調査」によると(第40表)、
一九七三年における調査産業計の平
均総実労働時間は、一八三・一時間
で、前年の一八四・七時間に比べる

七三年四月～九月で一七億三五二万
七〇〇〇円で、前年同期の二九億九
〇四三万円と比べると減少がいちじ
るしい。
差引不払金額は、七三年四月～九
月が二三億六〇七二万七〇〇〇円
で、前年同期の三〇億七〇八五万円
よりも減少をみている。解決金額
は、七三年四月～九月一七億四七七
四万二〇〇〇円であり、これまた七
二年同期の二三億二四〇万円に比べ
て減少している。

第 40 表 労働時間の推移

(常用規模 30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
実 数 (時間)	1969年	190.0	171.4	18.6	190.0	169.8	20.2
	1970年	187.7	169.9	17.8	187.4	168.4	19.0
	1971年	185.7	169.9	15.8	184.3	168.4	15.9
	1972年	184.7	169.3	15.4	183.3	167.7	15.6
	1973年	183.1	166.8	16.3	182.0	165.2	16.8
対前年 同期増減率 (%)	1969年	△ 1.6	△ 1.8	△ 0.2	△ 1.6	△ 1.8	△ 0.5
	1970年	△ 0.8	△ 0.6	△ 2.7	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.5
	1971年	△ 1.1	△ 0.1	△10.6	△ 1.7	0.0	△16.1
	1972年	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.9
	1973年	△ 0.9	△ 1.3	3.7	△ 0.7	△ 1.5	7.8

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

第 41 表 製造業規模別労働時間数と格差

(単位：時間)

		500 人 以 上	100 ～ 499人	30 ～ 99人	5 ～ 29人
総実労働時間	1960年	200.3 (100.0)	207.9 (103.8)	215.3 (107.5)	215.2 (107.4)
	1965年	186.4 (100.0)	193.4 (103.8)	197.7 (106.1)	200.5 (107.6)
	1970年	185.0 (100.0)	187.0 (101.1)	191.5 (103.5)	195.1 (105.5)
	1972年	178.8 (100.0)	182.9 (102.3)	190.3 (106.4)	191.9 (107.3)
	1973年	179.3 (100.0)	181.0 (100.9)	187.1 (104.4)	—
所定外労働時間	1960年	26.5 (100.0)	23.0 (86.8)	25.1 (94.7)	—
	1965年	18.4 (100.0)	16.1 (87.5)	15.2 (82.6)	—
	1970年	22.4 (100.0)	17.7 (79.0)	15.8 (70.5)	—
	1972年	17.2 (100.0)	14.7 (85.5)	14.4 (83.7)	—
	1973年	19.7 (100.0)	15.4 (78.2)	14.6 (74.1)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

と〇・九％の減少である。また製造業の総実労働時間は一八二時間で、前年より〇・七％の減少である。総実労働時間は、六〇年代、七〇年代一貫して減少しているといつてよい。

総実労働時間を所定内、所定外に分けてみると、七三年において所定内労働時間は、調査産業計において一六六・八時間、製造業において一六五・二時間である。前者は前年一六九・三時間、後者は一六七・七時間であったから、一・三％、一・五％の減少となっている。所定外労働時間は、調査産業計一六・三時間（前年一五・四時間）、製造業一六・八時間（前年一五・六時間）で、三・七％、七・八％の増加となっている。このように七三年は、所定内労働時間が減少、所定外労働時間が増加というパターンになった。これは時間短縮の基調が継続しながらも、景気回復にともなって残業が増加したことを物語るものである。

規模別の労働時間を製造業についてみると（第41表）、まず総実労働時間では、五〇〇人以上が一七九・三時間（一〇〇）であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一八一・〇時間（一〇〇・九）、三〇～九九人一八七・一時間（二〇四・四）である。このように企業の規模が小さくなるにつれて、総実労働時間が長くなる傾向は前年とかわりがないが、しかし規模別の格差は前年より縮小している。

所定外労働時間の規模別格差をみると、五〇〇人以上の規模が一・七時間（一〇〇）であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一五・四時間（七八・二）、三〇～九九人一四・六時間（七四・一）となっており、前年に比べるといずれの規模の企業も所定外労働時間は増加しているが、規模の大きな企業ほど増加が大幅であり、そ

の結果企業規模間の格差は拡大をみている。前にも述べたように総実労働時間は、規模が小さくなるにつれて長くなっており、所定外労働時間は逆にになっているから、結局中小企業の場合は所定内労働時間が大企業に比べると長いことになる。中小企業における労働時間短縮は、大企業に比べてたちおくれているといつてよいであらう。

次に規模別労働時間の対前年同期増減率を第42表によってみると、まず総実労働時間については五〇〇人以上の規模が〇・二％増、一〇〇～四九九人の規模が一・一％減、三〇～九九人の規模が一・五％減となっており、大企業では若干増加し、中小企業では減少するという形をとっている。

週休二日制

労働省の「賃金労働時間制度総合調査」（七三年）によると（第43表）、なんらかの形で週休二日制を採用

する企業は、七二年の一三・二％から七三年三〇％に大幅に増加している。これを形態別にみると、月一回が圧倒的に多く一五・三％であり、完全二日制は一・五％にとどまっている。企業規模別には、一〇〇人以上が七〇・四％（うち完全二一・八％）、一〇〇～九九人四一・三％（うち完全三・一％）、三〇～九九人二四・二％（うち完全〇・五％）であり、大企業の方が週休二日制の普及率が高い。通産省が七二年八月に調査した「週休二日制に関する実態調査報告」によると、四一の業界団体のうち一九団体が週休二日制を業界として推進する意思をもっており、その理由としては「周囲の動向に合わせて」「求人・定着の効果をねらって」「生産能率向上のため」「従業員の福利向上のため」などがあげられている。週休二日制の普及が高まっている業種は、商社、百貨店、チェーンストア、

第 42 表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

(%)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総労働時間 実時間	1970年	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.9
	1972年	△ 0.7	△ 0.8	0.0	△ 0.1
	1973年	0.2	△ 1.1	△ 1.5	—
所定労働時間 外時間	1970年	0.0	△ 2.7	1.3	—
	1971年	△ 4.4	△ 2.6	2.7	—
	1972年	14.9	3.9	1.5	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第 43 表 おもな週休制の形態別企業数の割合（調査産業計）

(%)

企業規模	合 計	週 休 1 日制	週休1 日半制	週 休 2 日 制						その他
				計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
計										
1970年	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
71	100.0	89.1	3.3	6.5	0.4	0.3	2.2	1.3	2.4	1.1
72	100.0	83.1	3.4	13.2	1.0	0.3	3.5	1.7	6.8	0.3
73	100.0	65.6	3.8	30.0	1.5	0.6	6.9	5.7	15.3	0.7
1000人以上										
1972年	100.0	42.0	5.9	52.0	6.6	4.0	14.4	9.5	17.5	0.1
73	100.0	25.6	3.8	70.4	11.8	5.2	18.4	14.5	20.5	0.2
100～999人										
1972年	100.0	73.8	4.9	21.1	2.1	0.7	5.5	3.6	9.3	0.2
73	100.0	54.4	4.1	41.3	3.1	1.6	8.5	8.7	19.4	0.2
30～99人										
1972年	100.0	88.0	2.8	8.8	0.4	0.0	2.3	0.6	5.4	0.4
73	100.0	71.2	3.6	24.2	0.5	0.1	5.9	4.3	13.5	1.0

〔備考〕 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって異なるもの、および不明のものを示す。

機械、カメラ、電気機器、計量機器、自動車、造船などである。

週休二日制を実施した理由としてあげられているものを多い順に述べる、「従業員の福利向上のため」「労働組合の要求に応えるため」「従業員のモラル向上のため」「生産能率向上のため」「同業者の動向に合わせるため」「求人者の定着の効果をねらって」となっている。次に実施に際して講じた対策としては、「一日当りの労働時間の延長」がもっとも多く、「残業の規制」「省力機器の導入による配置人員の削減」の順である。

調査各機関による週休二日制の実施状況調査の結果をみると、なんらかの形態（完全、隔週、月三回、月二回、月一回）で週休二日制を採用している企業の、調査対象企業に対する比率は、労働省調査（七二年九月）一三・二％、通産省調査（七二年八月）六六％、人事院（七三年四月）三七・六％、労務行政研究所（七三年七月）六五・六％となっている。このように調査結果がまちまちなのは、調査対象がそれぞれ異なっているためであるが、週休二日制が拡大普及期にはいっているといつてよいであろう。

夏季休暇

労働省の前記調査によると、四八年七月から九月間までのに夏季休暇を実施した企業は六四％（前年六一％）に高まっている。企業規模別にみると、大企業六四％（前年六四％）、中企業六五％（前年六二％）、小企業六四％（前年六一％）となっており、前年に比べて中小企業における実施率が高まっている。

休暇日数の分布をみると、二～三日が六五％と過半数、四日以上が二八％を占めている。平均休暇日数は三・一日で、前年に比べ〇・一日の増加である。夏季休暇の実施方法をみると「全員一斉」がふえ七二％（前年六九％）となった。一方「労働者が交替」で休

むものは二六％（前年二七％）、「両者の併用によるものは一・四％（前年三・五％）で前年に比べそれぞれ減少している。

【参考資料】(1)労働省『昭和四八年労働経済の分析』、(2)労働大臣官房労働統計調査部編『労働統計月報』、(3)春闘共闘委員会編『一九七四年賃金白書』、(4)総合労働研究所『団体交渉のための賃金資料』（一九七三年二月）、(5)労働法令協会『賃金通信』、(6)労働旬報社『賃金と社会保障』、(7)産業労働調査所『賃金実務』、(8)労務行政研究所『労政時報』

IV 合理化の現状と労働

災害・職業病

概要□「合理化」の背景と局面・形態——経済基調／産業動向と「合理化」とのかかわり／経営効率化、経費節減／雇用調整／省力化／労働時間、労働密度／能力主義、目標管理など／「合理化」の産業別類型／主要産業における「合理化」の実態——鉄鋼業／電機／造船業／化学産業／石炭・鉱業／繊維産業／紙・パルプ産業／食品産業／私鉄／海運産業／公務員／国鉄／郵政／電信・電話／たばこ専売／労働災害・職業病——労働災害・産業別規模別災害度数率、強度率の推移／重大災害発生状況と災害の「重篤化」／職業病・疾病等による休業状況／疲労、健康障害の増大

概

要

一、七三年にはいり、景気は過熱状態に達したが、それにとともに、インフレ、物価上昇もいちじるしくなった。石油危機のぼつ発は、景気に冷水をあびせ、いっそうの金融引き締め、総需要抑制策”をとらせたが、それ以前から目立っていた投機、買占め、売り惜しみ、価格つり上げに拍車をかけ、インフレ、物価急騰はすさまじいものとなった。こうしたなかで、高製品価格維持のもとでの企業高収益持続のために、いっそうの「合理化」推進、それによるコスト低減がはかられた。

一、「合理化」の諸方式、すなわち、①経営効率化、経費節減、②雇用調整、③省力化、④労働時間管理、労働密度増大、⑤能力主義、目標管理など、それらは今回新しく出現したわけではない。今回の事態を契機に、それらが全体として強化されている。とくに配転、出向、応援など企業内および企業間の人員調整をつうじ、省力化をおこなうことが目立っている。

一、鉄鋼では、これまでおこなわれてきた配転を軸とした人べらしがひきつづいている。同時に、経費節減運動も、強化されている。電機では、列島改造政策にそう工場移転（いっそうの省力化）がひきつづいている。この点、化学、食品なども同様である。

一、海運では、船腹量実質世界一であるが、中小型船のスクラップ・アウト、大型船の国際競争力低下のもとで、いわゆる脱日本人船員化¹人べらしが近年急速にすすんでいる。同時に、配転、出向、職種転換などがあいついでいる。また船員の多能船員化も最近推進されている。

一、石炭・鉱業では、とくに石油危機のなかで、改めて石炭見直しの気運が増大している。とはいえ、抜本的な石炭振興政策はうちだされないまま、あいつぐ閉山がこれまでどおり進行している。残ったところでは、要員、保安上の措置が不十分なまま、増産、労働強化を結果している。

一、公務員では、第一次、第二次の定員削減の最終年度が七四年度であり、ひきつづき第三次削減計画の策定が進行している。また自治体を中心に、コンピューター導入問題も本格化しはじめている。

一、国鉄では、営業、運転、保守いずれにおいても、いままでに増した大規模な「合理化」計画が提起されている。また郵政では、機械化を中心とした要員削減がひきつづき進行している。電信・電話では、新たな拡充計画による「情報通信公社」への脱皮が意図されており、このなかで大量要員削減、労働内容の質的变化が折りこまれている。この点、たばこ専売も、新たな中期経営計画を策定しており、その具体化が今後注目される。

1 「合理化」の背景と局面・形態

1 「合理化」の経済的背景

経済基調

ここ数年、日本経済の基調は大きな変転を示してきた。七一年八月のニクソン新経済政策発表¹以来、いわゆるドル・ショック、円切上げ不況に陥った日本経済も、七二年後半期以降、ようやく景気の立直りを見せてきた。これには大がかりな列島改造政策をひっさげた田中内閣の登場、そのもとでの大型財政、超金融緩和政策、大規模な公共投資の推進によるところが大きい。加えて、ドル・ショックの過程で、独占的大企業を中心とした「過剰流動性」²はいちじるしく増し、政府の積極的な財政・金融・公共投資政策とあいまって、七三年前半には、景気は過熱状態に達した。

こうした景気回復・上昇過程は同時に、政策的要因にも負っているインフレの高進、物価上昇における騰勢増大の過程でもあった。そして七三年後半には、景気過熱、インフレ、物価上昇が一段と顕著になり、政策上でも一定の金融引き締めなどの対応がとられはじ

めていた。とはいえ、高度成長政策堅持の基本路線に変化はなく、そのなかでの部分的手直しにすぎない。景気過熱は、すでに投機、買占め、物不足現象を呈するにいたっていた。

ところで、ここにいわゆる石油危機がぼつ発した。政策上では、公共投資を含む、いわゆる総需要抑制、金融のいっそうの引き締め策がたしかにとられた。だが、これまで「過剰流動性」をますます増大させていた独占的大企業を中心とする、投機、買占め、売り惜しみは、この石油危機に際して頂点に達した。石油・電力削減、コスト上昇を理由とする製品価格の大幅な引上げが日常化した。物価騰勢は、卸売物価を中心に「狂乱状態」といわれるほどに立ちいった。

七四年にはいり、いわゆる投機、買占め、売り惜しみといわれる現象はひとまず姿を消した。石油・電力削減も、その後漸次緩和に向かった。景気は、ひと頃の過熱状態を脱し、鎮静化している。だが、「総需要抑制」、金融引き締め堅持のもとでも、物価騰勢は解消していない。むしろ七四年後半に向かって、私鉄運賃、鋼材価格、電力料金などを引き金に、無気味な上昇気配を見せはじめている。

景気は、ひと頃の過熱状態を脱し、七四年前半までのところ、鎮静化している。新規設備投資も控え気味であり、労働需給関係も緩和

している。かかるもとで、産業全般の動向は、明確なビジョンにもとづいて動いているというよりは、むしろ混迷のなかでの模索をつづけているといったほうが妥当であろう。

独占的大企業の「過剰流動性」が解消したわけではない。だが、それを処理するには、国際経済環境の好転、政府の政策転換（とく

に総需要抑制策の解除）が必須条件であるが、物価へのはねかえりを考慮するかぎり、当分望めそうにない。したがって、むしろ高製品価格維持のもとでの企業高収益持続、そのかぎりでは現状維持がもっとも具体的な動向であろう。

そのためには、コスト低減を軸とする企業体質強化が基本となる。それは古くして新しい課題であるが、現在、いっそうのウェイトを増している。「合理化」とのかかわりは、まさにこの点で展開してきたし、これからも展開していくであろう。とくに、この事態を契機に、「資源節約型」あるいは「知識集約型」産業への脱皮を旗印に、より具体的に「合理化」が進行していくことが予想される。列島改造政策にそった工場移転、地方分散の動きも、もちろん引きつづいているし、配転、出向、応援などを軸とした要員調整、総体としての要員抑制も、産業を問わず進行している。国際経済環境、日本経済の先行きいかなによつては、「合理化」問題が、労使関係上の一大焦点となりうるであろう。「合理化」問題の新たな胎動が感じられる。

2 「合理化」の局面・形態

以下に記す「合理化」の局面・形態は、石油危機以降、新しく現われたものではない。むしろ、六〇年代後半から七〇年代にかけて、「合理化」として顕著になったものであり、経済基調の諸々の局面で濃淡の差をもちつつ推進されてきたものである。たとえば、

雇用調整はドル・ショック、円切上げ不況下でかなり広範におこなわれた。またZD、QC、目標管理、能力主義などの労務管理方式は、六〇年代後半に、民間重化学工業分野の大企業で導入され、その後、各産業に広まっていた。また配転、出向などを含む省力化は、ドル・ショック、円切上げ不況下で、そして列島改造政策にそう工場閉鎖・移転のもとで、問題としてのウェイトを増している。

ここでは、「合理化」の各形態別に現在の特徴点を記しておく。

その際、関東経営者協会が、七四年一月におこなった経営合理化の諸施策に関する調査(回答数三九四社)を参照することにした。

経営効率化、経費節減

石油危機の発生後、価格の引上げ一九〇社(四八・二%)、設備増設の中止八六社

(二二・八%)、直接部門の強化五五社(二三・九%)、操業一部短縮三七社(九・三%)のごとき、対処がおこなわれた。さらに事務用品、宣伝広告費、交際費など経費節減が、どの企業でも、程度の差はあれおこなわれている。全体として、価格引上げ、経費節減への依存度が大きい。同時に、これまでも傾向としてあった直接部門の強化、間接部門の縮小が、これを機にウェイトを増している。

雇用調整

次に、欠員不補充一〇〇社(二五・四%)、季節工の採用中止二九社(七・四%)など、雇用調整もおこ

なわれている。もっとも、雇用調整をおこなう場合でも、在職者とくに本工解雇にはほとんどおよんでいない。もし「景気鎮静」が今後もつづくなら、新規学卒の一部採用中止二二社(五・九%)、出向、臨時・パートタイマーの解雇、定年後の再雇用中止、一時帰休などが検討されている。とはいえ、ドル・ショック、円切上げ不況時と比べ、雇用調整の幅は、現在までのところ大きくない。

省力化

省力化は、経営効率化、雇用調整、技術革新など「合理化」のあらゆる方式とからんでいる。前記調査を離れていえば、のちの主要産業の「合理化」実態に見られるように、七〇年代にはいって、省力化は目ざましい。この点、産業を問わず進行しているが、とくに技術の高度化、スクラップ・アンド・ビルドの進行しているところで目立っている。鉄鋼、造船、電機などは代表例である。

労働時間、労働密度

石油危機を契機に、残業規制が軒なみおこなわれた。また週休二日制やその他の休日増も広まっている。とはいえ、これまでも見られたように、一日当り実労働時間の延長、時間管理の厳格化が他方でもなっており、その結果、労働密度の軽減にはつながっていない。とくに、ビルド部門で、こうした傾向が以前から引きつづいている。もちろん、こうした傾向は、省力化、技術変化と直接の関連をもっている。

能力主義、目標管理など

ZD、QC、目標管理、能力主義管理など、日常的な生産性向上運動、「合理化」運動も変わらず推進されている。しかもその場合、小集団グループによる自発的参加の色彩を強めている。「労働者参加」、「全員経営論」などが、石油危機Ⅱ企業危機の強調のもとで唱えられ、それらと結合されている。

「合理化」の産業別類型

産業別の「合理化」の現われ方を、やや単純化して類型化しておこう。どの産業でも、それぞれ要員削減、省力化が共通している。その場合、①鉄鋼のごとく、配転を主にしたもの。②電機、化学、食品のように、工場移転にかかわって、配転、出向、応援など多様な移動が見

られるもの。③石炭・鉱業、地方の中小私鉄・バスなど「斜陽化」にともなう雇用調整（似た例として、中小型船のスクラップ・アウトのなかで人員削減がおこなわれた海運、ただし多能船員化などの点では、①②に類似）。④景気にあまり左右されないが、経営多角化のなかで配転・要員削減をおこなっている私鉄、そして要員削減を中心とした「公共部門」、などに分けることができる。

2 主要産業における「合理化」の実態

1 民間部門

鉄鋼業

鉄鋼大手五社（新日鉄、日本鋼管、川崎製鉄、住友金属、神戸製鋼）を中心とする高炉メーカーは、七一年一月より七二年末まで、不況カルテルを結成し、粗鋼を中心とする大幅な生産調整をおこなった。だが不況カルテル期間中の七二年後半には、増産と価格引上げによって、すでに「不況」を脱していた。そして七三年にはいり、国内鉄鋼需要の急速な拡大、国際的な鉄鋼需要のいちじるしい増大によって、一路増産体制を強め、ついにはフル操業に達した。こうして、増産と強需要による販売単価のはね

上がりをつうじ、企業収益も空前の伸びを示した。

だが七三年秋に起こった、いわゆる石油危機を契機に様相は異なってきた。石油・電力削減によって、一定の減産を余儀なくされた。とはいえ、石油・電力供給制限の緩和とともに、それも回復に向かった。他方、石油危機をキッカケに価格引上げも目立った。とくに、前の引上げから間もない七四年春闘後の鋼材価格引上げは耳目に新しい。

鉄鋼業における「合理化」は、第一に人べらし、配転として、第二に賃金体系改訂として、第三に経費節減の強化として、第四に教育・研修活動の強化の点で、とくに目立っている。この点、石油危機以前のフル操業時とそれ以後と、基本的に変わりはない。ただ石油危機を契機に、とくに経費節減などがいっそう強められた。ZD、QC運動がこのような場合のテコである。「エネルギー・ミニマムの鉄を作ることは国家的見地からの要請」、「エネルギー節約のもっとも大きいのは各工程での歩留の向上。材料が屑化されると、それまでに使ったエネルギーはすべてロスになる」（新日鉄社内報「にっぽんすち」七三年一月号）。

省力化の一例を日本鋼管（鉄鋼部門）に見ると、七二年一二月から七三年一二月までの一年間に、一〇〇〇人強の減少（四％減）となっている。他方、生産量は同じ期間に約一四％増、労働生産性（二人当り粗鋼生産高）は、一人四九・四トンから五八・九トンと一九％の伸びを示している。こうしたなかで、労働密度の増大もいちじるしく、結果は災害・疾病として深刻になっている。腰痛症、胃腸障害、死亡災害などが多い。鉄鋼労連第四九回大会（七三年八月二八～三〇日）では、日本ステンレス、鋼管京浜、新日鉄八幡などの代

議員から、要員不足が切実であること、そのための災害・疾病問題の深刻さが報告されている。

次に、賃金体系改訂の例として、新日鉄について日本鋼管でも、七三年春闘を契機に、これまでの基本給、職務給、能率給という三本建てから、基本給、職能給、資格給の三本建てへと職能給重視の方向で改訂された。これは、賃金中たるみ是正の要求がある程度取り入れつつ、①同一職級での賃金固定から、本人給的な資格給への切替えによって、配転の円滑化をはかる。②能力認定による能力主義管理の強化、③これまでの能率給では二五%であった成績による変動部分を職能給では一〇〇%とし、労務統轄を厳格にする意味をもっている。

次に、教育・研修も体系化され、大規模化している。日本鋼管京浜製鉄所（従業員約一万三〇〇〇名）では、七三年に延一万人を対象とした教育・研修方針を打ち出した。それは、①作業長、工長、中堅、一般、新人の各層ごとの「役割・態度教育」、②技術教育・訓練、③情報伝達、職場問題の解決指導など「職場グループ教育」④QC、ZD、自主参加職場グループの教育の援助、『LIVE』、『PHP』など「参考図書購読幹旋」など、体系的で細部にわたっている。

エネルギー資源、公害、新立地問題が今後いっそう浮かび上がってくるにつれ、コスト低減のための「合理化」攻勢もまた強まるであろう。

電 機

電機産業は、七三年に急速に生産を拡大した。七三年九月期の決算では、空前の企業実績を記録した。だが、ひきつづく「労働力不足」と既存工業地域における工場立地難

のため、列島改造計画にそった工場の地方移転（日立など）、そして海外進出が七三年に目立った。その地域は、台湾、「韓国」、東南アジア、オーストラリア、南アメリカを中心とし、さらに西アメリカ、ヨーロッパ、中近東にまでおよんでいる。たとえば、東芝、ソニーなどは白黒テレビの生産を「韓国」に移し、日立はシンガポールにヨーロッパ向けテレビの生産工場をもっている。七三年末における電機産業の海外進出は三〇〇工場をこえ、電機労連傘下の企業においても、現地企業数二二三、現地従業員数六万六四七三名に達している。

こうした動向と並行しつつ、徹底した省力化の推進、アメリカ式労務管理の導入と強化による労働密度の強化が、「合理化」攻勢として目立っている。電機産業における「合理化」は、六〇年代末にはじまったアメリカ式労務管理の導入、省力化、七〇年代にはいつての公害、工場立地難による工場地方移転（いっそうの省力化）、不況を契機とする雇用不安などを基本的にひきつぎ、今日にいたっている。この間に、系列強化を中心とした集中・合併、分離、不採算機種 of 整理もすすんだ。

石油危機のぼっ発は、電機産業の「急成長」に一定のブレーキをかけ、少なくとも生産ダウン、家電を中心に売行き鈍化を招いた。とはいえ、それによって、①いっそうの海外進出、②製品価格引上げ、③省力化、労働密度強化、④経費節減によるコスト低減が促進されている。その結果、省力化、労働単調化による労働疎外感が増し、労働密度強化による精神的・肉体的疲労も増している。とくに、電機産業では、ベルトコンベア作業、エアードライバーを使う作業、電算機関連作業を中心に、頸肩腕障害が多発し、問題化して

いる。

なお雇用不安は、今日までのところ、本工についてはあまり問題化していない。ただ出向、配転、転勤、応援などは日常化している。

造船業

日本の造船業は、全世界建造量の五〇％を占めている。そのうえ、七三年九月末の手持ち工事は、まる三年分以上の仕事量をかかえていた。こうした日本造船業の「急成長」に対し、「低賃金、長時間労働による受注独占」だとする国際的非難も近年高まっている。石油危機のぼつ発は、電力削減による生産の遅れ、資材値上がりにもなうコスト増となって、造船業に先行き不安をもたらした。

造船業では近年、船型の大型化・高速化がいちじるしく、しかも建造工期も短縮された。このため、生産システムの「合理化」、たとえば数値制御による生産管理、大型機械化と自動化、生産のライオン化がすすみ、それにともなう省力化は、アンマンド化（無人化）を頂点に、徹底して推進されている。

省力化は他方で多能工化をともなった。それとともに、すべての職種に玉掛け、溶接、手動クレーンの技術を習得させたり、クレーン運転工にまで玉掛けを習得させるなど、多能工化は、手待ち時間をなくし、労働密度をいちじるしく高めている。さらに、ZD、QC、研修などをつうじ、とりわけ最近では、小集団グループによる生産目標の自主設定（出勤率引上げなど）の方式で、「自発的な」目標管理、生産性向上運動が強められている。

また七二年より導入された週休二日制も、他方で、時間管理の厳格化、一日の実労働時間延長、労働密度の増大などともなうこと

によって、時間短縮としての実効はきわめて不十分なものとなっている。

造船業における「合理化」は、今後もとどまるところを知らないように見える。造船ブーム初期の一九五六年当時、現業労働者は七万人であったが、現在にいたっても約八万五〇〇〇人程度にすぎない。他方で、建造量（進水量）は、一九五六年に対し、七二年には七・七六倍にも達している。

化学産業

化学産業は七三年全体をつうじて、製品価格の大幅引上げをともなうて、高収益を持続した。たとえば七二年九月期（三六社）には、経常利益で対前年比五六・八％増となった。とくに石油危機ぼつ発後の製品価格引上げは、新聞紙上をにぎわし、国会での追及対象にもなった。たとえば、住友化学、三菱化成二社は、一月二〇日、①原料ナフサの五割アップ、②節電減産などによる生産コスト上昇を理由に、エチレン五七％アップなど大幅引上げを誘導品各社に通告した。他方、石油危機による電力削減は、エネルギー多消費型である化学産業に一定の操短を余儀なくさせた。その一つの現われとして、年末年始休暇の大幅延長がある。富士フィルムでは、重油の効率的使用を理由に、年末年始休暇を大幅に延長し、最高二日間も操業を中止した。

ところで七三年には、出光石油化学、信越化学をはじめ、化学工場の爆発・火災事故があいついだ。一〇月だけで八件にのぼる。これも、「合理化」と無関係ではない。一方で、生産の安全、環境保全への配慮と費用投下が不十分なことに起因している。他方、要員削減、労働強化とも関連している。公害、事故への不安、深夜勤務、低賃金などのため、若年層の退職、新規入職希望者の減少によ

って、要員確保もきわめて困難になっている。加えて、事業拡張にともなう中堅層の配転などによって、熟練労働者も不足し、異常なまたは緊急時の事故防止の困難をより大きくしている。さらに、装置全体を理解させる教育とそのため時間も不足している。

化学産業における従業者数は、七〇年には常用・臨時をあわせ二万六八八八人いた。だが七二年には、二〇万一六五二人であり、二年間に一万五〇〇人以上も減少している。

石炭・鉱業

石炭業界では、これまで「エネルギー転換」による需要減と採炭条件悪化のために、年々出炭量をへらし、閉山、離職があいついだ。ところで、いわゆる石油危機の逼迫発とともに、長期的なエネルギー・資源政策の再検討の気運も高まり、そのなかで石炭見直しの動きも出ている。七三年一月七日、石炭鉱業審議会総合部会は、「エネルギー情勢の激変に伴う石炭政策について」の中間報告をまとめた。それによれば、「今後の我国のエネルギー全体の中で石炭の果たすべき役割は増大するものと見込まれる」とし、「電力用以外の暖ちゅう房用、一般産業用等についても石油に代るエネルギーとして積極的に石炭の活用を図ることとし、これらの需要に対して石炭の円滑な供給を確保すること」という、積極的な石炭活用策を打ち出した。

こうした石炭見直しの気運増大が、すぐに石炭振興につながるわけではない。七三年の一年間に閉山は一五山に達した。高萩炭鉱（六二〇名）、空知炭鉱赤間鉱（七八三名）、三美炭業（三三三名）、漆生炭業（五四三名）、三菱大夕張（二三〇〇名）、北炭夕張一坑（九七〇名）、大之浦炭（八一九名）などである。他方で、残った炭鉱では、保安、労働条件、人員確保のうえで問題を残しながら、増産体制が強めら

れている。

非鉄金属では、七〇年代にはいってずっと市況低迷をつづけていたが、七三年初めの「円再切上げ」（変動相場制移行）によって、大きなダメージをこうむった。もともと石油危機の発生後、鉱産物市場は一転して供給不足、売手市場に転化した。とはいえ、海外鉱石への依存度は一貫して高まっており、国内鉱山の基盤整備はますます立ち遅れている。そのため閉山があいかわらず引きつづいている。

石油危機は、鉱山部門では若干の減産と節約運動で推移したが、製錬部門での影響は大きい。操短、減産の職場で、臨時工の不採用、外注工事の中止、大幅な残業規制、補修作業への応援などが広範に発生した。

繊維産業

繊維産業では、大手を中心に、海外進出と経営多角化が目立っている。海外進出地域は、台湾、「韓国」タイなど東南アジアが圧倒的に多く（ほとんどが合弁会社）、最近では中南米のうちブラジルもふえている。トップクラスは東レと帝人で、東レは一六カ国に三八の合弁会社、現地法人をもち、七二年九月末の海外総資産は一二〇〇億円、同社総資産の三四％に相当している。

他方、経営多角化と系列強化も近年目立ち、化学、流通、住宅、レジャー産業への進出がいちじるしい。たとえば繊維の素材メーカーが、川下作戦と称して小売部門を経営するといったメーカーの小売部門への進出、同じく川下作戦としての原糸・紡・編・染・織および縫製をつうじた繊維異業種のタテの系列強化などである。

繊維では、ドル・ショックいらい、輸出減を理由にした不採算部門の切り捨てや再編成、集中生産方式による工場閉鎖・縮小、業種

転換などをつうじ、省力化、配転、出向が日常的におこなわれている。ユニチカ（六九年一〇月、旧ニチボーと旧日本レーヨンの合併で発足）では、合併いらいの二年間で二〇〇名をこえる人員削減をおこない、ドル・ショックのもとで二年間に五〇〇〇名の人員削減案を提示した。そして七三年四月の機構改革では、事実上の「課長四五歳、部長五〇歳、組合員五二歳」定年制にもとづく部・課長クラスの出向、転出、中高年男子社員的大量転勤、転部などの大移動をおこなった。極端な場合、出向予定者に自分で出向先を探させたり、また本人や組合に無断で、社外の出向対象各社に出向予定者の氏名を知らせるなどの例があったという。

ところで、石油危機以降の「総需要抑制策」の強化、需要減退のもとで、日を追うにつれて、繊維不況の様相が濃くなっている。これに対し、繊維業界は、製品在庫をへらし、品不足による市場価格の値上がりを期待し、自主的な操業短縮にはいつている。七四年六月現在の状況は次のとおり。合化繊維は一五・二〇％操短。綿紡は、六月一・一万コリの在庫に達し、二〇％操短。羊毛は一万トンの史上最高の在庫に達し、三五・四〇％の自主減産。なお夏期一ヵ月全面休業を検討中。生糸は、二月、三月に各五日の休業。織物では、丹後二〇％、西陣二ヵ月間三〇％の自主減産。加工業では、操業率が良くても七〇％、悪いところでは三〇％。赤字でも仕事を休んだら固定経費も稼げないゆえ、その分とれば操業するという実情。

こうしたなかで、業界の先行きいかなでは、今後、雇用不安の増大など「合理化」問題の深刻化も懸念される。

紙・パルプ産業

紙・パルプ産業はこれまで、過剰設備をかかえ、過剰生産傾向のなかで、紙価の低落と低収

益に悩んできた。だが七三年には、一転して供給不足、紙価高騰によって、とくに大手を中心に軒なみ高収益を記録した。その後、石油危機ぼつ発のもとで、かなりの減産を余儀なくされ、板紙、段ボール業界をはじめ、ふたたび高率操短がおこなわれた。もともと、七四年三月期決算でも、前年九月期をさらに上回る高収益を記録している。

紙・パルプでは、これまで市況が好転すれば無理にでもフル操業をおこない、市況が軟化すればただちに高率操短をおこなうという習性がきわめて強い。かかる行動をつうじて、需給調節をおこなってきた。同時に、原料問題、公害問題などをテコに、産業再編、海外進出も近年強まっている。そのうち、とくに産業再編の一環としての工場閉鎖、移転、要員の大幅な削減などが近年目立っている。今後、紙・パルプ産業の再編、系列・下請化のいっそうの進行が予想されるが、そうしたなかで、「合理化」問題も新たな様相を示しつつ、推進されようとしている。工場閉鎖、移転問題は、その場合の前ぶれであろう。

食品産業

現在、日本の食糧資源は、米をのぞいて大半が外国に依存し、しかも年々依存率を高めている。とくに麦類、大豆でいちじるしい。しかも全体として食糧資源の値上がり傾向が目立っており、とくに石油危機のぼつ発以降はこれがはなはだしい。その結果は、食品価格のあいづく大幅引上げとして、直接国民の生活にのしかかってきた。

食品産業は、一方で巨大な独占的企業が存在するが、他方で膨大な小零細企業が広大な底辺を形づくり、いわゆる二重構造の典型的産業である。こうした食品産業の再編は、おおむね次のような方向

でおこなわれてきた。まず、原料基盤の転換（外国依存）のなかで、産業近代化（停滞・衰退業種の切捨て、成長業種の育成）を押しすすめた。その際、食品大企業と商社との結合、あるいは食品大企業の経営多角化が推進され、それらの急成長がいちじるしかった。そして流通段階への支配浸透もすすんだ。次に、それと並行して小零細企業の淘汰も推進された。自由化も、このことに強い関連をもっている。食品工業の場合、もともと製造費とくに原材料費のウェイトがきわめて高く、利益率は他産業に比して相対的に低い。それゆえ、逆に大資本によるマスプロ、マスマール（そのための食品原材料確保は大企業ほど有利）が必然化する根拠がある。こうして、他の民間部門に比し遅れていた食品産業の再編は、七〇年代にはいって急速にすすんだ。そして食品大企業も、相互に過当競争をくりひろげつつ、「合理化」攻勢を強めてきた。

「合理化」攻勢の第一は、人べらしである。とくに包装、工場管理部門などでの機械化がそれをすすめる契機になっている。次に、原料基盤の転換、自由化にもなって、工場立地への影響も発生した。たとえば製粉の場合、内地産小麦を原料としていた頃は小麦地帯に工場が設置されていたのに対し、自由化、内地産小麦の切捨てとともに、臨海型立地へと転換するなどである（日本製粉高崎工場閉鎖、昭和産業大田工場閉鎖など）。こうした工場閉鎖、移転にもなる人べらし、配転が近年とくに目立っている。

食品産業における「合理化」は、今後とも間断なく推進され、かつ強まろうとしている。とくに国際穀物市況の続騰による原材料費の高騰、利益率減少を克服するには、一方で食品価格引上げ、他方で「合理化」推進が必須であり、しかも食品産業の再編の推進がと

もなっているだけに、なおさらである。

私鉄

私鉄では、大手が経営多角化のなかで、「脱私鉄」「脱車輪」化の傾向を強め、それとともに要員削減を強めている。地方の中小私鉄では、過疎化の進行ももたれて赤字経営にあえぎ、営業廃止、要員の削減を余儀なくされている。この点、例年春闘時、未解決組合として後に残るケースの多くが「合理化」問題とからんでいる。七四年春闘における若干のケースを記しておく。

東北の宮城交通では、乗合事業計画提案と称して、①運賃値上げ、不採算線の廃止、ワンマンカー拡大、②女子三五歳以上、男子四五歳以上に一〇～二〇%の割増金をつけ、希望退職募集による人員減、③乗務手当、時間外手当などの労基法なみへの引下げなどの「合理化」提案がおこなわれている。この提案どおり実施すると、五一年度までの三年間に五二〇人の人員減になるという。その他、東北では、庄内交通、弘南鉄道、弘南バスが、第二基本給問題のほかに、路線廃止がからんでいた。関東の群馬バスでは、①通常ダイヤ二八一本のうち六六本、日曜・祝日ダイヤ五八本の廃止、②ワンマシバスの運転手の労働時間二五分延長などが提案された。それによれば、八月までに約一〇〇人（組合員の約六分の一）の人員減になるという。また関西でも、白浜急行、野上南海バスでは路線廃止問題がからんでいる。

さらに賃金遅欠配も発生している。たとえば、四月二六日現在で、宮城交通の場合は、四月分賃金が半分未払い、土佐電社では七二〇〇万円を労金から組合名義で借り会社へ貸付け、岩手県南では、前年一二月のボーナス二ヵ月分のうち〇・四ヵ月分（一人平均

二万円)が未払いなどがその一例である。

海運産業

日本の海運産業は、いわゆる中核六社(日本郵船、商船三井、ジャパン、川崎汽船、山下新日本、昭和海運)への海運集約がすすめられ、そのもとに中小海運会社が系列化されている。そして船腹量は七三年年央で、九四六三隻、三六七九万総トン、全世界の一二・七%を占め、リベリアについて第二位、但し便宜置籍船を考慮に入れると、実質一位となっている。

にもかかわらず、海運活動の不安定性は強まっている。七三年における日本船の積み取り比率は輸出二六・六%(対前年二・一%減)、輸入四三・七%(同一・八%増)であり、輸出入の不均衡はなくならないどころか、輸出の積み取り比率の漸減傾向もとまっていけない。全体として、アメリカを中心とする外国(用)船の比重が大きくなっている。とくに中小型船では外国船に対抗できず、この面での日本船の駆逐がすすんでいる。日本の海運資本はこれまで、中小型船の外国への積極的な売却、日本船が優位に立っていた大型タンカーへの依存を強めてきた。だがそれも、最近では外国船用船、仕組み船、チャーターバック船の進出によって、優位性を失いつつある。こうして、日本船員の雇用不安もいっそう増してきている。これまで海運資本は、いわゆる脱日本人船員化(船型の大型化と配乗隻数の低減、海外進出にともなう外国用船の拡大、仕組み船、チャーターバック船とそれらへの外国船員の雇用などによる)をすすめ、船員べらしをおこなってきた。それは、海外進出、脱日本船化、脱海運化の必然的な産物であった。

こうした人べらしは、最近では、Mゼロ船化(機関室無人当直化)、船舶士・員構想(多能船員化)、他社出向、外国船への労務提供、陸

上部門への配転、陸上職業への転職奨励、新規採用の停止・削減などの形でおこなわれている。海員組合東京地本の六つの系列企業集団では、七二年一〇月から七三年八月にかけて、船舶数三〇隻減少、船員数一七〇〇人減、他社出向六七四人、外国船への労務提供三三隻九二四人に達している。最近でも七四年六月、関西汽船で大量二〇〇名の出向が提案されている。

海員組合が七三年十一月の大会において、これまでの運動路線から大きく転換し、とくに生産性向上運動との訣別を宣言したのは、以上のような背景とかかわっている。

2 「公共部門」

公務員

公務員の場合、まず「定員削減」が特徴である。削減の対象は、自衛官をのぞく国家公務員である。第一次削減は、六八年度より三カ年で五%が削減された。第二次削減は、七一年度より三カ年で五%削減、七四年度が最終年度となっている。なお引きつづいて、第三次削減計画が七四年夏に策定進行中である。

定員削減とならんで、機構統廃合、行(二)業務の民間下請化もすすんでいる。労働省関係では、婦人少年室の「削減」さえ懸念されている。また定員削減にもかかわらず、業務自体はふえており、その結果は、労働密度の増大をもたらしている。労働省関係では、監督官や技官の負傷事故などが増し、問題化している。また流産や異常

出産など母体保護関係でも、問題が深刻化している。

国公、地公とも、いま一つ「合理化」問題として見のがせないのは、コンピューター導入問題である。経費節減のための「安上がり行政」と国民総背番号制への布石の懸念が提起されている。

国 鉄

列島改造の中軸としての全国新幹線網建設計画の進行に見られるように、国鉄では高速、大量輸送化の方向がいつそう明瞭になっている。この場合、見のがせないのは、①「赤字」経営克服に名を借り、しかも資金調達の意味も含めたたび重なる運賃引上げ、あらゆる増収策（ディスカバー・ジャパンなど）などいっそうの営利企業化、②他方で、大がかりな要員削減など「合理化」の進行にある。さらに、対国民との関係では、高運賃負担増にもかかわらず輸送サービスのダウン、そして輸送の安全性についての懸念の増大がもたらされている。そうしたなかで、現在、「合理化」の方向がいつそう鮮明になっている。次のように、要約できよう。

(1) コンテナ、フレートライナー・ターミナルを中心に、貨物輸送の高速化、大量化のための貨物輸送拠点駅の大規模な整理、それによる要員「合理化」。

(2) 小口貨物と小荷物の一元化。それによって小口貨物と小荷物を扱う駅を大幅にへらし、かつ集配区域の拡大。

(3) 拠点駅間ピストン輸送へと貨物輸送体系を再編成すること。大駅構内、操作場の大部分の閉鎖ないし縮小。

(4) 保線区、電力区など保線保守部門のいっそうの下請化（なお現在、操作場の保線保守の下請化も検討中。それが達成されれば、(3)は容易になる）。

(5) 動力近代化、車両検修の省力化、下請化にともなう全国二七の工場の全面的再編成、人員の大量削減。

(6) EL、DLのみならず、EC（電車）、DC（気動車）の一人乗務化。

このように、営業、運転、保守いずれにおいても、いままでに増した大規模な「合理化」計画が提起されている。そして、すべてをコンピューターによって体系的集中的に管理することが目ざされている。

郵 政

郵政では毎年度、各事業別合理化計画が提示されている。ここには、七四年度の合理化計画の概要を掲げておこう。まず郵便事業では、大別して①機械化計画、②運送施設の改廃計画、③集配施設の専用自動車化、機動化、④集配郵便局の開局の四計画を中心とし、その他に、団地配達制度、新配達方式、班長制度、シャフト・システムなど省力化、目標管理、企業意識高揚のための諸施策が組み合わさっている。このうち、機械化は、書留郵便物配達証作成機（五〇台）、選別台付自動取揃押印機（八台）が中心である。後者は、すでに一日四万通以上の収集物数を有する局への配備が完了したのにかんがみ、それ以下の中小規模局へ簡易型機械を配備するための実験的布石だといわれている。運送施設の改廃は、九州を対象に、国鉄輸送合理化にともなう拠点間輸送への代替え、その間の自動車便による下請化などである。

次に貯金事業では、地方貯金局のうち、既機械化局で通常貯金原簿の切替えにともなう減員、新規EDPS化にともなう減員、東京地方貯金局の振替事務機械化などである。簡易保険事業も、地方簡易保険局で、機械化、減員というまったく同じパターンである。電

通合理化は、自動改式にともなう配転が主となっている。

このように、郵便における中小局での機械化、輸送方式の合理化、貯金・保険における機械化の本格的進展、電通合理化の続行などによる人員抑制、配転が引きつづいていく。業務の一部部外委託もその一環である。同時に、目標管理などの新しい労務管理方式も、きめ細かく導入されている。

電信・電話

電電公社は七三年度から、「第五次五カ年計画」（七三年度～七七年度）を発足させた。これは先の「電信電話拡充七カ年計画」（七一～七七年度）を拡大修正し、「情報通信公社」への質的脱皮の方向をいっそう鮮明にしたものである（五カ年計画の概要は、本年鑑第四集I-IV参照）。この計画は、省力化Ⅱ三万二二〇〇名を見こみ、同時に労働内容に質的变化をもたらすものとして、今後注目される。

たばこ専売

専売公社は七三年五月一二日、「第二次中期経営計画の大綱」を発表したのち、七四年二月一三日に「第二次中期経営計画」を組合側に「非公式に」説明した（なお「大綱」の概要については、本年鑑第四集I-VI参照）。それは、①市場拡大計画、②原料計画、③工場近代化計画、④物流近代化計画、⑤技術開発計画、⑥経営の体制、よりなっている。すなわち、いっそうの「企業成長」をおこなうため、市場を拡大し、生産・物流を近代化し、そのための「自主責任経営体制の確立」「意欲的な職場形成」「近代的労使関係の確立」などを主眼としている。この計画は、第一次計画と異なり、実行計画ではなく、実践行動の指標だとされている。それゆえ、この中期計画の具体化（とくに単年度計画）とその内容が今後注目される。

3 労働災害・職業病

1 労働災害

産業別規模別災害度 数率、強度率の推移

まず第44表、第45表によって、産業別の災害のひん度を示す度数率（一〇〇万労働時間当り労働災害による一日以上休業の死傷者数）、

および災害の強度を示す強度率（一〇〇〇労働時間当り労働災害の死傷による労働損失日数）の推移を見ておこう。度数率の産業計は、六九年一二・六九、七〇年一一・三二、七一年一〇・〇三、七二年九・三一、七三年八・六九と、一貫して減少傾向にある。次に産業計の強度率は、六九年一・〇一、七〇年〇・九二、七一年〇・八三、七二年〇・八三、七三年〇・七七と、これも減少傾向を示している。両者とも、不況下で生産活動が落ちこんだ七一年にかなり減少し、経済活動がふたたび活発化した七二年、そして七三年にも減少傾向を示している。

産業大・中分類別に度数率をみると、七三年でもっとも高いのが鉱業四九・六三、ついで木材二二・九〇、林業二〇・四五、金属製

第 44 表 産業大・中分類別労働災害度数率の推移（規模30人以上）

産 業	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	1973 年
計	12.69	11.32	10.03	9.31	8.69
林 業	20.79	21.11	21.15	19.78	20.45
鉱 業	92.29	79.22	69.52	69.07	49.63
建 設 業	13.74	14.37	11.65	10.24	9.86
製 造 業	9.50	8.75	8.04	7.49	7.33
食料品・たばこ	10.22	9.34	9.75	8.55	8.61
織 維	4.37	4.02	4.35	4.58	4.39
衣 服	2.75	2.72	2.11	2.57	2.77
木 材	30.14	29.38	24.55	23.61	22.90
家 具	18.63	16.50	14.60	14.59	12.80
パ ル プ・紙	11.53	11.08	9.23	8.88	8.16
出 版・印 刷	5.54	5.46	5.19	4.33	4.29
化 学	6.58	5.66	6.01	5.58	5.30
石油・石炭製品	7.49	6.35	5.50	4.74	3.37
ゴ ム	5.89	5.75	5.15	5.02	5.08
な め し 皮	7.85	8.06	7.63	8.64	7.34
窯 業・土 石	13.03	14.11	12.37	12.30	11.11
鉄 鋼	11.55	11.31	10.49	8.92	9.27
非 鉄 金 属	8.67	8.70	7.33	6.38	6.37
金 属 製 品	18.45	15.71	13.69	13.92	14.51
一 般 機 械	14.04	12.44	11.13	10.33	9.93
電 気 機 器	2.99	3.00	2.68	2.42	2.60
輸 送 用 機 器	8.17	7.94	6.93	5.98	5.62
精 密 機 器	4.73	4.54	2.94	2.79	3.01
そ の 他	9.38	8.38	8.49	7.90	7.25
運 輸 通 信 業	16.15	14.56	13.06	11.94	11.13
電気・ガス・水道業	2.96	2.94	2.71	2.49	2.57
サ ー ビ ス 業	18.78	18.75	17.86	13.71	13.36

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」

第 45 表 産業大・中分類別労働災害強度率の推移（規模30人以上）

産 業	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	1973 年
計	1.01	0.92	0.83	0.83	0.77
林 業	2.11	2.11	2.20	1.76	1.44
鉱 業	6.21	6.81	5.20	6.23	5.64
建 設 業	2.30	2.22	2.82	1.85	1.42
製 造 業	0.77	0.73	0.61	0.62	0.64
食料品・たばこ	0.78	0.72	0.63	0.43	0.61
織 維	0.58	0.30	0.23	0.21	0.43
衣 服	0.05	0.14	0.07	0.06	0.04
木 材	1.53	1.36	1.75	2.55	1.99
家 具	1.02	0.96	0.93	0.85	1.21
パ ル プ・紙	1.21	1.22	1.12	1.11	0.82
出 版・印 刷	0.41	0.35	0.32	0.27	0.11
化 学	0.60	0.61	0.49	0.49	0.50
石油・石炭製品	1.07	0.73	0.93	0.95	0.11
ゴ ム	0.85	0.66	0.53	0.59	0.57
な め し 皮	0.32	0.50	0.22	0.19	0.67
窯 業・土 石	1.10	1.13	0.92	0.95	0.99
鉄 鋼	1.27	1.66	1.18	1.09	1.10
非 鉄 金 属	0.81	1.12	0.67	0.72	0.62
金 属 製 品	1.49	1.30	0.77	1.05	1.35
一 般 機 械	0.69	0.62	0.55	0.75	0.67
電 気 機 器	0.29	0.23	0.26	0.21	0.25
輸 送 用 機 器	0.82	0.88	0.81	0.73	0.66
精 密 機 器	0.15	0.18	0.19	0.15	0.11
そ の 他	0.56	0.70	0.64	0.61	0.32
運 輸・通 信 業	1.17	1.00	1.07	1.04	0.83
電気・ガス・水道業	0.56	0.46	0.63	0.39	0.41
サ ー ビ ス 業	1.60	0.55	0.82	0.82	1.30

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」

品一四・五一、サービス業一三・三六の順となる。同じく強度率では、鉱業五・六四、木材一・九九、林業一・四四、建設業一・四二、金属製品一・三五の順となる。鉱業、林業、木材における災害率が、他にくらべていぜんとして高い。また金属製品が、度数率、強度率とも前年を上回っていることが注目される。

次に製造業のうち、七三年に前年より度数率が増加したのは、食料品・たばこ、衣服、ゴム、鉄鋼、金属製品、電気機器、精密機器の七業種であった。同じく強度率では、食料品・たばこ、繊維、家具、化学、なめし皮、窯業・土石、鉄鋼、金属製品、電気機器の一〇業種を記録している。また製造業の度数率は七二年七・四九から七三年七・三三へと減っているが、強度率では逆に七二年〇・六二、七三年〇・六四と増加している。つまり全体として、死傷者数では減少しているも、労働損失日数では逆に増大しているのであり、いわゆる災害の「重篤化」傾向を、ここにも見る事ができる。

次に、同じく労働省「労働災害動向調査」によって、製造業の規模別災害状況をみておこう（第46表）。まず度数率、強度率ともに、規模が小さいほど高い。七三年の場合、度数率では、一〇〇人以上二・〇四、五〇〇～九九九人で三・九四、三〇〇～四九九九人で五・七九、一〇〇～二九九九人で八・九四、三〇～九九九人で一三・八七であった。同じく強度率では、一〇〇人以上〇・四一、五〇〇～九九九人〇・四九、三〇〇～四九九九人〇・五〇、一〇〇～二九九九人〇・七四、三〇～九九九人〇・九七であった。度数率では、一〇〇人以上に対し、三〇～九九九人では六・八倍、強度率は二・三七倍となっている。つまり災害の大型化傾向は、規模が大きいほど顕著であ

第 46 表 製造業規模別労働災害度数率，強度率の推移（規模30人以上）

規 模	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	1973 年
<度 数 率>					
規 模 計	9.50	8.75	8.04	7.49	7.33
1,000 人以上	2.75	2.65	2.40	2.05	2.04
500 ～ 999人	5.34	5.15	4.55	3.96	3.94
300 ～ 499人	7.46	7.23	6.81	5.80	5.79
100 ～ 299人	11.22	10.88	9.82	9.03	8.94
30 ～ 99人	17.48	15.54	14.46	14.18	13.87
<強 度 率>					
規 模 計	0.77	0.73	0.61	0.62	0.64
1,000 人以上	0.47	0.52	0.43	0.40	0.41
500 ～ 999人	0.56	0.54	0.55	0.55	0.49
300 ～ 499人	0.68	0.83	0.65	0.52	0.50
100 ～ 299人	0.94	0.85	0.66	0.69	0.74
30 ～ 99人	1.06	0.88	0.76	0.89	0.97

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」

第 47 表 産業別重大災害発生状況

産 業	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	1973 年
＜発 生 件 数＞ (件)					
計	432	398	408	357	331
製 造 業	123	137	98	91	83
建 設 業	215	166	224	209	177
運輸業・貨物取扱業	31	30	32	23	22
林 業・漁 業	16	18	15	7	15
そ の 他	47	47	39	27	34
＜死 傷 者 数＞ (人)					
計	2,361 (339)	2,458 (269)	2,339 (301)	1,963 (392)	1,953 (297)
製 造 業	812 (77)	1,051 (69)	467 (77)	512 (69)	554 (51)
建 設 業	1,054 (191)	879 (106)	1,198 (134)	1,051 (171)	909 (118)
運輸業・貨物取扱業	159 (34)	182 (16)	194 (19)	140 (35)	136 (20)
林 業・漁 業	85 (32)	122 (34)	88 (41)	33 (9)	68 (22)
そ の 他	251 (65)	224 (44)	212 (30)	227 (108)	286 (86)

- 〔備考〕 1) 労働省「重大災害報告」
2) 本表の重大災害とは一時に 3 人以上の死傷者をともなった労働災害のことである。
3) 死傷者欄の () 内は死亡者数。

る。また度数率が、規模計で七二年七・四九から七三年七・三三へと減少したのに対し、強度率では逆に、七二年〇・六二から〇・六四へと増大した。とくに三〇～九九人で、七二年〇・八九から七三年〇・九七へと増加しているのが目立っている。災害の規模別格差は、度数率、強度率のいずれからしても、いぜんとして大きいものがある。

重大災害発生状況
七三年に発生した重大災害（一時に三人以上の死傷者をともなった労働災害）は、第47表のとおりである。まず発生件数では、

七二年三五七から七三年三三一へと減少した。死傷者数は、七二年一九六三人から七三年一九五三人へと、わずかに減少した。もっとも死亡者数では、七二年三九二人から七三年二九七人へと、かなりの減少を示した。産業別には、建設業が相変わらず多く、発生件数で全体の五三・五％、死傷者数で四六・五％、死亡者数で約四〇％を占めている。そしてこれに、製造業、運輸業・貨物取扱業がつづいている。

なお同じく、労働省「重大災害報告」によって、事故の種類別重大災害発生件数をみておくと、七三年には、交通事故一〇三、爆発六四（うち引火性料品二七、可燃性ガス一六）、倒壊三四、土砂崩壊三一の順となっている。

ところで、省力化、労働態様の変化、機械設備の大型高速化などによって、近年、災害の大型化傾向が目立っている。第48表は、労働災害による死傷者一人当り労働損失日数の推移を表わしている。七三年の労働損失日数は、いちじるしく増大した前年と同水準を保っている。また製造業のうち、労働損失日数

第 48 表 産業大・中分類別労働災害による死傷者 1 人当り
労働損失日数の推移（規模30人以上）

（単位：日）

産 業	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	1973 年
計	80.0	81.6	82.8	88.1	88.1
林 業	101.9	100.0	104.5	89.6	70.9
鉱 業	67.3	86.0	74.7	90.3	113.8
建 設 業	167.2	154.2	241.5	180.9	144.2
製 造 業	80.7	82.8	75.7	83.8	88.0
食料品・たばこ	75.9	76.2	64.6	50.7	72.0
織 維	133.7	76.7	53.9	48.0	99.5
衣 服	20.5	51.4	35.1	25.0	15.6
木 材	50.9	46.2	70.6	108.0	87.7
家 具	54.6	58.5	64.1	57.5	95.4
パ ル プ・紙	105.3	109.9	121.1	125.2	101.8
出 版・印 刷	79.7	65.9	60.2	63.8	26.8
化 学	93.4	108.2	83.0	90.2	97.5
石油・石炭製品	142.1	114.9	170.7	202.3	34.5
ゴ ム	147.4	114.8	103.7	116.5	114.3
な め し 皮	40.7	62.1	29.0	23.0	91.5
窯 業・土 石	84.2	79.9	75.2	77.6	88.9
鉄 鋼	111.2	147.5	111.9	121.0	118.9
非 鉄 金 属	94.0	128.9	91.2	113.6	97.3
金 属 製 品	80.6	82.7	55.3	75.2	93.5
一 般 機 械	49.0	49.5	49.8	72.4	67.6
電 気 機 器	98.1	76.9	97.0	86.8	99.9
輸 送 用 機 器	100.3	110.9	116.8	123.0	118.6
精 密 機 器	33.5	42.2	64.3	57.9	36.0
そ の 他	58.6	83.7	74.6	79.2	42.5
運 輸・通 信 業	72.7	68.6	82.4	86.8	75.0
電気・ガス・水道業	193.0	155.3	230.9	155.1	160.1
サ ー ビ ス 業	85.1	28.9	45.8	59.3	97.4

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」

の大きいものを七三年についてみると、鉄鋼一一八・九、輸送用機器一一八・六、ゴム一一四・三、パルプ・紙一〇一・八、電気機器九九・九、繊維九九・五、化学九七・五の順となっている。これを前出の度数率と重ね合わせると、順位がいちじるしく異なるのがわかる。おおむね資本構成が高度化し、固定資本規模の大きい業種で、労働損失日数が多くなっている。こうして、労働災害が全体として減少を示すなかで、労働損失日数は高水準を維持しているのであり、いわゆる災害の「重篤化」傾向とよばれる所以である。このことを象徴的に表わしたのが、七三年における石油化学コンビナートをはじめとする化学工場のあいつぐ爆発事故であった。

2 職業病

疾病等による休業状況

次に、労働省「疾病休業調査」（対象時期七三年九月、製造業、建設業の常用労働者三〇人以上の一〇〇〇事業所、約一万二〇〇〇人）によって、製造業における疾病等による休業状況をみておこう。まず七三年九月中に休業した労働者は四五％であり、うち二七％が疾病等（病気または負傷）による休業であった。疾病等による休業を年齢別にみると、二〇歳未満三九％、二〇歳以上二五歳未満三一％、五五歳以上三一％であり、若年層と高年齢層で高い。

また疾患を種類別にみると、もっとも多いのが呼吸器系および消化器系で二八％、ついで筋骨格系および結合組織一〇％、不慮の事故八％、神経系および感覚器七％、循環器系五％の順となっている。

こうした疾病等による休業は、もちろん職業病そのものに起因するものがすべてだとはいえない。だが、次に示す疲労、健康障害の増大と合わせ、職業病の広いすそ野を形成しているものとして、今日無視できない。

疲労、健康障害の増大

前出労働省調査は、肉体的、精神的自覚症状を次のように示している。すなわち、症状を種類別にみると、胃または腸の具合が悪い一六％、肩がこる一五％、疲れやすい一三％、かぜをひきやすい一一％、腰が痛い九％などとなっている。

こうした肉体的精神的疲労、健康障害についての訴えは、各種組合調査によってもうかがい知ることができる。鉄鋼労連七三年七月調査によれば、「首・肩・背中がこる」（交代勤務者四五・二％、一般事務男子三七・七％、同女子三九・〇％、作業職常雇三七・七％）、「目が疲れやすい」（交代勤務者四五・六％、一般事務男子三九・二％、同女子五・〇％、作業職常雇三四・八％）、「胃がもたれる」（交代勤務者三三・二％、一般事務男子二一・三％、同女子一六・二％、作業職常雇二二・九％）などについて、とくに交代勤務者を筆頭に、高い自覚症状が示されていた。

「合理化」の進行は、こうした状況を生みだすにいたっている。

【参考資料】 (1)労働省『昭和四八年労働経済の分析』、(2)大会資料——鉄鋼労連、電機労連、合化労連、炭労、全鉱、食品労連、私鉄総連、全織同盟、繊維労連、紙パ労連、海員組合、自治労、全農林、全労働、国労、全通、(3)組合機関紙誌——『総評調査月報』『月刊ゼンセン』『食品労連時報』『船員しんぶん』『全労働』『月刊自治研』『月刊全電通』『全通時報』全専売『オルグ手帖』、(4)『賃金と社会保障』『経済』『労働経済旬報』『労働資料速報』

V 労働者の生活

概要□消費者物価の動向と庶民の実感——消費者物価の動向／大企業製品の価格上昇／庶民の実感／物価政策——政府の物価感覚／生活二法案の成立／第七二通常国会における物価論議／「狂乱物価」と消費者運動——消費者運動の活発化／第一二回全国消費者大会／物価メーデー／インフレ阻止運動／労働者家計の収入と支出——概況／金属労働者の生活／国鉄労働者の生活／標準生計費——人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準／総評の理論生計費

概

要

一、わが国の物価上昇は、最近になって深刻な段階に進行し、「狂乱物価」といってよい状況にある。すなわち、総理府統計局の全国消費者物価指数（一九七〇年＝一〇〇）によると、七三年平均では一二三・九と前年平均に比べ一一・七％の大幅上昇となった。さらに、七四年一月の同じ指数は前年同月比で二三・一％と、過去一カ年間の上昇率が二〇％の大台をこえるにいたった。前月比で四・四％という急騰ぶりは、消費者物価指数が比較的落ちついていた七二年一カ年分の上昇率にほぼ匹敵する。しかも注目すべきことは、工業製品の独占価格が、大企業の責任を重くしつつ、農産物と並ぶ物価上昇の主犯にのし上がってきているということであって、このことは、物価を押し上げるしくみに基本的な変化をもたらしていることを意味する。今後、卸売物価の暴騰は「かけ足」で消費者物価にはねかえり、公共料金の一斉値上げと相まって、消費者物価の騰勢を加速し、いっそう悪性化することが考えられる。

一、狂乱状態といわれるほどの異常な物価高のなかで、消費者はかつてない規模で生活の防衛に立ちあがった。消費者が全国的に隠匿物資や便乗値上げを監視し、摘発する動きも高まったし、そうした消費者団体や地域住民組織と労働組合との連帯も強められてきて

いる。全国の消費者団体が一堂に集まった七三年十一月の全国消費者大会（五〇団体、約一六〇〇人参加）も「ことしほど憤りをもって集まった大会はかつてない」といわれたほどに、主婦たちの真剣な表情でみなぎった。同じ十一月には、悪性インフレの進行に抗議する「物価メーデー」の集会やデモが、秋季・年末闘争にとりくんでいた総評、中立労連、新産別を主体にした組織労働者ら二五〇万人の参加によって全国的な規模でおこなわれた。こえて、七四年一月以降においても、「二五年来」といわれる異常物価への怒りと抗議の意思表示をこめた集会やデモが、労働者や消費者、婦人、農漁民、商工業者の参加によって相次いだ。

一、消費者物価指数（全国）が、前年同月比二三・一％の暴騰を記録した同じ七四年一月の総理府統計局「家計調査報告」では、物価高騰のあおりで勤労者世帯における実質収入、支出とも前年同月比でマイナスに転落していたことが明らかにされた。すなわち、同報告によると、全国勤労者世帯の平均実収入は、前年同月比で実質六・一％減（実収入から勤労所得税等の非消費支出を差し引いた可処分所得は同六・四％減）、また、平均消費支出も実質〇・一％の減となった。実質収入、支出がともにマイナスになったのは、一九六五年四月いらいだが、とくに実質収入の落ちこみ幅は、五四年八月の三・五％を上回って、同調査開始（一九五〇年九月）いらいの記録となった。このため、可処分所得に占める消費支出の割合も、九三・六％と前年の八七・七％から急上昇し、逆に貯蓄や黒字の割合は、一二・三％から六・四％へと二ケタ台から一ケタ台に落ちこんだ。インフレによる実質収入減については、労働省の七四年一月の毎月勤労統計でも、実質賃金が前年同月比で四％減となったが、家計調査の

結果では、世帯主ばかりでなく妻の内職収入などを含めて、「世帯ぐるみ収入」の実質減となったことが示されたわけである。

一、国民生活センターが、七四年五月に発表した「国民生活動向調査」（七三年十二月から七四年一月にかけて実施）の結果によると、物価の上昇により、全国の主要都市の主婦の九五％が生活への圧迫感を訴え、消費者運動への参加者がふえていることが示されている。とくに、物価上昇の家計への影響について、「かなり圧迫」しているとするものが六〇・三％、「多少圧迫」が三四・九％と、前回（七三年七月）調査より「かなり圧迫」が約二割ふえていた。そうした実情は、国鉄労働者を対象とした家計調査の結果によってもうかがえる。国鉄労働組合の調査報告によると、七三年十一月の世帯主の基準内・外賃金を含めた国鉄からの収入は、一万二九四九円、一方、支出の合計は一六万七二〇四円で、国鉄からの収入のみでは、支出の約七〇％しかまかなえていない。しかも、四人家族の食費四万三〇〇〇円では、一日一人当り食費におきかえると三五〇円にかすぎず、国鉄労働者の家庭では、最近肉の消費が減り、そのかわりに食用油の消費がふえて、油によるいたため物で蛋白質を補っている事実が訴えられている。

1 消費者物価の動向と 庶民の実感

消費者物価の動向

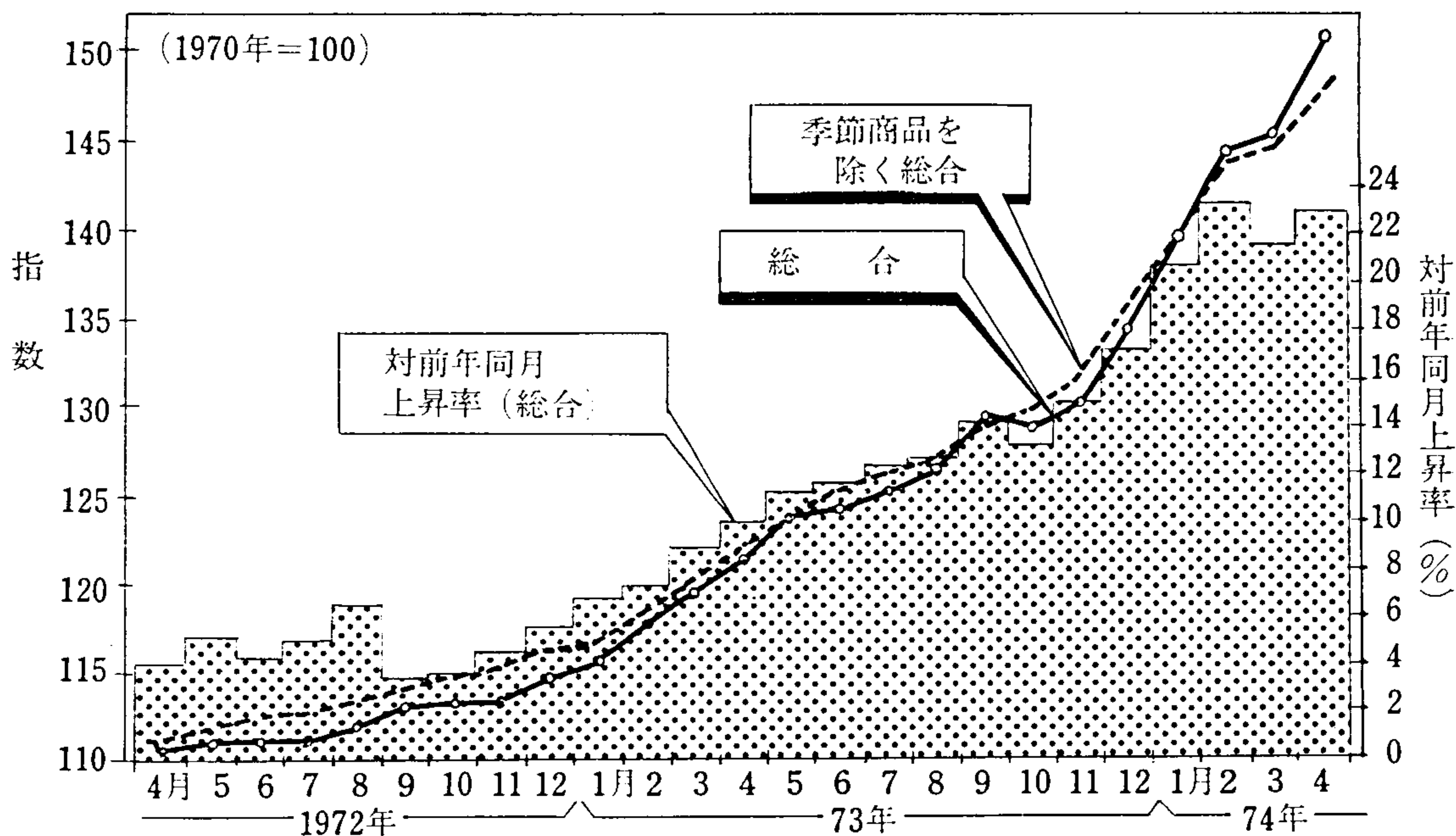
一九七〇年を一〇〇とした、総理府統計局の
全国消費者物価指数でみると(第49、51表)、

一九七三年平均では一二三・九と前年平均に比べ一一・七%の大幅
上昇となった。最近各年の対前年上昇率をみると、六八年が五・三
%、六九年五・二%、七〇年七・七%、七一年六・一%、七二年は
四・五%であったから、これらに比べて七三年の上昇率はいちじる
しく高く、全国平均指数の作成開始時期つまり一九六三年以後では
もっとも高い上昇率となっている。項目別上昇率では、被服が二
一・五%、食料が一三・〇%、住居一〇・〇%といずれも一〇%を
こえて大幅に上昇したほか、雑費七・五%、光熱費五・四%となっ
ているが、なかでも被服の上昇が目立つ。

これを月別の推移でたどると、一月には野菜、生鮮魚介の値上が
りにより総合指数は対前月比一・〇%、二月は加工食品、果物、肉
類などの値上がりにより〇・八%の上昇を示した。

三月に入ると、婦人服、生地などの衣料および身の回り品にも値
上がりがみられ、被服で前月に比べ四・二%と大幅に上昇したほか、
野菜、果物、乳卵、肉類などの値上がりで食料も三・九%の上昇を

第1図 消費者物価の推移(東京都区部)



〔備考〕 総理府統計局「消費者物価指数」による。

第 49 表 物 価 指 数 表

(1970年=100)

年 月	卸 売 1) 物価指数	全 国 消 費 者 物 価 指 数 ²⁾						
		総 合	食 料		住 居	光 熱	被 服	雑 費
			計	うち主食				
1971年平均	99.2	106.1	106.0	102.8	104.8	103.7	109.0	105.9
72年平均	100.0	110.9	110.1	106.7	109.1	105.3	115.0	111.7
73年平均	115.9 (15.9)	123.9 (11.7)	124.4 (13.0)	115.9 (8.6)	120.0 (10.0)	111.0 (5.4)	139.7 (21.5)	120.1 (7.5)
73年 1 月	105.9	114.5	114.1	112.6	112.1	107.0	120.9	114.5
2 月	107.6	115.4	115.5	112.8	113.0	107.3	121.6	114.9
3 月	109.6	115.4	120.0	113.1	114.6	107.6	126.7	115.9
4 月	110.2	118.4	122.0	113.5	116.8	108.7	131.4	117.8
5 月	111.2	120.7	123.9	113.9	118.4	109.1	138.5	118.5
6 月	112.6	122.8	122.3	114.6	119.4	109.0	140.6	120.1
7 月	114.8	123.0	123.1	114.9	120.1	109.4	141.1	121.4
8 月	117.2	123.9	125.4	115.4	121.0	109.9	140.0	122.2
9 月	119.3	125.0	130.7	116.2	122.5	110.4	148.1	123.0
10月	121.7	128.6	130.1	118.5	124.2	113.3	153.2	122.1
11月	125.6	129.1	130.3	121.1	126.4	115.7	155.2	124.0
12月	134.5	130.4	135.6	123.7	132.0	124.9	158.6	127.4
74年 1 月	141.9	141.0	145.6	132.6	138.1	126.7	161.9	129.9
2 月	147.4	145.8	152.0	135.3	144.6	126.1	163.3	133.9
3 月	148.4	146.8	152.4	135.3	146.6	126.0	165.2	134.8
4 月	149.5	150.8	157.3	135.6	149.8	126.0	166.9	139.6

- 〔備考〕 1) 日本銀行の卸売物価指数。
2) 総理府統計局の消費者物価指数。
3) カッコ内は、1973年平均の対前年比騰貴率である。

みたため、総合指数は二・六
％の大幅上昇となった。四月
は和服、婦人服、生地などの値
上がりに加えて夏物衣料が高
い価格水準で出回ったため被
服が前月につづいて上昇した
ほか、授業料（国立大学、私立学
校など）、自動車免許手数料
の料金改訂などもあって、総
合指数は一・九％の上昇を示
した。五月は、三・四月に続
騰した衣料が六・八％とさら
に大幅な上昇を示したほか、
野菜にも値上がりが見られた
ため、総合指数は一・七％の
上昇、六月は野菜の下落もあ
って、それが〇・二％とわず
かな上昇にとどまった。七月
には、新聞代の値上がり、戸
籍抄本手数料の改訂などがあ
り、総合指数で〇・七％の上
昇、八月は夏物衣料の値下が
りがみられ被服は下落した
が、生鮮魚介、果物、野菜な
どの値上がりにより、総合指

第 50 表 消費者物価指数（全国）

（1970年=100）

費 目	1972年 平 均	1973年 平 均	対 前 年 比（％）		寄 与 率（％）	
			72/71	73/72	72/71	73/72
総 合	110.9	123.9	4.5	11.7	100.0	100.0
食 料	110.1	124.4	3.9	13.0	35.1	44.9
主 食	106.7	115.9	3.8	8.6	5.1	4.4
その他の食料	110.7	126.0	3.8	13.8	30.0	40.5
生 鮮 魚 介	123.4	138.7	3.9	12.4	2.7	3.6
塩 干 魚 介	116.0	134.6	5.2	16.0	1.4	1.8
肉 類	109.2	131.0	5.2	20.0	3.9	6.4
乳 卵	109.7	122.0	3.9	11.2	2.2	2.7
野 菜	90.8	118.2	— 5.0	30.2	—	6.8
乾 物	106.6	120.7	6.7	13.2	1.0	0.8
加 工 食 品	122.4	147.1	7.7	20.2	5.0	5.7
調 味 料	109.1	121.1	2.6	11.0	1.0	1.8
菓 子	114.9	125.5	5.7	9.2	3.3	2.3
果 物	95.5	97.1	0.2	1.7	0.1	0.3
酒 類	105.4	110.5	0	4.8	0	0.8
飲 料	105.8	109.0	2.3	3.0	0.8	0.4
外 食	119.5	136.8	7.7	14.5	8.6	7.1
住 居	109.1	120.0	4.1	10.0	10.4	9.7
家 賃 地 代	117.1	127.0	8.0	8.5	5.3	2.2
設 備 修 繕	121.7	150.7	9.5	23.8	4.4	4.4
水 道 料	105.2	107.9	3.7	2.6	0.4	0.1
家 具 什 器	101.5	107.8	0.2	6.2	0.3	3.0
光 熱	105.3	111.0	1.5	5.4	1.4	1.9
電 気 ガ ス 代	100.7	103.2	1.0	2.5	0.6	0.5
その他の光熱	114.0	126.1	2.2	10.6	0.8	1.4
被 服	115.0	139.7	5.5	21.5	15.5	23.5
衣 料	115.0	141.8	5.3	23.3	10.9	18.7
身 の 回 り 品	115.0	133.8	6.2	16.3	4.6	4.8
雑 費	111.7	120.1	5.5	7.5	37.6	20.0
保 健 医 療	111.2	109.8	9.3	— 1.3	6.8	—
理 容 衛 生	114.0	125.7	6.2	10.3	4.9	3.1
交 通 通 信	108.8	115.1	5.0	5.8	5.5	2.4
自 動 車 費	105.8	113.8	1.5	7.6	1.0	1.9
教 育	116.3	129.8	9.3	11.6	5.9	2.9
文 房 具	114.7	124.8	7.9	8.8	0.7	0.3
教 養 娛 楽	116.4	128.9	5.6	10.7	12.6	9.2
た ば こ	100.0	100.0	0	0	0	0
その他の雑費	102.1	106.0	1.5	3.8	0.2	0.2
季節商品を除く総合	111.6	124.4	4.9	11.5	—	—
持家の帰属家賃を含む総合	111.5	124.5	4.9	11.7	—	—

第 51 表 消費者物価特殊分類指数（全国）

（1970年=100）

費 目	1972年 平 均	1973年 平 均	対 前 年 比（％）		寄 与 率（％）	
			72/71	73/72	72/71	73/72
総 合	110.9	123.9	4.5	11.7	100.0	100.0
商 品	109.2	123.2	3.3	12.8	49.4	72.9
農 水 畜 産 物	105.0	119.8	2.3	14.1	9.1	21.0
米 麦	104.1	112.7	3.6	8.3	3.6	3.2
生 鮮 食 料 品	105.3	122.2	1.8	16.0	5.5	17.8
工 業 製 品	110.2	123.8	3.7	12.3	37.3	48.6
＊ 大企業製品	104.7	110.6	1.4	5.6	6.7	10.2
＊ 中小企業製品	115.3	136.2	5.6	18.1	30.6	38.4
食 料	112.8	125.9	4.4	11.6	16.9	17.4
大企業製品	107.8	115.7	2.3	7.3	3.3	4.2
中小企業製品	116.1	132.5	5.8	14.1	13.6	13.2
織 維 製 品	115.0	141.4	5.3	23.0	11.3	19.5
耐 久 消 費 財	97.0	99.2	— 1.3	2.3	—	0.9
その他の工業製品	108.6	118.6	3.0	9.2	9.1	10.8
大企業製品	106.5	111.7	1.9	4.9	4.0	3.9
中小企業製品	113.3	134.2	5.4	18.4	5.1	6.9
出 版 物	119.6	134.1	4.4	12.1	3.0	3.3
サ ー ビ ス	114.5	125.5	7.1	9.6	50.6	27.1
民 営 家 賃 間 代	117.3	127.3	8.3	8.5	4.9	2.0
公 共 料 金	107.7	112.0	5.5	4.0	14.6	4.2
個 人 サ ー ビ ス	119.0	134.6	8.2	13.1	21.6	13.8
外 食	119.5	136.8	7.7	14.5	9.5	7.1

- 〔備考〕 1) 大企業製品——原則として調査銘柄の商品が従業員 300 人以上かつ資本金5000万円以上の企業（1969年事業所統計）で製造されるもの
- 2) 耐久消費財——電気器具，時計，ミシン，乗用車，カメラなど
- 3) 出版物——新聞代，雑誌，辞書など
- 4) 公共料金——公営家賃，水道料，電気ガス代，入浴料，国鉄・私鉄・バスの運賃，郵便料，国公立学校授業料など
- 5) 個人サービス——仕立代，洗たく代，大工手間代，理髪料，私立学校授業料，月謝など
- 6) ＊ は工業製品全体の大企業製品および中小企業製品である。

数で〇・九％の上昇を示した。

九月は秋・冬物衣料が高値で出回ったこと、身の回り品が値上がりしたことにより被服が前月に比べ五・八％と上昇を示したのに加え、夏場の干ばつの影響をうけた野菜が四〇・〇％と高騰、乳卵、果物なども値上がりして食料が四・二％を上昇したため、総合指数は再び二・九％の大幅上昇となった。一〇月は、前月につづいて秋・冬物衣料の値上がりが大きかったほか、関西・四国電力および大阪ガスの料金改訂、灯油の値上がりなどにより光熱も二・六％上昇したが、前月高騰した野菜が一四・一％の反落、果物、乳卵の値下がり、また、診療料負担の軽減（健康保険法の改訂により被用者保険における被扶養者一部負担割合の変更）により雑費が下落したこともあって、総合指数の上昇は〇・四％にとどまった。十一月は果物、野菜は値下がりしたが、灯油、プロパンガスなどの値上がりによる光熱費の上昇、ちり紙、化粧せっけん、ノートブック、レターペーパー、鉛筆、ガソリンなどの異常騰貴による雑費の上昇、そのほか調味料、設備修繕、家具、身の回り品なども値上がりがみられ、総合指数は一・〇％と上昇した。十二月には、野菜、調味料、乳卵、生鮮魚介、菓子などの値上がりにより食料が四・一％、設備修繕、家具の値上がりにより住居が四・四％、プロパンガス、灯油などの値上がりにより光熱が八・〇％といずれも大幅に上昇したほか、被服および文房具、自動車費、理容衛生などの雑費も上昇したため、総合指数は対前月比で三・六％といっそう大幅な上昇を示した。

大企業製品の価格上昇

同じ全国消費者物価指数は、七四年一月には一四一・〇と、前年同月比で二・一％の上昇を示し、過去一カ年間の上昇率が二〇％の大打をこ

えるにいたった。こうした物価上昇の様相が一変した最近の実態は、第51表の特殊分類指数による寄与率によってもうかがえる。すなわち、同表によると、一九七二年の全国消費者物価上昇に寄与した分類項目別の割合では、民間家賃、入浴料、各種運賃、理髪料、洗たく代などいわゆるサービス料金が五〇・六％と半分を占めていた。これ以前も同様の傾向だった。ところが、七三年の同じ寄与率は二七・一％に激減した。そして逆に工業製品の寄与率は三七・三％から四八・六％へと、ほぼ前年のサービス料金の比重に近くなっている。サービス料金が値下がりしたわけではなく、工業製品の値上がりは並はずれて大きかったため、サービス料金の上がり方の影響力をうすめてしまっている。

工業製品の値上がりに対する大企業（従業者三〇〇人以上・資本金五〇〇〇万円以上）と、それ以下の中小企業の責任分担にも変化の兆候がでてきている。大企業製品上昇の消費者物価全体への寄与率つまり大企業の「物価責任」は一〇・二％（七三年平均）で、中小企業の三八・四％にはまだ及んでいない。しかし、七三年の後半から大企業のそれが大きくなり、十二月には大企業製品の物価上昇率が月間五・〇％と、中小企業製品の三・九％をはじめて追い抜いた。このことは物価を押し上げるしくみに基本的な変化が起こっていることを意味すると思える。工業製品の価格が、大企業の責任を重くしつつ、農産物と並ぶ物価上昇の主犯にのし上がってきている。そのきっかけは、輸入原材料の値上がりということであった。

先べんをつけたのが七二年秋の木材、つづいて七三年春の天然繊維原料、夏的小麦、大豆、そして秋以降の石油危機につながり、大企業・大商社の買い占め、売り惜しみの背景をなした。繊維暴騰の

直後にはじまった被服費の異常な値上がりは卸売物価から消費者物価へのツケの回り方が、「半年以降」という従来の常識が通用しなくなっていることを実証した。一度上がったものが下がらないことも、秋の秋・冬物の被服費の再高騰が知らせた。小麦・大豆の輸入価格の高騰はめぐりめぐって七四年一月の東京都部部の消費者物価のなかで、小麦粉とパン、即席ラーメン、うどんなど関連の加工食品を急騰させ、みそ、しょうゆの値段の相次ぐ値上げもひきおこしている。

さらに、「石油危機」は直接関係のない諸製品へも物価上昇の影響を与えようとしている。中小企業もまきこんでいっせいはじまったコスト上昇の末端価格への転嫁の動きは、七四年に入って自動車、家庭電器製品という主役に加えて、石油のコスト上昇とはまったく関係のない物価まで上げやすい社会的状況を生んでいる。卸売物価高騰のツケが、これから本格的に消費者物価のほうに回ろうとしており、それにつれて物価上昇における工業製品の寄与率がいっそう高まることは避けられまい。このことは、経済のなかにインフレ体質が根を下し、悪性化しつつあることを示すきわめて危険な兆候であるといえる。

庶民の実感

一九七三年の物価上昇は文字どおり狂乱状態というにふさわしく、生活必需品が軒並み暴騰し、東京都区部の消費者物価調べ（総理府統計局）でみても二一九品目が二割以上の値上がりであった。しかも、値上がりがひどいのは食品関係で目立ち、「主婦の実感では二割なんてもんじゃない」。田中里子地婦連事務局長も「家計簿からみると、五割アップがほとんどですよ」と、「消費者物価指数」の「ごまかし」に不満の声が強い（「消費者物

価指数」の作成基準については、本年鑑第四三集一六〇ページ参照）。中村紀伊主婦連副会長は「二割アップって大変なことだけど、ほんととはもっと上ってます。砂糖だってこのデーターじゃ約六割のアップだけど、実際は一キロ一三〇円以下で買ったのが、いまは二四〇円くらいでしょ。八割アップですよ。田中首相あたり、この数字をみて、なんだ「二割程度」かなんて思われたんじゃないですか」といい、塚本すみ子総評主婦の会全国協議会事務局長も「家計簿とは大きなズレがある。品目の選び方がおかしいからじゃないかしら、……もっと、あたり前の家庭の、日々の暮らしに即した統計は、できないものでしょうかねえ」と指摘する。また、「この『平均』がくせものなんですよ」と、下馬生協（東京・世田谷）の竹井二三子専務理事はいう。たとえば、平均では肉類は二二・一％、加工食品は二九・九％の値上がりだが、中身を見ると、ひき肉は六四％、プレスハムは四一％、とうふは四七％、納豆は七〇％、つまり、「一般家庭、どちらかというと所得のあまり多くない家庭でいつも買うものが、気遣いみたいに上がっているわけです。だから、平均二〇％アップといわれてもピンとこない。実感としては、四〇％、七〇％なんです」ということなのである（一九七四年一月二五日付『朝日新聞』）。

2 物価政策

政府の物価感覚

七四年三月にやや沈静するかにみえた消費者物価は、四月にはいつて再び暴騰しはじめた。総理府統計局発表の東京都区部の四月総合指数で一四九・七となり、前月に比べ三・五%上がり、前年同月比では二三・三%の上昇となった。政府が期待した「物価狂乱はすでに沈静」の夢はこれでいっぺんに吹きとんでしまい、この発表に目をむいた田中首相はただちに「イチゴやメロン」「プリンスメロンのこと」まで物価指数の調査品目に加えるのは、どんなものか。もっと生活実態に即した指数がでるよう算定方式を再検討すべし」と指示した。なにか都合の悪いことが起こると、数字をいじりたがるのが歴代政府おなじみの手法だが、今回はそのうえ「このような数字〔消費者物価指数〕を基礎にして、年金のスライドが実施されただけでは、税金をおめる国民の皆さんに申しわけない」という一見もっともらしい言い分までついていた。しかし年金受給者に見れば、「物価スライドといっても、額はごくわずか。それより物価を早く抑えてくれ」というのが切実な願いであるというべきであろう。政府にとって、「消費者物価指数」は、いわば「両刃の剣」である。指数が下がったときには、それを根拠に物価政策の成果を誇示できる。逆に高いときには、弁解の余地がない結果に追いこまれる。現に、首相はじめ福田蔵相など

は、この二月の消費者物価指数の反落を最大のよりどころに「石油製品値上げにふみきつても、再び物価狂乱を招くことは防げる」と楽観論をぶち上げてきていた。「イチゴやメロンなど主要食品とはみられないものの値上がりが、消費者物価指数を引き上げ、それが年金の物価スライドにはねかえるのではまずい」という閣議での首相発言では、日常食品として普及しているイチゴまでも、いわば「ぜいたく品」ときめつけている点で、一昔前の「貧乏人はムギを食え」というのと似ていて、庶民感覚とはあいられない。また、その発言の背景には、「物価スライド制導入」を善政だと宣伝しながら、なんとか政府に都合のいいような「指数」をはじき出す方法はないものか、という意図がのぞいていることも否定できない。首相の右の指示をうけて総理府統計局をはじめ大蔵、厚生、農林、通産など各省庁の関係者が集まり、検討された。そして、次の理由から「イチゴもメロンも調査品目から外すわけにはゆきません」というのがその結論であった。すなわち、①調査品目は、一〇万余の生活物資、サービス料金のなかから家計支出に占める「比重」の大きいものを選ぶ。現在は一九七〇年の消費構造で、比重が一万分の一以上の四二八品目。そのなかでイチゴの比重は一万分の二〇、メロンは同一〇。果物のなかで消費は決して少ないほうではなく、ぜいたく品とはいえない。②対象品目は全国的な家計調査をおこない、五年ごとに洗い直す。途中で特定品目を対象から外すと、過去の統計指数まで改めなければならない。これでは統計の継続性がそこなわれる。③基準年次を五年ごとにとるのは、国連統計を含め一二〇カ国余の物価指数の計算方式にならっており、国際比較のうえでかかせない。政府統計の元締め、行管庁長官の諮問機関である統計審議

第 52 表 国民生活安定法与・野党案の骨子

野 党 案	政 府 案	情 報 の 公 開	価 格 の 設 定	課 徴 金	運 用	監 視 体 制
生活関連物資の生産、在庫、流通について政府に公開を義務づける	日常の行政で行い、政府の義務をとくに法文化しない		政令で「標準価格」を設け、さらに高騰すれば「特定標準価格」をつくる。最終的には物統令の三段構え	「特定標準価格」を超えて販売した場合、差額に販売数量を乗じた額を徴収	価格決定などすべて政令。意思決定は政府だけでできる	指定物資の主務官庁と地方公共団体など政府機関のみ
	審議会の議決を経て政令で「指示価格」をつくる			「指示価格」を超えて販売した場合、差額に販売数量を乗じた額の三倍を限度として徴収する	政府の諮問機関として国民各層代表で構成する審議会を設置。都道府県にも置く	消費者の中から「生活物資調査員」をつくる

〔備考〕 1973年12月10日付朝日新聞「高値安定法案」による。

会からも「五年毎の改定が適当」の答申がおこなわれている。

生活二法案の成立

―「国民生活安定

緊急措置法」と「石

油需給適正化法」

の値上げと供給制限を通告してきた。このいわゆる「石油危機」の影響は深刻で、もの不足と値上げの連鎖反応が全国的に波及し、かつてない規模で人心を動揺させた。こうした混乱のなかで、政府は「国民生活安定緊急措置法案」と投機防止法、物価統制令の各改正案を、「石油需給適正化法案」とともに、国会に提出した。一方、野党四党もこれに対する共同修正案を発表した。これらの法案は、今後、石油危機が一段と深刻化した場合に備え、あらゆる物資について、価格安定と供給確保のための行政介入権を政府に与えること

を目的としたものである。生活安定法をめぐる政府案と野党案のちがいの一つは、政府案が民間業界の実情を生かし、価格規制も現実にあった形でゆるやかにはじめようとしていた点である。

政府はまず「標準価格」を設けて、業界にこれを守らせ、それでも値上がりが出ない場合には「特別標準価格」を設けて、違反者から課徴金をとる二段階制を折りこんだ。これに対し、野党側は官庁と大企業との談合を排除するたてまえで、政府自身の責任をより明確化しようとした。原価計算にもとづいた「指示価格」一本にし、価格決定の根拠を公開せよという主張である。また、政府案より違反業者に対する課徴金も重いが、そのかわり審議会を設けて国民各層の考えを反映させるなど、官僚統制の行きすぎに歯止めをかけるのが特色で、政府法案は民間業界の考え方に、野党案は公正取引委員会の線に近かったものといえる。

この政府提出案に対して、消費者団体は、「原価などの公開や、

消費者によるチェックを認めない業界寄り法案では消費者にとって有害無益」であり、「高値安定法案だ」としていっせいに反対や批判の声をあげた。消費者団体の批判は、まず「標準価格」に集中した。「政府が決めて業界に守らせるというのだから、結局業界が納得する高値で決まるのではないか。通産省が灯油一八リットルか三三八〇円の上限価格を決めたら、配達料という名目で四五〇円もとられ、それまで四〇〇円で売っていた店まで四五〇円に上げてしまったところもある。LPガスも一〇キロボンベ八〇〇円ぐらいだったが、通産省は近く一三〇〇〜四〇〇〇円の指導価格にしようとしているという。たしかに一五〇〇〜六〇〇〇円に値上がりしているところでは、やや安くなるが、そこまで上がっていない地域の値上げを公認することになる」(地婦連)と、予想される高値安定に反発した。さらに「独禁法死文化への第一歩では」と警戒する声も強く、経企庁と公取委が覚書を交わして、この法案を実現するための業界の共同行為(カルテル)に独禁法の適用除外を認めたことは重大だ。鉄鋼業界をはじめ、どの業界も、以前から値上げカルテルや再販を待望していたのだから、この法案は業界も歓迎するはずだ。こんな覚書は撤回を要求する」(日本消費者連盟)とカルテル助長の危惧が重大視された。「結局この法案では、業界だけがトクをして、消費者にはなんの足しにもならない」(主婦連)というきびしい声が出たのも、モノの原価や、生産、在庫、流通などの業界の情報が全く公開されないこと、消費者が標準価格の決定や監視などからシャットアウトされていることなどいけば「消費者不在法案」のためである。

結局、七三年一月二日同法が成立するにあたっては、野党側の提案した「国民生活安定審議会」の設置がとりいれられた。同審

議会は、総理府の付属機関として学識経験者、一般消費者など一五人以内の委員で構成され、総理、関係大臣からの諮問に応じ、不足物資の割当、配給、運用について建議することになる。しかし、審議会の場を通じて消費者の世論が物価行政に反映されるという一応の利点はあるにせよ、標準価格の決定に関与できるほどの権限をもつものではない。そこで、各消費者団体が共通して求めている対策の総論は、「日本列島改造論を引っこめるとか、本筋のインフレ対策を政府に求めるべきで、効果に疑問のある法案でごまかされてはならない」ということであり、それにしても「ともかく法律の効果をもつめよう」という地婦連の田中里子事務局長は「政府が標準価格を決めるといっても、業界からのつくられた資料を手がかりに決められる以上、高値安定になりやすく、国民生活安定審議会がどれほどチェックできるのか。審議会には価格変更権や勧告権など強い権限をもたせるべきです」と強調する。これに対し、日本消費者連盟の竹内直一代表は、「この法案が業界保護のためにあり、一般庶民にとってはむしろ有害であるというこれまでの見解にかわりない。断固反対する」といい、「いまの値上がりは決してモノ不足によるものではない。業者の談合による協定価格だ。だからへんな法律をつくるより、独占禁止法を強化する方がずっと適切だ。独禁法の運用が大手業者ののど元をしめるのに比べ、こんどの国民生活安定法は業者のお手盛り価格にお役所がおシミ付きを与えるようなものだ」と批判する。また、「買い占め、売り惜しみ防止法があるのに、人手がないとかで空文化している。これを強化して発動し、暴利をむさぼる業者を取り締まるべきだ」(日本生協連)など現行法の強化、活用を求める声が多い。

第七二通常国会における物価論議

——衆院予算委の物価集中審議

一九七四年一月中旬から政府が実施した退蔵物資の在庫調査について、投機防止法がサ

ッパリ活用されないという問題にかかわって、同二月四日の衆院予算委員会は波乱をよんだ。同法（本年鑑第四四集一三七ページ参照）の具体的しくみは、①政府が買い占め、売り惜しみによって値上がり心配される物資を指定し、②その物資の価格や在庫状況調査（任意調査は第三条、強制捜査は第五条）し、③その物資の放出を指示、命令（第四条）することができるというもので、各省庁でこの事務を担当するのが価格調査官である。この限りでは、いかにも効果を期待できそうな法律のように思えるが、実際の効果はゼロに等しかった。

政府は共産党の不破書記局長の追及（一月二十九日）に対し、同法第四条で定めた緊急放出命令を一度も発動したことがなかったこと、また、赤松勇氏（社会党）の再質問で第五条の強制立ち入り検査も、今回の全国一斉在庫調査では一件もおこなっていないことを認めたのである。そこで赤松氏は「法律が公布されて七カ月も無為に過ごした責任はまぬがれない」とし、さらに「この法律が全面的に実施され、すべての貯蔵所が摘発されれば、灯油やトイレットペーパーをめぐる国民生活の悲劇はなかった。プロパンガスがないため、自殺した運転手さえいるのに、実施を怠った政府が申しわけないという一片の陳謝ですまそうとするのは了承できない」と追及したのに対し、首相は「この法律は合成洗剤やチリ紙などの問題がおきる前に、豆腐、合板、ガーゼなど『品の不足』の問題でつくられたものだ。これらの問題については措置すべきものは措置し、努力してきた。ただ価格調査官の任命等に時間的に敏速を欠いたことは認め

る」と述べて、野党委員らから「投機防止法はトウフ法律か」などと皮肉をあびた。

この法律の所管官庁である経済企画庁は「実施しなくとも目にみえない効果はあげている。たとえば、商社にしてもかつてのような行動は自粛している」という。だが、実情はこの後の同じ衆院予算委における物価集中審議にもうかがえるところであって、本音は「できるだけ使いたくない」というところにあるのではないかとの疑惑をもたれている。専任の価格調査官もおかず、任意調査でお茶をにごしていたという見方もある。もともとこの在庫調査は、買い占め売り惜しみを摘発するため田中首相のお声がかかりではじまったことである。ところが、通産省では具体的な調査箇所、方法などを秘密にして批判を招き、ここでは調査の法的根拠も不明確だったというあいまいさがさらけだされることになったのである。

七三年二月二五日から三日間にわたって衆院予算委の物価集中審議がおこなわれ、巨大企業の代表が「狂乱物価」の責任者として、各政党のきびしい追及をうけた。集中審議にあたって、野党側は企業代表を「証人」として喚問することを主張した。しかし、自民党の強行採決によって、「証人」案は退けられ、法案審議の参考に意見をきくため「参考人」になった。が、それらの参考人を前にして、野党側は大企業内部の指示書、明細書、社内報から流通業者に対する通知にいたるまで、実にさまざまな文書を証拠材料としてつぎつけ、大企業の社会的背徳行為を追及した。

この集中審議に、国民が相当の関心を示し、国会での審議の成行きに注目していたことはまちがいない。しかし、審議は三日間にわたったとはいえ、各業界一日ずつで、しかも質問者が持ち時間を限

られていたこと、答弁にあいまいなものが多く、よほどの具体的事実をつきつけられぬかぎり、抽象的な答でにげてしまうといった調子で、とり上げられた問題が必ずしも徹底して追及されたとはいいがたい。たとえば、『狂乱物価』の発端となった石油危機の『主役』が参考人として並んだ二日目の審議では、初日につづいて、野党側は個々の企業の悪徳ぶりを暴露する材料をつぎつぎにつきつけて、便乗値上げ、ヤミカルテルの真相をうきぼりにすることをねらった。小林進氏（社会党）は、七三年一〇月以降の石油各社の便乗値上げのなかでも、とくに悪質な例として、昭和石油をやり玉にあげ、同社が七三年一二月二四日の通産省の指導を無視して、その直後に一月一日からの値上げを販売店に指示したいきさつを暴露、同省に「ウソの報告」をしたり、その証拠書類を隠滅した事実をあげたが、永山同社長は「そういう事実是不知に」と繰り返えし、最後に「よく調査したい」と答弁、疑惑は残ったままに終わった。

それしても、この審議を通じて痛感されることは、企業の反社会的行動に対して、行政がいかに無力ではないかということである。しかも、通産省と石油業界とでは、その間の「需給見とおしの協議をみてもわかるとおり、表裏一体のはずではないか」とも指摘されたように、政府と経済界のゆ着関係を示す現象も少なからず明らかにされた。

3 “狂乱物価”と消費者運動

消費者運動の活発化

狂乱状態といわれるほどの異常な物価高のなかで、消費者はかつてない規模で生活の防衛に立ちあがった。消費者が全国的に隠匿物資や便乗値上げを監視し、摘発する動きも高まっており、そうした消費者団体や地域住民組織と労働組合との連帯も強められつつあるといえる。国民生活センターが七四年五月に発表した「国民生活動向調査」の結果によると、物価の上昇により、全国主要都市の主婦の九五％が生活への圧迫感を訴え、消費者運動への参加がふえていることが示されている。すなわち、七三年一二月から七四年一月にかけて東京都（区部）と大阪、名古屋、北九州など政令指定都市一〇市の主婦三〇〇〇人を対象として実施された同調査結果で目立つのは、物価上昇の家計への影響について「かなり圧迫」しているとするものが六〇・三％、「多少圧迫」三四・九％と、前回（七三年七月）調査より「かなり圧迫」が約二割ふえていた。一方、この一年間になにかの形で消費者運動に参加した人は一四・七％で、前回の五倍であった。「牛乳、灯油などの共同購入」「物価値上げ反対運動」への参加者が多く、また今後、地域の消費者団体に参加したいというものも三八・六％におよんでいて、最近の物価高騰が、自衛策としての消費者運動を活発化していることがうかがわれる。国鉄、私鉄、電気、ガス、郵便と、

公共料金だけをみても値上げ攻勢がすさまじく、灯油、食品、繊維品、学用品等々の値上がりなど、家計への影響は測り知れないだけに、年に一度、全国の消費者団体が一堂につどう全国消費者大会も「ことしほど憤りをもって集まった大会はかつてない」（大野省治消団連事務局長）といわれたほどに、主婦たちの真剣な表情でみなぎっていた。

第二回全国消費者大会

同大会（七三年一月八・九日、東京・全電通ホールなど都内六会場）に参加したのは、主婦連、生協連、日本消費者連盟創立委員会など五〇団体、約一五〇〇人。初日の八日は、公共料金、管理価格、食糧問題、有害食品、税金、医療などのテーマごとにわかれ、暮らしをまもるための討論がつづけられた。

「管理価格を中心に、大企業の価格・流通支配をやめさせるために」をテーマとする分科会では、「生協に灯油を、と各地で組合員立ち上がる」と題した日本生協連の物価速報が配られ、石油危機のさなからしい雰囲気の中、最初にあいさつにたった大野事務局長は「この一年は商社を中心とする大企業による買い占め、売り惜しみなどいろいろな問題が多い年だった。大企業の管理価格に対してどうたたかうは、われわれの大きな課題だ。そんななかで、公取委がこのほど再販制度撤廃の方向にふみだしたのは消費者運動の大きな成果だ」。しかし、「今後には灯油の問題など多くの課題がひかえており、それに対処するため、この大会で新しい展望を開こう」と呼びかけた。このあと、全国消費者団体連絡会は、灯油一かん（二ハリットル）を三〇〇円台で共同購入している実績を発表し、「灯油は四〇〇円台という業者の宣伝にごまかされず、もっと値切って

買おう」と呼びかけた。全消連によると、東京の久米川団地が三一五円で共同購入契約を結んだのをはじめ、全国三四の生協や団地で三〇〇円台の購入が実現していた。

また、公共料金をテーマにした分科会では、公団自治会協議会の工藤芳郎氏が基調報告で「公共料金というのは、政府が値上げしないという気持ちがあるなら、値上げしないですむ性格のものだ。ところが、国民の声を無視して、むしろ値上げの主導権をとっている」と、物価高の責任はまず政府の姿勢にあることを強調し、「昨年、国鉄運賃値上げ法案を反対運動で廃案に追いこんだように、われわれの力で公共料金の値上げをストップさせよう」と呼びかけた。九日正午からの全体集会には、主婦ら三〇〇〇人が集まり、各地の代表が公共料金や灯油などあらゆるものの値上がりや有害食品、公害にいかんがつけられているかという実情が訴えられ、いまこそ消費者が団結して立ちあがろうというアピールが相ついだ。そして、「政策の根本的転換と、物価の抑制をすべてに優先した緊急措置を求める」との大会宣言と六六項目の決議が採択された。

物価メーデー

悪性インフレの進行に抗議する「物価メーデー」の集会やデモが、七三年一月十一日全国的な規模でおこなわれた。これには、ボーナス要求など秋季・年末闘争にとりくんでいた総評、中立労連、新産別を主体にした組織労働者ら（主催者の春闘共闘委発表では二五〇万人）が参加、物価高で苦しい暮らし向きを訴えるとともに、生活防衛闘争に立ちあがる呼びかけがおこなわれた。

インフレ阻止運動

七四年一月二六日には、日本生協連、春闘共闘委などの物価狂乱による生活危機突破へ国

民ぐるみの「インフレ共闘」をとの呼びかけで「インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民連絡会」（東京・衆院第二議員会館）が開かれ、これには日本消費者連盟創立委員会、日本母親連絡会など婦人、労働関係計八〇団体一六〇人が参加した。こえて、二月一八日に、労働四団体（総評、同盟、中立労連、新産別）共催の「インフレ粉碎、生活危機突破大集会」（東京・日本武道館）がもたれ、武道館の大ホールは二万一〇〇〇人（主催四団体発表）の労組員で埋められた。集会では市川総評議長、天池同盟会長、清田中立労連議長、石垣新産別委員長が、それぞれ「全労働者が連帯してインフレを阻止しよう」とよびかけ、「物価値上げのからくりを打ち破り、老人や生活保護世帯などの生活保障をはじめ、いのちと暮らしを守る緊急課題の実現を目指し、全労働者の統一行動を展開する」との宣言が採択された。また、二二日におこなわれる田中首相と四団体のトップ会談では、さきに四団体のあいだで決めたインフレ抑制、雇用安定、生活防衛の緊急三要求に「官公労働者のスト権保障」を付け加えることを決めた。この日「決意表明」に立った四団体代表のなかで、まず総評の市川議長は「田中内閣は諸悪の根源である大企業の行動にメスを入れず、逆に賃上げを規制し、国民生活を抑圧しようとしている」ときめつけ、「すべての組織労働者がインフレ粉碎の意思表示をし、統一した力を背景に政府に諸要求をつきつけることは、国民から負わされた課題である」と、四団体の共闘を深めるよう呼びかけた。一方、同盟の天池会長は「生活困窮者をインフレから守るとともに、インフレの根本原因である財界と田中内閣に挑戦しなければならない」と述べ、「たたかいが賃上げとともに進むべきであり、その後もインフレを許すのではなんにもならない。組織労働者の責任として、物価闘争に最善をつくす」との決意を明らかにした。中立労連の清田議長は、消費者物価の動きや企業のもうけぶりなど具体的な数字をあげたうえで、「もうこのような反動政治を許すことはできない」と、四団体の共闘を今後も持続するよう訴えた。また新産別の石垣委員長も「国民世論を背景にインフレと闘うには、四団体の結束が必須条件だ」と強調した。

三・一ストがおこなわれた三月一日、主婦連、生協連、総評主婦の会など消費者団体でつくっている全国消費者団体連絡会は、「物価引き下げを迫りインフレ政策の責任を追求する三・一国民中央集会」（東京・久保講堂）をもち、二六の消費者団体代表約五〇〇人が集まった。これにひきつづき、「インフレ阻止、物価値上げ反対、生活危機突破」をかかげる集会やデモが同日全国各地でおこなわれた。「弱者保護」を旗印にした三・一統一ストの直後とあって、各会場ともかなりの盛り上がりを見せ、主催者の春闘共闘委、インフレ阻止国民共闘の発表では、約一四〇万人の労働者や消費者、婦人、農漁民、商工業者らが参加、「二五年来」といわれる異常物価への怒りと抗議の意思表示をおこなった。東京・代々木公園で開かれた中央集会には、社会、公明、共産各党のほか、総評、中立労連、新産別、国民の足を守る中央会議、日本生協連、新日本婦人の会などの団体、それに埼玉、千葉、山梨からの労組員らをふくめ、主催者発表で二三十万人（警察庁調べで五万八〇〇〇人）が参加した。この大会では、「公共料金値上げを凍結し、さらには生活必需品、資材を優先確保し、政策を国民生活本位へ転換させるため国民的な大統一行動を展開しよう」との決議とスローガン、さらに国民各階層の団結を呼びかける大会宣言が採択された。

第 53 表 1973年平均 1 カ月間の家計収入（全国）

項 目	勤 労 者 世 帯				全 世 帯			
	1973年平均	対増 前加 年率	構 成 比	1973年平均	対増 前加 年率	構 成 比		
集 計 世 帯 数	5,358	* 5,088	—	8,050	* 7,665	—		
世 帯 人 員	3.85	* 3.86	—	3.91	* 3.92	—		
有 業 人 員	1.53	* 1.53	—	1.11	* 1.62	—		
世 帯 主 の 年 齢	40.9	* 41.0	—	44.0	* 44.1	—		
収 入 総 額	円 256,130	% 19.9	% —	円 —	% —	% —		
実 収 入	165,860	19.7	100.0	—	—	—		
勤 め 先 収 入	155,867	19.6	94.0	—	—	—		
世 帯 主 収 入	139,233	18.7	83.9	—	—	—		
定 期	102,567	16.4	61.8	—	—	—		
臨 時・賞 与	36,666	25.5	22.1	—	—	—		
妻 の 収 入	9,394	32.9	5.7	—	—	—		
他の世帯員収入	7,240	21.6	4.4	—	—	—		
事 業 内 職 収 入	3,841	18.4	2.3	—	—	—		
他 の 実 収 入	6,152	23.5	3.7	—	—	—		
実収入以外の収入	37,735	27.2	—	—	—	—		
繰 入 金	52,535	15.7	—	—	—	—		

〔備考〕 1) *印は前年同月の実数を示す。
2) 主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。
3) 総理府統計局「家計調査報告」による。

4 労働者家計の収入と支出

『狂乱物価』が勤労者の生活にどのような影響をおよぼしつつあるのか、ここではまず、総理府統計局の「家計調査報告」によって概観してみよう。

概 況 同報告（第53～55表）により、一九七三年の収入についてみると、全国の勤労者世帯（平均世帯人員三・八五人、世帯主の平均年齢四〇・九歳、有業人員一・五三人）の年間平均一カ月当りの税込み実収入は一六万五九〇〇円で、前年に比べ一九・七％の増加となり、前年の伸び率一一・三％を上回った。しかし、消費者物価指数が年平均一一・七％と大きく上昇したため、その実質増加は七・一％ということであった。

実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先からの定期収入が一〇万二六〇〇円で、前年に比べて名目で一六・四％、実質四・二％の増

第 54 表 1973年平均1 カ月間の家計支出（全国）

項 目	勤 勞 者 世 帯				全 世 帯			
	1973年平均	対 前 年 率	構 成 比		1973年平均	対 前 年 率	構 成 比	
支 出 総 額	256,130	19.0	—		—	—	—	
実 消 費 支 出	131,917	18.6	—		—	—	—	
食 料	116,992	17.8	100.0		112,116	16.8	100.0	
主 米	35,215	14.4	30.1		35,789	14.1	31.9	
副 食	4,844	8.3	4.1		4,995	7.9	4.5	
生 肉	3,309	3.6	2.8		3,459	3.4	3.1	
乳 鮮 魚	18,767	17.4	16.0		19,332	17.2	17.2	
野 介 類 卵 菜 品	2,663	7.6	2.3		2,875	7.6	2.6	
加 調 工 食 味 食	4,147	21.4	3.5		4,266	21.0	3.8	
し 好 食	2,453	9.9	2.1		2,381	8.8	2.1	
菓 子 物 類	2,962	23.7	2.5		3,093	23.7	2.8	
酒 飲 料	3,036	21.1	2.6		3,122	21.3	2.8	
外 住 家 設 水 家 光 電 他 被 和 洋 シ 他 身 雑	1,693	18.6	1.4		1,721	19.0	1.5	
居 賃 備 道 什 熱 ガ ス 光 服	7,665	9.9	6.6		7,631	9.6	6.8	
ツ 下 衣 料 品 費 療 生 信 費 育 樂 と 費 出 税 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	2,046	9.0	1.7		1,993	8.8	1.8	
保 理 交 自 教 教 交 消 費 所 の 保 障 支 出 以 外 の 支 出 金 額 得 字 増 入 他	2,200	9.9	1.9		2,240	9.9	2.0	
健 容 通 車 等 関 係 養 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	1,690	11.5	1.4		1,671	10.0	1.5	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	1,729	9.4	1.5		1,728	9.8	1.5	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,940	17.8	3.4		3,831	17.2	3.4	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	12,641	12.7	10.8		11,732	14.6	10.5	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,587	10.5	3.1		3,262	14.0	2.9	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	2,227	20.4	1.9		2,061	20.5	1.8	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	536	11.9	0.5		551	11.8	0.5	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	6,291	11.4	5.4		5,858	13.2	5.2	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,993	15.0	3.4		4,145	14.1	3.7	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	2,600	10.8	2.2		2,762	9.9	2.4	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	1,394	23.7	1.2		1,382	23.5	1.2	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	13,080	23.1	11.2		12,838	22.2	11.5	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	1,184	28.6	1.0		1,242	24.8	1.1	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	4,134	26.0	3.5		3,989	24.9	3.6	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	2,233	26.2	1.9		2,176	26.4	1.9	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	2,401	19.5	2.1		2,343	18.5	2.1	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,129	18.4	2.7		3,089	18.0	2.8	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	52,062	20.4	44.5		47,613	18.2	42.5	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,099	18.3	2.6		2,970	15.1	2.6	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,033	17.7	2.6		2,981	18.4	2.7	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,629	14.1	3.1		3,489	13.3	3.1	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	4,164	44.7	3.6		3,485	39.2	3.1	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	2,527	13.2	3.2		2,449	15.0	2.2	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	9,177	19.6	7.8		9,030	18.5	8.1	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	760	5.1	0.6		803	3.6	0.7	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	9,121	22.2	7.8		9,064	19.8	8.1	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	14,925	25.6	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	5,437	37.7	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	3,416	21.9	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	5,804	17.9	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	68,732	26.5	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	55,482	15.4	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	6,325	—	—		6,138	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	150,935	19.1	—		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	33,943	24.1	100.0		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	23,121	25.4	68.1		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	779	54.6	2.3		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	10,043	19.5	29.6		—	—	—	
医 衛 通 関 娛 ば 際 支 得 税 費 出 金 額 得 字 増 入 他	77.5	* 78.4	—		—	—	—	

第 55 表 勤労者世帯年間収入 5 分位階層別収入と支出（全国，1973年）

5 分 位 階 級	平 均	I	II	III	IV	V
実 数 (円)						
世 帯 人 員	3.85	3.46	3.73	3.88	4.00	4.19
有 業 人 員	1.53	1.33	1.38	1.48	1.57	1.90
世 帯 主 の 年 齢	41.0	38.2	37.9	40.1	42.2	46.4
実 収 入	166,489	99,162	130,819	156,001	190,896	255,568
（勤め先収入）	156,498	92,303	123,318	146,735	180,631	239,500
（定 期）	102,871	70,159	88,110	100,024	116,303	139,758
（臨時・賞与）	36,932	17,305	28,732	36,430	46,676	55,578
消 費 支 出	117,159	79,335	98,600	111,903	130,758	165,196
食 料 費	35,249	27,512	32,131	35,287	38,343	42,970
（主 食）	4,854	3,997	4,533	4,920	5,249	5,571
住 居 費	12,699	10,282	11,959	12,248	13,773	15,230
（家具什器）	6,347	4,343	5,394	6,080	7,309	8,607
光 熱 費	4,003	3,218	3,541	3,901	4,350	5,005
被 服 費	13,078	7,788	10,380	12,123	14,556	20,546
雑 費	52,130	30,535	40,588	48,344	59,736	81,446
（教養娯楽）	9,180	4,951	6,904	8,649	10,406	14,990
可 処 分 所 得	151,478	93,605	121,444	143,238	172,848	226,254
黒 字	34,319	14,270	22,844	31,335	42,091	61,058
対前年増加率(%)						
実 収 入	20.3	21.7	19.3	18.5	21.7	20.2
（勤め先収入）	20.1	22.2	20.1	18.2	21.7	19.4
（定 期）	16.9	18.8	16.5	15.8	18.8	15.5
（臨時・賞与）	26.0	34.4	32.4	25.6	28.3	19.2
消 費 支 出	18.0	19.6	16.9	16.8	18.6	18.2
食 料 費	14.6	14.6	13.5	14.6	14.7	15.5
（主 食）	8.3	6.0	8.8	9.7	7.7	9.4
住 居 費	13.1	19.8	10.6	7.9	15.6	12.8
（家具什器）	12.1	20.7	6.0	5.3	19.1	11.6
光 熱 費	15.5	15.4	16.5	14.9	17.5	13.5
被 服 費	23.2	21.9	23.7	21.1	23.8	24.3
雑 費	20.5	24.2	20.0	20.1	20.8	19.5
（教養娯楽）	20.0	19.6	15.8	19.3	19.8	22.9
可 処 分 所 得	19.6	21.0	18.5	17.9	20.7	19.9
黒 字	25.5	29.9	26.0	21.9	27.9	24.7
平均消費性向72年	78.4	85.8	82.3	78.8	77.0	74.1
（%） 73年	77.3	84.8	81.2	78.1	75.6	73.0
エンゲル係数72年	31.0	36.2	33.5	32.1	30.3	26.6
（%） 73年	30.1	34.7	32.6	31.5	29.3	26.0

〔備考〕 1) () 内の項目は上位項目の一部を示す。2) * 印は72年度平均消費性向。

加、臨時・賞与は三万六七〇〇円となり、名目二五・五%、実質一二・三%の増加率を示し、定期収入の増加率を上回ると同時に、妻の収入も九四〇〇円で名目三二・九%、実質一八・九%とその伸びがいったそう大きかった。

一方、消費支出は一カ月当り一万七〇〇〇円で、対前年増加率は名目一七・八%、実質で五・四%となった。消費支出の増加に寄与した割合を費目別にみると食料費が二五・一%、住居費が八・一%、光熱費が二・九%、被服費が一三・九%、雑費が四九・九%となっていて、この寄与率を前年と比べると、光熱費、被服費はふえたが、他はすべて減少している。食料費の内訳では、野菜、肉類、加工食品が名目で二〇%をこえる伸びを示したが、実質では野菜で五・〇%減少し、肉類、加工食品もそれぞれ一・二%、〇・八%の伸びにとどまった。野菜のほかに、実質で減少したものは、生鮮魚介四・三%、乳卵一・二%、菓子〇・二%各減の三項目であった。

こうした数字によってみるかぎり、物価上昇の生活への影響は、必ずしも端的には読みとれない。なぜならば、この場合の実質的な増減はあくまでも、「消費者物価指数」を尺度としての話であって、その尺度そのものの庶民の実感とのくいちがいについては、すでに指摘したところである。「消費者物価指数は、政府統計によると前年比一四・六%（一九七三年九月）。しかし、実感ではもっと高いはず」といった異論は多く、公共企業体等労働組合協議会（略称、公労協）では、その「実感」を数字で示そうと、七三年十一月に食料品の価格調査をおこなった。東京の池袋、目黒、大森、赤羽、吉祥寺、町田などの市場を回り、食料品価格を調査した結果によると、

主食、肉、野菜、加工食品、果物など六〇品目のうち、四六品目が値上がりしており、食料品全体で前年より二五・五%も高くなっていることがわかった。このように、民間で調べた物価は高くでるのに、政府統計による消費者物価指数が実感よりも低くでる理由を、総評は「食費をはじめ住居費、教育費、職業費の比重を実態よりも低く抑えすぎているからだ」とみている。そこで、「実態どおり」に計算しなおしてみようと、七三年三月の時点にさかのぼり、独自の方式で計算しなおしたところ、前年比一二%増（総理府統計局の七三年三月全国消費者物価指数では八・四%増）という数字になった。「国民のうけているインフレ被害は政府統計の五割高」という総評の主張は、これを根拠にしたものである。

だが、それにしても、同じ総理府統計局の七四年一月の家計調査報告では、物価高騰のあおりで勤労者世帯における実質収入、支出とも前年同月比でマイナスに転落する異常現象が記録されることになった。同報告によると、全国勤労者世帯の平均実収入は、前年同月比で実質六・一%減（実収入から勤労所得税等の非消費支出を差し引いた可処分所得は同六・四減）、また、平均消費支出も実質〇・一%の減少となった。実質収入、支出がともにマイナスとなったのは、一九六五年四月くらいだが、とくに実質収入の落ちこみは五四年八月の三・五%を大幅に上回り、同調査開始（五〇年九月）いらいの記録となった。

このため、可処分所得に占める消費支出の割合を示す平均消費性向も、九三・六%と前年同月の八七・七%から急上昇し、逆に貯蓄や黒字の割合を示す平均貯蓄性向は、一二・三%から六・四%へと二ケタ台から一ケタに落ちこんだ。インフレによる実質収入減につい

第 56 表 勤労者世帯の家計収支

区 分	実 収 入	同 前 年 比	うち勤め 先 収 入	実 支 出	うち 消費支出	同 前 年 比	可 処 分 得	平均消 費性向
	円	%	円	円	円	%	円	%
1962年	78,725	10.3	73,862	65,449	58,763	9.6	72,039	81.6
63	87,599	11.3	81,968	72,660	65,477	11.4	80,416	81.4
69	97,667	11.5	91,248	80,405	72,603	10.9	89,865	80.8
70	112,949	15.6	105,468	91,897	82,582	13.7	103,634	79.7
71	124,562	10.3	116,760	101,538	91,285	10.5	114,309	79.9
72	138,580	11.3	130,354	111,229	99,346	8.8	126,698	83.7
73	165,860	19.7	155,867	131,917	116,992	17.8	150,935	77.5
前年比%								
72	11.3	—	11.6	9.5	8.8	—	10.8	—
73	19.7	—	19.6	18.6	17.8	—	19.1	—
1973年 1 月	117,432	19.2	105,195	104,376	93,457	11.2	106,514	87.7
2	114,985	14.5	107,026	104,400	93,877	15.2	104,462	89.9
3	133,357	14.2	122,900	126,585	114,165	16.1	120,937	94.4
4	126,041	15.5	116,090	120,751	108,806	15.1	114,095	95.4
5	125,983	17.9	117,626	118,949	106,395	16.8	113,429	93.8
6	211,731	18.9	202,276	130,901	112,516	15.0	193,347	58.2
7	188,096	17.1	178,816	139,194	122,621	17.1	171,523	71.5
8	144,047	18.2	135,204	125,184	112,969	14.3	131,832	85.7
9	134,046	16.1	125,120	120,910	109,565	19.5	122,701	89.3
10	143,278	24.0	134,585	130,536	116,911	20.9	129,653	90.2
11	146,939	26.4	137,504	131,800	118,340	24.4	133,479	88.7
12	404,385	25.0	388,061	229,419	194,281	23.1	369,247	52.6
1974年 1 月	135,655	15.5	124,556	127,839	114,846	22.9	122,662	93.6
2	136,921	19.1	127,796	120,963	107,712	14.7	123,670	87.1
3	151,257	13.4	139,052	146,953	132,052	15.7	136,356	96.8
4	152,867	21.3	140,170	143,306	129,714	19.2	139,275	93.1

〔備考〕 総理府統計局「家計調査報告」による。

第 57 表 消費支出項目別の名目・実質
増減率比較 (1974年 1 月全国
勤労者世帯)

区 分	名 目	実 質
食料	費食	21.4 △ 4.7
	主生	23.6 4.9
	生肉	11.1 △10.5
鮮魚	貝類	19.4 △ 6.0
	卵菜	28.1 △ 2.6
	品料	36.6 △11.7
加工味	子物	27.6 △ 7.1
	類料	30.1 △ 5.6
	食費	27.0 △ 1.3
居住	代繕	16.6 △ 7.5
	器費	7.2 △ 3.5
	代費	11.7 △ 0.5
賃備具	地修	15.4 △ 6.8
	什器	35.2 10.0
	費代	21.6 12.4
光熱	熱氣	66.4 10.1
	ス光	37.1 13.0
	服	21.3 2.5
他の被服	費費	7.1 6.2
	費服	14.8 6.9
	服	43.9 △ 0.9
下着	料品	31.3 △ 2.0
	費費	△18.2 △40.5
	費服	38.9 4.5
下の回り	着料	46.3 8.3
	品費	46.9 8.1
	費費	21.5 △ 7.4
医療衛生	療生	20.2 6.1
	信	14.4 26.2
	費	29.1 △ 0.2
交通関係	信	12.2 7.9
	費	△20.4 △37.2
	育	50.9 35.1
娯楽	楽	21.3 3.6
	こ	4.7 4.7
養ば	こ	

〔備考〕 1) 総理府統計局「家計調査報告」による。
2) 前年同月比, 単位%, △印は減少。

ては、労働省の七四年一月の毎月勤労統計でも実質賃金が前年同月比四％減となっているが、家計調査結果では、世帯主ばかりでなく妻の内職収入なども含み、これで世帯ぐるみの実質減が証明されたことになる。すなわち、収入の動向では平均実収入は一三万五七〇〇円（可処分所得一二万二七〇〇円）で、金額だけの名目伸び率は一五・五％増（可処分所得一五・二％増）だが、過去一年間の消費者物価指数が二三・一％も急騰したため、物価上昇分を差し引いた実質では逆に減少となったものである。

金属労働者の生活

とめどない物価の上昇を賃金や年金にスライドさせることを目的に、全国金属労組は、東京、兵庫で組合員家庭の家計調査を実施し、それをもとに物価指数を算出する作業に着手した。「政府の消費者物価指数は生活実感からほどとおい」として、これに対抗する勤労者階層独自の尺度をもとうというねらいである。総評、中立労連で構成している春闘共闘委員会は、この試みを、現在個別に家計もしくは生計費調査を実施し

ている全通、全電通、鉄鋼、国労、合化、電機以外の各産業別組織にも広げるため、七四年春には形式を統一した家計簿をつくる計画もたてている。すでに、フランスCGT（労働総同盟）などが、五年からそうした物価指数づくりを手がけており、「物価に弱い」といわれてきた日本の労組もようやく本腰を入れてとりくむ姿勢をみせはじめた。

全国金属兵庫地方本部は、七三年一〇月末、男子組合員で、年齢三四～七歳、妻と子ども一～三人からなる世帯構成を対象に、家計簿とはかりを配った。各家庭で毎日の買い物を「キャベツ一個〇〇グラム〇〇円」と数量や価格を具体的に記録し、同地本が一カ月分ずつ回収して集計するしくみである。その七三年一二月分の調査結果はおおよそ次のごとくであった。調査対象三五世帯の平均月収は一五万九八〇〇円（うち家族の内職収入や借金など二万七八〇〇円）、これから税金、預金、各種保険料を差し引いた消費支出は一一万五〇〇〇円で、金額の大きい支出項目は、副食費一万八九〇〇円（家計

第 58 表 勤労家計支出の割合
(1973年11月)

区 分	全国金属 兵庫地本	総 理 府 神 戸 市
食 料 費	3,510	4,006
住 居 費	1,990	1,135
光 熱 費	460	393
被 服 費	1,130	1,163
雑 費	2,910	3,303
合 計	10,000	10,000

〔備考〕 大和田建太郎「狂乱物価に自衛の家計調査」(『月刊労働問題』74年3月号)による。

に占める割合、一六・四％、ローン返済金を含む家賃、地代一万四〇〇〇円(同二・三％)、被服費一万三〇〇〇円(同二・一・三％)、菓子など嗜好品九一〇〇円(同七・九％)、

家具什器八七〇〇円(同七・六％)などであった。また、この調査に付随しておこなったアンケート「ゆとりのある生活をするために、あといくら欲しいか」に対しては、各家庭平均で四万五〇〇〇円余と答え、とくに住居費に九五〇〇円、副食費に六六〇〇円、貯金に七〇〇〇円などがあげられていて、家計のやりくりの苦労がうかがえる。参考までに、家計に占める各支出項目の割合を、総理府が神戸市で実施した家計調査の結果(七〇年平均)と比較してみると第58表のごとくである。きわだった差異は、住居費(家具類を含む)で金属労働者は一・七六倍も金をかけていることである。半面、食費や雑費の割合が総理府調査の結果より低いのは、高い住居費のしわ寄せをうけているためであろう。

国鉄労働者の生活

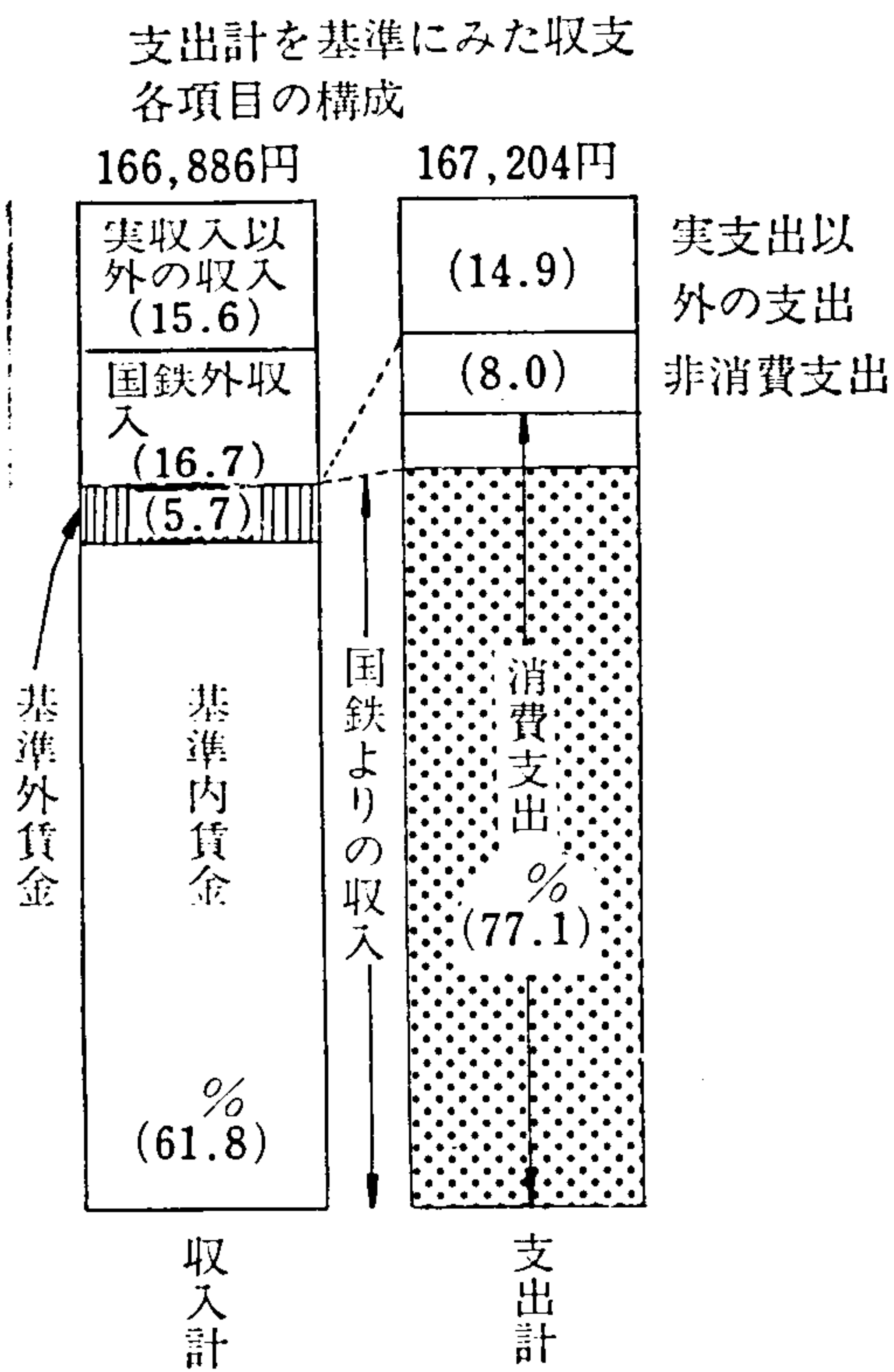
国鉄労働組合によって、同組合員の一〇一世帯を対象に実施された家計調査結果によれば、七三年十一月のその家計収支状況は次のごとくである(第59表)。まず、収入状況でみると、基本給の平均は年齢三七・一歳、勤続

第 59 表 国鉄労働者の家計収支 (1973年)

2. 11月支出平均					1. 11月収入平均		
実 支 出	消 費 支 出	円	％		区 分	平 均	
消費支出	消費支出	142,310			年 齢	37.1歳	
食料費	食料費	128,990	100.0		勤 続 年 数	18.3年	
住居費	住居費	43,003	33.3		家 族 数	4.0人	
光熱費	光熱費	11,938	9.3		収 入 計	166,886円	
被服費	被服費	4,585	3.5		実 収 入	140,829	
文化費	文化費	15,684	12.2		国鉄よりの収入	112,949	
雑費	雑費	12,740	9.9		基 準 内	103,393	
非消費支出	非消費支出	41,040	31.8		基 準 外 他	9,556	
税金	税金	13,320			国鉄以外収入	27,880	
社会保障費	社会保障費	4,748			家族つとめ先	12,389	
実支出以外の支出	実支出以外の支出	8,572			パ ー ト	5,836	
貯蓄	貯蓄	24,894			内 職	3,636	
負債の返済	負債の返済	17,244			そ の 他	6,019	
その他	その他	7,399			実収入以外収入	26,057	
支 出 計	支 出 計	251			貯 金 引 出	23,641	
		167,204			借 金	2,223	
					そ の 他	192	

一八・三年で九万三〇〇〇円、基準内でみると一〇万三四〇〇円、これに基準外賃金九五〇〇円を加えると、国鉄からの総収入は一八万三〇〇〇円ということになる。また、内職・パート・妻の勤め先収入などの国鉄以外の家族収入が二万七九〇〇円、その他、実収入

第2図 国鉄労働者の家計収支構成
(1973年11月)



以外の借金、貯金の引出しなどの合計で二万六一〇〇円となり、四大家族「ぐるみ」働いた総収入は一六万六九〇〇円となった。

この収入構成にみられる特徴は、物価の高騰と低賃金とによって、収入総額中に占める世帯主収入の比重が低まり、家族収入もしくは実収入外収入の比重が相対的な重さを増してきていることであり、収入総額と支出総額中に占める国鉄賃金の低さである。基準内賃金は収入総額の六一・八%にしかすぎないし、支出のなかでは消費支出すらまかなうことができない。このことは、「支出計を基準にみた収支構成」(第2図)によってもうかがえる。七二年に比べて三四・二%も膨張した生活費にもかかわらず、国鉄の賃金はますますその比重を軽くしている。たとえば、七二年十一月の調査結果による収入総額一六万五四〇〇円を一〇〇とした国鉄の基準内賃金は五二・四%であったが、それから一年後の同じ割合は四八・三%と

五〇%台を割ってしまった。

一方、消費支出の一世帯平均は一二万九〇〇〇円で、そのなかの食費が四万三〇〇〇円である。支出面では、非消費支出、実支出外支出の膨張が大きいこと、圧縮された消費支出のうちでも雑費が目立ってふくらんでいることが特徴的である。四人家族の食費四万三〇〇〇円を一人あたりにおきかえると一日三五〇円ということになり、通常の食事代の一回分でしかない。しかも、一日三五〇円の食料費のなかで、動物性蛋白質の購入にどのくらい支出されているかをみると一人八八円となった。さらにそのなかで肉類がどのくらいになるかというと一人平均三三円という僅少な額になった。並の牛肉で一〇〇グラム二五〇円、豚肉で一二〇円、豚肉のコマ切れでも一〇〇円はする。四人家族で一日一三二円という肉類の購入費では豚の並肉一〇〇グラムが買える程度である。とくに、最近、国鉄労働者の家庭では肉を食うのがめっきり減り、そのかわりに食用油の消費がふえ、油によるいため物で蛋白質が補われている事情については、「かつて、国鉄労働組合はアンケートによる生活実態調査を数回おこなってきたが、約一〇年以上も前のその結果をみると、肉にかわって魚、チクワ類の購入が多くなっていた。しかし、最近の傾向としては、肉にかわる食用油の消費が増加している。魚類の値上がりが激しいこと、チクワ、ソーセイジ類などの加工食品の質が低下したこと、あるいは添加物公害などが家庭の主婦を悩ませ、結果的には野菜類を油でいためて副食を賄ってしまう場合を多くしてしまったわけである」(下田守一「国鉄労働者の家計簿——九万三〇二七円の基本賃金で一七万七〇〇〇円の家計が支えられるか——」『国労文化』七四年三月号所収)と指摘されている。それほど国鉄労働者の食生活

水準が低下しているにもかかわらず、「生活実態と賃金要求額調査」(七三年一月実施) 結果のなかでは、物価が上がるので食費をきりつめてやっているという回答で全体の二四・四%を示していた。

また、毎月国鉄からうけとる賃金は、次の給料日何日前に使い果たしてしまうか、という質問に対しては、一〇日前にはなくなるという回答が三三・五%、一週間前になくなるというものが三三・一%、あわせて全体の七〇%に近い労働者の家計では、毎月半ばをすぎるとピンチに追いこまれていることを示し、賃金を二〇日にうけとって、次の賃金支払日まで現金をつなげるという回答は三・八%にしかすぎなかった。

5 標準生計費

最低生活費もしくは標準生活費の算出方法は、通常ローンツリー方式(マーケット・バスケット方式というのうちに含まれる)とエングル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要なとされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこなひ、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をおこ

なっている世帯の実態生計費から生活費の全体を算出する方式である。現在発表されているもののうち、人事院、各県人事委員会の標準生計費および総評の理論生計費は前者の、また厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。また人事院や厚生省が算出する理論生計費には間接的とはいえ、賃金統制もしくは規制等の政策的意図が秘められており、したがって、そのよって立つ基盤によって、算出された生計費水準は大幅に異なっている。

人事院の標準生計費

これは、現在争議権をうばわれている国家公務員の給与改訂の参考資料として算出されている。しかし、たんに国家公務員の給与改訂資料にのみとどまるものではなく、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも大きな影響を与える性格をもっている。一九七三年の世帯人員別生計費では、四人世帯(東京)で一〇万五八三〇円となっている(第60・61表)

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下回るものに対しては、所得補充がおこなわれる建前になっている。第62表によると、東京など一級地の生活保護標準世帯(夫婦と子ども二人の計四人)に対する一九七三年度支給額は月額五万二七九六円となっている。

総評の理論生計費

人事院の標準生計費や生活保護基準が、民間の賃金水準を規制する役割を果たすのに対して、労働組合が算定する理論生計費は、今日の社会において、労働者が人並みの人間らしい暮らしをするのに必要な生計費という意味

第 60 表 東京における独身男子（18歳程度）標準生計費

(1973年 4 月)

区 分		金 額 等	備 考
独身男子1人1日当り 基 準 カ ロ リ ー		カ ロ リ ー 2,820	厚生省「国民栄養調査成績」および栄養審議会の算定にかかる「日本人の栄養所要量」等を参考として、従来どおり 2,820 カロリーとした。
独身男子1人1日当り 食 料 費		円 469.92	家計調査、国民栄養調査における食品の摂取状況を参考として作成したマーケット・バスケットに家計調査における1973年4月の実効価格を用いて算定した。
月 額	食 料 費	円 14,290	食料費は、上欄の金額に $\frac{365}{12}$ 日をかけて算定した。 食料費以外は、総理府統計局家計調査における1973年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員数別換算乗数をかけて算定した。
	住居・光熱費	8,630	
	被 服 費	2,870	
	雑 費	11,590	
	合 計	37,380	

第 61 表 世帯人員数別標準生計費

(その1) 全 国

(1973年 4 月)

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 12,230	円 21,530	円 29,200	円 34,810	円 38,360
住居・光熱費	5,310	8,860	10,650	11,020	11,130
被 服 費	2,710	4,940	6,680	7,930	8,700
雑 費	10,920	21,930	29,010	33,510	35,430
合 計	31,170	57,260	75,540	87,270	93,620

(その2) 東 京

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 14,290	円 25,150	円 34,390	円 41,400	円 46,200
住居・光熱費	8,630	14,370	17,220	17,850	18,090
被 服 費	2,870	5,470	7,830	9,930	11,770
雑 費	11,590	22,830	30,860	36,650	40,180
合 計	37,380	67,820	90,300	105,830	116,240

〔備考〕 世帯人員数1人欄の額は、独身男子（18歳程度）の額である。

第 62 表 厚生省の生活保護基準による最低生活保障水準の具体的事例

区 分		4 人 世 帯					
		35歳男（日雇） 30歳女（無職）			9歳男（小3） 4歳女		
		1972 年 度		73 年 度		73 年 度 補 正	
		1 級 地	4 級 地	1 級 地	4 級 地	1 級 地	4 級 地
生 活 扶 助 加 算（別掲） 業種別基礎控除		円 44,364	円 32,388	円 50,575	円 36,916	円 52,796	円 38,540
		7,030	6,295	8,110	7,300	8,460	7,610
計	世 帯 当 り	51,394	38,683	58,685	44,216	61,256	46,153
	1 人 当 り	12,849	9,671	14,671	11,054	15,314	11,538
教 育 扶 助		550	550	660	660	660	660
住 宅 扶 助		2,800	1,300	4,500	1,900	4,500	1,900
合 計	世 帯 当 り	54,744	40,533	63,845	46,776	66,416	48,713
	1 人 当 り	13,686	10,133	15,961	11,694	16,604	12,178

区 分		母 子 3 人 世 帯					
		30歳女（無職） 9歳男（小3）			4歳女		
		1972 年 度		73 年 度		73 年 度 補正	
		1 級 地	4 級 地	1 級 地	4 級 地	1 級 地	4 級 地
生 活 扶 助 加 算（別掲） 業種別基礎控除		円 32,927 （母子加算）	円 24,040 （母子加算）	円 37,534 （母子加算）	円 27,396 （母子加算）	円 39,181 （母子加算）	円 28,598 （母子加算）
		3,300	3,300	4,700	4,700	4,700	4,700
計	世 帯 当 り	36,227	27,340	42,234	32,096	43,881	33,298
	1 人 当 り	12,076	9,113	14,078	10,699	14,627	11,099
教 育 扶 助		550	550	660	660	660	660
住 宅 扶 助		2,800	1,300	4,500	1,900	4,500	1,900
合 計	世 帯 当 り	37,577	29,190	47,394	34,656	49,041	35,858
	1 人 当 り	13,192	9,730	15,798	11,552	16,347	11,953

〔備考〕 このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通学費等の実費が控除される。

第 63 表 総評の新理論生計費（1973年 8 月基準）

（東京都内在住者）

区 分	単 身 世 帯 (男子18～24歳)		2 人 世 帯 (夫27歳, 妻24歳)		4 人 世 帯 (夫45歳, 妻42歳 男子16歳, 女子14歳)		備 考
1. 食 料 費	円 22,173	% 20.5	円 34,613	% 20.3	円 73,120	% 24.0 (37.1)	公団住宅賃 公立学校
2. 住 居 費	21,300	19.7	28,966	17.0	38,583	12.7 (10.2)	
3. 光 熱・水 道 費	2,639	2.4	4,349	2.6	7,327	2.4 (2.9)	
4. 家 具 什 器 費	5,487	5.1	10,837	6.4	17,188	5.6 (5.6)	
5. 被服身の回り品費	17,228	15.9	37,114	21.8	57,943	19.0 (13.1)	
6. 保 健 衛 生 費	2,079	1.9	5,711	3.4	9,566	3.1 (3.2)	
7. 教 育 費	—	—	—	—	15,392	5.0 (6.0)	
8. 教 養 娛 楽 費	21,209	19.6	16,585	9.7	27,098	8.9 (5.3)	
9. 交 通 通 信 費	2,082	1.9	5,463	3.2	8,695	2.9 (2.7)	
10. 職 業 関 係 費	14,000	13.0	20,400	12.0	27,400	9.0 (9.9)	
11. そ の 他 の 雑 費	—	—	6,113	3.6	22,690	7.4 (4.1)	
消 費 支 出 計	108,197	100.0	170,151	100.0	305,002	100.0	所得税, 住民税, 都民税, 厚生, 健 保失保計
預 貯 金	8,000		31,000		34,700		
(合 計)	116,197		201,151		339,702		
税 金 (国, 地方税)	13,000		44,000		107,000		
社 会 保 険 料	8,000		9,000		10,000		
(総 計)	137,000		254,000		456,000		(計)

（参考 1969年 4 月基準）

消費支出預貯金合計	56,845円	111,328円	188,203円
総計	66,345	144,828	237,803

〔備考〕 1) 月間の理論生計費，年収の12分の1
2) マイカー，持家のモデルではない。ただし別枠加算が可能である。
3) () 内は旧理論生計費の構成比。

をもっている。この理論生計費を総評は全物量マーケット・バスケット方式にもとづいて、一九七三年八月基準四人世帯分について消費支出三〇万五〇〇二円、預貯金三万四七〇〇円、非消費支出一万七〇〇〇円、合計四万六〇〇〇円と算出している（第63表）。

【参考資料】(1)総評「特集、単身・二人・四人世帯の理論生計費」（『総評調査月報』八九号、一九七四年三月）、(2)佐野陽子「物価・生計費の高騰と賃金上昇」（『日労研資料』九一五号、七四年五月）、(3)大和田建太郎「狂乱物価に自衛の家計調査」（『月刊労働問題』一九四号、七四年三月）、(4)「インフレーションと労働者生活」（同上一九三号、七四年二月臨時増刊号）、(5)高橋祐吉「現代日本の最低生計費とその問題点」（『賃金と社会保障』六三七号、七三年一月上旬）、(6)金子ハルオ「さいきんの物価上昇の特徴と原因」（同上六三五号、七三年一〇月上旬）、(7)福田勝ほか討論「今日のインフレーションと労働組合」（同上号）、(8)小島健司「インフレ下の国民生活」（『月刊福祉』五六―一二号、七三年十二月号）、(9)立花銀三「生活闘争の今後の課題」（『社会主義』二六〇号、七三年八月）、(10)竹内直一「消費者運動宣言―一億人が告発者に―」（現代評論社、七三年一月刊）、(11)田上添治「値上げ第三波と『新価格体系』」（『経済』一二三号、七四年七月）、(12)統計指標研究会「物価上昇と消費生活の悪化」（同上）。

VI 農家の状態と農民の

生活

概要□農家と農家人口——農家人口と農家数
…農家人口／専業農家と兼業農家…経営耕地
規模別農家数／専業別農家構成／農業従事
者と兼業従事者…農業就業人口／基幹的自家
農業従事者／兼業従事者／農家人口の異動…
農家労働力の産業間異動／農家子弟学卒者の
動向…農家子弟の学卒者数／農家子弟の農業
就業状況／農家子弟学卒者の就職状況／農家
子弟学卒就職者の企業規模別構成／農家経済
と農家生計費——農家経済と所得／経営耕地
規模別農家経済／農家の費目別生計費／農家
と都市勤労者の所得比較

概

要

一、一九七三年現在の農家人口は、前年比二・四％減で二四三八万人となり、総人口に対するその割合は二三％を割った。

一、農家数は、前年に比べて一・四％減り、五一〇万戸となった。

一、都府県の農家の階層分化は、二・五ha以上層のみ増加し、それ以下の階層は全般的に減少した。

一、第二種兼業農家の増加はとどまらず、七三年には総農家に対する割合は六一％になり、第一種兼業農家を含めた全兼業農家の割合は八七％となった。同時に恒常的な半プロレタリア化を示す恒常的勤務に従事する農家も増加し、とくに第二種兼業農家ではその六六％を占めるにいった。

一、農業就業人口は前年より五・七％減り、八四九万人となった。

一、基幹的農業労働力は前年より三五万人減少し、六二五万人となった。そのうち六〇歳以上の老人と女子の割合は七〇％を占めている。

一、雇われ兼業従事者は、年々増加し八六五万人となった。そのうち恒常的賃労働勤務者の増加は五・八％であった。

一、七二年の農家人口異動の純増減は六二万人の減少であった。そのうち農家の減少によるものもとても多く、職業異動を上回った。また出生数は死亡数をこえ、二年ぶりにプラスに転じた。

一、農家世帯員の他産業就職者は、いぜんとして中高年齢層が多く、三五歳以上層が二〇万人を数えた。

一、新規学卒者の農業就業は、引きつづき減少をつづけ、七三年三月に学校を卒業し自家農業についた者はわずか一・八万人にすぎなかった。他産業に就職した学卒者は三五万人で、おもな就職先は製造業・卸小売業・サービス業等である。

一、農家子弟学卒就職者の全国の学卒就職者中に占める割合は、「中卒」三七％、「高卒」四〇％で、新規労働力市場における農家のウェイトはいぜんとして大きい。

一、七二年度農家一戸当り所得は一八五万円で前年より二一％増加した。これは農外所得の二〇％の伸び率にくわえ、農業所得が前年に比べ二五％と大幅に増加したことによる。また、全国平均一世帯当り勤労者実収入に対し農家総所得は七一年に引きつづき上回ったばかりでなく、一人当り農家所得も勤労者世帯一人当り収入をはじめて上回った。農家の生計費支出では、交際費・自動車費・被服費・教育文化費その他の臨時的支出が増大し、エンゲル係数は二六となった。

1 農家と農家人口

【資料】農林省は、一九六〇年以降毎年、農業センサスの中間年次における農家数・農家人口・農業労働力等の動向について農業調査を実施し『農業調査結果報告書』として公表している。この調査の対象は、経営耕地面積が東日本で一〇a（テール）以上、西日本では五a以上の農業世帯、または調査日前一年間における農産物販売収入が五万円以上あった「例外規定農家」である。この農業調査は、五年ごとにおこなわれる農家全数を対象とするセンサスとは違い標本調査による推計値であるため、厳密にはセンサスの結果と直接には比較できない。しかし、年々の農家・農家人口等の概要を示す基礎的資料である。本年鑑でもこれまで農業調査の結果を紹介してきたが、本年も農林省統計情報部『昭和四八年農業調査結果報告書』（一九七四年三月刊）によりその概要を記述する。

1 農家人口と農家数

農家人口

全国の農家人口は引きつづき減少し、一九七三年一月一日現在二四三八万人となった。これは前年に比べ二・四％の減少であり、総人口に対する割合は二三％を割った。また男女別農家人口の割合は、男子四八％、女子五二％で前年と変わらないが、その絶対数は男女ともそれぞれ二・四％の減少であった（第64表参照）。

七三年一月一日現在の農家総数は五一〇万戸で前年比七万戸、一・四％の減となった。この減少を農業地帯別にみると北海道の三・八％を筆頭に、九州一・七％、中国・東海の一・四％となっているが、その他の地帯はいずれも平均を下回っている。また七二年と比べ各地帯の減少はそれぞれ低くなっている。なお、農家一戸当りの世帯員は、前年同様四・八人であった。

2 専業農家と兼業農家

経営耕地規模別農家数

北海道をのぞく都府県総農家の経営耕地規模別階層構成の推移を示したのが第65表である。これを中心にと七三年には以下のような特徴を指摘

第 64 表 農家人口と農家数の推移

(単位：千戸・人，％)

	農家人口	同 指 数	総人口に対する農家人口の割合	男女別農家人口の割合		農 家 数	同 指 数	農家1戸 当り人数
				男	女			
1965年2月1日	30,083	114.5	30.1	48.6	51.4	5,665	106.0	5.3
1970. 2. 1	26,282	100.0	25.3	48.3	51.7	5,342	100.0	4.9
1971. 1. 1	25,876	98.5	25.0	48.3	51.7	5,261	98.5	4.9
1972, 1. 1	24,989	95.1	23.8	48.2	51.8	5,170	96.8	4.8
1973. 1. 1	24,383	92.8	22.9	48.2	51.8	5,100	95.5	4.8

- 〔備考〕 1) 例外規定農家（年間農産物販売収入5万円以上の農家）も含む、
 2) 1965, 70年は農業センサス、他の年は農業調査の結果である。
 3) 農家人口には住込みの雇い人は含まれない。
 4) ラウンドの関係で総数、割合が一致しないこともある。以下同じ。
 5) 総人口に対する農家人口の割合の「総人口」は前年10月1日現在の総理府統計の数値である。
 6) 資料は農林省統計情報部『農業調査結果報告書』、『ポケット農林水産統計』（74年3月刊）。

第 65 表 経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位：千戸，％）

		総 数	0.5ha 未満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2ha 以上
農 家 数	1970年2月1日①	5,176 (100.0)	1,999 (38.6)	1,604 (31.0)	868 (16.8)	404 (7.8)	301 (5.8)
	1971. 1. 1 ②	5,101 (100.0)	1,918 (37.6)	1,588 (31.1)	870 (17.1)	402 (7.9)	323 (6.3)
	1972. 1. 1 ③	5,018 (100.0)	1,922 (38.3)	1,553 (31.0)	832 (16.6)	393 (7.8)	317 (6.3)
	1973. 1. 1 ④	4,953 (100.0)	1,918 (38.7)	1,529 (30.9)	806 (16.3)	384 (7.8)	316 (6.4)
対 前 年 増 減	②－①	△ 75	△ 81	△ 16	2	△ 2	22
	③－②	△ 83	4	△ 35	△ 38	△ 9	△ 4
	④－③	△ 65	△ 4	△ 24	△ 26	△ 9	△ 1

- 〔備考〕 1) 例外規定農家は 0.5ha 未満層に含まれる。
 2) カッコ内は構成比を，△印はマイナスを示す。以下ことわりのないかぎり同じ。
 3) 資料は前表に同じ。

できる。

(1)七二年には耕地規模〇・五ha未満層の微増がみられたが、七三年においてはいずれの階層も減少した。また昨年に引きつづき〇・五～一ha、一～一・五ha層がそれぞれ一・五％、三・一％減少した結果、その規模別構成のウェイトを減じ、相対的に減少率の低かった〇・五ha未満層と二ha以上層の割合がわずかながら高くなった。このような規模別構成の階層変化はここ数年の特徴となったようである。

(2)統計表は示さなかったが、二ha以上層の減少の内訳をさらに細分してみると、二～二・五ha層が前年比二・七％減じ、二・五～三ha層が〇・七％増、三～五ha層三・二％増、五ha以上層一四・九％増と二・五ha以上層はいずれも増加しており、その規模が大きくなるにつれその伸び率は大きくなっている。したがって二ha以上層の減少ということは、二・五ha以上層の対前年比増（三・五万戸、二・四％）が二～二・五ha層の減少（四・六万戸）におよばなかったからにほかならない。本年鑑第四四集（一六六～七ページ）で指摘したように、この傾向は七二年以降の特徴であり、農家階層の増減の分岐点が二・五ha層に移行したものと判断される。

* 昭和四八年『農業調査結果報告書』の「調査結果の概要」第四表はラウンドの関係でこの点不明確であり、二ha以上層の増減はゼロとなる。詳細は両年度の『農業調査結果報告書』の「全国農業地域別統計表」によらねばならない。

専業別農家構成

農家の兼業化はさらに進行した。すなわち第66表によれば、七三年における専業農家の割合は一四％から一三％に低下し、兼業農家は八七％に増加した。農

第 66 表 専兼業別農家数の推移

(単位：千戸，％)

	総農家数	専業	兼業		
			計	第一種兼業	第二種兼業
年月日 1970.2.1	5,342 (100.0)	831 (15.6)	4,510 (84.4)	1,802 (33.7)	2,709 (50.7)
1971.1.1	5,261 (100.0)	798 (15.2)	4,462 (84.8)	1,566 (29.8)	2,896 (55.0)
1972.1.1	5,170 (100.0)	743 (14.4)	4,427 (85.6)	1,404 (27.1)	3,023 (58.5)
1973.1.1	5,100 (100.0)	675 (13.2)	4,425 (86.8)	1,303 (25.6)	3,122 (61.2)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第 67 表 家としてのおもな兼業種類別農家数

(単位：千戸，％)

			兼業農家 総数	雇われ兼業				自営兼業
				計	恒常的勤務	出稼ぎ	人夫・日雇	
第一種兼業	農家数	1970年2月1日①	1,802	1,612	726	151	735	190
		1971. 1. 1 ②	1,566	1,430	656	144	630	136
		1972. 1. 1 ③	1,404	1,292	611	130	551	112
		1973. 1. 1 ④	1,303	1,204	563	117	524	99
	構成比	①	100.0	89.5	45.0	8.4	40.8	10.5
		②	100.0	91.3	41.9	9.2	40.2	8.7
		③	100.0	92.0	43.5	9.3	39.2	8.0
		④	100.0	92.4	43.2	9.0	40.2	7.6
	対前年 増減	③－②	△ 162	△ 138	△ 45	△ 14	△ 79	△ 24
		④－③	△ 101	△ 88	△ 48	△ 13	△ 27	△ 13
第二種兼業	農家数	1970年2月1日①	2,709	2,117	1,476	117	523	592
		1971. 1. 1 ②	2,896	2,257	1,775	112	370	639
		1972. 1. 1 ③	3,023	2,393	1,964	113	317	630
		1973. 1. 1 ④	3,122	2,474	2,055	106	313	648
	構成比	①	100.0	78.1	54.5	4.3	19.3	21.9
		②	100.0	77.9	61.3	3.9	12.8	22.1
		③	100.0	79.2	65.0	3.7	10.5	20.8
		④	100.0	79.2	65.8	3.4	10.0	20.8
	対前年 増減	③－②	127	136	188	1	△ 53	△ 9
		④－③	99	81	91	△ 7	△ 4	18

〔備考〕 1) 恒常的勤務は賃労働および職員勤務の合計である。

2) 資料は前表に同じ。

業を主とする第一種兼業農家は、前年比七・二％減少し、総農家に対する割合も二七％から二六％に減ったものの、農業を従とする第二種兼業農家は前年に比べ三・三％増加し、農家総数の六一％を占めた。農家数の減少、農業人口の農外流出に加え、二兼農家の継続的增加に示されるように、脱農もならず半プロレタリアートの状態を維持しつつ農民は不安定な農業に従事しているのである。

第67表は農家の兼業種類を示したものである。兼業農家の圧倒的部分が雇われ兼業に従事し、第一種農家では九二％、第二種農家では七九％を占めており、自営兼業は相対的に低い。それらの内訳をみると、一兼農家では自営兼業・雇われ兼業のいずれの種類も年々減少しているが、二兼農家では出稼ぎと人夫・日雇が微減している一方、恒常的勤務の一貫した増加がみられ、七三年にはその数二〇六万戸（六六％）となった。この点は次に記述する兼業従事者の動向によりさらに明らかにされる。

3 農業従事者と兼業従事者

農業就業人口

「農業調査」でいう農業就業人口とは、一六歳以上の農家世帯員で「自家農業だけに従事した者」と、農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者」である。七三年一月一日現在の農業就業人口は八四九万人で前年に比べ五・七％減じた（第68表）。それを男女別にみると、男子が三一九万人、女子が五三〇万人であり、前年対比それぞれ七・七

第 68 表 農業就業人口の推移
(単位：千人，％)

		総 数		
		計	男	女
実数 (構成比)	1971年1月1日①	9,596 (100.0)	3,782 (39.4)	5,814 (60.6)
	1972. 1. 1 ②	9,002 (100.0)	3,457 (38.4)	5,545 (61.6)
	1973. 1. 1 ③	8,486 (100.0)	3,190 (37.6)	5,296 (62.4)
増減数	②－①	△ 594	△ 325	△ 267
	③－②	△ 516	△ 267	△ 249
前増減 年比	②－①/①	△ 6.2	△ 8.6	△ 4.6
	③－②/②	△ 5.7	△ 7.7	△ 4.5

〔備考〕 資料は前掲『農業調査結果報告書』。

％、四・五％減少し、女子の割合はいっそう高まった。

基幹的自家農業従事者

日常主として自家農業に従事した「基幹的農業従事者」は、前年につづいて減少

し、七三年一月現在六二五万人となった（第69表）。このうち、男子の占める割合はさらに低下し四四％を割った。

次にこれを年齢別にみると、各年齢層とも減少しているが、その構成は、四〇歳以上層が七三％（前年七〇％）を占め、三〇歳未満層はわずか九％にすぎず、農業従事者の老齢化はさらに進行した。この傾向は男女ともに認められる現象である。この結果、農業従事

第 69 表 年齢別・男女別基幹的農業従事者数

(単位：千人，％)

		年 齢	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
実 数	総 数	1971年1月	7,061	76	681	1,475	1,930	1,493	1,406
		1972. 1.	6,595	55	589	1,316	1,877	1,427	1,331
		1973. 1.	6,247	43	523	1,154	1,809	1,404	1,313
	男	1971年1月	3,171	50	297	537	730	647	909
		1972. 1.	2,910	37	268	464	697	597	847
		1973. 1.	2,724	29	242	395	670	565	823
	女	1971年1月	3,891	25	384	938	1,199	846	497
		1972. 1.	3,685	18	321	852	1,180	830	485
		1973. 1.	3,523	14	281	760	1,139	839	490
構 成 比	総 数	1971年1月	100.0	1.1	9.6	20.9	27.3	21.1	19.9
		1972. 1.	100.0	0.8	8.9	20.0	28.5	21.6	20.2
		1973. 1.	100.0	0.7	8.4	18.5	29.0	22.5	21.0
	男	1971年1月	100.0	1.6	9.4	16.9	23.0	20.4	28.7
		1972. 1.	100.0	1.3	9.2	15.9	24.0	20.5	29.1
		1973. 1.	100.0	1.1	8.9	14.5	24.6	20.7	30.2
	女	1971年1月	100.0	0.6	9.9	24.1	30.6	21.7	12.8
		1972. 1.	100.0	0.5	8.7	23.1	32.0	22.5	13.2
		1973. 1.	100.0	0.4	8.0	21.6	32.3	23.8	13.9

〔備考〕 1) 基幹的農業従事者とは主として自家農業に従事した者である。

2) 資料は前掲『農業調査結果報告書』。

第 70 表 兼業種類別男女別兼業従事者数

(単位：千人，％)

	兼業従事者	雇 わ れ 兼 業			自 営 兼 業		
		計	男	女	計	男	女
1970年2月1日	8,583	7,102 (100.0)	4,708 (66.3)	2,393 (33.7)	1,650 (100.0)	1,042 (63.2)	609 (36.9)
1971. 1. 1	8,450	6,796 (100.0)	4,509 (66.3)	2,287 (33.7)	1,654 (100.0)	969 (58.6)	685 (41.4)
1972. 1. 1	8,462	6,909 (100.0)	4,512 (65.3)	2,397 (34.7)	1,553 (100.0)	927 (59.7)	626 (40.3)
1973. 1. 1	8,647	7,087 (100.0)	4,572 (64.5)	2,515 (35.5)	1,561 (100.0)	927 (59.4)	634 (40.6)

〔備考〕 1) 兼業従事者は「雇われ兼業」に年間30日以上従事するか、年間収入3万円以上の販売収入のある自営兼業に従事した者である。

2) 「雇われ兼業」と自営兼業の両方に従事した者は重複計上されている。

3) 資料は農林省統計情報部各年『農業調査』『農業センサス』による。

第 71 表 雇われ兼業種類別従事者数

(単位：千人，%)

	計	おもに恒常 的職員勤務	おもに恒常的 賃労働勤務	おもに出稼ぎ	おもに人夫 ・日雇
1970年2月1日	7,102 (100.0)	1,653 (23.3)	2,524 (35.5)	408 (5.7)	2,517 (35.4)
1971. 1. 1	6,796 (100.0)	1,711 (25.2)	2,629 (38.7)	352 (5.2)	2,104 (31.0)
1972. 1. 1	6,909 (100.0)	1,655 (24.0)	2,957 (42.8)	340 (4.9)	1,958 (28.3)
1973. 1. 1	7,087 (100.0)	1,667 (23.5)	3,129 (44.2)	326 (4.6)	1,964 (27.7)

〔備考〕 1) 1人で2種類以上の「雇われ兼業」に従事した場合はその従事日数の最も多いものに分類計上されている。
2) 資料は前表に同じ。

者のうち婦人と六〇歳以上の老人は全体の七〇%を占めるにいたった*。

* 本年鑑第四四集一六四および一七〇ページに、七一年の婦人と六〇歳以上老人の占める割合は「七六%」とあるが「六九%」の誤りにつき訂正する。

兼業従事者 「農業調査」における兼業従事者とは「雇われ兼業

に年間三〇日以上従事するか、又は年間三万円以上の販売収入のある自営兼業に従事した者」をいうが、その兼業種類と動向を第70・71表でみると次のとおりである。

(1) 七三年の兼業従事者は、前年より一九万人ふえ八六五万人となった。このうち雇われ兼業従事者は七〇九万人で、全国五一〇万農家一戸当り平均一・四人が賃労働兼業に従事したことになる。

(2) 雇われ兼業従事者を男女別にみると、七〇年以降、男子・女子ともにふえつづけており、しかも女子の増加はいちじるしく、女子の割合は前年の三五%から三六%になった。

(3) 雇われ兼業を種類別にみると、恒常的賃労働勤務者は前年に比べ五・八%増加し三一三万人となった。そして全体に占める割合も七〇年当時の三六%から四四%に増大した。恒常的職員勤務者は前年に比べわずかではあるが増加し一六七万人となったが、雇われ兼業総数に対する割合は〇・五ポイント減となった。なお、恒常的賃労働・職員勤務の両者を合わせると四八〇万人、その構成比は六八%となる。これら恒常的兼業者の多くが在宅通勤であることは改めて述べるまでもない。

(4) 主に出稼ぎおよび人夫・日雇に従事する者は年々減少しつつあることも注目すべきであるが、それでもなおこれら不安定な兼業に

二二九万人従事している。

(速報の数字はかならずしも本報告書とは一致しない)。ここでは七三年八月に公表された昭和四七年『農家就業動向調査結果概要』により七二年の農家人口異動を概観する。

4 農家人口の異動

第72・73表は各年一～二月のあいだにおける農家人口の社会的異動と自然的異動を示したものである。

以下、社会的異動を中心に七二年の特徴をみよう。

(1)七二年の農家世帯員の増加は七三万人、減少は一三五万人、差引き六二万人の減少となった。

(2)増加人口のうち、もっとも高い増加を示したのは「縁事転入」の前年比一〇%、一四万人で、もっとも低いものは「農家の増加」

【資料】本年鑑では例年、農林省統計情報部から公表される『農家就業動向調査報告書』にもとづいて農家人口の社会的・自然的異動について記述してきたが、この数年その公表が大幅に遅れたため二年間にわたり動向速報の結果しか記述することができなかった

第72表 農家の人口異動

(単位：千人、%)

	増 加 人 口							減 少 人 口						
	総 数	社 会 的 異 動				自然的異動 出 生	総 数	社 会 的 異 動				自然的異動 死 亡		
		離職転入	勤務者転入	縁事転入	その他 の転入			農家の 増加	就職転出	勤務者転出	縁事転出		その他 の転出	農家の 減少
1969年	686.9 (100.0)	73.4 (10.7)	82.5 (12.0)	118.7 (17.3)	125.1 (18.2)	38.3 (5.6)	248.9 (36.2)	1,330.0 (100.0)	329.8 (24.8)	104.9 (7.9)	204.3 (15.4)	238.2 (17.9)	219.3 (16.5)	233.5 (17.6)
1970	703.1 (100.0)	66.6 (9.5)	97.9 (13.9)	124.2 (17.7)	121.3 (17.3)	59.4 (8.4)	233.7 (33.2)	1,428.4 (100.0)	312.5 (21.9)	115.3 (8.1)	216.0 (15.1)	240.4 (16.8)	286.4 (20.1)	257.8 (18.0)
1971	715.5 (100.0)	62.7 (8.8)	119.5 (16.7)	123.8 (17.3)	135.5 (18.9)	45.9 (6.4)	228.1 (31.9)	1,452.7 (100.0)	280.1 (19.3)	137.6 (9.5)	220.9 (15.2)	250.7 (17.3)	319.1 (22.0)	244.3 (16.8)
1972	732.5 (100.0)	60.6 (8.3)	112.9 (15.4)	136.6 (18.7)	139.9 (19.1)	32.5 (4.4)	249.9 (34.1)	1,352.7 (100.0)	247.4 (18.3)	123.6 (9.1)	231.7 (17.1)	241.0 (17.8)	269.2 (19.9)	239.7 (17.7)

〔備考〕 1) 出稼ぎ異動（1～6カ月）は含まない。

2) 資料は昭和47年『農家就業動向調査結果概要』（沖縄県をのぞく）、1973年8月30日刊。

第 73 表 農家人口の異動形態別純増減数

(単位：千人，％)

	純増減 総数	社会的異動						自然的異動	
		総計	離職転入 就職転出	勤務者の 転入転出	縁事 転入転出	その他の 転入転出	農家の増 減による もの	出死	生亡
1969年①	△ 643.1	△ 658.5 (100.0)	△ 256.4 (38.9)	△ 22.4 (3.4)	△ 85.6 (13.0)	△ 113.1 (17.2)	△ 181.0 (27.5)	15.4	—
1970 ②	△ 725.3	△ 701.2 (100.0)	△ 245.9 (35.1)	△ 17.4 (2.5)	△ 91.8 (13.1)	△ 119.1 (17.0)	△ 227.0 (32.4)	△ 24.1	—
1971 ③	△ 737.2	△ 721.0 (100.0)	△ 217.4 (30.2)	△ 18.1 (2.5)	△ 97.1 (13.5)	△ 115.2 (16.0)	△ 273.2 (37.9)	△ 16.2	—
1972 ④	△ 620.2	△ 630.4 (100.0)	△ 186.8 (29.6)	△ 10.7 (1.7)	△ 95.1 (15.1)	△ 101.1 (16.0)	△ 236.7 (37.5)	10.2	—

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第 74 表 農家労働力の産業間異動状況

			1972年 実 数 (千人)	対前年増減率 (％)			構 成 比 (％)		
				70 年	71 年	72 年	70 年	71 年	72 年
他産業への就職者	総 数		793.8	△ 0.9	3.2	△ 3.0	100.0	100.0	100.0
	年 齢 別	19歳以下	403.5	△ 8.9	△ 7.5	△11.0	61.8	55.4	50.8
		20～34歳	194.8	9.0	9.6	4.6	21.4	22.8	24.5
		35歳以上	195.5	25.0	34.6	9.3	16.7	21.8	24.6
	男 子		387.3	△ 1.1	3.6	△ 5.5	49.9	50.1	48.8
	農業既就業者		240.0	21.4	15.9	1.1	25.9	29.0	30.2
	就職形態	転 出 通 勤	247.4	△ 5.2	△10.4	△11.7	39.4	34.2	31.2
546.4			2.2	12.1	1.5	60.6	65.8	68.8	
離還流者	総 数		267.5	△ 4.7	18.8	15.4	100.0	100.0	100.0
	還流後農業就業		107.3	△ 7.4	20.6	11.7	40.8	41.5	40.1

- 〔備考〕 1) 就職者は6カ月以上の予定で就職したもの。
2) 出稼ぎ異動は含まない。
3) 資料は農林省統計情報部，昭和47年（1～12月）『農家就業動向調査結果概要』

による三万人、前年比マイナス二九・二％であつた。また年々増加率が減少している「離職転入」は六万人を数えている。同じく減少傾向にあつた「出生」による自然的異動は七二年においていちじるしく増加し、対前年比九・六％、二五万人であつた。

(3) 他方、減少人口は前年比七％の減となり、その内訳は「農家の減少」によるもの二七万人を筆頭に「就職転出」二五万人、「勤務者の転出」一二万人であつた。減少人口総数に対する割合をみても「農家の減少」によるものは二〇％を占め、七一年以降いぜんとしてその一位を占めている。

(4) 農家人口の増加と減少の差を示す純増減の事由別構成をみると、「農家の増減」によるものが三八％でもっとも多く、「離職転入・就職転出」によるものは三〇％である。七〇年までは後者が前者を上回っていたが、七一年以降この構成比が逆転し現在にいたっている。

農家労働力の産業間異動

七二年一カ年の間、農家世帯員で他産業に就職したものは七九万人、他産業

から農家に離職転入したものの二七万人で、差引き五二万人の労働力が農家から移動した(第74表参照)。農家世帯員の他産業就職者の動向を年齢別にみると、一九歳以下の若年層は、七〇年いらい減少傾向をたどり、七二年には前年比一一％の減となった。他方、二〇歳以上層は七二年にはその増加率が鈍化したものの、七〇年いらい引きつづき増加している。他産業就職における若年層の比重低下と青・壮年層の増大傾向は、各年ごとにその増減率は異なるとはいえ、いぜんとしてつづいている。このことは、農家人口に占める青・壮年層比重の低下を示すだけでなく、ますます農外収入に依存せざる

るをえなくなっている農家経済の不安定な現状を示すものにほかない。農業既就業者の他産業就職者が、対前年比わずか一％の増であつたとしても二四万人を数え、しかも就職者全体の三〇％を占めていることは注目すべきことである。また、他産業就職者の六九％が自宅から通勤していることも農家の実情を知るうえで重要な点である。なお他方、他産業から農家に還流し農業に従事した者は、七一年の一〇万人に対し、七二年は一一万人と増加した。

最後に、統計表は掲げないが、七二年における他産業就職者の就職先では製造業がもっとも多く二九万人、全体に占める割合は三六％であるが、年々その比重を低下させている。他方、卸小売業・サービス業・建設業等は一二・三万人台、その比率は一五・一七％で、そのウェイトを増加させている。また他産業からの離職者の産業では、やはり製造業が多く一〇万人(割合三六％)を数え、ついで建設業の五万人(同一九％)となっている。後者からの離職者が年々増加していることも最近の離職の特徴である。

5 農家子弟学卒者の動向

【資料】「農家子弟の新規学卒者の動向」調査は、農林省が毎年「農家就業動向調査」の一環として、三月に新しく学校を卒業した農家子弟の卒業後の動向を明らかにするためにおこなっているものである。調査の対象は、中学校以上を卒業した農家世帯員であるが、就業しながら夜間の学校や特殊学校等を卒業した者はのぞかれ

第 75 表 農家子弟の学卒者数

(単位：千人，％)

		総 数	中 卒	高 卒	そ の 他 卒
実 数 (構 成 比)	1970年 3 月①	1,162 (100.0)	619 (53.3)	473 (40.7)	70 (6.0)
	1971. 3 ②	1,130 (100.0)	589 (52.1)	470 (41.6)	71 (6.3)
	1972. 3 ③	1,044 (100.0)	539 (51.6)	435 (41.7)	70 (6.7)
	1973. 3 ④	992 (100.0)	492 (49.6)	434 (43.8)	66 (6.7)
対前年増減数	②－①	△ 32	△ 30	△ 3	1
	③－②	△ 86	△ 50	△ 35	△ 1
	④－③	△ 52	△ 47	△ 1	△ 4
対前年増減率	②／①	△ 2.8	△ 4.9	△ 0.6	1.4
	③／②	△ 7.6	△ 8.5	△ 7.5	△ 1.4
	④／③	△ 5.0	△ 8.7	△ 0.2	△ 5.7

- 〔備考〕 1) 4月30日調査による3月の卒業者である。
2) 「その他卒」は大学・短大・各種学校の卒業者である。
3) 卒業者は卒業前の状態が「通学が主」であった者。
4) 資料，農林省統計情報部，昭和48年『農家子弟の新規学卒者の動向』

ている。ちなみに、新規学卒者の卒業後の状態について、文部省が毎年五月一日現在で全国のすべての学校を調査し「学校基本調査」を公表しているが、「農家就業動向調査」との相違については本年鑑第四三・四四集を参照。

農家子弟の学卒者数

七三年三月に中学校以上を卒業した農家子弟の総数は、九十九万人で前年に比べ五万人強、五％減少した(第75表参照)。このうち、もっとも減少率のいちじるしい中卒は、七三年に前年比九％、五万人を減じて四九万人となり、総数に対する割合は、はじめて五〇％を割った。七二年に約三・五万人という高い減少を示した高卒は、七三年には、わずか〇・一万人の微減にとどまり約四三万人であった。また大学や各種学校等を卒業した「その他卒」は、七二年以降減少に転じ、七三年には六％を減じて七万人を割った。

統計表をかかげなかったが、全国の中・高校卒(文部省「学校基本調査」のうち農家子弟(「農家就業動向調査」)の占める割合をみると、七二年には中・高卒ともに三五％であったが、七三年では中卒が三二％、高卒は前年と同じ三五％であった。とくに中卒についていえば、全国の卒業者数もこのところ年々減少しているが、農家子弟学卒者の減少率がさらに大きいためにその比重を低下させたのである。高卒についても全卒業者数の減少傾向と農家子弟の減少傾向が認められるが、むしろ中卒とは逆に七一年まではそのウェイトを増加させ、それ以降三五％に固定している。

農家子弟の農業就業状況

七三年三月の農家子弟卒業者で自家農業に就いた者は前年に比べ一八％減り、一・八万人となった。これは卒業者総数のわずか一・八％にす

第 76 表 農家子弟学卒者の農業就業状況

(単位：千人，%)

	農 業 就 業 者				中 卒				高 卒				
	総 数	男		女	総 計	男		女	総 計	男		女	
		計	あとつき			計	あとつき			計	あとつき		
実 数 (構成比)	1970年3月卒①	37 (100.0)	26 (70.7)	18 (49.1)	11 (29.3)	10 (25.7)	5 (14.6)	3 (6.8)	4 (11.1)	25 (66.7)	19 (50.9)	14 (39.0)	6 (15.4)
	1971. 3 ②	32 (100.0)	24 (75.0)	17 (53.1)	8 (25.1)	7 (21.9)	4 (12.5)	2 (6.3)	3 (9.4)	23 (71.9)	18 (56.3)	14 (43.8)	5 (15.6)
	1572. 3 ③	22 (100.0)	16 (72.7)	12 (54.6)	6 (27.3)	4 (18.2)	3 (13.6)	1 (4.6)	1 (4.6)	16 (72.7)	13 (59.1)	10 (45.5)	3 (13.6)
	1973. 3 ④	18 (100.0)	14 (75.4)	9 (50.0)	5 (25.1)	3 (16.7)	2 (11.1)	1 (5.6)	1 (5.6)	14 (77.8)	11 (61.1)	8 (44.4)	3 (16.7)
農業就業率	①	7.0	9.8	15.5	4.1	8.1	9.3	14.8	6.9	7.0	10.7	16.7	3.3
	②	6.5	9.7	15.9	3.3	7.2	9.6	17.7	5.1	6.9	10.7	17.5	3.0
	③	5.1	7.9	11.5	2.5	6.0	7.8	9.2	3.9	5.3	8.7	13.3	2.1
	④	4.6	7.2	9.8	2.2	5.3	7.2	11.0	3.4	4.8	7.9	10.9	1.9
対前年増減率	②／①	△13.5	△ 7.7	△ 5.6	△27.3	△30.0	△25.0	△33.3	△25.0	△ 8.0	△ 5.3	0.0	△16.7
	③／②	△31.3	△33.3	△29.4	△25.0	△42.9	△25.0	△50.0	△66.7	△30.4	△27.8	△28.6	△40.0
	④／③	△18.2	△12.5	△25.0	△16.7	△25.0	△33.3	0.0	0.0	△12.5	△15.4	△20.0	0.0

〔備考〕 1) 「総数」には「その他卒」が含まれている。
2) 「農業就業率」は新規学卒者のうち進学者をのぞく卒業者に対する農業就業者の割合である。
3) 資料は前表に同じ。

ぎない。第76表をみれば明らかなように、新規学卒者の農業就業者は年々急速に減少し、日本農業衰退の様相を如実に表現している。同様に、農業就業率も七〇年の七％からさらに低下し、七三年には五％を割った。

これを男女別にみると、農業就業者一・八万人のうち七五％は男子で二五％が女子となって、男子の割合がやや上昇している。そのうち「あとつぎ」は五〇％を占めてはいるが、前年比二五％（〇・三万人）の減少となり、しかも農業就業率は一〇％に満たない状態となった。「あとつぎ」の農業就業率が一割を割ったのは初めてのことである。

これを学校別にみると、中卒の農業就業者は〇・三万人で前年に比べ二五％減り、農業就業者総数に占める割合も低下し一七％となった。このような減少は、とくに中卒男子の農業就業者が大幅に減った結果であった。他方、高卒の就業者は、一・四万人で前年より一三％の減少をみせたが、中卒の大幅な減少等を反映し、全体に占める割合は七二年の七三％から七八％へとそのウェイトを高めた。いずれにせよ農家子弟学卒者の農業就業は、男女ともに中高卒を問わず全般的な低下をつづけている。

さらにこれを経営耕地規模別にみたのが第77表であるが、一般的にいつてあらゆる階層で農業就業率が低下していること、経営規模の大きな農家ほど農業就業率は高くなっている点を指摘できる。一ha未満層の農家の子弟は、〇・六％から三％のあいだで、これに対し二ha以上層にあっても一六％程度であり、しかも年々その率を低下させている。

第 77 表 新規学卒者の経営耕地規模別農業就業卒率（都府県）

（単位：％）

	農 家 就 業 率				「高卒」「その他卒」 の占める割合 (73年3月)
	70年3月卒	71年3月卒	72年3月卒	73年3月卒	
都府県総数	6.3	5.9	4.6	4.2	85.1
0.5ha 未満	1.3	0.9	0.4	0.6	85.7
0.5～0.7	3.2	2.7	2.0	1.9	70.0
0.7～1.0	4.4	3.6	3.5	3.1	90.5
1.0～1.5	8.6	7.7	6.5	5.2	81.1
1.5～2.0	14.1	14.9	11.2	9.4	86.1
2 ha 以上	22.7	20.6	15.9	15.6	88.2

〔備考〕 1) 「農業就業率」は就業者総数に対する農業就業者の割合である。
2) 資料は前表に同じ。

農家子弟学卒者の就職状況

統計表は掲げないが、農家子弟の卒業後の状況をみると、一九七三年においては「進学」者が六〇万人（前年比三・九％減）、「就業」者三八万人（同、六・五％減）、「家事・その他」についた者二・四万人（同、七・七％減）でいずれも前年に比べ減った。そしてこの傾向は一般に認められるところであるが、その構成の変化をみると「進学」組の増加傾向に比べ「就業」組は減少している。すなわち、七〇年時点における「進学」の割合は五五％、「就業」のそれは四三％であったものが、七三年にはそれぞれ六〇％、三八％になった。

この「就業」者のうち他産業就業者は、七三年において前年より二万人減って三五万人となった。他産業就業者は六五年の五二万人をピークに年々減少してきたのである。第77表は、農家子弟学卒者の就職先のおもな産業種類である。以下その主要点を摘記する。

(1) 就職状況を就職形態別にみると、七三年においては家を離れて就職した「転出」が五一％、在家就職の「通勤」が四九％でその割合はほとんど差がない。それを男女別にみると、男子の「転出」が「通勤」をやや上回っており、女子にあつてはその逆となっている。

(2) 学校別に就職形態をみると、中卒の大部分（七九％）は「転出」型で、とくに女子の「転出」は八六％という高率を示している。これに対し高卒は「転出」「通勤」ともほぼ同じであり、しかも男子は「転出」型、女子は「通勤」型がやや多いという(1)で述べた特徴と共通している。

(3) 就職先を産業別にみると、製造業が全体の三八％を占めもっとも多く、ついで卸小売業一九％、サービス業一七％の順になっており、前年とほぼ同じ割合を示している。また、製造業のうちでも化

学・金属・機械部門のウェイトがもっとも高い点でも同じであった。

(4) 男女別・学校別に右の特徴をあげると、男子では製造業（四一％）、とくに化学・金属・機械の重化学部門（三〇％）、卸小売業（一五％）建設業（二三％）等への就職が多く、女子は卸小売業（二四％）、サービス業（二三％）など第三次産業部門への就職率が高い。また中卒の六〇％以上が製造業に就職し、ついで建設業、サービス業の順となっている。製造業部門の割合が圧

第 79 表 農家子弟学卒就職者の企業規模別構成（73年 3 月）

（単位：％）

			総	数	29人以下	30 ～ 99	100～499	500人以上
			万人					
総 数	{	全 国	(64.5)	100.0	11.0	14.7	31.1	43.3
		農 家 子 弟	(28.4)	100.0	19.2	16.5	23.5	38.1
中 卒	{	全 国	(10.8)	100.0	22.3	14.9	27.2	35.6
		農 家 子 弟	(5.0)	100.0	33.3	12.1	18.8	32.5
高 卒	{	全 国	(53.6)	100.0	8.7	14.6	31.8	44.9
		農 家 子 弟	(23.5)	100.0	16.3	17.5	24.5	39.3

〔備考〕 1) 全国の数値は労働省『職業安定業務統計』の全世帯就職者である。
2) 資料は前掲『農家子弟の新規学卒者の動向』。

倒的に高いのは、女子の繊維業への就職率（五五％）が高いこと、男子の化学・金属・機械部門への就職（三一％）が高いことによるものである。また建設業が相対的に高率であるのは、男子の三一％がその部門に就職したからである。次に高卒は中卒に比べ卸小売業（二三％）が多く、建設業（五％）の比重が非常に小さいのが特徴である。また、製造業にしてもそのウェイトは高いが、中卒と比べるとなお大きな差が認められる。

以上要するに、農家子弟の就職先は、中卒に生産部門のブルーカラーがより多く、高卒に流通部門のホワイトカラーがより多いという従来の傾向を変えていないことである。

(5)最後に、統計表を掲げていないが、全国総世帯新卒就職者（文部省の『学校基本調査』）のうち農家子弟の占める就職者の割合は、中卒が三七％、高卒が四〇％となっており、いぜんとして新規労働力の給源として農家のもつ意義が重要であることを示している。

農家子弟学卒就職者

の企業規模別構成

第79表は一九七三年に農家子弟学卒者（大学、その他卒を含まない）が就職した企業の規模についてみたものである。これによれば五〇〇人以上規模の大企業に就職した農家子弟は三八％で、全国の新規学卒者の四三％に比べると若干低い。この割合は前年とほぼ同じである。また、一〇〇～四九九人規模の中企業就職者は二四％で全国学卒者の三一％に比べると低い。逆に一〇〇人以下の企業では三六％と、全国学卒者に比べ一〇ポイント高くなっており、とくに二九人規模以下の零細企業においては全国学卒者の一一％に対し農家子弟は一九％となっている。

これを中・高校別にみると、中卒では二九人規模以下の就職者が

三三％強、五〇〇人以上三三％弱とほぼ同じ割合を示し、高卒では五〇〇人以上は三九％、ついで一〇〇～四九九人以上が二五％を占め相対的に大企業就職者が多い。とはいえ、中・高卒の両者とも全国の新規学卒者に比べると大企業就職の割合は低い。農家子弟の就職先が比較的労働条件の悪い不安定な中小零細企業に多いということは一般的に認められていることであり、今後もこの傾向はつづくと思われる。農家子弟就職者の就職形態の半ばを通勤が占めていること、農村周辺には比較的に小規模企業が多いということが、この傾向の一因と考えられる。

最後に、統計表は示さないが、農家子弟の就職転出者一八万人のうち、七四％が京浜・中京・京阪神の大都市地域に転出し、その他の県内外に就職転出した者はわずか二六％であった。

2 農家経済と農家生計費

【資料】農林省統計情報部は、農家経済の動向を明らかにすることを目的に、毎年『農家経済調査報告』を公表しているが、一九七四年三月、昭和四七年度の『調査報告』を刊行した。また、農林省は農家経済調査の一環として農家の消費生活の実態を明らかにする『農家生計費統計』を刊行している。この数年、この『農家生計費統計』の公表が大幅に遅れていたこともあり、本年鑑では主に『農

第 80 表 農家経済の推移（全国1戸当り平均）

（単位：千円，％）

		農 家 所 得			農 業 依 存 度	可 処 分 所 得	家 計 費	農家経済 余 剩
		計	農業所得	農外所得				
実 数	1968年度 ①	1,125.7	527.0	598.7	46.8	1,148.0	958.0	190.0
	1969 " ②	1,250.0	529.3	720.7	42.3	1,285.7	1,082.6	203.1
	1970 " ③	1,393.2	508.0	885.2	36.5	1,448.8	1,225.2	223.6
	1971 " ④	1,537.7	469.6	1,068.1	30.5	1,596.5	1,361.7	234.8
	1972 " ⑤	1,852.9	585.2	1,267.7	31.6	1,909.0	1,550.9	358.1
対前年増減率	②／①	11.0	0.4	20.4	—	12.0	13.0	6.9
	③／②	11.5	△ 4.0	22.8	—	12.7	13.2	10.1
	④／③	10.4	△ 7.6	20.7	—	10.2	11.1	5.0
	⑤／④	20.5	24.6	18.7	—	19.6	13.9	52.5

〔備考〕 資料は農林省統計情報部，昭和47年度『農家経済調査報告』（1974年3月刊）。

家経済調査報告』を利用してその結果を紹介してきた。ところで一九七四年三月、昭和四六・七年度の『農家生計費統計』がようやく公表された。以下、右の両報告書を利用して七二年度の農家経済と農家生計費の概要を記述する。

農家経済と所得

第80表は、一九六八年度から七二年度までの全国一戸当り平均の農家経済収支の推移を示したものである。これによると七二年度の農家経済の特徴は――

(1)全国一戸当り平均農家所得は一八五万円で、前年に比べ二一％増加した。これは六七年度の二〇％増をさらにこえた近年にない大幅な増加であった。

(2)農家所得の増加は、農外所得の二〇％に近い上昇にくわえ、農業所得の二五％におよぶ記録的な増加によるものである。農業所得は、六八年度以降、米の生産過剰による生産調整と米価据置き、その他の農産物価格の低迷等のため伸びなやみ、七〇／七一年度においては減少するまでになった。七二年度の農業所得の大幅な上昇は、このような七一年度における農業所得の低水準を基準にした七二年産米の増収と米を含む農産物価格の増勢によるものであった。

この点を農林省統計情報部の前掲報告書は次のようにみている――
「第一に農業生産が気象条件に恵まれて作柄が良好に推移し、四年振りに六・〇パーセント増加したこと。第二に低迷を続けてきた農産物価格が、米価の引上げをはじめ、畜産物、繭等の値上りから前年度に比べ五・六パーセント上昇したこと。更に第三に農業生産資材が、畜産用動物、建築資材、賃借料金の値上りがあったものの全体の上げ幅は四・五パーセントと農産物価格の上昇率を下回り農業経営をめぐる交易条件が有利に推移したことなどがあげられる」。

第 81 表 経営耕地規模別農家経済（都府県 1 戸当り平均）

1972年度（単位：千円，％）

	農 家 所 得			農 業 依 存 度	租税公課 諸 負 担	家 計 費	農業所得に よる家計費 充足率	農家経済 余 剰
	計	農業所得	農外所得					
都府県平均	1,849.4	560.9	1,288.5	30.3	235.7	1,550.9	36.2	349.6
0.1～0.5ha	1,835.9	148.8	1,687.1	8.1	232.3	1,540.8	9.7	361.3
0.5～1.0	1,801.7	482.1	1,319.6	26.8	247.1	1,510.9	31.9	325.9
1.0～1.5	1,865.4	878.7	986.7	47.1	211.5	1,548.9	56.7	371.4
1.5～2.0	1,849.3	1,114.4	734.9	60.3	235.1	1,577.5	70.6	305.2
2.0ha 以上	2,069.2	1,487.6	581.6	71.9	252.2	1,725.6	86.2	403.7

〔備考〕 資料は前掲『農家経済調査報告』。

(3) 農外所得は一
二七万円となり、
対前年比一九％の
伸びであった。こ
のことは、兼業増
加の反映にほかな
らないが、農家所
得に対する割合は
六八％となった。
したがって農家所
得中に占める農業
所得の割合（農業
依存度）は、前年
よりやや増加し三
二％になった。

(4) 農家の可処分
所得（農家所得より
租税公課諸負担を除
き、出稼ぎ被贈扶助
等収入を加えた所
得）は一九一万円
となり、対前年比
二〇％の増加とな
った。この増大率
も六七年度（二〇

％）いらいのもであった。

(5) 可処分所得の伸びより家計費のそれが小幅であった（二四％）
こともあって農家経済余剰は三六万円となり、前年に比べ五三％と
いう未曾有の上昇となった。それは六〇年度の三八％、六三年度の
三〇％等をはるかにこえる上昇率であった（もっとも、これらの数字
は物価上昇を度外視した名目上のものであることに注意しなければなら
ない）。

経営耕地規模別農家経済

都府県の一戸当り平均の農家経済を経
営耕地規模別に示したのが第81表であ
る。

(1) 一九七二年度の農家所得は、〇・五～一ha層の一八〇万円（前
年比一九％増）を最低に、最高が二ha以上層の二〇七万円（同、二五
％増）である。前年度都府県平均より相当下回っていた一・一～一・五
ha層は、七二年度においてはそれを上回り一八七万円（同、二四％
増）となった。また、同様に前年度平均以下であった一・五～二ha
層も前年比二二％増加し、ようやく都府県平均なみの一八五万円に
なった。いずれにせよ、経営耕地規模の階層に応じた農家所得の上
昇は、たとえ農業所得の大幅な増がみられたとしても、もはや望め
なくなっているのである。

(2) 米の生産調整や生産者米価据置き等を反映し、六九年度以降、
農家所得の最低層が一階層上昇し、七一年度は一・一～一・五ha層にな
っていた。七二年度はふたたび六九年度の状況、すなわち〇・五～
一ha層になった。この変化が農業所得の増加によることは明らかで
ある。

(3) 農業所得が経営規模に比例して高くなり、農外所得がその逆の

関係にあることはいうまでもないが、二ha以上層で農外所得が二八%を占め、しかも兼業の必要度がますます高まり、農業所得による家計費充足率は八六%と農業所得のみで家計費を補うことができない状態にある。

七二年度の農業依存度の平均は、農業所得の上昇により三〇%と、前年のそれとほぼ同年であった。

* 本年鑑第四四集、一八三ページの第107表「経営耕地規模別農家経済」の都府県平均「農業依存度」が四二・〇となっていたが、誤りにつき二九・六と訂正する。

(4) 租税公課諸負担は農家所得の上昇度合に応じて変化しており、二ha以上層は前年に同じく最高であるが、これまで〇・五ha未満層がそれについていたのが、七二年度には〇・五-一ha層が高くなった。租税公課諸負担の最低は一-一・五ha層である。租税公課諸負担は、厳密にいうと必ずしも農家所得に比例して変化してはいない。

(5) 農家の家計費の最高は、二ha以上層の一七三万円で、最小は〇・五-一ha層の一五一万円で、〇・五ha以下層をのぞき、家計費は経営規模の大きさに応じて高くなっている。

(6) 農家経済余剰の都府県一戸当り平均は三五万円で、前年に比べ四七%の増加を記録した。これは各階層とも伸びが大きかったというだけでなく、とくに二ha以上層の経済余剰が四〇万円、前年比七八%という大幅な増があったからである。なお、経済余剰のもっとも少ないのは一・五-二ha層であるが、これはこの層が農家所得の上昇率が相対的に低かったにもかかわらず租税公課諸負担や家計費が相対的に高かったからである。それにしても前年比五七%の増加

第 82 表 農家の費目別生計費（全国1戸当り平均）

（単位：千円，%）

		家計費計	飲食費	被服費	家計費計 光熱水道	住居費	教育文化 費	交際費	自動車費	その他
実 数 （構成費）	1969年度①	1,082.6 (100.0)	326.6 (30.2)	104.4 (9.6)	38.5 (3.6)	149.1 (13.8)	113.6 (10.5)	157.7 (14.6)	68.8 (6.4)	123.9 (11.4)
	1970 ②	1,225.2 (100.0)	353.5 (28.9)	118.3 (9.7)	42.8 (3.5)	169.7 (13.9)	132.5 (10.8)	181.3 (14.8)	91.8 (7.5)	135.3 (11.0)
	1971 ③	1,361.7 (100.0)	377.7 (27.7)	132.6 (9.7)	45.9 (3.4)	191.0 (14.0)	141.2 (10.4)	221.4 (16.3)	98.1 (7.2)	153.8 (11.3)
	1972 ④	1,550.9 (100.0)	407.1 (26.2)	154.9 (10.0)	49.3 (3.2)	213.4 (13.8)	162.1 (10.5)	261.4 (16.9)	112.9 (7.3)	189.8 (12.2)
対前 年増 減率	②／①	13.2	8.2	13.3	11.2	13.8	16.6	11.5	33.4	9.2
	③／②	11.1	6.8	12.1	7.2	12.6	6.6	22.1	6.9	13.7
	④／③	13.9	7.8	16.8	7.4	11.7	14.8	18.1	15.1	23.4

〔備考〕 1) 「交際費」はこづかい，諸会合，雑費，贈答および送金である。
2) 「その他」はたばこ，保健衛生費，臨時費である。
3) 資料，農林省統計情報部昭和46・47年度『農家生計費統計』（1974年3月刊）

を示している。上昇率のもっとも低い層は〇・五ha未満層の二八％であった。

農家の費目別生計費

全国一戸当り平均生計費は一五五万円で前年度比一四％増となった(第82表*)。

* 「農家経済調査」では六九年度以降「自動車費」を「住居費」の家財家具費から分離して新設しているので、本年からそれにもとづいて統計表を作成した。従来、本年鑑では「自動車費」は「その他」に含めて計算してきたので一部の項目の数値は一致しない。

(1) 農家支出を費目別にみると、対前年上昇率では「その他」の二三％、「交際費」一八％、「被服費」一七％、「自動車費」「教育文化費」それぞれ一五％の順となっており、「家計光熱費」「飲食費」の伸びは七〜八％で最低の費目に属している。

(2) 「飲食費」の対前年増は八％で前年の七％より一ポイント上回った程度である。しかしエンゲル係数は、前年の二八を下回り二六になった。エンゲル係数の年々の低下、とくに米を中心とする穀類支出が六九年度以降絶対的にも低下していることの影響もみのがせない。

(3) 臨時費や雑費を含む「その他」の費用が年々いちじるしい増加を示しているのは、それだけ家計費に余裕が生じたものとみられるが、このことは「教育文化費」「交際費」の比較的高い伸びを示した費目にもあてはまることであろう。

農家と都市勤労者の比較

農家には農家所得のほか米の生産調整奨励金や出稼被贈扶助等収入があり、

それらを加えた農家総所得は二一五万円で前年比二二％増となった。総理府の「家計調査」による全国勤労者世帯一戸当りの実収入は一七一万円、前年比一三％増にとどまったこともあり、農家総所

第 83 表 農家と都市勤労者世帯の所得家計費の比較（全国1人当り平均）
(単位：千円，％)

	農家世帯員1人当り			勤労者世帯1人当り			勤労者世帯に対する農家の割合		
	総所得A	可処分所得B	家計費C	実収入a	可処分所得b	家計費c	A／a	B／b	C／c
1970年度 ①	328.9	297.5	236.8	357.5	327.8	248.6	92.0	90.8	95.3
1971年度 ②	374.6	334.7	267.9	391.9	359.8	273.7	95.6	93.0	97.9
1972年度 ③	460.4	408.8	311.5	446.1	407.1	303.8	103.2	100.4	102.5
②／①	13.9	12.5	13.1	9.6	9.8	10.1	—	—	—
③／②	22.9	22.1	16.3	13.8	13.1	11.0	—	—	—

〔備考〕 資料は前掲『農家経済調査報告』。

得の上昇は、勤労者の収入をさらにこえるものとなった（前掲『農家経済調査報告』）。それを全国一人当たり平均で示したのが第83表である。それによると一人当たり農家総所得は四六万円の前年に比べ二三％の増加となり、勤労者世帯一人当たり収入四五万円をこえた（といっても家族員の就労時間当り収入の比較でないことに注意）。農家の収入一戸当りでは前年以降勤労者のそれを上回っており、一人当たり収入で上回ったのは七二年度においてである。農家世帯一人当たり可処分所得および家計費も同じく上回った。

